

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		適正な行政管理の実施				
評価方式		総合 実績 事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	①
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	187,583	182,485	170,146	171,936	181,242
	補正予算	0	0	0	0	
	繰越し等	0	0	0		
	計	187,583	182,485	170,146		
		<0>	<0>	<0>		
執行額		145,044	155,827	147,571		

政策評価調書（個別票2）

政策名	適正な行政管理の実施					番号	①	(千円)		
	予 算 科 目					予 算 額				
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	元年度 当初予算額	2年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	行政管理実施費	行政管理の実施に必要な経費	129,945	138,910		
	●	2	一般	管区行政評価局	行政評価等実施費	行政管理の実施に必要な経費	41,991	42,332		
	●	3								
	●	4								
	小計							171,936	181,242	
							<> の内数		<> の内数	
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計								<> の内数	
							<> の内数		<> の内数	
対応表において○となっているもの	○	1					<	>		
	○	2					<	>		
	○	3					<	>		
	○	4					<	>		
	小計								<> の内数	
							<> の内数		<> の内数	
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>		
	◇	2					<	>		
	◇	3					<	>		
	◇	4					<	>		
	小計								<> の内数	
							<> の内数		<> の内数	
合計							171,936	181,242		
							の内数		の内数	

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名				適正な行政管理の実施				番号	①	(千円)
事務事業名	概要	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	達成しようとする目標及び実績		
				元年度当初予算額	2年度概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント		
								概算要求への反映状況		
行政手続制度推進費	行政手続制度及び行政不服審査制度について、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに国民の権利利益の救済を図るため、周知、研修、調査研究等を実施	●	1	38,005	50,269	12,264	△615	<p>【目標】 各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p> <p>【実績】 平成30年度においては、各府省や各地方公共団体等からの質問・照会、意見交換（2回）等を通じた取組状況を把握し、研修・説明会（7回）等を通じて、制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施した。</p> <p>研修会や説明会において、平成28年度に新たに導入した審理員制度等の基礎的な情報を提供するとともに、各府省、地方公共団体等からの個別の照会に応じて様々な情報を提供するなど、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施し、目標を達成できた。引き続き、研修、説明会等の内容の重点化等、メリハリのある情報提供を推進する。</p> <p>研修会や説明会の内容の重点化を行うことなどにより、行政不服審査・行政手続制度周知等経費の要求額を対前年度同額程度に抑制し、また、その他の経費についても要求額の精査を行った。</p>		
合計				38,005	50,269	12,264				

主要な政策に係る評価書(平成30年度実施政策)

(総務省31-①)

政策 ^(※1) 名	政策1:適正な行政管理の実施			分野	行政改革・行政運営	
政策の概要	行政運営の見直し・改善を図るとともに、各省に共通する行政制度を管理することにより、行政の総合的かつ効率的・効果的な実施を推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:・行政運営の改善・効率化の実現 ・行政の信頼性の確保及び透明性の向上 [中間アウトカム]:・ICTを活用した業務・システム改革が各府省において実施され、国民が受ける行政サービスの質が向上すること ・独立行政法人制度の運用により、独立行政法人による行政活動の自律的な実施が実現され、行政運営の効率化等が促進されること ・行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度が適正かつ円滑に運用されること					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		28年度	29年度	30年度	31年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	188	182	170	172
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	188	182	170	
執行額		145	148	140		

政策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画	平成30年6月15日	II-(7)情報システム改革・業務の見直し【官民データ基本法第15条第1項関係】

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)				
				28年度	29年度	30年度		
ITを活用して政府全体の行政サービスの向上を進めるとともに行政運営の効率化を実現すること	政府情報システムの統合・集約化等を引き続き推進	① 各行政機関が所管する情報システム数 ＜アウトプット指標＞ 【AP改革項目関連:IT化と業務改革、行政改革等分野⑭】 【APのKPI】	1,450 (H24年度実績値) 【24年度】	平成30年度に基準年度から半減(725)			725 (平成30年度に基準年度から半減) 【30年度】	イ
				862	793	719		
	各府省における業務改革の取組の推進	2 行政管理局が重点的に取り組む個別業務の改革について、具体的取組内容、工程表、成果指標を設定した割合 ＜アウトプット指標＞	業務改革の方向性を取組方針に盛り込むとともに、具体的な取組状況をとりまとめ 【27年度】	100% 100% (1/1)	100% 100% (22/22)	100% 100% (同左)	100% 【30年度】	イ
				100%	100%	100%		
	各省における手続の利便性向上に向けた取組に対する支援や利用者からの意見・要望聴取	3 申請・届出等手続におけるオンライン利用率 ＜アウトカム指標＞	45.4% 【26年度】	平成26年度値(45.4%)以上 47.3% (平成27年度値)	平成27年度値(47.3%)以上	平成28年度値(43.5%)以上 43.5% (平成28年度値)	70%以上 【33年度】	—
			—			44.8% (平成29年度値)		
	良質かつ低廉な公共サービスの実現を推進するため、市場化テスト実施に伴う官民競争入札等監理委員会の関与を軽減させた新プロセス等への移行を促進すること	4 公共サービス改革法の対象事業数に占める新プロセス及び終了プロセスへの移行割合 ＜アウトプット指標＞	20% 【26年度】	36% 34.3% (124/361)	39% 39% (145/370)	40% 54% (204/378)	40% 【30年度】	イ

※平成29年度以降「行政手続等の棚卸調査」との合同調査とし、集計方法を変更(受け手が「国の行政機関」である手続から、受け手が「国」、「独立行政法人等」及び「国、独立行政法人等」である手続への対象の変更等)

<p>独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用を通じ、各府省の政策実施機能の強化を図ること</p>	<p>新しい独立行政法人制度を運用するに当たっての課題の適切な把握とそれに応じた対応により、各法人の性質に応じた柔軟な経営を可能とする環境を整備</p>	<p>⑤</p>	<p>新しい独立行政法人制度の運用に係る課題等の把握及びその対応の程度 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>27年4月の新制度移行に伴う必要な措置を実施 【27年度】</p>	<p>各府省・各法人における新制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p> <p>・調達関連業務により法人における研究開発が停滞しているという課題に対し、関連する閣議決定の改定を行い、新たな随意契約方式を導入するとともにその具体的な運用に関する通知を发出了。</p> <p>・国際的な会計動向を踏まえた課題等に対応すべく、有識者等の議論を通じて会計基準等の改訂を検討し、現在「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」の作成に向けた作業を行っている。</p>	<p>各府省・各法人における新制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p> <p>・経営努力認定制度について、現在法人において有効に活用されていないという課題に対し、申請要件の見直しや手続きの簡素化、認定割合の引上げなどの改善を行うこととする内容の新たな通知を发出了した(平成30年3月末)。</p> <p>・「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」を策定するとともに(平成29年9月)、これを踏まえ、有識者等の議論を通じて、財務諸表等の法人マネジメントへの一層の活用に資するよう、事業報告書の記載事項等の見直しや会計基準の改訂に向けた作業を行っている。</p>	<p>各府省・各法人における新制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p> <p>・独立行政法人の能力の最大限活用という課題に対し、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」の改定を行った(平成31年3月)。</p> <p>・独立行政法人の財務報告のより一層の活用という課題に対し、財務報告の基礎にある前提や概念について理論的・体系的に整理した「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」に基づき、「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」の設定及び「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂を行った(平成30年9月)。また、企業会計の監査基準の改訂等に基づき、「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の改訂を行った(平成31年3月)。</p>	<p>各府省・各法人における新制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施 【30年度】</p>	<p>イ</p>
<p>行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること</p>	<p>新しい行政不服審査制度を適切に施行するため、各種規程等の整備など必要な準備を進めること</p>	<p>6</p>	<p>行政不服審査制度の見直し ＜アウトプット指標＞</p>	<p>新しい行政不服審査制度の創設に向けた検討を開始 【24年度】</p>	<p>新しい行政不服審査制度の適切な施行</p> <p>新しい行政不服審査制度について、①政令、審査請求事務取扱マニュアル等の整備、②各種研修・セミナーの実施等の施行準備を進め、適切に施行した。</p>	<p>△</p>	<p>△</p>	<p>新しい行政不服審査制度の適切な施行 【28年度】</p>	<p>イ</p>
<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等を通じた必要な情報提供を実施</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等を通じた必要な情報提供を実施</p>	<p>⑦</p>	<p>行政手続制度、行政不服審査制度の普及 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>平成27年4月施行の改正行政手続法及び28年4月施行の改正行政不服審査法について、各府省や各地方公共団体における主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報提供 【28年度】</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p> <p>各府省や各地方公共団体等からの質問・照会、意見交換(18回)等を通じた取組状況を把握し、研修・説明会(32回)等を通じて、制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施した。</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p> <p>各府省や各地方公共団体等からの質問・照会、意見交換(3回)等を通じた取組状況を把握し、研修・説明会(23回)等を通じて、制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施した。</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p> <p>各府省や各地方公共団体等からの質問・照会、意見交換(2回)等を通じた取組状況を把握し、研修・説明会(7回)等を通じて、制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施した。</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施 【30年度】</p>	<p>イ</p>

国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること	国民への説明責務を全うするため、開示決定期限の遵守の徹底を図ること	⑧	国の行政機関等における情報公開制度において、期限内に開示決定等がされたものの割合（行政機関及び独立行政法人等） ＜アウトプット指標＞	行政機関：99.9% 独立行政法人等：99.7% 【26年度】	平成26年度値以上 （100%を目指す）	平成26年度値以上 （100%を目指す）	平成26年度値以上 （100%を目指す）	平成26年度値以上（100%を目指す） 【30年度】	□
	職員研修により、情報公開制度の趣旨及び内容等の徹底を図ること	9	国の行政機関等の職員に対する情報公開制度の運用に関する研修における満足度等の割合 ＜アウトプット指標＞	参加機関等数：743 参加者数：1,229人 満足度：93.8% 【27年度】	平成27年度値を上回る	平成27年度値を上回る	平成27年度値を上回る	平成27年度値を上回る 【30年度】	イ
	保有個人情報の適正な管理を図ること	⑩	国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数（行政機関及び独立行政法人等） ＜アウトプット指標＞	行政機関：491件 独立行政法人等：551件 【26年度】	平成26年度値より減少	平成26年度値より減少 （10%減を目指す）	平成26年度値より減少 （10%減を目指す）	平成26年度値より減少 （10%減を目指す） 【30年度】	ハ
	職員研修により、個人情報保護制度の趣旨及び内容等の徹底を図ること	11	国の行政機関等の職員に対する個人情報保護制度の運用に関する研修における満足度等の割合 ＜アウトプット指標＞	参加機関等数：743 参加者数：1,229人 満足度：95.7% 【27年度】	平成27年度値を上回る	平成27年度値を上回る	平成27年度値を上回る	平成27年度値を上回る 【30年度】	□

<p>目標達成度の測定結果 (※4)</p>	<p>(各行政機関共通区分)</p>	<p>相当程度進展あり</p>
<p>政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)</p>	<p>(判断根拠)</p>	<p>測定指標1、5、7、8及び10は達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えている。 測定指標10については目標を達成できなかったが、測定指標1、5及び7については目標を達成しており、また、測定指標8は目標年度にわずかに及ばなかったが目標値に近い実績を示すことができた。 主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示しており、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。</p> <p><施策目標>ITを活用して政府全体の行政サービスの向上を進めるとともに行政運営の効率化を実現すること 当該施策目標については、目標期間が終了していない測定指標3を除き、目標を達成することができた。 ・測定指標1については、世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月14日閣議決定)において、2018年度までに情報システム数を半数近くまで削減するとされたことを踏まえ、各府省における個々の情報システムの統廃合等の改革を継続的に推進し、目標を達成した。 ・測定指標2については、以下のとおり。 平成28年度は、「国の行政の業務改革に関する取組方針」(平成28年8月2日総務大臣決定)を踏まえ、政府内においてBPRの取組を広め、その定着を図る観点からBPRの取組に重点化して業務改革の取組の推進を図ってきたところ。目標の評価に当たっては、各府省が取り組む個別業務について、改革案が示された業務のうち、具体的取組内容、工程表、成果指標が設定された業務の数を測定した。 平成29年度以降は、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定)を踏まえ、内閣官房(IT室)等と連携・分担して各府省の業務改革(BPR)の推進に取り組んできたところ。目標の評価に当たっては、「各府省におけるデジタル・ガバメントを戦略的に推進するための中長期計画」(平成30年6月29日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)において、各府省における取組目標・KPI・成果指標が設定されたことを確認した。 ・測定指標3については、各府省において利用者ニーズを踏まえた地道なオンライン手続の利便性向上が図られたことにより前年度の実績を上回ることができた。(なお、平成29年度以降「行政手続等の棚卸調査」との合同調査とし、対象、受け手が「国の行政機関」である手続から、受け手が「国」、「独立行政法人等」及び「国、独立行政法人等」である手続に変更する等、集計方法に変更が生じている。)目標期間が終了していないため、達成度は「-」とする。現時点では目標値に届いていないところであるが、デジタル手続法の成立を踏まえ、今後、政府として新たな取組が推進されることとなる。 ・測定指標4については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」(平成29年3月22日)の改正により、終了プロセス(2)※へ移行する事業が増加したため、前年度の実績を大幅に上回ることができた。 ※終了プロセス(2)とは、様々な入札改善策が講じられたものの、事業の特殊性、関係法令の抜本的見直しなどの要因から、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込まれない事業について、官民競争入札等監理委員会を審議し、市場化テストを終了することとされたもの。</p> <p><施策目標>独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用を通じ、各府省の政策実施機能の強化を図ること 当該施策目標については、新しい独立行政法人制度を運用するに当たっての課題を適切に把握し、以下の規定の策定等を行った。これらは、いずれも「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」等を踏まえ対応されており、各法人の性質に応じた柔軟な経営を可能とする環境を整備したと考えられることから、目標を達成したと考えられる。</p> <p>・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」において、財務報告のより一層の活用が課題とされたことから、財務報告の基礎にある前提や概念について理論的・体系的に整理した「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針(平成29年9月)」を策定し、指針に基づき、関連する以下の設定・改訂を行った。 「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」の設定(平成30年9月) 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂(平成30年9月) 「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の改訂(平成31年3月) 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&Aの改訂(平成31年3月) 独立行政法人会計基準における連結財務諸表部分に関しては、今後の独立行政法人による出資等の状況を注視し、見直しについて検討することとなったため、引き続き会計基準等部会及び共同ワーキング・チームにおいて検討を行っているとともに、設定・改訂を行った上記の規定等について、趣旨を周知していくため、説明会の実施を検討している。 ・「特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針(平成28年6月28日閣議決定。平成29年3月10日一部変更)」において、「研究開発成果の早期発現及び向上が期待でき、かつ、競争性及び透明性が確保された、新たな随意契約方式を導入する」とこととされたことから、以下を策定した。 特定国立研究開発法人の調達に係る事務について(平成29年3月) さらに、上記で創設された特例随意契約制度に関し、「統合イノベーション戦略2019(令和元年6月21日閣議決定)」で「適用法人や上限額等の見直しを検討する」とされたことを踏まえ、令和元年度以降、内閣府及び総務省において外部有識者から成る検討会を開催し、制度見直しの検討を行っている。 ・法人の利益に係る経営努力認定制度に関して、国立研究開発法人の要望等を踏まえ、法人の経営努力を促進するインセンティブがより機能するように、以下を策定した。 独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について(平成30年3月) ・独立行政法人評価制度委員会における4年間の審議において、急速な人口減少や、オールジャパンで取り組むべき政策課題が増加している等の時代変化を踏まえ、我が国を取り巻く政策課題の解決に各府省、独立行政法人、地方公共団体等が連携して取り組む必要性などについて意見が示されたことを受け、以下の改定を行った。 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」の改定(平成31年3月) 「独立行政法人の評価に関する指針」の改定(平成31年3月) 今後、指針の改定の趣旨を周知していくため、説明会等の開催を検討している。</p>

評価結果	<p><施策目標>行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること 当該施策目標については、各制度に係る施行状況調査の結果等を踏まえると、行政手続制度及び行政不服審査制度は総じて適正かつ円滑に運用されていると考えられ、目標を概ね達成できたものと考えられる。</p> <p>(参考)各府省の取組状況の把握の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度公布の命令等に係る意見公募手続のうち、根拠法令の条項を明示したものの割合 97.2%(970件/998件。条項が明示されていなかった案件は、法令全般を根拠とすることから、特定の条項を明示できなかったもの等である。)(行政手続法施行状況調査結果) 平成29年度公布の命令等に係る意見公募手続のうち結果の公示を行った案件について、結果の公示を命令等の公布の同日又はそれ以前に行ったものの割合 96.9%(960件/991件。命令等の公布日後に公示を行った案件は、提出意見に対する回答の精査に時間を要したものと等である。)(行政手続法施行状況調査結果) 審査請求の新規申立件数 平成28年度 22,316件(行政不服審査法施行状況調査結果) 上記のうち、同年度中に処理が終了した件数 8,317件(行政不服審査法施行状況調査結果) <p>しかしながら、前者においては結果の公示が適切に行われていない例が一部あり、後者においては審理の長期化等が指摘されていることから、引き続き制度の普及を図ってまいりたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標6については、新しい行政不服審査制度について、政令、規則、審査請求事務取扱マニュアル等の整備、各種研修・セミナーの実施等により、平成28年4月1日、適切に施行し、目標を達成できた。 測定指標7については、研修会や説明会において、平成28年度に新たに導入した審理員制度等の基礎的な情報を提供するとともに、各府省、各地方公共団体等からの個別の照会に応じて様々な情報を提供するなど、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施し、目標を達成できた。 				
	<p><施策目標>国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること 当該施策目標については、個別の測定指標について目標達成にはわずかに及ばなかったが、行政機関及び独立行政法人等ともに目標値に近い実績を示すことができたため、施策全体としても目標に対し相当程度の進展があったと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標8については、会議、研修等を通じて各行政機関等に対する指導等を実施した結果、平成30年度の行政機関の実績について100%を達成できた。一方、独立行政法人等においては、所管部署が業務多忙のため開示決定等の処理に時間を要したものや、担当者において補正に関する開示決定等の期限の認識を誤っていた等の理由から100%には及ばなかったものの、99.7%と目標値に近い実績を示すことができた。全体として期限内の開示決定等による情報の迅速な開示が進んでおり、目標の達成に向け着実に進展していると考えられる。 測定指標9については、目標を上回ることができた。事例を含めた具体的な説明により受講者の理解が進んだものと考えられる。 測定指標10については、行政機関・独立行政法人等に対し、会議、研修等を通じて指導等を実施してきたものの、職員による誤送付・誤送信等により目標を達成することはできなかった。誤送付等発生の背景事情としては、各行政機関・独立行政法人等における職員への意識向上の徹底等が不十分であったこと、誤送付等の発生を防ぐ手段としてのシステムが十分に機能していないこと等が原因と考えられる。 測定指標11については、目標を上回ることができなかった。平成30年度は講義時間を前年度よりも少なく設定せざるを得ず、やや説明に不足する部分があったものと考えられる。令和元年度では、この点を踏まえ、講義の仕方を工夫の予定。 				
次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標1については、世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月14日閣議決定)において、2018年度までに情報システム数を半数近くまで削減するとされたことを踏まえ、設定したものであり、本取組は昨年度に最終年度を迎えたため、削除することとする。 測定指標2については、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月16日eガバメント関係会議決定)を踏まえ、引き続き内閣官房(IT室)と連携・分担しながら、各府省の業務改革(BPR)の取組支援を行う。 測定指標3については、デジタル手続法により行政手続オンライン化法の主管省庁が内閣官房に移管することに伴い、削除することとする。 測定指標4については、目標を達成しているため、引き続き今後の効率的・効果的な業務運営を行うこととする。 測定指標5については、指標を達成したものの、より一層、独立行政法人が制度導入の本来の趣旨にのっとり、自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化が図られるよう、引き続き、独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用に関する取組を推進していくこととする。 測定指標6については、新しい行政不服審査制度について、政令、審査請求事務取扱マニュアル等の整備、各種研修・セミナーの実施等の施行準備を行い、平成28年4月1日、適切に施行したことから、削除する。 測定指標7については、引き続き今後の目標とし、研修、説明会等の内容の重点化等、メリハリのある情報提供を推進する。 測定指標8については、100%の目標には及ばなかったものの、目標の達成に向け着実に進んでいると考えられるため、引き続き連絡会議や研修を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底していくこととする。また、より効率的な業務の手法についても検討することとする。 測定指標9については、指標として満足度は適切ではなく、理解度を指標とすべきとの本有識者会議における御指摘を踏まえ、指標を満足度から理解度に切り替え、平成29年度と平成30年度のうち高い理解度を得ている平成30年度を基準年度とし、同年度を上回ることを今後の目標とする。 測定指標10については、制度所管の総務省としては、引き続き、会議、研修等を通じて個人情報の漏えい等の防止策を講ずるよう指導等していくが、漏えい等防止の直接の当事者は各行政機関・独立行政法人等であり、測定指標として適切ではないとの結論に至ったことから、測定指標からは削除し、制度の適正かつ円滑な運用状況を補足する参考指標とする。 測定指標11については、測定指標9と同様に指標を理解度に切り替え、平成30年度を上回ることを今後の目標とする。また、講義時間の不足に対しては講義内容の工夫等により対応する。 <p>(平成32年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>Ⅲ 予算の継続・現状維持</p> <table border="1"> <tr> <td>平成32年度予算概算要求への主な反映内容</td> <td>評価結果を踏まえ、より効率的に事業実施を行う観点から、令和2年度予算概算要求に当たっては、政府共通プラットフォームの新環境への移行に向けた対応等のために行政不服審査裁決・答申データベース運用・保守経費を増額計上する一方、既存の経費については、過去の執行実績の反映等を行い、要求額の精査に努めた。</td> </tr> <tr> <td>税制、法令、組織、定員等への主な反映内容</td> <td>—</td> </tr> </table>	平成32年度予算概算要求への主な反映内容	評価結果を踏まえ、より効率的に事業実施を行う観点から、令和2年度予算概算要求に当たっては、政府共通プラットフォームの新環境への移行に向けた対応等のために行政不服審査裁決・答申データベース運用・保守経費を増額計上する一方、既存の経費については、過去の執行実績の反映等を行い、要求額の精査に努めた。	税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—
平成32年度予算概算要求への主な反映内容	評価結果を踏まえ、より効率的に事業実施を行う観点から、令和2年度予算概算要求に当たっては、政府共通プラットフォームの新環境への移行に向けた対応等のために行政不服審査裁決・答申データベース運用・保守経費を増額計上する一方、既存の経費については、過去の執行実績の反映等を行い、要求額の精査に努めた。				
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—				

学識経験を有する者の知見等の活用	令和元年7月に開催された「総務省の政策評価に関する有識者会議」において、行政経営コンサルタントの田淵先生から、指標3について29年度以降集計方法を変更したことが分かるよう、変更前と変更後の二段書きとすることなどについて御指摘をいただき、反映した。また、田淵先生、明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授の西出先生、埼玉大学教育学部教授の重川先生から、指標10について、制度の実態を表す指標であることから、削除するのではなく、次年度以降の事前分析表においても参考指標とするなどしてはどうかとの御指摘を踏まえ、次年度以降の事前分析表では参考指標とすることとした。
------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続等の棚卸結果等 (https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/tanaoroshi_data.xlsx) ・平成26年度における情報公開法の施行の状況について (http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyokaku/02gyokan06_03000047.html) ・平成27年度における情報公開法の施行の状況について (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/02gyokan06_03000047_00002.html) ・平成28年度における情報公開法の施行の状況について (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/02gyokan06_04000062.html) ・平成29年度における情報公開法の施行の状況について (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/02gyokan06_04000076.html) ・平成26年度における行政機関等個人情報保護法の施行の状況について (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/02gyokan06_04000072.html) ・平成27年度における行政機関等個人情報保護法の施行の状況について (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/02gyokan06_04000073.html) ・平成28年度における行政機関等個人情報保護法の施行の状況について (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/02gyokan06_04000074.html) ・平成29年度における行政機関等個人情報保護法の施行の状況について (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/02gyokan06_04000075.html)
-------------------------------	--

担当部局課室名	行政管理局(企画調整課、行政情報システム企画課、管理官室)	作成責任者名	行政管理局企画調整課長 山口 真矢 行政管理局行政情報システム企画課長 奥田 直彦 行政管理局管理官 添田 徹郎	政策評価実施時期	令和元年8月
---------	-------------------------------	--------	--	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」: 目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

※5 表中の「AP」とは、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要な主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		行政評価等による行政制度・運営の改善				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	モニタリング実施（評価は未実施）	番号	②
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	924,466	980,221	1,017,389	1,085,590	1,251,035
	補正予算					
	繰越し等					
	計	924,466	980,221	1,017,389		
		<0>	<0>	<0>		
執行額		813,253	867,679	896,014		

政策評価調書（個別票2）

政策名	行政評価等による行政制度・運営の改善					番号	②	(千円)		
	予 算 科 目					予 算 額				
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	元年度 当初予算額	2年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	行政評価等実施費	行政評価等の実施に必要な経費	299,438	429,582		
	●	2	一般	管区行政評価局	行政評価等実施費	行政評価等の実施に必要な経費	786,152	821,453		
	●	3								
	●	4								
	小計						1,085,590 <>の内数	1,251,035 <>の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計						<>の内数	<>の内数		
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計						<>の内数	<>の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計						<>の内数	<>の内数		
合計						1,085,590 の内数	1,251,035 の内数			

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成31年度実施政策)

(総務省31-②)

政策 ^(※1) 名	政策2: 行政評価等による行政制度・運営の改善			担当部局課室名	行政評価局総務課 他2課	作成責任者名	行政評価局総務課長 箕浦 龍一	
政策の概要	政府内において施策や事業の担当府省とは異なる立場から、次の活動を行う。 【行政評価局調査】各府省の政策効果や業務運営上の課題を実証的に把握・分析し、政策や制度・業務運営の見直し、改善方針について勧告等を行う。 【政策評価の推進】政策評価に関する基本的事項の企画立案、各府省の政策評価の点検等により、政策評価の質及び実効性の一層の向上を図る。 【行政相談】国民の行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、関係行政機関にあつせん・通知を行うことにより、個々の苦情の解決や行政の制度・運営の改善を図る。					分野【政策体系上の位置付け】	行政改革・行政運営	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]: 国民に信頼される質の高い行政の実現がされること [中間アウトカム]: 以下の三つの機能を通じて、内閣の重要課題や各府省の行政上の課題の解決が促進されること ①行政評価局調査の結果に基づき改善方針が提示されることで、行政制度・運営の見直し・改善が推進されること ②政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政が推進され、国民への説明責任が果たされること ③行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し・改善が推進されること					政策評価実施予定時期	令和2年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、 主要な測定指標)	基準(値) 基準年度	目標(値) 目標年度	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
	施策手段			年度ごとの実績(値) ^(※2)				
①	全国規模の調査に基づく勧告等について、2回目のフォローアップ時点での改善措置率<アウトカム指標>	91.6% (過去3年間の改善措置率の平均値)	平成28年度 過去3年間の改善措置率の平均値以上 かつ基準値以上	91.6%以上	94.4%以上	28~30年度の平均値以上かつ91.6%以上	国の行政の質を向上させ、行政に対する国民からの信頼を確保するためには、行政評価局調査の結果行った勧告に対する関係府省の改善措置により、実際の行政上の課題・問題点が解消されることが重要であることから、本指標を設定した。 設定する目標としては、過年度に行われた勧告についておおむね1年半後に実施される2回目のフォローアップにおいて、勧告の指摘事項のうち、改善措置が採られたものの割合が、過去3年間の改善措置率の平均値以上かつ基準値以上となることとした。 勧告した事項については、基本的にその全てについて改善措置が実施され、実際の行政上の課題・問題点が解消されることを目指すこととなるが、改善に長期を要する事項等もあることから2回目のフォローアップ時点では、過去3年間の実績の平均値を上回ることを目標として設定した。	
			令和元年度	94.4%	95.6%	—		

<p>各府省の業務の実施状況について、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、その結果に基づき改善方を提示することにより、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること</p>	<p>行政評価局調査を実施</p>	<p>業務改革による行政評価局調査の効果的な実施</p> <p>①従来型の全国計画調査の実施期間 ②コンパクト調査の実施期間 ③機動的な調査（臨時調査）の実施件数及び実施期間 ④その他業務改革の実施状況</p> <p><アウトプット指標></p>	<p>従来型の全国計画調査は、全国50局所に分散配置した調査員を、調査ごとに固定した規模で動員し、おおむね1年を目途に結果を取りまとめ</p>	<p>平成28年度</p>	<p>令和元年度</p> <p>①調査の動員規模等を柔軟にし、従来型の全国計画調査を速やかに取りまとめ。 ②コンパクト調査について計画の内容を踏まえ、数か月程度を目安として取りまとめ。 ③必要な場合は、機動的な調査（臨時調査）を実施する。 ④その他業務改革を反映し、調査を効果的に実施する。</p> <p>①平成29年度において、従来型の全国計画調査10本のうち、「公文書管理に関する行政評価・監視」については10か月で取りまとめ公表した一方、「森林の管理・活用に関する行政評価・監視」については公表までに1年8か月を要しているが、これは、本省において補足（追加）的に調査する必要があったことによるもの、「土砂災害対策に関する行政評価・監視」については公表までに1年6か月を要しているが、これは関係するデータや事例の整理、分析に時間を要したことによるものである。なお、上記10本の調査について、取りまとめに要した期間の平均値は1年4か月となっている。</p> <p>②平成29年度においては、コンパクト調査として「高速道路における逆走防止対策の推進に関する調査」を4か月間、「太陽光発電設備の廃棄処分等に関する実態調査」を6か月間で取りまとめ、公表した。</p> <p>③当該年度においては、機動的な調査（臨時調査）を必要とするものはなかった。</p> <p>④行政評価局の地方組織再編により、調査ユニットの柔軟な編成が可能となったことにより、調査テーマ間の業務分担の見直しを行い、業務量の多い調査テーマの調査担当職員の人数を増やすなど、調査体制の充実を図った。また、WEB会議システムの活用により、これまで、調査従事者の一部しか参加できなかった調査計画の伝達会議を全調査従事者が視聴することが可能となったほか、タブレット端末の活用により調査先でのインターネットを通じた関連情報の収集や、調査対象機関からの資料提供を効率的に行うことが可能となった。以上のほか、共有フォルダを活用した局所における実地調査結果の速やかな共有を行っており、これらの取組は、調査手順の効率化や本省・局所間での意思疎通及び問題意識の深化を通じ、調査の効果的な実施に寄与していると考えられる。</p>	<p>①調査の動員規模等を柔軟にし、従来型の全国計画調査を速やかに取りまとめ。 ②コンパクト調査について計画の内容を踏まえ、数か月程度を目安として取りまとめ。 ③必要な場合は、機動的な調査（臨時調査）を実施する。 ④その他業務改革を反映し、調査を効果的に実施する。</p> <p>①平成30年度に公表した従来型の全国計画調査8本のうち、「下請取引の適正化に関する行政評価・監視」については約1年で取りまとめた。他方、「クールジャパンの推進に関する政策評価」及び「農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価」については、公表まで2年以上を要したが、これは、関係するデータや事例の整理、分析に時間を要したことによる。 上記8本の公表までの期間の平均は、2年以上の期間を要した調査の影響もあって、約1年7か月であった。</p> <p>②平成30年度に公表した「鳥獣被害対策に関する実態調査-IOTを活用した対策の条件整備を中心として-I」については、約9か月で取りまとめた。</p> <p>③平成30年度においては、「賃金構造基本統計問題に関する緊急報告」を平成31年2月から3月の約1か月で取りまとめ、公表した。これは、厚生労働省の賃金構造基本統計調査の不適切事案について、施策や事業を担当する府省とは異なる立場から行政評価・監視を行っている当局が実施することとされたものである。</p> <p>④調査の設計から取りまとめに至る各段階で局幹部と担当室との意思疎通の機会を一層回り、手戻りを少なくするとともに、昨年度に引き続き、各調査テーマの業務量に応じた機動的な人員配置を行うほか、WEB会議システム等を活用した効率的な情報共有に取り組んだ。また、取りまとめの途上においても、アンケート調査結果や中間的な公表を行い、関係府省との問題認識の共有、関係者への情報提供を行った。 これらの取組は、調査手順の効率化や本省・局所間での意思疎通及び問題意識の深化を通じ、調査の効果的な実施に寄与していると考えられる。</p>	<p>①調査の動員規模等を柔軟にし、従来型の全国計画調査を速やかに取りまとめ。 ②コンパクト調査について計画の内容を踏まえ、数か月程度を目安として取りまとめ。 ③必要な場合は、機動的な調査（臨時調査）を実施する。 ④その他業務改革を反映し、調査を効果的に実施する。</p>	<p>平成29年10月に行われた行政評価局の地方組織再編を契機とした業務改革により、おおむね1年の調査実施期間を目途とする従来型の全国計画調査に加え、国民の関心や対象施策の特性等を踏まえ、必要と考えられる場合には、特定課題に重点化した調査（コンパクト調査）や、機動的な調査（臨時調査）を実施することとしている。また、調査の円滑な実施のために、調査委員の弾力的な運用体制を整備することとしている。 こうした業務改革の取組みによる、弾力的な調査の実施や、調査の実施期間の柔軟化の状況については、別紙のとおりである。</p>
--	-------------------	---	---	---------------	--	--	--	---

<p>政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たすこと</p>	<p>政策評価審議会等の知見を活用した政策評価の推進及び客観性担保評価活動の一環として点検を実施</p>	<p>③ 政策評価の質及び実効性の向上 ＜アウトカム指標＞</p>	<p>28年度の政策評価制度部会による政策評価の改善方針の提言（目標管理型、規制）前における各府省の政策評価の実施状況</p>	<p>平成 28年度</p>	<p>総務省が提示した政策評価の改善方針（28年度）の反映及び今後の課題（各府省政策評価担当部局・有識者からのヒアリング等により把握）。 ②政策評価制度部会において政策評価の改善のための検討を実施</p> <p>①政策評価の改善方針の反映状況及び今後の課題については以下のとおりである。 i) 目標管理型評価に関しては、総務省が提示した改善方針（28年度）の後に示された「統計改革推進会議最終とりまとめ（H29.5.18）」も踏まえ、28年度実施施策に関する評価書を対象に検証を行ったところ、分析の妥当性、目標・測定指標の適切な設定に関して十分とはいえないものが確認された。 また、一方で一部の府省において当局で確認を行った範囲では、目標と測定指標との因果関係を明確化するための取組や、事前分析表に設定された測定指標のうち、どれが主要なものであるかの明示等の改善が見られた。 ii) 規制評価に関しては、H29.7に「政策評価に関する基本方針」及び「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の改正を行い、H29.10.1から施行している。改善状況を把握した結果、遵守費用の定量化が不十分な例が見られるなど、課題を残している状況である。 iii) 公共事業評価に関しては、「完了後の事後評価」を題材として、各省の参考に資するための情報を提供することを主眼として中間的に整理したものであり、引き続き関係省にその内容の周知を図るとともに、最終的な取りまとめに向けた情報収集を実施した。</p> <p>②政策評価制度部会において政策評価の改善のための検討を実施した内容は以下のとおりである。 i) 目標管理型評価については、「統計改革推進会議最終とりまとめ（H29.5.18）」を踏まえた検証に関して、H30.2.2の政策評価制度部会において、ロジックモデルの活用方向性など、ワーキンググループにおける検討内容を踏まえた審議・検討を行い、その後、H30.3.2の政策評価審議会において、「目標管理型の政策評価に係る評価書の検証結果等」が了承され、各府省に提示した。今後は、ロジックモデルの活用のあり方について、政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究等において引き続き検討する。 ii) 規制評価については、H30.2.2の政策評価制度部会において、上記制度改正の実施状況を審議した。今後、点検結果の各府省への指摘や更なる取組の必要性について検討する。 iii) 公共事業評価については、H30.2.2の政策評価制度部会において、政策評価における事業の直接・波及効果の取扱いなど、ワーキンググループにおける検討内容を踏まえた審議・検討を行い、その後、H30.3.2の政策評価審議会において、「公共事業に係る政策評価の改善方針」が了承され、各府省に共有した。今後は、点検活動や委員視察等を通じて、共通の課題やその改善方針について検討する。</p>	<p>①総務省が提示した政策評価の改善方針（28年度・29年度）の反映状況及び今後の課題（各府省政策評価担当部局・有識者からのヒアリング等により把握）。 ②政策評価制度部会において政策評価の改善のための検討を実施</p> <p>① 政策評価の改善方針の反映状況及び今後の課題については以下のとおりである。 i) 目標管理型評価に関しては、「統計改革推進会議最終とりまとめ（H29.5.18）」及び「目標管理型の政策評価に係る評価書の検証結果等（平成29年度）」（H30.3.2政策評価審議会政策評価制度部会）を踏まえ、30年度における「政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究」として、関係府省及び学識経験者と協働しつつ、「IoTサービス創出支援事業」、「女性活躍推進」、「競争政策広報」及び「訪日インバウンド」の4つのテーマを題材に、ロジックモデルの活用、（必要に応じ）データ収集・調査の実施、統計的手法等の活用による政策効果の分析等を通じた検証を行った。当該実証的共同研究においては、政策効果の検証に応用しやすいタイプの施策や、多様な検証の手法例を取り上げ、具体的な事例の発信を通じて、各府省のEBPMの取組に対するリーディングケースを提示するものである。 ii) 規制評価に関しては、制度改正後のH29.10からH30.3までに各府省において作成された112件の評価書を点検した結果、遵守費用の定量化が不十分な例が見られたほか、事前評価が意思決定過程でどのように活用されたか記載されていないなどの状況が見られたことから、改善すべき点を各行政機関に指摘するとともに、費用及び効果の定量化がなされている推奨事例の横展開を図った。 iii) 公共事業評価に関しては、総務省が提示した改善方針（29年度）を踏まえ、公共事業所管省における評価の運用状況等を把握したところ、公共事業所管省と事業主体である地方公共団体等との間で、評価業務に関する情報共有が十分でないなどの状況も見られた。</p> <p>② 政策評価制度部会において政策評価の改善のための検討を実施した内容は以下のとおりである。 i) 目標管理型評価については、30年度における「政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究」に関して、H31.2.19の第18回政策評価制度部会（持ち回り開催）及びH31.3.4の第14回政策評価審議会（第19回政策評価制度部会との合同）にて進捗状況を報告するとともに、4つのテーマからなる当該実証的共同研究に取り組んだ結果に対する気付き等を取りまとめた「報告書総論」をH31.4.26に公表した（当該公表の旨もR1.5.17の第15回政策評価審議会（第20回政策評価制度部会との合同）にて報告）。引き続き、当該実証的共同研究を実施し、ロジックモデルの活用の在り方等について検討する。 ii) 規制評価については、H30.7.27の政策評価制度部会において、上記①iiの点検結果を踏まえた各府省への主な指摘事項や今後の方向性など、ワーキンググループでの検討結果を踏まえて審議した。その後の、当該点検結果をH30.12.12に各府省に通知するとともに公表した（この公表については、H31.2.19の第18回政策評価制度部会（持ち回り開催）及びH31.3.4の第14回政策評価審議会（第19回政策評価制度部会との合同）にて報告）。引き続き、各府省に対し、費用及び効果の定量化がなされている推奨事例や同様の海外事例の横展開を図るとともに、各府省が作成した評価書の点検を行うことで問題点を把握しつつ、更なる取組の必要性について検討する。 iii) 公共事業評価については、ワーキンググループで審議・検討しつつ点検を実施するとともに、公共事業評価の改善の参考とするため、ワーキンググループ委員による地方公共団体の視察を実施。視察結果は、H31.2.19の政策評価制度部会及びH31.3.4の政策評価審議会に報告。今後も引き続き、点検活動、国の地方支分部局や地方公共団体からの情報収集、委員視察等を通じて、公共事業評価の質の向上のための方策について検討する。</p>	<p>①総務省が提示した政策評価の改善方針（28年度～30年度）の反映状況及び今後の課題（各府省政策評価担当部局・有識者からのヒアリング等により把握）。 ②政策評価制度部会における議論も踏まえ、政策評価の改善状況を総括する。</p>	<p>効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たすためには、各省が行う政策評価の質及び実効性の向上が必要であることから指標として設定。</p> <p>当該指標の定量化は困難であるが、制度を所管する総務省において当該指標を改善するためには、有識者の知見及び各府省が把握している課題を活用し、政策評価の改善のための検討を行うことが求められることから、29年度～31年度それぞれにつき、それまでに総務省が提示した政策評価の改善方針の反映状況について把握するとともに、政策評価制度部会において新たな改善方針の検討を行う。併せて31年度については、本評価期間内の取組状況について、政策評価制度部会の議論も踏まえ、総括する。</p> <p>【参考指標】 規制・租税特別措置等及び公共事業に係る政策評価の点検数 ＜平成29年度＞ ・規制に係る政策評価の点検数：112件 ・租税特別措置等に係る政策評価の点検数：40件 ・公共事業に係る政策評価の点検数：21件</p> <p>＜平成30年度＞ ・規制に係る政策評価の点検数：120件 ・租税特別措置等に係る政策評価の点検数：59件 ・公共事業に係る政策評価の点検数：30件</p>
---	--	---------------------------------------	---	--------------------	---	---	--	--

行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること	行政相談委員と協働する等して行政に対する国民の相談案件を吸い上げること	4	行政相談の総受付件数 ＜アウトカム指標＞	164,145件	平成28年度	17万件以上 かつ前年度実績以上	令和元年度	17万件以上 かつ前年度実績以上	17万件以上 かつ前年度実績以上	17万件以上 かつ前年度実績以上	行政相談委員との協働を充実させる等して行政に対する国民の相談案件をできるだけ吸い上げること、制度の機能を発揮させる上で不可欠である。これらの活動の成果を測定するものとして、行政相談の総受付件数を測定指標として設定。 目標値については、28年度までを通じて設定していた目標値(17万件)を達成していないため、当該目標値以上かつ前年度実績以上とする趣旨で設定した。
	受け付けた苦情等について、必要なあつせん等を実施すること	⑤	苦情あつせん解決率 ＜アウトカム指標＞	94.2%	平成28年度	95.0%以上 かつ前年度実績以上	令和元年度	95.0%以上 かつ前年度実績以上	95.0%以上 かつ前年度実績以上	95.0%以上 かつ前年度実績以上	行政相談制度は、国の行政に関する苦情の申出等に応じ、必要なあつせんを行い、その解決を促進するとともに、これを行政の制度及び運営の改善に反映させるもの。この行政相談制度の目的を踏まえ、あつせんによりどの程度苦情が解決されたかを示すものが、測定指標として最も適切と考えられることから、あつせん解決率を主たる測定指標として設定。 28年度までを通じて設定していた目標値(95.0%)を27年度に達成したため、29年度以降の目標値は当該目標値以上かつ前年度実績以上とする趣旨で設定した。 なお、あつせんには、必要に応じ行政苦情救済推進会議に付議した上で行うものや、行政相談委員法第4条に基づいて行政相談委員から提出された意見を契機として行うものもあることから、これらを参考指標として設定した。 【参考指標】 ・行政苦情救済推進会議の審議に基づくあつせん件数 ＜30年度:21件＞ ・行政相談委員法第4条に基づく意見を契機としたあつせん等件数 ＜30年度:15件＞ (※)行政相談委員法第4条に基づく意見、行政相談委員が、総務大臣に対して、日常の行政相談業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を述べることでできるというもの。

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	平成31年度行政事業 レビュー事業番号									
		29年度	30年度	31年度												
(1)	行政評価等実施事業(総務本省) (昭和27年度)	138百万円 (120百万円)	216百万円 (149百万円)	299百万円	1～5	政府内において施策や事業の担当府省とは異なる立場から、次の活動を行う。 【行政評価局調査】各府省の政策効果や業務運営上の課題を実証的に把握・分析し、政策や制度・業務運営の見直し、改善方策について勧告等を行う。 【政策評価の推進】政策評価に関する基本的事項の企画立案、各府省の政策評価の点検等により、政策評価の質及び実効性の一層の向上を図る。 【行政相談】国民の行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、関係行政機関にあつせん・通知を行うことにより、個々の苦情の解決や行政の制度・運営の改善を図る。 【成果指標(アウトカム)】 ・全国規模の調査に基づく勧告等について、2回目のフォローアップ時点での改善措置率 95.6%(平成31年度) ・行政相談の総受付件数:170,000件以上(平成31年度) ・苦情あつせん解決率:95.2%以上(平成31年度)	0002									
(2)	行政評価等実施事業(管区行政評価局) (昭和27年度)	842百万円 (748百万円)	802百万円 (747百万円)	786百万円	1～5	【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 本事業は、「行政評価等による行政制度・運営の改善」という政策目的達成のための中心事業であることから、本事業の成果は、政策目的達成のための測定指標に直結している。	0003									
(3)	行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年)	—	—	—	1～3	行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにする。										
(4)	行政相談委員法(昭和41年)	—	—	—	4、5	国民の行政に関する苦情の解決の促進に資するため、苦情の相談に関する業務の委嘱について必要な事項を定め、もって行政の民主的な運営に寄与する。										
政策の予算額・執行額		980百万円 (868百万円)	1,017百万円 (896百万円)	1,086百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		<table border="1"> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> <tr> <td>経済財政運営と改革の基本方針2016</td> <td>平成28年6月2日</td> <td>第3章4 実効的なPDCAサイクルの構築</td> </tr> <tr> <td>規制改革実施計画</td> <td>平成28年6月2日</td> <td>17 規制所管府省の主体的な規制改革への取組(規制レビュー)</td> </tr> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第3章4 実効的なPDCAサイクルの構築	規制改革実施計画	平成28年6月2日	17 規制所管府省の主体的な規制改革への取組(規制レビュー)
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)														
経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第3章4 実効的なPDCAサイクルの構築														
規制改革実施計画	平成28年6月2日	17 規制所管府省の主体的な規制改革への取組(規制レビュー)														

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

(別紙1) 行政評価局調査テーマごとの進捗状況

調査の実施に当たっては、その結果が予算要求や制度改正等に的確に反映され、有効に活用されるものとなるよう、工程管理を適切に行うとともに、予算に係る調査結果についてはその内容に応じて概算要求や予算編成過程、予算執行等適切な時期に勧告を行うなど、各調査の内容に応じて適時かつ適切な措置を講ずることとする。また、アンケート調査の結果を始め可能なものについては、調査途上であっても、まとまり次第、公表する。

<平成29年度から継続実施>

○高度外国人材の受入れに関する政策評価

本政策評価は、高度外国人材の受入れに関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、平成31年7月を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。

なお、本政策評価については、令和元年6月25日に意見通知及び公表を実施済みである。

○女性活躍の推進に関する政策評価

本政策評価は、女性活躍の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、平成31年6月を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。

なお、本政策評価については、平成30年9月10日にアンケート調査の結果を公表、平成31年3月8日に実地調査結果の中間公表を行い、令和元年7月2日に意見通知及び公表を実施済みである。

○地籍整備の推進に関する政策評価

本政策評価は、地籍整備の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、令和元年8月を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○消費者事故対策に関する行政評価・監視－医療類似行為等による事故の対策を中心として－

本行政評価・監視は、消費者事故の情報収集、発生・拡大防止対策の実施状況、消費者事故の原因究明と再発防止対策の実施状況、消費者事故の未然防止対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、令和元年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

※ 以下8件の調査について、勧告等実施済み

- ・ 高速道路における逆走防止対策の推進に関する調査：平成29年7月7日通知
- ・ 太陽光発電設備の廃棄処分等に関する実態調査：平成29年9月8日勧告
- ・ 鳥獣被害対策に関する実態調査－ICTを活用した対策の条件整備を中心として－：平成30年5月21日通知
- ・ 下請取引の適正化に関する行政評価・監視：平成30年8月10日勧告
- ・ 子育て支援に関する行政評価・監視－保育施設等の安全対策を中心として－：平成30年11月9日勧告
- ・ 年金業務の運営に関する行政評価・監視－国民年金業務を中心として－：平成30年12月25日勧告
- ・ 空き家対策に関する実態調査：平成31年1月22日通知
- ・ 農業労働力の確保に関する行政評価・監視－新規就農の促進対策を中心として－：平成31年3月22日勧告

<平成30年度から継続実施>

○訪日外国人旅行者の受入れに関する調査

本調査は、日本版DMOの取組状況の調査及び訪日外国人旅行者滞在データ等に基づく分析等を行い、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成31年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

なお、本調査については、平成30年9月7日に調査結果（第一弾）、令和元年6月10日に調査結果（第二弾）を公表済みである。

○遺品の整理サービスに関する実態調査

本調査は、事業者におけるサービスの提供状況、市町村における遺品廃棄物処理の取扱状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、令和元年8月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○学校における専門スタッフ等の活用に関する調査

本調査は、学校・教員の役割分担の状況、教員以外の専門スタッフ等の導入・活用状況、部活動の指導状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、令和元年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○認知症高齢者等への地域支援に関する実態調査－早期対応を中心として－

本調査は、認知症高齢者等への介護サービスの提供状況、認知症高齢者への地域の見守り等の支援状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、令和元年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○災害時の住まいの確保等に関する行政評価・監視－被災者の生活再建の視点から－

本行政評価・監視は、被災地における在宅避難者等の把握・支援状況、災害時の在宅避難者等の把握・支援に関する検討・取組状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、令和元年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○「更生保護ボランティア」に関する実態調査－保護司を中心として－

本調査は、更生保護ボランティアの活動状況、更生保護ボランティアに対する国・地方公共団体の支援の実施状況、更生保護ボランティア間及び国・地方公共団体間の連携状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、令和元年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

<令和元年度新規着手>

○産学官連携による地域活性化に関する実態調査（実施中）

本調査は、産学官連携による地域活性化の取組事例、大学等の技術シーズと地域社会・企業のニーズとのマッチングを図る取組の状況、地域における産学官連携のコーディネート状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、令和2年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○農道・林道の維持管理に関する行政評価・監視（実施中）

本行政評価・監視は、農道・林道の整備状況、老朽化等の現状、農道・林道の維持管理等の実施状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、令和2年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○死因究明等の推進に関する政策評価（実施中）

本政策評価は、死因究明等の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、令和2年4月を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○地域住民の生活に身近な事業の承継等に関する実態調査（実施中）

本調査は、地域における事業承継等の実態、事業承継等に伴う許認可等の事務手続の状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、令和2年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○地域公共交通の確保に関する実態調査（実施中）

本調査は、地域公共交通の確保に向けた取組状況、地方公共団体・事業者・地域住民等の関係者間の連携状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、令和2年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○伝統工芸の地域資源としての活用に関する実態調査（実施中）

本調査は、伝統工芸を地域資源として活用している取組の実施状況、伝統工芸に対する国や地方公共団体等の支援策の実施状況・活用状況、事業者等における支援ニーズ等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、令和2年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○外来種対策の推進に関する政策評価（実施中）

本政策評価は、外来種対策の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、令和2年7月を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○漁業・漁村地域の活性化に関する行政評価・監視（R1.12（予定）～）

本行政評価・監視は、漁業・漁村地域の現状、「浜の活力再生プラン」等に基づく取組の実施状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、1年後を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○要保護児童の社会的養護に関する行政評価・監視（R1.12（予定）～）

本行政評価・監視は、一時保護の受入体制の整備状況、児童養護施設、里親等の確保・運用状況、要保護児童の自立支援策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、1年後を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○廃校施設の有効活用等に関する実態調査（R1.12（予定）～）

本調査は、廃校施設の有効活用の好事例、今後発生が見込まれる廃校施設も含めた廃校の活用方策の検討状況、廃校施設の維持・管理の状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、1年後を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○土壌汚染対策に関する行政評価・監視（R1.12（予定）～）

本行政評価・監視は、土壌汚染の対象となる土地の把握状況等、長期にわたり要措置区域に指定されている要因の把握状況、国・地方公共団体間の連携状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、1年後を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等				
評価方式		総合・実績・事業	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	③
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	1,218,015	412,138	443,510	499,620	1,137,950
	補正予算	0	0	0	0	
	繰越し等	125,484	74,917	0		
	計	1,343,499	487,055	443,510		
		<0>	<0>	<0>		
執行額		1,260,433	356,548	302,472		

政策評価調書（個別票2）

政策名	分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等					番号	③	(千円)		
	予 算 科 目					予 算 額				
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	元年度 当初予算額	2年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	地方行政制度整備費	地方行政制度の整備に必要な経費	499,620	1,137,950		
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計							499,620 <>の内数	1,137,950 <>の内数	
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計							<>の内数	<>の内数	
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計							<>の内数	<>の内数	
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計							<>の内数	<>の内数	
合計							499,620 の内数	1,137,950 の内数		

主要な政策に係る評価書(平成30年度実施政策)

(総務省31-③)

政策 ^(※1) 名	政策3:分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等			分野	地方行財政	
政策の概要	地方分権型社会の確立を目指した地方自治制度の見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備等を進めるとともに、地方分権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現 [中間アウトカム]:地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、国と地方公共団体との間の基本的関係を確認し、地方公共団体等の人事行政に関する根本基準を確立すること。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		28年度	29年度	30年度	31年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	1,218	412	444	500
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	125	75	0	
		合計(a+b+c)	1,343	487	444	
執行額		1,260	357	302		

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
		経済財政運営と改革の基本方針2018	平成30年6月15日
	まち・ひと・しごと創生基本方針2018	平成30年6月15日	Ⅲ. 各分野の施策の推進 5. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する (1) まちづくりにおける地域連携の推進 (2) エリアマネジメント等によるまちづくりの推進 (3) コンパクト・プラス・ネットワークの本格的推進 (4) 遊休資産等の活用を通じた地域の「稼ぐ力」の向上 (5) 地方経済の中核・中核都市等への投資の喚起 (6) 集落生活圏維持のための小さな拠点及び地域運営組織の形成 (7) 地域共生社会の実現 (8) 地方公共団体における持続可能な開発目標(SDGs)の推進

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)				
				28年度	29年度	30年度		
地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと	地方自治法及びその運用の見直しにより地方自治制度が改善されること	① 地方自治制度の見直し、普及<アウトプット指標>	第31次地方制度調査会の答申等を踏まえ、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方や、議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方等に関し、地方自治制度の見直しについて検討を開始。 【27年度】	第31次地方制度調査会の答申等を踏まえ、地方自治制度に関し必要に応じ見直しを実施。			第31次地方制度調査会の答申等を踏まえ、地方自治制度に関し必要に応じ見直しを実施。 【30年度】	○
人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点の形成を進めること	地方交付税措置等の支援策を通じた連携中核都市圏が全国展開されること	2 連携中核都市圏の形成数<アウトプット指標> 【AP改革項目関連:地方行政改革・分野横断的な取組⑫】 【APのKPI】 ※連携中核都市圏…地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点	4圏域 (平成27年10月現在) 【27年度】	30圏域(平成32年度までの目標値)			30圏域 【32年度】	イ
地方公共団体の自主的・主体的な地方行政の取組が進むこと	地方公共団体の行政改革の取組状況の把握、公表を実施すること	3 地方公共団体における行政改革の取組状況<アウトプット指標>	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、ホームページに調査結果を公表するなど、全地方公共団体等に必要な情報を提供。 【27年度】	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、ホームページに調査結果を公表するなど、全地方公共団体等に必要な情報を提供。	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、ホームページに調査結果を公表するなど、全地方公共団体等に必要な情報を提供。	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、ホームページに調査結果を公表するなど、全地方公共団体等に必要な情報を提供。 【30年度】	イ	
民間委託等の業務改革に関する取組が進むこと	民間委託等の業務改革に関する取組が進むこと	4 (1)窓口業務のアウトソーシング 総合窓口の導入 (2)庶務業務の集約化<アウトプット指標> 【AP改革項目関連:地方行政改革・分野横断的な取組⑪】 【APのKPI】	(1)窓口業務のアウトソーシング 208市区町村 総合窓口の導入 185市区町村 (2)庶務業務の集約化 143市区町村 【26年度】	(1)窓口業務のアウトソーシング 416市区町村 総合窓口の導入 370市区町村 (2)庶務業務の集約化 286市区町村 (平成32年度までの目標値)			(1)窓口業務のアウトソーシング 416市区町村 総合窓口の導入 370市区町村 (2)庶務業務の集約化 286市区町村 【32年度】	○
			(1)窓口業務のアウトソーシング275市区町村、総合窓口の導入213市区町村 (2)庶務業務の集約化 292市区町村	(1)窓口業務のアウトソーシング335市区町村、総合窓口の導入214市区町村 (2)庶務業務の集約化421市区町村	(1)窓口業務のアウトソーシング404市区町村、総合窓口の導入227市区町村 (2)庶務業務の集約化484市区町村			

地方分権の担い手を支える地方公務員制度が能率的かつ適正に運用されること	5	地方公務員数の推移 ＜アウトプット指標＞	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。 【27年度】	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。 【30年度】	イ
				<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年10月14日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」により、地方公共団体に対し、適正な定員管理について技術的助言を行った。 ・平成28年4月1日現在の地方公務員数の状況について調査及びとりまとめを行い、平成28年12月27日に報道発表・総務省ホームページに公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年11月17日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」により、地方公共団体に対し、適正な定員管理について技術的助言を行った。 ・平成29年4月1日現在の地方公務員数の状況について調査及びとりまとめを行い、平成29年12月26日に報道発表・総務省ホームページに公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年11月6日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」により、地方公共団体に対し、適正な定員管理について技術的助言を行った。 ・平成30年4月1日現在の地方公務員数の状況について調査及びとりまとめを行い、平成31年3月26日に報道発表・総務省ホームページに公表した。 		
				地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。		
地方公共団体の適正な給与制度・運用が図られること	⑥	給与制度・運用の適正化状況 ＜アウトプット指標＞	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。 【27年度】	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。 【30年度】	イ
				<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年10月14日付総務副大臣通知のほか、以下の各種会議の場などを通じ、各地方公共団体に対し、給与の適正化に関する技術的助言や情報提供を行った。 ・平成28年12月27日に各地方公共団体の給与の適正化に関する取組状況を報道発表・総務省ホームページに公表した。 ○主な会議 「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成28年4月～8月 全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成28年8月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年11月17日付総務副大臣通知のほか、以下の各種会議の場などを通じ、各地方公共団体に対し、給与の適正化に関する技術的助言や情報提供を行った。 ・平成29年12月26日に各地方公共団体の給与の適正化に関する取組状況を報道発表・総務省ホームページに公表した。 ○主な会議 「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成29年4月～8月 全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成29年8月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年11月6日付総務副大臣通知のほか、以下の各種会議の場などを通じ、各地方公共団体に対し、給与の適正化に関する技術的助言や情報提供を行った。 ・平成31年3月26日に各地方公共団体の給与の適正化に関する取組状況を報道発表・総務省ホームページに公表した。 ○主な会議 「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成30年5月～8月 全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成30年8月) 		
				各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。		
地方公共団体の適正な給与水準が確保されること	7	給与情報等公表システムによる公表実施率 ＜アウトプット指標＞	実施率99.7% (1,782/1,788団体) (平成27年4月30日現在) 【27年度】	実施率100%			実施率100% 【30年度】	ロ
				実施率99.7% (1,782/1,788団体) 平成28年4月30日現在)	実施率99.9% (1,786/1,788団体) 平成29年4月30日現在)	実施率99.8% (1,785/1,788) (平成30年4月30日現在)		

<p>地方公共団体の人事制度改革が適正に行われること</p>	<p>8</p>	<p>地方公共団体の人事制度改革の状況 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう、各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対し、臨時・非常勤職員の適正な任用等の確保や任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう、各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対し、臨時・非常勤職員の適正な任用等の確保や任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう、各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対し、臨時・非常勤職員の適正な任用等の確保や任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう、各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対し、臨時・非常勤職員の適正な任用等の確保や任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう、各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対し、臨時・非常勤職員の適正な任用等の確保や任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。 【30年度】</p>	<p>1</p>
<p>地方公共団体の人事評価制度が適正に運用されること</p>	<p>9</p>	<p>地方公共団体の人事評価制度の活用状況 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。 【27年度】</p>	<p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。</p>	<p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。</p>	<p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。</p>	<p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。 【30年度】</p>	<p>1</p>

<p style="text-align: center;">(※4)</p> <p style="text-align: center;">目標達成度合いの測定結果</p>	(各行政機関共通区分)	目標達成
	(判断根拠)	<p>測定指標1は、平成29年6月に法律が成立し、目標達成に向け地方公共団体に情報提供を随時実施しているが、本格的な施行は令和2年4月であって、引き続き必要な情報提供等を行っていく必要があることから、「目標達成に近い実績を示した」と判断した。</p> <p>測定指標2については、令和2年度までの目標値である30圏域を上回ることができた。</p> <p>測定指標3については、各年度で目標を達成した。</p> <p>測定指標4については、平成32年度までの目標値だが、(1)の「窓口業務のアウトソーシング」は目標達成に近い実績を示し、(2)の「庶務業務の集約化」は目標値を達成した。したがって、「相当程度進展あり」と判断した。</p> <p>測定指標5、6については、地方公務員制度に対する国民・住民の理解と納得が得られるよう、各地方公共団体に対し、地方公務員の給与、定員等に関する必要な情報提供や技術的助言を行った。</p> <p>測定指標7については、目標には達していないものの、相当程度進展している。</p> <p>測定指標8については、各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、会計年度任用職員制度への移行に向けた情報提供等を行った。</p> <p>測定指標9については、各地方公共団体に対し、各種会議の場や専門家派遣事業などの機会を通じて、人事評価結果の活用方法について情報提供等を行った。</p>
	<p><施策目標> 地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと</p> <p>当該施策目標については、第31次地方制度調査会の審議状況等を踏まえての地方自治制度の見直しは、平成29年6月2日に地方自治法等の一部を改正する法律が成立し、同年6月9日に公布された。平成30年4月1日には一部が施行され、目標達成のための情報提供は随時実施をしていることから、相当程度進展があった。</p> <p>・測定指標1については</p> <p>①地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図るよう、内部統制に関する方針の策定を行ったこと。</p> <p>②監査基準(案)を策定することで、監査制度の充実を強化させたこと。</p> <p>③決算不認定の場合における長から議会への報告規定の整備を行い、決算審議を通じて議会の監視機能がより適切に発揮されることが期待されるようになったこと。</p> <p>④長や職員への萎縮効果を低減させるため、軽過失の場合における損害賠償責任の長や職員個人への追及のあり方の見直しを行うこととしたこと。</p> <p>以上の点に加え、本格的な施行は令和2年4月1日であって引き続き必要な情報提供等を行っていく必要があることを踏まえ、本政策は目標に近い実績を示したものと判断した。</p>	
<p><施策目標> 人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点の形成を進めること</p> <p>当該施策目標については、地方交付税措置等の支援策を通じ連携中枢都市圏が全国展開されたことにより、目標を達成できた。</p> <p>・測定指標2については、地方交付税措置や「新たな広域連携促進事業」などの支援策を実施したことや、連携中枢都市圏の形成に関して必要な助言や情報提供を行ったことなどにより、平成30年度末時点で31圏域が形成され、令和2年度までの目標値である30圏域を上回ることができた。</p>		
<p style="text-align: center;">政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)</p>	<p><施策目標> 地方公共団体の自主的・主体的な地方行革の取組が進むこと</p> <p>測定指標3については、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について(平成27年8月28日付け総経第29号)」第2及び第3において、地方行政サービス改革に関する「取組状況・方針の見える化」及び「比較可能な形での公表」について毎年度フォローアップを実施し、その結果を広く公表することとされたことを踏まえ、毎年度、全国の自治体における行政改革の取組状況の公表を行った。行革一般については成果が上がっていると考えているが、今後の人口減少社会においては、AI・RPA等のICTを活用した行政改革が特に求められると考えており、そうした観点から次の測定指標を設定する。</p> <p>測定指標4については、測定指標3の行政改革の取組状況の公表と併せて、各自自治体における行政改革に関する取組の参考として事例集を作成し、情報提供を行ったことや、各種会議の場など、様々な機会を捉えて、行政改革の取組状況に関する情報提供を行ったことで、各自自治体における行政改革の取組に相当程度進展があった。総合窓口の導入については、組織・職員体制の変更を伴う場合があることや、庁舎の改修等が必要となる場合があることなど、導入コストが課題と考えられるが、こうした課題への対応事例をヒアリング等で把握し、横展開を図っていく。</p>	
	<p><施策目標> 地方分権の担い手を支える地方公務員制度が能率的かつ適正に運用されること</p> <p>・測定指標5については、地方公共団体定員管理調査を実施し、その調査結果や、調査結果に基づいて作成した類似団体別職員数の状況などの参考情報を地方公共団体に対し情報提供した。</p> <p>・測定指標6については、地方公務員給与実態調査を実施し、その調査結果に基づいて作成したラスパレス指数などを地方公共団体に対し情報提供した。</p> <p>・測定指標7については、給与の適正化に関する調査・公表を実施し、給与情報等公表システムによる公表が未実施の団体に対して、公表するよう助言した。</p> <p>・測定指標8については、会計年度任用職員制度への移行に関する各種調査を実施するとともに、事務処理マニュアルの改訂やチェックリストの配布、助言通知の発出を通じて情報提供等を適切に行った。</p> <p>・測定指標9については、地方公共団体の人事評価結果の活用状況について調査を実施するとともに、調査結果を踏まえ、通知による助言や各種会議の機会を通じて情報提供等を適切に行った。</p>	
	<p><施策目標> 地方分権の担い手を支える地方公務員制度が能率的かつ適正に運用されること</p> <p>測定指標1については、第32次地方制度調査会の審議状況等を踏まえての地方自治制度の見直しを引き続き検討し、各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、必要な情報提供等を行っていく。</p> <p>測定指標2については、目標を達成したが、今後も引き続き、地方交付税措置や「新たな広域連携促進事業」などの支援策を通じ、圏域の形成を進めるとともに、各圏域における取組の深化を目指していく。</p> <p>測定指標3については、目標を達成したことから、新たな目標値を設定する。</p> <p>測定指標4については、未達成の事項について引き続き目標値の達成を目指す。</p> <p>測定指標5については、各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、部門別・職種別職員数や類似団体別職員数など、地方公共団体の適正な定員管理のために必要な情報の提供及び助言を行っていく。</p> <p>測定指標6については、各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、ラスパレス指数や平均給与月額など、地方公共団体の給与制度・運用の適正化に必要な情報の提供及び助言を行っていく。</p> <p>測定指標7については、引き続き未実施団体に助言を行っていく。</p> <p>測定指標9については、各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、人事評価結果の活用団体における活用事例の提供など、地方公共団体における人事評価結果の活用の更なる促進に必要な情報の提供や助言を行っていく。</p>	
<p style="text-align: center;">次期目標等への反映の方向性</p>	<p>(平成32年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>Ⅲ 予算の継続・現状維持</p>	
	<p>Ⅲ 予算の継続・現状維持</p>	

	平成32年度予算概算要求への主な反映内容	測定指標に関連する事業である圏域における広域連携の推進については、引き続き連携中枢都市圏の形成等を進めていくため、対前年度同額程度の要求を行うこととする。
	税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—

学識経験を有する者の知見等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・評価対象政策の測定指標等に対する山本先生からのご指摘を踏まえ、連携中枢都市圏の説明を追記。 ・第32次地方制度調査会において、人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題とその対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方について、外部有識者の知見を活用している。
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体における内部統制・監査に関する研究会 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihoukoukyou_naibu/index.html ・地方制度調査会 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chihou_seido/singi.html ・地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyousei04_02000072.html 「地方公務員の給与・定員等の状況」 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/teiin-kyuuyo.html
-------------------------------	---

担当部局課室名	自治行政局総務室、行政課、住民制度課、外国人住民基本台帳室、市町村課、行政経営支援室、公務員課、給与能率推進室、福利課	作成責任者名	自治行政局総務室長 石塚 雅啓	政策評価実施時期	令和元年8月
---------	---	--------	-----------------	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」: 目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

※5 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要な主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		地域振興（地域力創造）					
評価方式		総合 [○] 実績 [○] 事業	政策目標の達成度合い		モニタリング実施（評価は未実施）	番号	④
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度概算要求額	
予算 の 状 況	当初予算	3,508,903	4,097,676	3,300,417	2,993,328	4,564,027	
	補正予算	1,201,295	0				
	繰越し等	-1,359,684	830,562	915,193			
	計	3,350,514	4,928,238	4,215,610			
	<0>	<0>	<0>				
執行額		3,077,347	2,717,034	2,300,949			

政策評価調書（個別票2）

政策名	地域振興（地域力創造）					番号	④	(千円)		
	予 算 科 目					予 算 額				
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	元年度 当初予算額	2年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	地域振興費	地域振興に必要な経費	2,993,328	4,564,027		
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計						2,993,328 <>の内数	4,564,027 <>の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計						<>の内数	<>の内数		
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計						<>の内数	<>の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計						<>の内数	<>の内数		
合計						2,993,328 の内数	4,564,027 の内数			

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成31年度実施政策)

(総務省31-④)

政策 ^(※1) 名	政策4:地域振興(地域力創造)				担当部局課室名	地域力創造グループ地域政策課、国際室、地域自立応援課、人材力活性化・連携交流室、地域振興室、過疎対策室、自治財政局財務調査課	作成責任者名			自治行政局地域政策課長 長谷川 淳二	
政策の概要	地域経済の好循環の更なる拡大や、定住自立圏構想等新たな圏域づくりの推進、地域おこし協力隊やJETの活用等地域の自立の促進、過疎対策の推進など地域振興の施策に取り組む。						分野【政策体系上の位置付け】			地方行財政	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	【最終アウトカム】:地方圏において人口減少が急速に進む中で、地方創生と地域経済の好循環の確立、地域の連携、自立促進を実現する。 【中間アウトカム】:地域経済に「雇用」を生み出し、「為替変動にも強い地域経済構造」の構築、条件不利地域の自立・活性化、地域多文化共生の推進・地域のグローバル化等を実現する。				政策評価実施予定時期			令和2年8月			
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
				基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) ^(※2)					
				基準年度	目標年度	29年度	30年度	31年度			
地域経済の好循環の更なる拡大のため、地域資源を活用した地域の雇用創出と消費拡大を図ること	産学官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援	①	地域経済循環創造事業交付金(ローカル10,000プロジェクト)の投資効果及び雇用創出効果<アウトカム指標>	投資効果:2.1倍 地元雇用創出効果:4.9倍 (平成26年度から平成28年度までの累積)	平成28年度	直近3年度の投資効果及び地元雇用創出効果以上	令和元年度	26年度から28年度までの投資効果及び地元雇用創出効果以上	27年度から29年度までの投資効果及び地元雇用創出効果以上	28年度から30年度までの投資効果及び地元雇用創出効果以上	金融機関の預貸率が低調に推移する中、地域経済活性化のためには、地域金融機関の融資を引き出すことや、地域に「雇用の場」を創出することが重要と考えられるため、指標として設定。 ※投資効果は、交付金の確定額に対する初期投資額の割合を示したものの。「(補助額+融資額)/補助額」で算出。 ※地元雇用創出効果は、交付金の交付決定額に対する地元雇用件費の割合を示したものの。「地元雇用件費(融資期間分)/補助額」で算出。 ※補助額については、平成27年度までは「国費」のみで、平成28年度からは「国費+地方費」で算出。 ※融資額は、平成30年度末時点で151億円(平成24年度からの累計)。
	エネルギーの地産地消を進め、自立的で持続可能な地域分散型のエネルギーシステムの構築を目指すマスタープランの策定を支援	2	分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン新規策定団体数<アウトプット指標>	4団体	平成29年度	4団体以上	令和元年度	4団体以上	4団体以上	4団体以上	4団体以上
過疎地域の自立促進に係る措置を実施		3	過疎市町村の人口に対する社会増減数(転入者数-転出者数)の割合<アウトカム指標>	-0.62% (平成20~22年度の平均)	平成22年度	-0.62%以上	令和2年度	-0.62%以上	-0.62%以上	-0.62%以上	過疎地域において特に人口減少が進行していることを踏まえて、過疎市町村が主体的かつ創意工夫に富んだソフト・ハード事業等、当該地域の実情に応じた過疎対策に取り組むことで、過疎地域への転入者数の増加につながり、過疎地域の自立が促進されると考えられることから、指標として設定。 目標年度は、過疎法の最終年度である令和2年度としている。
								-0.56%	-0.57%	-	
中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する取組		4	定住自立圏の協定締結等圏域数<アウトプット指標> 【新経済・財政再生計画関連:地方行財政改革・分野横断的な取組分野4-1(持続可能な地方行財政基盤の構築)⑯】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	79圏域	平成26年度	140圏域	令和2年度	140圏域			人口減少が急速に進む地方圏においては、複数の自治体で役割分担・連携を図ることにより、圏域全体の生活機能を確保する必要があることから、定住自立圏の形成が重要である。そのため、定住自立圏構想の進捗状況を明確に示す圏域の形成数を指標として設定。目標年度は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に合わせ、令和2年としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
								121圏域	123圏域	-	

過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援等により、地域の元気をつくること	子どもの地域住民とのふれあいや農林漁業等を体験する機会の確保	5	子ども農山漁村交流プロジェクトへの参加児童割合 ＜アウトプット指標＞	0.93% (平成26～28年度の平均)	平成28年度	0.93%以上	令和元年度	0.93%以上	0.93%以上	0.93%以上	地方圏において人口減少が急速に進む中、地方への新しい人の流れをつくるため、都市と農山漁村の交流や地域おこしに役立つ人材の活用を推進することで、地方公共団体による地域づくりや地域活性化に寄与すると考えられることから、指標として設定。 地域おこし協力隊について、まち・ひと・しごと総合戦略において、令和6年度までに隊員数を8,000人にするとKPIが設定されているところ。 ※子ども農山漁村交流プロジェクトの活動例：小学校、中学校の児童等を対象とした宿泊体験活動（農山漁村での自然体験、農林漁業体験等） ※地域おこし協力隊の活動例：地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR、地域メディアやSNSなど使った情報発信等の地域おこしの支援、農林水産業への従事、健康づくり支援や野生鳥獣の保護管理等の活動を実施
	地域力の維持・強化を図るため担い手となる人材を確保	⑥	地域おこし協力隊員の人数 ＜アウトプット指標＞	3,978人	平成28年度	8,000人以上	令和6年度	8,000人以上(令和6年度までの目標値)			【参考】 (平成29年度値) 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数 62,735人 地域おこし協力隊員の人数 4,830人 (平成28年度値) 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数 61,722人 地域おこし協力隊員の人数 3,978人 ○総人口に対する地方圏の人口割合 (平成27年)48.2% (平成22年)49% ※平成29年3月末時点では地域おこし協力隊の任期終了者2,230名のうち、約6割(1,396人)が定住又は地域協力活動に従事している(平成29年度地域おこし協力隊の定住状況等に係るアンケート結果)。
	中心市街地活性化のためイベント等のソフト事業を実施	7	中心市街地活性化ソフト事業の実施件数 ＜アウトプット指標＞	654件 (平成27～28年度の平均)	平成28年度	654件以上	令和元年度	654件以上	654件以上	654件以上	まち・ひと・しごと総合戦略においても中心市街地活性化が地方創生の一環として重要な施策に位置付けられ、中心市街地での周遊や新規出店を促す仕組みが重要であることを踏まえ、地方公共団体が中心市街地活性化のためのイベント等のソフト事業を積極的に実施することにより、地域振興が促進されると考えられることから、指標として設定。
多文化共生を推進し、地域のグローバル化を図ること	外国青年を日本に招致し、地域の国際化に従事するJETプログラムを推進	⑧	JETプログラムの招致人数 ＜アウトプット指標＞	JETプログラムの招致人数 4,952人 (平成28年7月1日現在)	平成28年度	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保	令和元年度	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保 5,163人	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保 5,528人	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保 -	外国語教育の推進及び外国人材の活用等の施策が推進されていることを踏まえて、JETプログラムを通じた外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流の充実、多文化共生に関する指針・計画等の策定による計画的・総合的な多文化共生の推進等により、地域の国際化が促進されると考えられることから、指標として設定。
	外国人住民に対する行政サービス等の提供について、地方公共団体の指針・計画の策定を推進	9	「地域における多文化共生推進プラン」の普及状況 ＜アウトプット指標＞	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合 85%(平成29年4月1日現在)	平成28年度	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合 85%以上	令和元年度	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合 85%以上 85%	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合 85%以上 85%	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合 85%以上 -	※JETプログラムは、「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme)の略称で、総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)の協力の下、地方公共団体実施している事業であり、海外から招致した外国青年が、日本全国の学校での語学指導に従事したり、自治体での国際交流事業に携わることにより、地域の住民と様々な形で交流を深めている(平成30年度までの参加者累計68,570人)。

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※3			関連する 指標 ※4	達成手段の概要等	平成31年度行政事業 レビュー事業番号
		29年度	30年度	31年度			
(1)	地域振興に必要な経費(「地域経済循環の創造」の推進に要する経費、過疎地域振興対策に要する経費、定住自立圏構想推進費等除く。)	120百万円 (69百万円)	123百万円 (78百万円)	123百万円	5~9	<p>有識者等外部の提言や地方公共団体の意見を取り入れつつ、地域力創造施策を進めるとともに、地域の先進的な取組を全国で紹介している。また、地域における外部人材の活用を支援するとともに、人材力活性化施策の推進、地域間の連携交流の推進、地域の国際交流・協力の推進、地域の多文化共生の推進などにより、今後の地域力創造の展開を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 全国地域づくり人材塾修了者数、JETプログラム招致人数 【活動指標(アウトプット)】 地域力創造に関する施策説明会等の開催回数:15回(平成30年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地域振興に必要な経費を措置することにより、全国地域づくり人材塾の修了者が増加するなど、地域づくりに関する知識・経験を持った人が増加し、人材力の活性化や地域間の連携交流などが図られることで、地域の活性化に寄与する。</p>	0014
(2)	「地域経済循環の創造」の推進に要する経費(平成24年度)	3,731百万円 (1,631百万円)	3,007百万円 (1,282百万円)	2,242百万円	1	<p>地域の資源と資金(地域金融機関の融資)を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援するため、民間事業者等が事業化段階で必要となる経費について、地方公共団体が助成を行う場合、その実施に要する経費を交付する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 地域経済循環創造事業交付金交付決定団体の投資効果:2.56倍(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 地域経済循環創造事業交付金の交付決定事業数:20件(平成30年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 「地域経済循環の創造」の推進に要する経費にて「ローカル10,000プロジェクト」を実施し、雇用吸収力の大きい地域密着型事業を立ち上げることで、投資効果や地元雇用創出効果などの経済効果が創出され、地域の活性化に寄与する。</p>	0015
(3)	過疎地域振興対策等に要する経費(昭和46年度)	783百万円 (763百万円)	706百万円 (668百万円)	752百万円	3	<p>○過疎地域等自立活性化推進交付金 過疎地域における産業振興、生活の安心・安全確保対策や定住促進対策などの喫緊の諸課題に対する、先進的で波及性のあるソフト事業を幅広く支援(1件当たり1千万円以内)、過疎地域における住宅団地の造成や空き家の改修、季節居住団地の造成等に要する経費を支援(補助率1/2以内)、過疎地域の廃校舎等を活用して行う、地域振興施設や地域間交流施設等の整備に要する経費を支援(補助率1/3以内)、集落ネットワーク圏における日常生活支援機能の確保や地域産業の振興の取組を支援(1件当たり2千万円以内) ○調査委託事業:今後の過疎対策のあり方、過疎地域の自立活性化推進に関する調査事業</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 過疎市町村の人口に対する社会増減数(転入者数-転出者数)の割合:-0.6%(平成32年度) 採択事業の成果目標の達成度:100%(平成32年度) 賃貸・分譲開始の1年後の入居率:80%(平成32年度) 施設利用開始後1年間の施設利用者数:3,000人/件(平成32年度) 小さな拠点の形成数につき、平成32年度末までに1,000箇所 【活動指標(アウトプット)】 過疎地域等自立活性化推進事業の交付件数:29件(平成30年度) 過疎地域集落再編整備事業の交付件数:6件(平成30年度) 過疎地域遊休施設再整備事業の交付件数:2件(平成30年度) 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業の交付件数:18件(平成30年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 過疎地域振興対策等に要する経費にて、過疎市町村による主体的かつ創意工夫に富んだソフト・ハード事業等を支援することにより、当該地域の実情に応じた過疎対策が図られ、過疎地域への転入者数の増加及び転出者数が抑制され、地域の元気をづくりに寄与する。</p>	0016
(4)	定住自立圏構想推進費(平成21年度) 【新経済・財政再生計画関連:地方行政改革・分野横断的な取組分野4-1(持続可能な地方行政基盤の構築)⑮】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	6百万円 (2百万円)	5百万円 (1百万円)	5百万円	4	<p>各定住自立圏の参考となる取組事例について調査・分析を行うとともに、シンポジウムや意見交換会の開催等によって地方公共団体等への情報提供を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 総人口に対する地方圏の人口割合:48.2%(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 定住自立圏の圏域数:123(平成30年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 定住自立圏構想推進費を措置することにより、中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、圏域全体に必要な生活機能確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏での定住の受け皿を形成することを通じ、地方圏の人口の維持につなげ、地域の元気をづくりに寄与する。</p>	0017

<p>(5)</p>	<p>都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進に要する経費(平成25年度)</p>	<p>35百万円 (8百万円)</p>	<p>39百万円 (10百万円)</p>	<p>37百万円</p>	<p>5</p> <p>子ども農山漁村交流プロジェクトに取り組む受入地域の活性化のため、外部人材等の多様な人材を活用した取組について、地方公共団体から提案を受け、その中から他地域のモデルとなるような取組を委託調査事業として採択し、先進事例を構築する。また、これらの先進事例を紹介する子ども農山漁村交流プロジェクト推進セミナーを開催し、当プロジェクトの一層の推進を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数:58,000人(令和元年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 調査研究の対象とした事例数:8事例(平成30年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 モデル実証事業やセミナーを実施することにより先進事例を構築するとともに、当該先進事例を全国に展開することで子ども農山漁村交流プロジェクトの取組を推進し、参加児童数が増加することで地域の元気をつくることに寄与する。</p>	<p>0018</p>
<p>(6)</p>	<p>地方への移住・交流の推進に要する経費(平成26年度)</p>	<p>121百万円 (115百万円)</p>	<p>137百万円 (136百万円)</p>	<p>93百万円</p>	<p>—</p> <p>地方への移住関連情報の提供・相談支援の一元的な窓口として「移住・交流情報ガーデン」を開設し、移住希望者のニーズに応じて地方自治体に繋ぐこととしているほか、地方への移住・交流に関する都市住民のニーズや意識、動向を把握する。また、地方への移住・交流のための全国フェアの開催等により、移住・交流の機運を醸成する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 移住・交流に関するあわせ件数:11,000件(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 「移住・交流情報ガーデン」来場者数:12,772人(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方への移住・交流の推進に要する経費を措置し、「移住・交流情報ガーデン」において移住希望者のニーズに応じた地方への移住関連情報の提供・相談支援を実施することにより、地方への移住・交流の機運を醸成することで、地方への人の流れの創出に寄与する。</p>	<p>0019</p>
<p>(7)</p>	<p>地域おこし協力隊の推進に要する経費(平成26年度)</p>	<p>135百万円 (106百万円)</p>	<p>135百万円 (94百万円)</p>	<p>150百万円</p>	<p>6</p> <p>地域おこし協力隊の拡充のため、全国サミットや制度説明会等を開催し広く制度の周知を行うとともに、自治体職員や隊員双方への研修の充実・強化により、地方自治体の自主的な取組を支援し、地域への人材還流を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 地域協力活動に従事する隊員数:8,000人(令和6年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 モデル事業実証事業数:8事例(平成28年度)全国サミット参加者数:1,000人(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地域おこし協力隊の推進に要する経費にて、全国サミットや制度説明会等の開催、隊員への研修を実施することにより、地域協力活動に従事する地域おこし協力隊員を8,000人を目標に拡充を図ることで、地方への人材還流の推進に寄与する。</p>	<p>0020</p>
<p>(8)</p>	<p>2020年オリンピック・パラリンピック東京大会及びラグビーワールドカップ2019を通じた地域活性化に要する経費(平成27年度)</p>	<p>11百万円 (10百万円)</p>	<p>11百万円 (7百万円)</p>	<p>0.2百万円</p>	<p>—</p> <p>過去の大規模な国際大会等の調査研究を通じて、開催都市における訪日外国人を含めた観戦者の受け入れ体制のあり方、大会がもたらす交流人口の増加や経済波及効果の効果的な引き出し方など、大会開催を契機とした有効な地域活性化手法の在り方について検証を行う。</p> <p>調査研究で得た知見は、大規模な国際大会の試合開催やキャンプ地受け入れを予定している関係自治体をはじめとする職員にむけて、スポーツ大会等の機会を生かして地域資源や特性を生かした創意工夫のある取組を行っていく上での指針となるような成果物(報告書)をとりまとめる。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 調査研究を通じて有意性が確認され、各関係自治体に提示した事例数:20(平成31年度まで)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会及びラグビーワールドカップ2019を通じた地域活性化に要する経費を措置することにより、大規模な国際大会を契機として地方自治体が地域活性化をしていく手法についての調査研究が進むことが見込まれ、その調査研究結果を活かした取組が全国の関係自治体で行われることで、地域の活性化に寄与する。</p>	<p>0021</p>

(9)	地域運営組織の形成及び持続的な運営に要する経費(平成28年度)	16百万円 (13百万円)	12百万円 (9百万円)	8百万円	<p>平成30年12月21日に閣議決定された「まち・ひと・しごと総合戦略(2018改訂版)」において、地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立に向け、地域運営組織を形成することが重要であるとの方針が示されていることを踏まえ、地域運営組織に関する先進事例を体系的に整理・提供するとともに、特に地域運営組織の形成期における外部人材の有効活用や組織・人材・拠点の一体的な取組等に向けた環境整備など、地域運営組織の健全かつ持続的な運営を確保するための方策について調査研究を行う。</p> <p>—</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 調査研究を通じて有効性が確認され、各地域に提示した先進事例数:25(平成32年度) 【活動指標(アウトプット)】 調査研究の対象とした先進事例数:30(平成31年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地域運営組織の形成及び持続的な運営に要する経費を措置することにより、地域運営組織の健全かつ持続的な運営の調査研究が進むことが見込まれ、その調査研究結果を活かした地域の課題解決のための取組が全国で行われることで、地域の活性化に寄与する。</p>	0022
(10)	中南米日系社会と国内自治体との連携促進事業	—	5百万円 (2百万円)	5百万円	<p>「経済財政運営と改革の基本方針2018」及び「未来投資戦略2018」(平成30年6月閣議決定)を受けて、地方自治体と連携しながら、日本とゆかりのある方々を含む日系社会とのネットワーク強化を行うために、日本の地方自治体による県人会等への加入促進に向けたイベントの開催や地方自治体への訪問・受入れ等を通じて、新たな担い手の確保等につながる取組をモデル的に実施し、その手法を各地方自治体に共有する。</p> <p>—</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 各年度において、全国の地方自治体提示するモデル事業成果数:5件(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 各年度において実施するモデル事業数:5件(平成31年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p>	0023
(11)	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年)	—	—	—	<p>3</p> <p>人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与する。</p>	
(12)	中心市街地の活性化に関する法律(平成10年)	—	—	—	<p>7</p> <p>中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性に鑑み、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関し、基本理念、政府による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた基本計画に基づく事業に対する特別の措置、中心市街地活性化本部の設置等について定め、もって地域の振興及び秩序ある整備を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する。</p>	

					施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					経済財政運営と改革の基本方針2018	平成30年6月15日	<p>第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組</p> <p>6. 地方創生の推進</p> <p>(1) 地方への新しいひとの流れをつくる</p> <p>(2) 中堅・中小企業・小規模事業者への支援</p> <p>(3) まちづくりとまちの活性化</p> <p>(4) 意欲ある地方自治体への後押し、地方分権改革の推進等</p> <p>(5) これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展</p>
					経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年6月21日	<p>第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり</p> <p>1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化</p> <p>(1) Society5.0時代の実現</p> <p>(3) 所得向上策の推進</p> <p>3. 地方創生の推進</p> <p>(1) 東京一極集中の是正、地方への新たな人の流れの創出</p> <p>(4) 地方分権改革の推進等</p> <p>(5) 対流促進型国土の形成</p> <p>5. 重要課題への取組</p> <p>(3) 外国人材の受入れとその環境整備</p> <p>(4) 大規模国際大会等の成功とスポーツ・文化芸術立国の実現</p> <p>(5) 資源・エネルギー、環境対策</p> <p>第3章 経済再生と財政健全化の好循環</p> <p>1. 新経済・財政再生計画の着実な推進</p> <p>2. 経済・財政一体改革の推進等</p> <p>(1) 次世代型行政サービスの構築を通じた効率と質の高い行財政改革</p> <p>(2) 主要分野ごとの改革の取組</p>
					未来投資戦略2017	平成29年6月9日	<p>Ⅲ 地域経済好循環システムの構築</p> <p>1. 中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上</p> <p>地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業の付加価値を高め、生産性を向上することがローカルアベノミクスの鍵である。</p> <p>事業者は、地域に根差し、現場感覚に優れ、産業構造などの環境変化に迅速・柔軟に対応できるという特性を有している一方、生産性の伸び悩みや人手不足に直面している。</p> <p>域内外の「ヒト・モノ・カネ・データ」の循環は、これまで地域の事業者へ十分に行き渡って来なかった。これを改善するとともに、地域に雇用と所得を生み出し、経済環境の変動等にも強く真に自立した地域経済構造を確立することや、日本経済の抱える課題に先行して直面する中小企業・小規模事業者の再生を実現することで、日本経済再生の試金石とする。</p> <p>iii) 地域中核・成長企業の投資拡大・生産性向上、人材育成、外需の取り込みの充実強化</p> <p>・地域の産官学金等が一体となって取り組む施策を引き続き推進しつつ、このうち、地方創生の観点から革新的な施策の案について提案募集等を行い、先導性と横展開可能性の最も優れた提案について、地方創生推進交付金や地域経済循環創造事業交付金、農山漁村振興交付金等関係府省庁による支援策をパッケージで実施する仕組みを推進し、近未来技術の実装等による新しい地方創生を目指す。</p>
					未来投資戦略2018	平成30年6月15日	<p>Ⅱ。経済構造革新への基盤づくり</p> <p>[1] データ駆動型社会の共通インフラの整備</p> <p>1. 基盤システム・技術への投資促進</p> <p>(3) 新たに講ずべき具体的政策</p> <p>iii) 新たな技術・ビジネスへの対応</p> <p>③ シェアリングエコノミーの促進</p> <p>・地域における社会課題解決や経済の活性化を図るため、自治体等によるモデル的取組事例への支援を行い、低未利用スペースの活用や働き場の創出などシェアリングエコノミーの活用を促進する。</p>

政策の予算額・執行額

4,928百万円
(2,717百万円)

4,216百万円
(2,301百万円)

2,993百万円

政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)

成長戦略フォローアップ	令和元年6月21日	<p>I. Society5.0の実現</p> <p>1. デジタル市場のルール整備</p> <p>ii) データ流通の促進</p> <p>5. スマート公共サービス</p> <p>i) 個人、法人による手続の自動化</p> <p>ii) 行政機関におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進</p> <p>7. 脱炭素社会の実現を目指して</p> <p>(2)新たに講ずべき具体的政策</p> <p>iv) エネルギー分野での取組</p> <p>III. 人口減少下での地方施策の強化</p> <p>3. 人口急減地域の活性化</p> <p>(2)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>6. 中小企業・小規模事業者の生産性向上</p> <p>(2)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>7. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現</p> <p>(2)新たに講ずべき具体的施策</p>
ニッポン一億総活躍プラン	平成28年6月2日	<p>5. 「戦後最大の名目GDP600兆円」に向けた取組の方向</p> <p>(11) 地方創生</p> <p>地方は少子高齢化や過疎化の最前線であり、地方創生は、一億総活躍社会を実現する上で最も緊急度の高い取組の一つである。地域において育まれた伝統・文化、人と人とのつながり、日本人の心の豊かさといった財産をいかしながら進めていくことが重要である。</p> <p>「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」21及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」22に基づき、ローカルアベノミクスの推進、潜在的希望者の地方移住・定着の実現、地域の実情に応じた働き方改革、連携中枢都市圏の形成等を通じ、東京一極集中の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現、地域特性に即した課題解決を進め、人口減少と地域経済の縮小を克服する。</p>
まち・ひと・しごと創生基本方針2017	平成29年6月9日	<p>III. 各分野の施策の推進</p> <p>4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する</p> <p>①まちづくりにおける地域連携の推進</p> <p><概要></p> <p>○定住自立圏</p> <p>・圏域全体として必要な生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成するため、定住自立圏の形成に向けた取組を更に広げるとともに、各圏域における取組の更なる深化を支援する。</p> <p><具体的取組></p> <p>◎定住自立圏の取組内容の深化</p> <p>・平成32年度に定住自立圏の形成数を140圏域とするを旨とする(平成29年4月1日現在:118圏域)。</p> <p>・より効果的な施策・事業に連携して取り組むことにより定住自立圏の取組を深化させていくため、年内に定住自立圏共生ビジョンに磨きをかける進捗管理の方法や定住自立圏の目的達成に効果を発揮した施策を把握し、優良事例を全国展開することで各圏域の取組を支援する。</p> <p>④集落生活圏維持のための小さな拠点及び地域運営組織の形成</p> <p>人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となった地域運営組織の形成を進めるとともに、生活サービス機能の集約・確保、集落生活圏内外との交通ネットワーク等による「小さな拠点」の形成を推進し、利便性の高い地域づくりを図る。</p>

		<p>まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)</p>	<p>平成29年12月22日</p>	<p>アクションプラン(個別施策工程表) (2)-(オ)-⑤「地域おこし協力隊」の拡充 ●短期・中長期の工程表 2020年KPI(成果目標) ○地域おこし協力隊の活動隊員数4,000人(2020年度)</p> <p>本文 (4)-(ア)-D-① 地方都市における「稼げるまちづくり」の推進等中心市街地の活性化に関する法律等を活用し、魅力ある地方都市の拠点として、ひとの集う「まちの賑わい」づくりを推進するため、関係府省庁の連携を強化し、インバウンド波及効果の高い民間投資の喚起等を図るなど、商業、文化、教育、医療、福祉、居住等の複合的な機能の整備支援の充実を図る。 また、一定の地域にひとと企業が集積することによる「密度の経済」を「稼ぐ力」の向上につなげていくためには、外国人観光客のインバウンド需要の取込みや高齢者等の健康長寿サービス需要への対応、若年者・創業者のチャレンジによる新たな需要への対応等の視点から、まちづくり会社等の新しい公共を担う民間主体の経営の安定などのソフト施策と、コンパクトシティの形成などのハード施策との連携を図ることが不可欠である。このため、地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上に向けた地域のまちづくりを支援するため、関係府省庁一体となって取りまとめた包括的政策パッケージを今後も改訂するとともに、地方都市における「稼げるまちづくり」の取組事例集「地域のチャレンジ100」、「ローカル版知的対流拠点づくりマニュアル」の周知を図り、稼げるまちづくりの取組の全国への展開を図る。</p>
		<p>まち・ひと・しごと創生基本方針 2018</p>	<p>平成30年6月15日</p>	<p>II. 地方創生の基本方針 1. ライフステージに応じた地方創生の充実・強化 2. 「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の策定・実行 (1) 若者を中心とした UIJ ターン対策の抜本的強化 (2) 女性・高齢者等の活躍による新規就業掘り起こし6年間で 24 万人) (3) 地方における外国人材の活用 (4) 国民の関心を惹きつける効果的・戦略な情報発信</p> <p>III. 各分野の施策推進 1. わくわく地方生活実現政策パッケージ (1) UIJ ターンによる起業・就者創出(6年間で万人) (2) 女性・高齢者等の活躍による新規就業掘り起こし6年間で 24 万人) (3) 地方における外国人材の活用 (4) 地域おこし協力隊の 拡充(6年後に8千人) (5) 子供の農山漁村体験充実</p>
		<p>まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)</p>	<p>平成30年12月21日</p>	<p>(2) 地方への新しいひとの流れをつくる (オ) 地方移住の促進 ① 地方移住希望者への支援体制 ② 地方居住の本格推進(都市農村交流、「お試し居住」・「二地域居住」の本格推進) ③ 移住・定住施策の好事例の横展開 ④ 「生涯活躍のまち」の推進 ⑤ 「地域おこし協力隊」の拡充 ⑥ 地域と多様な関わりの創出 ⑦ 地方生活の魅力の発進 ⑧ UIJ ターンによる起業・創業者創出</p>

				まち・ひと・しごと創 生基本方針2019	令和元年6月 21日	<p>Ⅱ 第2期に向けての基本的な考え方</p> <p>3. 第2期における新たな視点 (1) 地方へのひと・資金の流れを強化する</p> <p>Ⅲ 各分野の当面の主要な取組 2. 地方への新しいひとの流れをつくる (4) 「関係人口」の創出・拡大</p> <p>Ⅴ 各分野の施策の推進 1. 地方にしごとをつくり安心して働けるようにする、これを支える人材を育て活かす (2) 新しい産業の創出と社会的課題に対応する地域経済社会システムの構築 2. 地方への新しいひとの流れをつくる (4) 地方移住の推進 (5) 関係人口の創出・拡大 (6) 子供の農山漁村体験の充実 (7) 地域おこし協力隊の拡充 3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる (5) 多文化共生の地域づくり 4. 時代に合った地域づくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する (1) 地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり (2) Society5.0の実現に向けた技術の活用 (3) 居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり等の推進 (5) まちづくりにおける地域連携の推進 (8) 集落生活圏維持のための「小さな拠点」及び地域運営組織の形成</p>
--	--	--	--	-------------------------	---------------	---

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかつこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「―」となることがある。

※5 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。]

※6 政策の概要及び測定指標①②の施策目標については、経済財政諮問会議で議論された資料(H29.5.11)等で用いられている文言に合わせて修正した。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		地方財源の確保と地方財政の健全化				
評価方式		総合 実績 事業	政策目標の達成度合い	モニタリング実施（評価は未実施）	番号	⑤
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	64,511,545,403	65,389,508,613	64,912,787,945	64,677,738,206	65,237,423,689 +事項要求
	補正予算	99,640,398	-88,119,635	1,041,892,007	0	/
	繰越し等	1,497,256,980	91,852,081	-317,085,062		
	計	66,108,442,781	65,393,241,059	65,637,594,890		
		<0>	<0>	<0>		
執行額		65,873,059,126	65,140,477,737	65,244,734,990		

政策評価調書（個別票2）

政策名	地方財源の確保と地方財政の健全化					番号	⑤	(千円)		
	予 算 科 目					予 算 額				
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	元年度 当初予算額	2年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	地方財政制度整備費	地方財政制度の整備に必要な経費	50,607	51,757		
	●	2	交付税及び譲与税配付金特別	総務本省	地方交付税交付金	地方交付税交付金に必要な経費	15,759,403,600	16,820,667,099 +事項要求		
	●	3	交付税及び譲与税配付金特別	総務本省	地方交付税交付金	東日本大震災復興に係る地方交付税交付金に必要な経費	324,998,978	事項要求		
	●	4	交付税及び譲与税配付金特別	総務本省	地方特例交付金	地方特例交付金に必要な経費	199,082,000	197,982,000		
	●	5	交付税及び譲与税配付金特別	総務本省	地方特例交付金	子ども・子育て支援臨時交付金に必要な経費	234,945,679	0		
	小計						16,518,480,864	17,018,700,856 +事項要求		
対応表において◆となっているもの	◆	1	一般	総務本省	地方交付税交付金	地方交付税交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入れに必要な経費	15,551,003,600	16,226,584,700 +事項要求		
	◆	2	一般	総務本省	地方特例交付金	地方特例交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入れに必要な経費	199,082,000	197,982,000		
	◆	3	一般	総務本省	地方特例交付金	子ども・子育て支援臨時交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入れに必要な経費	234,945,679	0		
	◆	4	東日本大震災復興特別	総務本省	地方交付税交付金	地方交付税交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入れに必要な経費	324,596,640	事項要求		
	◆	5	交付税及び譲与税配付金特別	総務本省	国債整理基金特別会計へ繰入	国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	31,849,629,423	31,794,156,133		
小計						48,159,257,342	48,218,722,833 +事項要求			
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
小計										
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
小計										
合計						64,677,738,206	65,237,423,689 +事項要求			

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成31年度実施政策)

(総務省31-⑤)

政策(※1)名		政策5: 地方財源の確保と地方財政の健全化				担当部局課室名	自治財政局財政課 他4課			作成責任者名	自治財政局財政課長 大沢 博
政策の概要		地方財政計画の策定等を通じ地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するとともに、地方公共団体財政健全化法の適切な運用等により地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。					年度ごとの目標(値)	年度ごとの実績(値) ^(※2)			分野【政策体系上の位置付け】
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】		【最終アウトカム】: 住民生活の安心・安全の確保、一億総活躍社会、地方創生の実現 【中間アウトカム】: 極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方の安定的な財政運営のため、地方財政計画において標準的な水準における地方自治体の歳入・歳出総額を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより必要な一般財源総額を確保する。				年度ごとの目標(値)		年度ごとの実績(値) ^(※2)			政策評価実施予定時期
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)		目標(値)			30年度	31年度	32年度	測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	30年度	31年度	32年度					
安定的な財政運営に必要な地方財源を確保すること	安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するために地方財政計画の策定等を実施	① 一般財源総額 ＜アウトカム指標＞	平成30年度一般財源総額(通常収支)62兆1,159億円(水準超経費除き60兆2,759億円) 平成30年度一般財源比率(通常収支)66.9%	平成29年度	地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。	令和2年度	地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。	平成31年度一般財源総額(通常収支)62兆7,072億円(水準超経費除き6兆6,772億円) 平成31年度一般財源比率(通常収支)66.4%	—	—	極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方の安定的な財政運営のため、地方財政計画において、標準的な水準における地方自治体の歳入・歳出総額を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより必要な一般財源総額を確保する必要があることから、指標として設定。【測定指標2の地方債依存度について、新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 【参考】 平成29年度一般財源総額(通常収支) 62兆803億円(水準超経費除き60兆2,703億円) 平成29年度一般財源比率(通常収支) 67.0% 平成28年度一般財源総額(通常収支) 61兆6,792億円(水準超経費除き60兆2,292億円) 平成28年度一般財源比率(通常収支) 67.5% 平成27年度一般財源総額(通常収支) 61兆5,485億円(水準超経費除き60兆1,685億円) 平成27年度一般財源比率(通常収支) 66.9% 平成29年度地方債依存度(通常収支) 10.6% 平成28年度地方債依存度(通常収支) 10.3% 平成27年度地方債依存度(通常収支) 11.1% 借入金残高 平成29年度末見込み 195兆円 平成28年度末見込み 198兆円 平成27年度末見込み 199兆円
		2 地方債依存度 ＜アウトカム指標＞ 【新経済・財政再生計画 関連: 地方行財政改革 分野横断的な取組02-19】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	平成30年度地方債依存度(通常収支)10.6%	平成29年度	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。	令和2年度	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。	平成31年度地方債依存度(通常収支)10.5%	—	—	平成29年度地方債依存度(通常収支) 10.6% 平成28年度地方債依存度(通常収支) 10.3% 平成27年度地方債依存度(通常収支) 11.1% 借入金残高 平成29年度末見込み 195兆円 平成28年度末見込み 198兆円 平成27年度末見込み 199兆円
		3 借入金残高 ＜アウトカム指標＞	平成30年度末見込み192兆円	平成29年度	経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。	令和2年度	経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。	平成31年度末見込み193.7兆円	—	—	平成29年度地方債依存度(通常収支) 10.6% 平成28年度地方債依存度(通常収支) 10.3% 平成27年度地方債依存度(通常収支) 11.1% 借入金残高 平成29年度末見込み 195兆円 平成28年度末見込み 198兆円 平成27年度末見込み 199兆円
		4 財源不足への対応 ＜アウトカム指標＞	平成30年度財源不足額(通常収支)6兆1,783億円を以下により補填 ・地方交付税の増額1兆4,017億円 ・臨時財政対策債の発行3兆9,865億円 ・財源対策債の増発7,900億円	平成29年度	地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、臨時財政対策債の発行を抑制しつつ、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずる。	令和2年度	地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、臨時財政対策債の発行を抑制しつつ、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずる。	平成31年度財源不足額(通常収支)4兆4,101億円を以下により補填 ・地方交付税の増額3,633億円 ・臨時財政対策債の発行3兆2,568億円 ・財源対策債の増発7,900億円	—	—	平成29年度財源不足額(通常収支)6兆9,710億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 2兆358億円 ・臨時財政対策債の発行 4兆453億円 ・交付税特別会計借入金金の償還繰延べ 1,000億円 ・財源対策債の増発 7,900億円 平成28年度財源不足額(通常収支)5兆6,063億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 1兆283億円 ・地方交付税の発行 3兆7,880億円 ・臨時財政対策債の発行 7,900億円 ・財源対策債の増発 7,900億円 平成27年度財源不足額(通常収支)7兆8,205億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 2兆5,155億円 ・臨時財政対策債の発行 4兆5,249億円 ・財源対策債の増発 7,800億円
		5 東日本大震災による被害を受けた地方公共団体に対する財政措置 ＜アウトカム指標＞	震災復興特別交付税 平成30年度(当初)4,227億円	平成29年度	被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう震災復興特別交付税について所要額を確保する。	令和2年度	被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう震災復興特別交付税について所要額を確保する。	震災復興特別交付税 平成31年度(当初)4,049億円	—	—	※臨時財政対策債・地方財源の不足に対処するため、地方交付税として交付されるべき額の一部を振り替えて発行される地方債 ※財源対策債・地方財源の不足に対処するため、投資的経費に対する充当率を臨時的に引き上げるために発行される地方債

地方財政の健全化を推進すること	地方財政の健全化のために地方公共団体財政健全化法の適切な運用等を実施	6	実質公債費比率等の状況 <アウトカム指標>	平成29年度	実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。	令和2年度	<p>実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。</p>	<p>極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方の安定的な財政運営のため、実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する必要があることから、指標として設定。</p> <p>【参考】 実質公債費比率等の平均値 ○平成27年度決算 ・実質公債費比率 都道府県 12.7% 市町村 7.4% ・将来負担比率 都道府県 175.6% 市町村 38.9% ○平成26年度決算 ・実質公債費比率 都道府県 13.1% 市町村 8.0% ・将来負担比率 都道府県 187.0% 市町村 45.8% ○平成25年度決算 ・実質公債費比率 都道府県 13.5% 市町村 8.6% ・将来負担比率 都道府県 200.7% 市町村 51.0%</p>		
							<p>平成29年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県11.9%、市町村6.9% ・将来負担比率 都道府県173.4%、市町村34.5%</p>	<p>平成29年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県11.4%、市町村6.4% ・将来負担比率 都道府県173.1%、市町村33.7%</p>	—	—
							<p>平成29年度末における財政健全化団体等の数(平成28年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 8団体 (9公営企業会計)</p>	<p>平成29年度末における財政健全化団体等の数(平成29年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 11団体 (11公営企業会計)</p>	—	—
							<p>平成28年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 0団体 (0公営企業会計)</p>	<p>平成29年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 2団体 (2公営企業会計)</p>	—	—
<p>平成28年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 1団体 (1公営企業会計)</p>	<p>平成29年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 4団体 (4公営企業会計)</p>	—	—							
							<p>【参考】 当該年度をもって計画を完了した団体数 ○平成27年度 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 5団体 (5公営企業会計) ○平成26年度 ・財政健全化団体 1団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 2団体 (2公営企業会計) ○平成25年度 ・財政健全化団体 1団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 7団体 (7公営企業会計)</p>			
							<p>【参考】 健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ○平成27年度 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 3団体 (3公営企業会計) ○平成26年度 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 2団体 (2公営企業会計) ○平成25年度 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 5団体 (5公営企業会計)</p>			

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	平成31年度行政事業 レビュー事業番号	
		29年度	30年度	31年度				
(1)	地方財政制度の整備に必要な経費 (昭和23年度)	51百万円 (38百万円)	49百万円 (39百万円)	51百万円	1~6	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の財政に関する制度の企画・立案のための調査等 地方債に関する制度の企画及び立案、地方債の発行の同意等並びに地方債の適正かつ効果的な運用に関する地方公共団体等への情報提供等 地方公共団体、地方公営企業の財政の健全化に向けた調査・分析 地方公営企業制度に関する制度の企画・立案に係る検討会の開催 <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替指標／(参考)一般財源総額 代替指標／(参考)地方債依存度 代替指標／(参考)実質公債費比率(都道府県) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方財政計画の策定 地方交付税法等の一部を改正する法律案の成立 <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>地方財政計画において地方公共団体の事務・事業を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより、安定的な財政運営に必要な地方財源の確保に寄与する。</p>	0024	
(2)	地方交付税交付金及び地方特例交付金に必要な経費	16,900,808百万円 (16,900,808百万円)	16,702,625百万円 (16,702,625百万円)	16,518,430百万円	1,4,5	地方財政計画において地方公共団体の事務・事業を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより、安定的な財政運営に必要な地方財源を確保する。		
(3)	地方交付税法 (昭和25年)	—	—	—	1~5	地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化する。		
(4)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律 (平成19年)	—	—	—	6	地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資する。		
政策の予算額・執行額		16,900,859百万円 (16,900,847百万円)	16,702,674百万円 (16,702,664百万円)	16,518,481百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						経済財政運営と改革の基本方針2018	平成30年6月15日	地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。
						平成28年度以降の復旧・復興事業について(復興推進会議決定)	平成27年6月24日	財政力に乏しい被災自治体が計画的に復興を進める上で、震災復興特別交付税は大きな役割を果たしたが、復興の進展を踏まえ、(中略)支援対象を見直した上で、同制度による支援を行う。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※5 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要な主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		分権型社会を担う地方税制度の構築				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	モニタリング実施（評価は未実施）	番号	⑥
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	2,432,237,433	2,536,441,762	2,575,436,614	2,712,357,673	2,647,642,518
	補正予算	-109,400,000	0	84,300,000	0	
	繰越し等	0	0	0		
	計	2,322,837,433	2,536,441,762	2,659,736,614		
		<0>	<0>	<0>		
執行額		2,340,260,659	2,405,253,935	2,650,901,434		

政策評価調書（個別票2）

政策名	分権型社会を担う地方税制度の構築					番号	⑥	(千円)		
	予 算 科 目					予 算 額				
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	元年度 当初予算額	2年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	地方税制度整備費	地方税制度の整備に必要な経費	55,073	39,918		
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計						55,073	39,918	<>の内数	<>の内数
対応表において◆となっているもの	◆	1	交付税及び譲与税配付金特別	総務本省	地方譲与税譲与金	地方揮発油譲与税譲与金に必要な経費	247,200,000	243,300,000		
	◆	2	交付税及び譲与税配付金特別	総務本省	地方譲与税譲与金	石油ガス譲与税譲与金に必要な経費	7,200,000	6,700,000		
	◆	3	交付税及び譲与税配付金特別	総務本省	地方譲与税譲与金	自動車重量譲与税譲与金に必要な経費	274,200,000	279,900,000		
	◆	4	交付税及び譲与税配付金特別	総務本省	地方譲与税譲与金	航空機燃料譲与税譲与金に必要な経費	14,900,000	14,900,000		
	◆	5	交付税及び譲与税配付金特別	総務本省	地方譲与税譲与金	特別とん譲与税譲与金に必要な経費	13,700,000	13,900,000		
	◆	6	交付税及び譲与税配付金特別	総務本省	地方譲与税譲与金	地方法人特別譲与税譲与金に必要な経費	2,135,100,000			
	◆		交付税及び譲与税配付金特別	総務本省	地方譲与税譲与金	特別法人事業譲与税譲与金に必要な経費		2,068,900,000		
	◆	7	交付税及び譲与税配付金特別	総務本省	地方譲与税譲与金	地方道路譲与税譲与金に必要な経費	2,600	2,600		
	◆	8	交付税及び譲与税配付金特別	総務本省	地方譲与税譲与金	森林環境譲与税譲与金に必要な経費	20,000,000	20,000,000		
小計						2,712,302,600	2,647,602,600	<>の内数	<>の内数	
対応表において○となっているもの	○	1				<	><	>		
	○	2				<	><	>		
	○	3				<	><	>		
	○	4				<	><	>		
	小計						<>の内数	<>の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1				<	><	>		
	◇	2				<	><	>		
	◇	3				<	><	>		
	◇	4				<	><	>		
	小計						<>の内数	<>の内数		
合計						2,712,357,673	2,647,642,518	の内数	の内数	

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成31年度実施政策)

(総務省31-⑥)

政策 ^(※1) 名	政策6:分権型社会を担う地方税制度の構築		担当部局課室名	自治税務局企画課 他5課室	作成責任者名	自治税務局企画課長 池田 達雄			
	政策の概要	分権型社会を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。また、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を行う。				分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	<p>[最終アウトカム]: 地方分権の推進の観点からは、地方団体が提供する行政サービスの財源については、できるだけ地方税により安定的に賄うことが望ましいが、多くの地方団体において必要な財源を確保することが困難な状況にある。そこで、自らの発想で特色を持った地域づくりができるよう、地方分権を推進し、その基盤となる地方税の充実確保を図る。</p> <p>[中間アウトカム]: 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築及び地方税の応益課税を強化する。</p>				政策評価実施予定時期	令和2年8月			
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度	29年度	30年度	31年度			
地方税を充実し、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること	国と地方の税源配分の在り方の見直し	1	国・地方間の税源配分比率 <アウトカム指標>	国:地方 = 61.0:39.0 (平成27年度決算)	平成28年度	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。	令和元年度	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。	<p>国と地方の税源配分については、国と地方の役割分担に応じた税源配分とすることが望ましいことから、地方税の充実や国と地方の税源配分の在り方の見直しによって、地方への税源配分比率が高まることとなるため、指標として設定。</p> <p>※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。</p> <p>【参考】 (平成26年度決算)国:地方=61.6:38.4 (平成25年度決算)国:地方=59.6:40.4</p>
		②	歳入総額に占める地方税の割合 <アウトカム指標>	地方税の割合 38.4% (平成27年度決算)	平成28年度	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。	令和元年度	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。	<p>地方団体が提供する行政サービスの財源はできるだけ地方税により安定的に賄うことが望ましいことから、地方税を充実させ、税収が安定的な地方税体系を構築することによって、歳入総額に占める割合が増加するため、指標として設定。</p> <p>【参考】 (平成26年度決算)36.0% (平成25年度決算)35.0%</p>
		3	地方税の都道府県別人口一人当たり税収額の最大値と最小値の比較 <アウトカム指標>	地方税計最大値/最小値 2.5倍 (平成27年度決算)	平成28年度	税源の偏在性が小さい地方税体系を構築する。	令和元年度	税源の偏在性が小さい地方税体系を構築する。	<p>税源の偏在性を小さく、税収が安定的な地方税体系の構築する必要がある。都道府県別人口一人当たり税収額の比較は、税源の偏在性を示す一つの目安となるため、指標として設定。</p> <p>※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。</p> <p>【参考】 (平成26年度決算)地方税計 最大値/最小値 2.6倍 (平成25年度決算)地方税計 最大値/最小値 2.6倍</p>
住民自治の確立に向けた地方税制度改革を実施すること	地域の实情に対応した政策を展開するため、地方税制度改革	4	地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革するための取組 <アウトカム指標>	地域決定型地方税制特例措置既存導入数 36項目 (平成29年度税制改正による導入数 13項目)	平成28年度	地方団体の課税自主権の一層の拡充を図る観点から、引き続き検討を行い、特例の対象を更に拡充する。	令和元年度	地方団体の課税自主権の一層の拡充を図る観点から、引き続き検討を行い、特例の対象を更に拡充する。	<p>地方団体の自主性・自立性を一層高め、地域の实情に対応した政策を展開していくことが理想である。地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で取り組むことは、住民自治の確立に向けた地方税制度改革につながると考えられるため、指標として設定。(「地域決定型地方税制特例措置」とは、国が一律に定めていた特例措置の内容を地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み)</p> <p>【参考】 (平成28年度税制改正における導入数) 5項目 (平成27年度税制改正における導入数) 8項目</p>
		⑤	地方税における税負担軽減措置等のうちの「政策減税措置」の見直し <アウトカム指標>	74項目を見直し(うち10項目を廃止・縮減) (平成29年度税制改正)	平成28年度	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。	令和元年度	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。	<p>税負担軽減措置等は、地方団体が提供する行政サービスの財源としての地方税を減収させる要因の一つであることから、適用僅少の特例等であるか、適宜その実態の透明化を図ることが望ましい。税負担軽減措置等を見直すことは、住民自治の確立に向けた地方税制度改革につながると考えられるため、指標として設定。</p> <p>【参考】 (平成28年度税制改正)65項目を見直し(うち26項目を廃止・縮減) (平成27年度税制改正)66項目を見直し(うち14項目を廃止・縮減)</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等			平成31年度行政事業 レビュー事業番号
		29年度	30年度	31年度					
(1)	地方税制度の整備に必要な経費 (昭和25年度)	39百万円 (30百万円)	34百万円 (29百万円)	55百万円	1～5	<ul style="list-style-type: none"> ・税制調査会で決定した税制改正大綱に基づき、地方税法改正案を作成 ・毎年度の税制改正等に向けて、税制調査会における審議等への対応 ・地方税に関する調査、資料の作成 ・地方税負担軽減措置等の整理 ・地方法人課税及び自動車関係税制のあり方についての検討 ・消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方団体の役割拡大に向けた検討 等 <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替指標／(参考指標) 租税総額に占める地方税の割合 ・代替指標／(参考指標) 都道府県別人口一人当たり地方税収額の最大値と最小値の比較 <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法の一部を改正する法律案の成立:1件(平成30年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>税制改正大綱に基づき、地方税法改正案の作成等を実施することにより、財源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系が構築されることに加えて、住民自治の確立に向けた地方税制度の改革が推進されることとなるため、地方団体が提供する行政サービスの財源は、できるだけ地方税により安定的に賄うという分権型社会を担う地方税制度の実現に寄与する。</p>			0025
(2)	地方税法 (昭和25年)	—	—	—	1～5	地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。			
政策の予算額・執行額		39百万円 (30百万円)	34百万円 (29百万円)	55百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	
						平成31年度税制改正の大綱	平成30年12月21日	消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅に対する税制上の支援策を講ずるとともに、車体課税について、地方の安定的な財源を確保しつつ大幅な見直しを行う。さらに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し等を行う。また、都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築の観点から、特別法人事業税(仮称)及び特別法人事業譲与税(仮称)の創設等を行う。このほか、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設、国際的な租税回避により効果的に対応するための国際課税制度の見直し、経済取引の多様化等を踏まえた納税環境の整備等を行う。	

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		選挙制度等の適切な運用				
評価方式		総合 実績 事業	政策目標の達成度合い	モニタリング実施（評価は未実施）	番号	⑦
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	53,680,020	201,283	185,121	57,300,509	201,722
	補正予算					
	繰越し等	778,841	63,183,707			
計	54,458,861	63,384,990	185,121			
	<0>	<0>	<0>			
執行額		53,738,213	59,832,965	143,470		

政策評価調書（個別票2）

政策名	選挙制度等の適切な運用					番号	⑦	(千円)		
	予 算 科 目					予 算 額				
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	元年度 当初予算額	2年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	選挙制度等整備費	選挙制度等の整備に必要な経費	204,352	201,722		
	●	2	一般	総務本省	選挙制度等整備費	参議院議員通常選挙に必要な経費	57,096,157			
	●	3								
	●	4								
	小計						57,300,509 <>の内数	201,722 <>の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計						<>の内数	<>の内数		
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計						<>の内数	<>の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計						<>の内数	<>の内数		
合計						57,300,509 の内数	201,722 の内数			

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成31年度実施政策)

(総務省31-⑦)

政策(※1)名	政策7:選挙制度等の適切な運用		担当部局課室名	自治行政局選挙部選挙課、管理課、政治資金課他3室			作成責任者名	自治行政局選挙部管理課長 嶋 一哉				
	政策の概要	社会ニーズ等に対応した選挙制度に係る調査研究、選挙の管理執行体制の改善や選挙制度の周知等を実施するとともに、政治資金収支報告書の公表等による政治資金の透明化を図る。			分野【政策体系上の位置付け】	選挙制度等						
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	最終アウトカム:民主政治の健全な発達 中間アウトカム:日本国憲法に則り、選挙制度を確立し、その選挙が公明且つ適正に行われることを確保するとともに、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治資金の収支の状況を明らかにし、公明で公正な政治活動を確保する。						政策評価実施予定時期	令和3年8月				
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値)(※2)							
			30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度				
公職選挙法の趣旨に則り、選挙制度の確立に寄与すること		投票率の向上に向け有権者が投票しやすい環境を整備する	①	選挙制度に関する調査研究を行うとともに、有権者が投票しやすい環境整備の方策等を検討し、制度改正を実施 <アウトプット指標>	学識経験者・実務者で構成する「投票環境の向上方策等に関する研究会」等に選挙制度に関する調査研究を行い、ICTを活用した投票環境の向上等を柱に各方策の検討を実施	平成29年度	選挙制度に関する調査研究を行い、平成30年度に取りまとめ予定の研究会報告等を踏まえて、実施可能なものから制度改正を実施	令和2年度	選挙制度に関する調査研究を行い、研究会報告をとりまとめ、実施可能なものから制度改正を実施	選挙制度に関する調査研究を行うとともに、これまでの研究会報告等を踏まえて、実施可能なものから制度改正を実施	選挙制度に関する調査研究を行うとともに、これまでの研究会報告等を踏まえて、実施可能なものから制度改正を実施	投票率が低下傾向にある中、選挙制度に関する調査研究を行う必要があり、ICT技術の進展等を踏まえて、有権者が投票しやすい環境を一層整備する必要があることから、指標として設定。 【参考(衆・参各5回ずつの投票率)】 ○第48回衆議院議員総選挙(H29.10施行) 53.68% ○第47回衆議院議員総選挙(H26.12施行) 52.66% ○第46回衆議院議員総選挙(H24.12施行) 59.32% ○第45回衆議院議員総選挙(H21.8施行) 69.28% ○第44回衆議院議員総選挙(H17.9施行) 67.51% ○第24回参議院議員通常選挙(H28.7施行) 54.70% ○第23回参議院議員通常選挙(H25.7施行) 52.61% ○第22回参議院議員通常選挙(H22.7施行) 57.92% ○第21回参議院議員通常選挙(H19.7施行) 58.64% ○第20回参議院議員通常選挙(H16.7施行) 56.57%

<p>公明かつ適正な選挙執行を実現するため、国民の選挙に対する意識を向上させること</p>	<p>主権者教育の推進のため、常時啓発事業の実施等</p>	<p>2 常時啓発事業の実施及び選挙管理委員会等が実施する主権者教育等の取組の支援等 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>参加・実践等を通じた政治意識の向上を図るための常時啓発事業の実施(高校生向けの副教材の作成等)や選管等が実施する出前授業に対する支援(主権者教育アドバイザーの派遣等)を実施</p>	<p>平成29年度</p>	<p>参加・実践等を通じた政治意識の向上を図るための常時啓発事業の実施(高校生向けの副教材の作成等)や選管等が実施する出前授業に対する支援(主権者教育アドバイザーの派遣等)を実施</p>	<p>令和2年度</p>	<p>参加・実践等を通じた政治意識の向上を図るための常時啓発事業の実施(高校生向けの副教材の作成等)や選管等が実施する出前授業に対する支援(主権者教育アドバイザーの派遣等)を実施</p>	<p>参加・実践等を通じた政治意識の向上を図るための常時啓発事業の実施(高校生向けの副教材の作成等)や選管等が実施する出前授業に対する支援(主権者教育アドバイザーの派遣等)を実施</p>	<p>参加・実践等を通じた政治意識の向上を図るための常時啓発事業の実施(高校生向けの副教材の作成等)や選管等が実施する出前授業に対する支援(主権者教育アドバイザーの派遣等)を実施</p>	<p>いずれの選挙においても投票率が低下傾向にあるため、投票行動につながるような、参加・実践等を通じた政治意識の向上事業などを実施する必要があるため、常時啓発事業の実施等を指標として設定。 特に若者の投票率が著しく低い中、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを踏まえ、選挙が公明かつ適正に行われるよう、新たに投票の権利を得る若者に対して、選挙人の政治意識の向上を図っていくことが重要であることから、高校生に向けた主権者教育の推進事業の柱である出前授業の実施選管数を別途、指標として設定。 ※主権者教育とは、「若者の政治意識の向上」、「将来の有権者である子供たちの意識の醸成」、「地域の明るい選挙推進協議会活動の活性化」を柱とした取組を進めることなどにより、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動していく「主権者」を育てるもの。 【参考(直近の国政選挙投票率)】 ○第48回衆議院議員総選挙(H29.10施行) 全体 53.68% 10代 40.49% ○第24回参議院議員通常選挙(H28.7施行) 全体 54.70% 10代 46.78% 【参考(平成29年度取組実績)】 ○主な取組 ・高校生向け副教材の作成:生徒用 約130万部、教師用約1万4千部 ・主権者教育アドバイザー派遣:39件実施 ○その他の取組 ・若者啓発イベントの開催 参加者:約1,100人(Youtube Live視聴者を含む) ・モデル事業:7件実施 ・研修事業:21件実施 ・若者啓発クイズ動画の作成 ・大学生等による選挙出前授業モデルの作成 ・選挙出前授業見本市の開催 【参考(平成29年度出前授業の取組状況)】 ○実施選管800団体、実施高校1,495校、その他学校(小学校、中学校、大学等)1,361校<いずれも平成29年12月までの実績及び1月～3月までの見込></p>
<p>公明かつ適正な国民投票の執行を実現するため、国民投票制度の認知度を高めること</p>	<p>国民投票制度の内容の周知啓発による環境整備</p>	<p>3 国民投票制度の認知度 ＜アウトカム指標＞</p>	<p>国民投票制度の認知度:82.8%(第48回衆議院議員総選挙全国意識調査(平成30年7月公表)による)</p>	<p>平成29年度</p>	<p>国民投票制度の認知度:80%以上</p>	<p>令和2年度</p>	<p>国民投票制度の認知度:80%以上</p>			<p>国民投票権年齢を18歳に引き下げる等を含む憲法改正国民投票法改正法が平成26年6月20日に公布・施行され、施行後4年以降は投票権年齢が18歳に引き下がることを踏まえ、制度内容を有権者、選挙管理委員会等へ周知啓発を行う必要があるため、指標として設定。 ※(公財)明るい選挙推進協会が実施した第48回衆議院議員総選挙全国意識調査にて、国民投票制度を①よく知っている、②だいたい内容を知っている、③内容は知らないが「国民投票(制度)」という言葉は聞いたことがあるという回答数を基に制度の認知度を算出している。</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※3			関連する 指標 ※4	達成手段の概要等	平成31年度行政事業 レビュー事業番号
		29年度	30年度	31年度			
1	選挙制度等の整備に必要な経費 (参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費除く。)	45百万円 (36百万円)	55百万円 (33百万円)	62百万円	1.4	<p>国外に居住する選挙人について選挙権行使の機会を保障するため、在外選挙人名簿登録事務(市町村選挙管理委員会に委託)に必要な諸様式や在外投票に必要な投票用紙等の物資を作成し、在外公館及び市町村選挙管理委員会に対し送付する。国政選挙について、都道府県又は市町村選挙管理委員会に対し、必要な技術的助言等をし、事務の適正な処理に関する情報を提供するために必要となる統計をまとめる。選挙の公正を確保しつつ、有権者が投票しやすい環境を整備し、投票率の向上を図るための具体的方策について検討するため、研究会を開催する。政治資金規正法及び政党助成法に基づき、政治団体から提出される収支報告書等について形式審査及び要旨の官報告示を行うとともに、収支報告書等を閲覧に供する。また、請求に応じ少額領収書等の写しの開示業務を行う。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・代替指標/在外選挙人名簿登録者数<参考指標> ・在外選挙人名簿登録者数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 選挙制度等の整備に必要な経費を措置することにより、研究会等を開催するとともに、必要な技術的助言等を行うことで、都道府県又は市町村選挙管理委員会にて適切に選挙事務が行われ、公職選挙法等の趣旨に則った選挙制度が確立することに寄与する。</p>	0026
2	参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費(昭和32年度)	134百万円 (108百万円)	107百万円 (93百万円)	119百万円	2.3	<p>(1)高校生向け副教材の作成、(2)選挙権年齢下げの周知啓発、(3)選挙啓発研究会開催、(4)参加型学習教材作成</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 参加者数の前年度比増 代替指標/研究会(3種類)への参加者数:946人(平成30年度) 参加者数の前年度比増 代替指標/啓発イベントへの参加者数:69人(平成30年度) 高校生向け副教材の作成 代替指標/副教材の作成部数:127万部(平成30年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 研究会(3種類)の1種類ごと開催数:16回 若者フォーラムの開催数:1回 高校生向け副教材の配布学校数:6,631校</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 参加・実践等を通じた政治意識向上の事業を実施することにより、国民一人一人が政治や選挙に強い関心を持ち、主権者としての自覚と豊かな政治常識、高い選挙道義を身につけることで、有権者の投票参加を促すとともに、公正かつ厳正な選挙執行の実現に寄与する。</p>	0027
3	マイナンバーカードの選挙事務への活用等に関する調査研究事業・政見放送手話通訳士研修会の事務委託事業(平成29年度)	23百万円 (12百万円)	23百万円 (13百万円)	—	1	<p>更なる有権者の利便性向上のため、選挙の公正を確保することを前提として、選挙事務においてマイナンバー制度を活用することができれば、有権者及び選挙事務を行う選挙管理委員会の双方にとってメリットをもたらすものであると考えられるため、今後のマイナンバー制度の利用範囲の拡大にあわせて、マイナンバーカード及びマイナンバーカードを活用した選挙事務の実施可能性について調査研究を行う。また、参議院選挙区選挙において手話通訳を付すために必要な政見放送における手話が可能な手話通訳士を十分に確保するため、研修履修者数の少ない地方都市等の手話通訳士を主な対象として全国各地の主要都市において「政見放送手話通訳士研修会」を開催する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 新たにマイナンバー制度等を活用した選挙事務を行う団体数:150(平成31年度) 政見放送手話通訳士研修会の履修者数:98人(平成30年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 調査研究結果報告書の作成:1回 政見放送手話通訳士研修会の開催件数:4回</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 マイナンバーカードの選挙事務への活用等に関する調査研究事業・政見放送手話通訳士研修会の事務委託事業により、今後のマイナンバー制度の利用範囲の拡大にあわせて、マイナンバーカード及びマイナンバーカードを活用した選挙事務の実施可能性について調査研究を行うとともに、研修履修者数の少ない地方都市等の手話通訳士を主な対象として全国各地の主要都市において「政見放送手話通訳士研修会」を開催し、手話通訳士を確保することで、民主政治の健全な発達に寄与する。</p>	0028

(4)	衆議院議員総選挙に必要な経費(平成29年度)	63,184百万円 (59,679百万円)	—	—	—	平成29年10月22日に実施した第48回衆議院議員総選挙の投票、開票及び選挙会等の事務、公営制度並びに当該選挙に関し必要と認められる事項の選挙人への周知等選挙の管理執行に必要な経費について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「執行経費基準法」という。)等に基づき、都道府県や日本郵便株式会社、新聞広告業者など関係する事業者に交付した。また、同日併せて執行された第24回最高裁判所裁判官国民審査(最高裁判所裁判官国民審査法第2条の規定による)における審査公報及び裁判官氏名等掲示の作成等を行うために必要な経費と、執行経費基準法に基づき、都道府県に交付した。【成果指標(アウトカム)】公正な国政選挙の確実な実施・代替指標/実施した選挙の数:2(平成28年度)【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】衆議院議員総選挙に必要な経費を支出することにより、公職選挙法等の趣旨にのっとり公明かつ適正な選挙執行等がなされることで、民主政治の健全な発達に寄与する。	—	
(5)	参議院議員通常選挙に必要な経費(令和元年度)	—	—	57,096百万円	—	令和元年7月6日に任期満了を迎える参議院議員通常選挙の投票、開票及び選挙会等の事務、公営制度並びに当該選挙に関し必要と認められる事項の選挙人への周知等選挙の管理執行に必要な経費について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「執行経費基準法」という。)等に基づき、都道府県や日本郵便株式会社、新聞広告業者など関係する事業者に交付。【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】参議院議員通常選挙に必要な経費を支出することにより、公職選挙法等の趣旨にのっとり公明かつ適正な選挙執行等がなされることで、民主政治の健全な発達に寄与する。	新31-0002	
(6)	ICTの利活用による投票環境向上に係る調査研究・政見放送手話通訳士研修会の事務委託事業	—	—	23百万円	—	更なる有権者の利便性向上のため、投票環境の向上方策等に関する研究会報告(H30.8)を踏まえ、タブレット端末などの汎用機を用いた電子投票機による電子投票の改善等について調査研究を行う。また、参議院選挙区選挙において手話通訳を付すために必要な政見放送における手話が可能な手話通訳士を十分に確保するため、研修履修者数の少ない地方都市等の手話通訳士を主な対象として全国各地の主要都市において「政見放送手話通訳士研修会」を開催する。【成果指標(アウトカム)】政見放送の手話通訳を行うことができる者を100名増加(平成30年度:98名)【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】政見放送手話通訳士研修会の開催件数:2件(平成30年度)	新31-0003	
(7)	公職選挙法(昭和25年)	—	—	—	1~3	日本国憲法にのっとり、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明かつ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期する。		
(8)	日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年)	—	—	—	3	日本国憲法第96条に定める日本国憲法の改正について、国民の承認に係る投票に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議に係る手続の整備を行う。		
(9)	政治資金規正法(昭和23年)	—	—	—	4	議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性に鑑み、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与する。		
政策の予算額・執行額		63,385百万円 (59,833百万円)	185百万円 (143百万円)	57,301百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						—	—	—

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		電子政府・電子自治体の推進				
評価方式		総合・ <u>実績</u> ・事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	⑧
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	37,780,311	46,549,846	55,661,659	76,461,387	187,443,552
	補正予算	14,438,034	11,362,496	1,970,918		
	繰越し等	40,261,732	5,760,608	7,703,821		
	計	92,480,077	63,672,950	65,336,398		
		<0>	<0>	<0>		
執行額	77,108,402	56,334,921	59,665,702			

政策評価調書（個別票2）

政策名	電子政府・電子自治体の推進					番号	⑧	(千円)		
	予 算 科 目					予 算 額				
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	元年度 当初予算額	2年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	電子政府・電子自治体推進費	電子政府・電子自治体の推進に必要な経費	76,461,387	187,443,552		
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計							76,461,387 <>の内数	187,443,552 <>の内数	
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計							<>の内数	<>の内数	
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計							<>の内数	<>の内数	
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計							<>の内数	<>の内数	
合計							76,461,387 の内数	187,443,552 の内数		

主要な政策に係る評価書(平成30年度実施政策)

(総務省31-⑧)

政策 ^(※1) 名	政策8:電子政府・電子自治体の推進			分野	電子政府・電子自治体	
政策の概要	国民の利便性向上や行政の効率化等を図るため、オンラインによる行政サービスの提供、自治体クラウドの推進等の取組を実施する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:世界最高水準のIT活用を通じた、安全・安心・快適な国民生活を実現する。 [中間アウトカム]:電子政府及び電子自治体の推進により、国民の利便性向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上等を実現する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		28年度	29年度	30年度	31年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	37,790	46,550	55,662	76,461
		補正予算(b)	14,438	11,362	1,971	
		繰越し等(c)	40,262	5,761	7,704	
		合計(a+b+c)	92,490	63,673	65,336	
執行額		77,120	56,335	59,666		

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内閣の 重要政策(施政方針演 説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日(平成26年6月24日 改定)	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現 (4)IT・データを活用した地域(離島を含む。)の活性化 3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現 (2)国・地方を通じた行政情報システムの改革
	世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日(平成26年6月24日 改定)(平成27年6月30日改定)	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 4. IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会 (1) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用 ② 個人番号カードの普及・利活用の促進 (3) 国・地方を通じた行政情報システムの改革 Ⅳ. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 3. サイバーセキュリティ (略)総合行政ネットワーク(LGWAN)について集中的にセキュリティ監視を行う機能を設けるなど、GSOCとの情報連携を通じ、マイナンバーシステムに係る 国・地方全体を俯瞰した監視・検知体制を整備する
	「日本再興戦略」改訂2015	平成27年6月30日	第二 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 4. 世界最高水準のIT社会の実現 (3) 新たに講ずべき具体的施策 i) 国民・社会を守るサイバーセキュリティ ②マイナンバー制度の円滑な導入に向けた対策の強化 (略)総合行政ネットワーク(LGWAN)について集中的にセキュリティ監視を行う機能を設けるなど、GSOCとの情報連携を通じ、マイナンバーシステムに係る 国・地方全体を俯瞰した監視・検知体制を整備する ii) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用 ②個人番号カードの普及・利活用の促進 ③個人番号カードによる公的資格確認 iv) IT活用の更なる促進 ④国・地方の行政のIT化と業務改革
	経済・財政再生アクション・プログラム	平成27年12月24日	3. 主要分野毎の改革の取組 [3] 地方行財政改革・分野横断的な取組 (4) IT化と業務改革、行政改革等

世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日(平成26年6月24日改定)(平成27年6月30日改定)(平成28年5月20日改定)	II.「国から地方へ、地方から全国へ」(IT 利活用の更なる推進のための3つの重点項目) [重点項目3] 超少子高齢社会における諸課題の解決 (1) ビッグデータを活用した社会保障制度の変革 (2) マイナンバー制度等を活用した子育て行政サービスの変革 (3) IT 利活用による諸課題の解決に資する取組 ① 産業競争力の強化 ② 地方創生の実現 ③ マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上 ④ 安全で災害に強い社会の実現
経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第3章 経済・財政一体改革の推進 5. 主要分野ごとの改革の取組 (3) 地方行財政改革・分野横断的な課題 ⑤IT化と業務改革、行政改革等 「国・地方IT化・BPR推進チーム報告書」84に基づく進捗状況の把握や必要な措置を行い、国の業務改革・情報システム改革を引き続き推進する。コンビニ交付や子育てワンストップサービスなどオンラインサービス改革の実現に加え、災害発生時等を含むマイナンバー制度の活用拡充に向け、関係府省庁が連携して検討を進める。 地方自治体のIT化・BPRの推進に向け、政府CIOによる支援や自治体におけるCIOの役割を果たす人材確保など、変革意欲のある地方自治体から支援する取組を更に進める。 クラウド化への取組状況について、団体数に加え導入対象業務数や範囲を含め比較可能な形で明らかにする。また、自治体クラウドグループの取組事例について、経費の削減方策・効果、機器更新時など導入のタイミング等について深掘り・分析及び整理・類型化を実施し、その成果を活用して取組を加速する。
世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画	平成29年5月30日	第2部 官民データ活用推進基本計画 II-1-(4) マイナンバーカードの普及・活用

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)	
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)					
				28年度	29年度	30年度			
総務省所管府省共通情報システム等の適切な構築・運用等を通じた電子政府の推進を図ること	各省におけるオンラインサービスに関する情報収集、改善のための取組への支援の実施	1	国際連合「電子政府ランキング」における行政オンラインサービスの充実度ランキング	4位 【26年度】	平成26年度値以上		平成28年度値以上	平成28年度値以上 【30年度】	イ
					16位		9位		
	APIによる電子申請の利用拡大に向けた取組の実施	2	電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数 <アウトプット指標>	412,533千件 【27年度】	441,754千件以上	485,929千件以上		534,521千件以上 【30年度】	イ
					577,273千件	821,737千件			
				577,273千件 【28年度】			平成33年度に平成28年度実績値比2倍を目指す	1,154,547千件 (平成28年度実績値比2倍) 【33年度】	
							1,506,096千件		
	政府におけるIT人材の十分な育成を実施するため情報システム統一研修(集合研修)を実施	③	情報システム統一研修(集合研修)の定員	920人 【27年度】	1,000人以上	1,100人以上	1,600人以上	1,600人以上 【30年度】	イ
					1,104人	1,688人	1,688人		
	電子決裁に関する研修等利用者支援の実施及び利便性向上のための環境整備	4	電子決裁に要する期間 <アウトプット指標>	40.1時間 【26年度】	38時間以内	35時間以内	32時間以内	32時間以内 【30年度】	ハ
					56.9時間	58.7時間	60.3時間		

地方公共団体の情報化を推進し、便利な行政サービスを提供するとともに、効率的で災害に強い電子自治体を実現すること	コスト削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化等に資するため自治体クラウドの導入等を推進	⑤	クラウド導入市区町村数 ＜アウトカム指標＞ 【AP改革項目関連：地方行政改革・分野横断的な取組⑮】 【APのKPI】	550団体 【26年度】	約1,000団体			約1,000団体 【29年度】	イ
				842団体 (H28.4.1時点)	950団体 (H29.4.1時点)	1,067団体 (H30.4.1時点)			
	地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施	6	地方行政統計等における基礎データベースの作成及びその活用 ＜アウトプット指標＞	地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等の実施。 【27年度】	地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施 「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査」・「地方公務員給与実態調査」の調査結果等、地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施	地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施 「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査」・「地方公務員給与実態調査」の調査結果等、地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施	地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施 「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査」・「地方公務員給与実態調査」の調査結果等、地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施	地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等の実施。 【30年度】	イ
	災害時の行政情報の伝達手段の確保等のため通信衛星を利用したネットワークを運用すること	7	・災害時等における情報通信メディアの活用 ・災害時等に活用する情報通信メディアの降雨減衰等による年間の不稼働率 ＜アウトプット指標＞	・地方公共団体及び防災関係機関等における、通信衛星を利用した防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率：0.2%以下 【27年度】	・地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率：0.2%以下 通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークを安定的に運用（不稼働率0%）	・地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率：0.2%以下 通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークを安定的に運用（不稼働率0%）	・地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率：0.2%以下 通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークを安定的に運用（不稼働率0%）	イ	
	電子行政サービスの改善方策に関する調査研究及び情報提供を実施	8	電子行政サービスの改善方策に関する調査研究及び情報提供 ＜アウトプット指標＞	電子行政サービスの在り方について調査研究及び情報提供を実施すること等により、各地方公共団体の主体的な取組を支援し、電子行政の推進を加速。 【27年度】	地方公共団体が効率的な行政運営、住民サービスの向上を行うことを推進。 「自治体が保有するパーソナルデータの利活用等に関する調査研究」等の調査研究及び当該調査研究結果等を踏まえた情報提供を行うことで、地方公共団体が効率的な行政運営、住民サービスの向上を行うことを推進。	地方公共団体が効率的な行政運営、住民サービスの向上を行うことを推進。 「地方公共団体における非識別加工情報を提供するための仕組みの円滑な導入に向けた検討のための調査分析」等の調査及び当該調査結果等を分析し、情報提供を行うことで、地方公共団体が効率的な行政運営、住民サービスの向上を行うことを推進。	地方公共団体が効率的な行政運営、住民サービスの向上を行うことを推進。 地方公共団体の非識別加工情報の利活用の在り方について検討を行うとともに、その結果について情報提供を実施。	地方公共団体における情報システムを活用した行政サービスの改善方策について調査研究及び情報提供を行い、各地方公共団体が効率的な行政運営、住民サービスの向上を行うことを推進。 【30年度】	イ

番号制度を導入し、国民の給付と負担の公平性を確保するとともに、国民の利便性の向上、行政運営の効率化を図ること	番号制度の基盤の確立	9	番号制度の基盤となる個人番号付番等システムの構築 <アウトプット指標>	番号制度の基盤となる個人番号付番等システムの構築に関する設計・開発等を開始 【24年度】	マイナンバーカードの有効性情報提供等のためのシステムの設計・開発等を開始	マイナンバーカードの有効性情報提供等のためのシステムの稼働		マイナンバーカードの有効性情報提供等のためのシステムの稼働 【29年度】	イ
					平成28年7月より、マイナンバーカードの有効性情報提供等のためのシステムの設計・開発等を開始し、他機関との連携テスト等を実施	平成29年12月にシステムの構築が完了			
	情報提供ネットワークシステムの安定的な稼働	10	特定個人情報の情報連携基盤となる情報提供ネットワークシステムの稼働率 <アウトプット指標>	計画停止や災害による停止を除く主要な業務の稼働率 【28年度】		99.99%以上	99.99%以上	計画停止や災害による停止を除く主要な業務の稼働率 99.99%以上 【30年度】	イ
						100%	100%		

<p>目標達成度合いの測定結果 (※4)</p>	<p>(各行政機関共通区分)</p>	<p>相当程度進展あり</p> <p>測定指標1～4について、測定指標3は達成すべき目標に照らし主要なものであると考えている。この主要な測定指標を含む、測定指標1から3までは目標を達成した。一方、測定指標4については、目標達成に及んでいない。</p> <p>測定指標5～8について、達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えており、目標達成とした。</p> <p>測定指標9については、平成29年12月にマイナンバーカードの有効性情報提供等のためのシステムの構築が完了したため、目標達成と判断した。</p> <p>測定指標10については目標を達成している。</p> <p>従って、本政策は全体としては「相当程度進展あり」と判断した。</p>
<p>政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)</p>	<p>評価結果</p>	<p><施策目標>総務省所管府省共通情報システム等の適切な構築・運用等を通じた電子政府の推進を図ること 当該施策目標については、測定指標4を除き、目標を達成できた。</p> <p>・測定指標1については、平成28年度値以上とする目標は達成したが、平成26年度値からは下がった。国連による詳細な採点結果が明らかにされていないため、順位変動の要因を一義的に特定することは困難であるものの、引き続き、利用者にとってより使いやすい行政サービスにしていけるためのWebサイトの見直しや、取組の適切なアピールを通じて、一歩ずつ順位を向上していくことが重要であると認識している。</p> <p>・測定指標2については、平成33年度を最終目標年度としていたが、平成30年度ですでに達成することができた。(なお、API経由の電子申請件数は年々増加しており(平成30年度は前年度比約134%(8,570千件))、それに比例してAPI経由のアクセス件数が大幅に伸び、総アクセス件数を大きく押し上げている。)なお、e-Govの電子申請サービスを利用している手続は、現在、6省庁(国家公安委員会・警察庁、金融庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)の手続となっており、デジタル手続法を踏まえた今後のオンライン化の進展状況により、更に利用が伸びる可能性がある。</p> <p>・測定指標3について、情報システム統一研修の内容は、<https://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/060331/H31TouitsuKensyuPlan.pdf>に示すとおりである。受講者・推薦府省等からの意見・要望等を踏まえ、受講定員の見直しを実施した結果、達成することができた。なお、当該受講定員に対して、修了者数は、平成28年度1,002名、29年度1,204名、30年度1,752名で推移しており、情報セキュリティ・IT人材育成に貢献しているものと考えられる。</p> <p>・測定指標4については、文書管理システムの操作研修等の実施による利用者支援や改修等による使い勝手の向上に継続的に取り組んできたものの、目標を達成することができなかった。原因の一つとして、目標設定時に比べ電子決裁率や利用者数が大幅に伸びており、利用機関において、従来は紙で決裁していたものを電子決裁で行うこととしたことや、これまで文書管理システムを使っていなかった職員(操作に不慣れな職員)の利用が増加したこと等から、電子決裁に要する期間が短縮しなかったことが考えられる。</p> <p><施策目標>地方公共団体の情報化を推進し、便利な行政サービスを提供するとともに、効率的で災害に強い電子自治体を実現すること 当該施策目標については、自治体クラウドの取組の加速に向けた調査研究等を実施、自治体に対し情報提供等を実施しており、また、クラウド化市区町村数が相当程度増加するなど、地方公共団体の情報化に一定の進展が見られることから、目標を達成することができた。</p> <p>・測定指標5については、クラウド化市区町村数が550団体(平成26年4月1日現在、自治体クラウド211団体、単独クラウド339) から、1,067団体(平成30年4月1日現在、自治体クラウド407 団体、単独クラウド660団体)まで増加しているため、当初目標を上回る効果が得られた。</p> <p>・測定指標6については、各調査担当課室と調整の上、地方行税政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を安定的に実施したことから、前年度と同水準の実績を上げることができた。なお、結果については、地方公共団体の情報化に関する施策や、地方行税政に関する施策の立案等に活用した(例:「地方自治情報管理概要」など地方公共団体の情報化に資する資料の取りまとめに活用、地方公務員の給与水準を国家公務員の給与との比較により算出するラスパインズ指数の基礎資料として活用、固定資産評価上の指針等に役立てて評価の適正均衡を確保)。</p> <p>・測定指標7については、防災情報及び行政情報の伝達等を行う通信衛星を利用したネットワークの安定的な運用を行ったことから、前年度と同水準の実績を上げることができた。</p> <p>・測定指標8については、①地方公共団体から提供される非識別加工情報の利活用に当たって想定される事例を整理するとともに、②「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会」において当該想定される事例も踏まえて議論を重ね、平成30年度末に中間取りまとめ案の提示を行った。さらに、③地方公共団体の効率的な業務運営及び住民サービスの向上に資するよう、当該中間取りまとめについてはすべての地方公共団体に対して情報提供を実施した。</p> <p><施策目標>番号制度を導入し、国民の給付と負担の公平性を確保するとともに、国民の利便性の向上、行政運営の効率化を図ること 測定指標9については、平成29年12月にマイナンバーカードの有効性情報提供等のためのシステムの構築が完了。</p> <p><施策目標>番号制度を導入し、国民の給付と負担の公平性を確保するとともに、国民の利便性の向上、行政運営の効率化を図ること 測定指標10については、平成29年7月の情報連携開始以降、対象期間を通じて情報提供ネットワークシステムを適切に管理・運用することで目標を達成することができた。</p>

次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1については、デジタル手続法により行政手続オンライン化法の主管省庁が内閣官房に移管することに伴い、削除することとする。 ・測定指標2については、有識者からの御意見及びデジタル手続法を踏まえた今後のオンライン化の進展状況などを踏まえ、e-Govの電子申請サービスの利用に関する測定指標を設定することとする。 ・測定指標3については、平成30年度事前分析表に記載したとおり、30年度の実績をもって評価し終了する。研修の受講定員という目標が達成されたこと及び情報システム統一研修が「橋渡し人材のスキル認定の基本的な考え方」において、橋渡し人材として職務を遂行するに必要となるセキュリティ・ITIに係る知識を修得する中核的な手段として位置付けられたことから、今後は、その中でも橋渡し人材育成(その最終段階である課長補佐級)のために開催されている研修の修了者(個別のコースの修了者の合計の延べ人数ではなく、橋渡し人材としてのスキル認定に必要なとなるプロジェクト推進系又はセキュリティ系いずれかの全てのコースの修了者)を継続的に輩出することが、橋渡し人材の育成に貢献できているものと考え、そのプロジェクト推進系及びセキュリティ系それぞれの修了者数を測定指標とする。 ・測定指標4については、利用機関において電子決裁対象や利用者が拡大している状況にあることや、決裁案件によっては時間を掛けて確認・検討が必要なものもあるなど、電子決裁に要する期間を一律に短くすることが必ずしも望ましいものばかりとは言えないことから、平成30年度事前分析表に記載したとおり、30年度の実績をもって評価し終了する。今後は、電子決裁移行加速化方針(平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)が策定されたことを踏まえ、施策手段を「電子決裁への移行の推進のための環境整備」とし、測定指標を「電子決裁拡大への対応」として、電子政府の推進を図ることとする。 ・測定指標5については、これまでの助言・情報提供により、自治体クラウドを中心とするクラウド化の取組が全国的に拡大してきていることを踏まえ、クラウド導入市区町村数が分かる測定指標を設定することとする。 ・測定指標6については、引き続き各調査利用課室と調整の上、地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を安定的に実施する。なお、結果については、地方公共団体の情報化に関する施策や、地方行政に関する施策の立案等に活用していく(例:「地方自治情報管理概要」など地方公共団体の情報化に資する資料の取りまとめに活用、地方公務員の給与水準を国家公務員の給与との比較により算出するラスバイレス指数の基礎資料として活用、固定資産評価上の指針等に役立てて評価の適正均衡を確保)。 ・測定指標7については、事業者を確認を行ったところシステムの基本設計が0.2%となっており、それを下回る設定を行うことは困難である。また伝達されなかった件数を把握することはできず指標化は困難なため、次期目標から指標を削除。 ・測定指標8については、当該指標となる地方公共団体の非識別加工情報の活用に関し、現在、その方向性について、検討会及び内部での検討を行っている段階であり、指標として目標設定を行うことになじまないことから、次期目標から指標を削除。なお、一定の検討が進み方向性が示された後には、再度、指標の検討を行うこととしたい。 ・測定指標9については、平成29年12月にマイナンバーカードの有効性情報提供等のためのシステムの構築が完了したため、次期目標から指標を削除する。 ・測定指標10については、引き続き、情報提供ネットワークシステムの安定稼働を行う必要がある。 	
	(平成32年度予算概算要求に向けた考え方)	
	I 予算の拡大・拡充	
	平成32年度予算概算要求への主な反映内容	<p>総務省所管府省共通情報システム等の適切な構築・運用等を通じた電子政府の推進を図るための事業については、評価結果も踏まえ、より効率的に事業実施を行う観点から、システム経費等の必要経費を精査の上、引き続き電子政府を推進するために必要な予算の要求を行った(なお、一部経費については、「政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化について」(令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)に基づき内閣官房の下で一括要求・一括計上。)。また、地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を安定的に実施するために必要な予算の要求を行った。</p>
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	<p>総務省所管府省共通情報システム等の適切な構築・運用等を通じた電子政府の推進を図るための事業については、政府におけるIT人材の十分な育成に資するための定員(時限延長)を要求した。</p>	

学識経験を有する者の知見等の活用	<p>令和元年7月に開催された「総務省の政策評価に関する有識者会議」と「総務省行政事業レビュー外部有識者会合」の合同会合において、明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授の西出生先生から、e-Govの電子申請サービスを利用している府省等と利用していない府省があることがわかるように評価書で言及すべきではないかの御指摘をいただき、「政策の分析(達成・未達成に関する要因分析)」欄に記載した。このほか、平成28年秋の年次公開検証(秋のレビュー)における「自治体クラウドの導入等を推進」に対する以下の指摘及び対応状況の概要との点検結果も考慮して「相当程度進展あり」という評価結果としている。</p> <p>○主な指摘</p> <p>(1)自治体クラウドの推進は、自治体業務の標準化・共通化を通じた効率化を促すこと等を目的とするものであり、ランドデザインを示して、更に取組を加速化する必要がある。</p> <p>(2)自治体業務の標準化・共通化は、経費削減等の観点から重要であり、市長会・町村長会等の各階層に対して、計画的に、自治体クラウドの推進と自治体業務の標準化・共通化を強く促すべきである。その際、都道府県に対しても市町村へのサポートを呼び掛けつつ、具体的なクラウド化業務に従事した人材を紹介・斡旋する窓口を設置すべきである。</p> <p>(3)個別自治体の情報システムコストの見える化を行うべきである。また、自治体クラウドの採用や自治体業務の標準化・共通化を行った場合の個別自治体におけるコスト削減効果についても、見える化を行うべきである。</p> <p>○対応状況の概要</p> <p>(1)カスタマイズの抑制を行いつつ、全地方団体でのクラウド導入を目指すことなどを内容とした地方団体におけるクラウド導入に係るロードマップを取りまとめ、公表。</p> <p>(2)市長会、町村会等の地方公共団体の長の組織に対して行政改革推進会議の通告がなされたことを伝達し、その趣旨について説明を実施した。</p> <p>また、市長会、町村会の情報通信担当委員会(市町村長により構成)等の場において、自治体クラウドの推進を要請した。</p> <p>都道府県に対しては、市町村へのサポートについて、個別訪問やヒアリングを通じて直接要請するとともに、「官民データ活用推進基本法に基づく「都道府県官民データ活用推進計画策定の手引」において、都道府県内の市町村のクラウド化に向けて都道府県が支援を行う必要があることを明記した。</p> <p>自治体クラウドグループにおいて導入に深く関与した職員等から直接知見を得ることができるよう、当該職員を「自治体クラウド導入サポート員」として取りまとめ、地方団体に通知した。その結果、クラウド導入に向けた課題解決のための方策として活用され、クラウド導入の決定や検討の開始など、自治体クラウドグループの形成に向けた具体的な動きにつながっているところ。</p> <p>(3)平成30年3月30日に「市区町村における情報システム経費の調査結果」を公表した。</p>
------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化について(令和元年6月4日デジタル・ガバメント関係会議決定) ・デジタル・ガバメント実行計画(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定) ・電子決裁移行加速化方針(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定) ・世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(平成30年6月15日閣議決定) ・政府機関におけるセキュリティ・IT人材育成総合強化方針(平成28年3月29日サイバーセキュリティ対策推進会議(CISO等連絡会議)、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月5日閣議決定) ・世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(平成30年6月15日閣議決定) ・国・地方IT化・BPR推進チーム報告書(平成29年5月19日) ・電子自治体の取組みを加速するための10の指針(平成26年3月24日) ・新経済財政再生計画 改革工程表2018(平成30年12月10日経済財政諮問会議)
--------------------------------------	--

<p>担当部局課室名</p>	<p>大臣官房(個人番号企画室)、行政管理局(行政情報システム企画課)、自治行政局(住民制度課、地域政策課地域情報政策室)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>大臣官房参事官(個人番号企画室長) 寺田 雅一 行政管理局行政情報システム企画課長 奥田 直彦 自治行政局住民制度課長 三橋 一彦 自治行政局地域政策課地域情報政策室長 神門 純一</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和元年8月</p>
----------------	---	---------------	--	-----------------	---------------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「-」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

※5 表中の「AP」とは、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要な主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

(千円)

政策名		情報通信技術の研究開発・標準化の推進				
評価方式		総合実績・事業	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	⑨
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	33,076,853	34,663,466	36,125,385	33,770,777	43,444,231
	補正予算	3,694,371	6,094,864	819,967		
	繰越し等	-1,230,740	1,395,051	-817,713		
	計	35,540,484	42,153,381	36,127,639		
		<0>	<0>	<0>		
執行額		35,354,283	41,793,203	35,810,617		

政策評価調書（個別票2）

政策名	情報通信技術の研究開発・標準化の推進					番号	⑨	(千円)		
	予 算 科 目					予 算 額				
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	元年度 当初予算額	2年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	情報通信技術研究開発推進費	情報通信技術の研究開発の推進に必要な経費	6,307,358	10,029,771		
	●	2	一般	総務本省	情報通信技術研究開発推進費	情報通信技術分野の技術戦略に必要な経費	267,923	549,958		
	●	3								
	●	4								
	小計						6,575,281 <>の内数	10,579,729 <>の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1	一般	総務本省	国立研究開発法人情報通信研究機構運営費	国立研究開発法人情報通信研究機構運営費交付金に必要な経費	27,096,496	32,765,502		
	◆	2	一般	総務本省	国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費	国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備に必要な経費	99,000	99,000		
	◆	3								
	◆	4								
	小計						27,195,496 <>の内数	32,864,502 <>の内数		
対応表において○となっているもの	○	1					<	>		
	○	2					<	>		
	○	3					<	>		
	○	4					<	>		
	小計						<>の内数	<>の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>		
	◇	2					<	>		
	◇	3					<	>		
	◇	4					<	>		
	小計						<>の内数	<>の内数		
合計						33,770,777 の内数	43,444,231 の内数			

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			情報通信技術の研究開発・標準化の推進				番号	⑨	(千円)
事務事業名	概要	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	達成しようとする目標及び実績		
			元年度当初予算額	2年度概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント		
							概算要求への反映状況		
情報通信分野の研究開発における調査研究	外部専門家及び産学官の有識者からの意見等を踏まえ、緊急かつ重点的に推進すべき新規研究開発テーマにおける課題の抽出及びその研究開発テーマの推進方策について調査・検討を行う。また、法令等に基づく政策評価や研究開発評価を外部専門家・外部有識者により適切に実施する。併せて、研究開発成果の公表・展開を図るための成果発表会や成果展開状況等の追跡調査を実施	● 2	34,000	50,000	16,000	0	<p>【目標】 令和元年～令和3年度にかけて研究開発評価会を100%実施する。</p> <p>【実績】 平成30年度の研究開発評価会の実施率は100%であった。</p> <p>我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、平成28年度～平成30年度にかけて新規に22件の研究開発を着手するとともに、当該年度において引き続き研究開発を実施した課題も合わせて、適切なPDCAサイクルのもとで研究開発施策を効果的・効率的に研究開発を実施するために、研究開発評価会において研究開発の各フェーズ毎に研究開発評価[※]を着実に実施した。</p> <p>※事前評価、採択評価、継続（中間評価）、終了評価、追跡評価の5時点において評価を実施することとして「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）にて定められている。</p> <p>PDCAサイクルの元で、着実に研究開発を実施するために、研究開発を実施する体制環境の整備（評価の対象となる課題が増加したことに伴い、評価会構成員の増員、評価会開催数の増加）を実施及び、評価を適切に実施するために必要な調査を実施するため政策評価の結果を踏まえ概算要求に反映した。</p>		
ICTイノベーション創出チャレ	ICT分野における我が国発のイノベーションを創出するため、ベンチャー企業、大学等による新技術を用いた事業化	● 2	101,400		△ 101,400	0	<p>【目標】 令和3年度までの3年間（令和元年度～令和3年度）で、研究開発課題の終了時における外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判断された課題の割合の平均が90%以上。</p> <p>【実績】 平成30年度に評価を実施した課題については、全て当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判断された。（当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判断された課題の割合100%（3件中3件））</p>		

事務事業名	概要	整理番号		予算額			政策評価結果の反映 による見直し額(削 減額)	達成しようとする目標及び実績
				元年度 当初予算額	2年度 概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント
								概算要求への反映状況
インジプログラム	用いた事業化 を支援（常時 応募可能と し、補助率は 民間団体等 2/3、大学等の 公益法人等 10/10）。						適切なPDCAサイクルのもとで研究開発を実施したことにより、終了評価において当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題が平成30年度は100%となり、年度の目標の90%以上を上回ったことから、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、必要となる技術を確立するための取組効果が認められる。	
合計				135,400	50,000	△ 85,400	より効果的・効率的に有望なICT分野の技術シーズを持ったベンチャー企業や大学等への支援を実施するために、実施方法の検討を行うこととした。	

主要な政策に係る評価書(平成30年度実施政策)

(総務省31-9)

政策(※1)名	政策9:情報通信技術の研究開発・標準化の推進	分野	情報通信(ICT政策)			
政策の概要	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、情報通信技術の研究開発及び標準化を積極的に推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]: 情報通信技術(ICT)によるイノベーションを創出し、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会を実現 [中間アウトカム]: 情報通信技術(ICT)の研究開発・標準化を推進することで、今後とも重要な産業であるICT分野を力強く成長させ、市場と雇用の創出に寄与					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分	28年度	29年度	30年度	31年度	
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	6,003	7,319	7,990	6,575
		補正予算(b)	1,395	0	820	
		繰越し等(c)	△ 1,231	1,395	△ 818	
		合計(a+b+c)	6,167	8,714	7,992	
執行額	5,994	8,354	7,678			

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内 閣の重要政策(施政 方針演説等のうち主 なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	統合イノベーション戦略2019	令和元年6月21日	第I部 3. 科学技術の社会実装の強化 4. 研究力の強化 第II部 第2章 知の創造 (2) 戦略的な研究開発(社会実装を目指した研究開発と破壊的イノベーションを目指した研究開発) 第3章 知の社会実装 (2) 創業 第5章 特に取組を強化すべき主要分野 (1) AI技術 (3) 量子技術 (5) 安全・安心
第5期科学技術基本計画	平成28年1月22日	第2章 未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出の取組 第3章 経済・社会的課題への対応 第4章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化 第5章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築	
世界最先端デジタル国家創造宣言 ・ 官民データ活用推進基本計画	令和元年6月14日	第2部 官民データ活用推進基本計画 II 施策集	
未来投資戦略2018	平成30年6月15日	(4) 第2 具体的施策 I. 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等 II. 経済構造革新への基盤づくり	
知的財産推進計画2019	令和元年6月21日	5. 工程表 (1) 「知的財産推進計画2019」重点事項	
経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年6月21日	第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり 5. 重要課題への取組 (2) 科学技術・イノベーションと投資の推進	

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)				
				28年度	29年度	30年度		
我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて必要な技術を確立するため、ICTの研究開発・標準化を推進すること	重点的に推進すべき研究テーマにおける課題の抽出やその実行に当たっての研究開発評価の実施等により、効率的・効果的に研究開発を推進する体制を整備する。また、我が国の国際競争力強化が期待できる標準化分野について、関連する国際標準化機関における標準化動向の調査等を実施。	① 研究開発課題の終了時における外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題の割合 ＜アウトプット指標＞	94% (平成25年度～平成27年度の平均) 【平成27年度】	90%以上 (平成26年度～平成28年度の平均)	90%以上 (平成27年度～平成29年度の平均)	90%以上 (平成28年度～平成30年度の平均)	90%以上 (平成28年度～平成30年度の平均) 【平成30年度】	イ
			94% (42+27+64(平成26年度～平成28年度に外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題数) / 46+28+69(平成26年度～平成28年度に外部専門家による評価を実施した課題数))	92% (27+42+27) / (31+46+28) × 100	89% (36+27+42) / (42+31+46) × 100			
			平成15年4月に外部専門家等による第1回情報通信技術の研究開発の評価に関する会合を開催し評価を実施 【平成15年度】	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施 【平成30年度】	イ
			研究開発フェーズごとに外部専門家による研究開発評価を行っている	研究開発フェーズごとに外部専門家による研究開発評価を行っている	研究開発フェーズごとに外部専門家による研究開発評価を行っている			
			研究開発課題の適切かつ着実な実施 (参考:平成27年度における主な研究開発課題と件数は「巨大データ流通を支える次世代光ネットワーク技術の研究開発」、「グローバルコミュニケーション計画の推進-多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証-」等の154件) 【平成27年度】	研究開発課題の適切かつ着実な実施	研究開発課題の適切かつ着実な実施	研究開発課題の適切かつ着実な実施	研究開発課題の適切かつ着実な実施 【平成30年度】	イ
研究開発フェーズごとに外部専門家による研究開発評価を踏まえつつ、研究開発を適切かつ着実に実施している。	研究開発フェーズごとに外部専門家による研究開発評価を踏まえつつ、研究開発を適切かつ着実に実施している。	研究開発フェーズごとに外部専門家による研究開発評価を踏まえつつ、研究開発を適切かつ着実に実施している。						
④ 成果の普及状況(標準化、実用化又は特許等を取得した課題の割合) ＜アウトカム指標＞	95% (平成25年度～平成27年度の平均) 【平成27年度】	90%以上 (平成26年度～平成28年度の平均)	90%以上 (平成27年度～平成29年度の平均)	90%以上 (平成28年度～平成30年度の平均)	90%以上 (平成28年度～平成30年度の平均) 【平成30年度】	イ		
95% (6+5+6(追跡評価等で設定した普及状況の目標を達成できた施策の件数) / 7+5+6(追跡評価等の評価を実施した件数))	100% (5+6+4) / (5+6+4) × 100	97% (6+4+16) / (6+4+17) × 100						
⑤ 標準化に寄与した提案件数 ＜アウトプット指標＞	6件 【平成27年度】	6件以上	6件以上	6件以上	6件 【平成30年度】	イ		
6件	6件	18件						

	<p>(各行政機関共通区分)</p>	<p>目標達成</p>
<p>目標達成度合いの測定結果 (※4)</p>	<p>(判断根拠)</p>	<p>主要な測定指標1及び5を含め全ての測定指標において、目標を達成しているため、本政策については「目標達成」と判断した。</p>
<p>政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)</p>	<p><施策目標>我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて必要な技術を確認するため、ICTの研究開発・標準化を推進すること</p> <p>・測定指標1 平成30年度に実施した外部専門家による終了評価において、「巨大データ流通を支える次世代光ネットワーク技術の研究開発」(平成29年度終了)については、「オープンイノベーション体制の下に光ネットワークの高速大容量化・低消費電力化を両立する革新的技術を確認し、基本計画書における目標を大きく上回る極めて高い研究成果をあげている。」と評価されている。適切なPDCAサイクルのもとで研究開発を実施したことにより、このように、終了評価において当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題が平成28年度は94%、平成29年度は91%となり、年度毎の目標の90%以上を上回った。また、平成30年度においては、達成率が89%であった。これは「戦略的情報通信研究開発推進事業」における「若手ICT研究者等育成型」において難易度が高いと評価される課題に挑戦したことにより当初の目標を達成できなかったことによるが、外部専門家による評価では、そうした難易度が高い課題であっても果敢に挑戦したことについては高い評価を受けている。以上より、平成28年度から平成30年度にかけて概ね目標を達成できていることから我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、必要となる技術を確認するための取組効果が認められる。</p> <p>・測定指標2 我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、平成29年度に「IoT/BD/AI情報通信プラットフォーム」社会実装推進事業」、平成30年度に「新たな社会インフラを担う革新的光ネットワーク技術の研究開発」等、平成28年度から平成30年度にかけて新規に23件の研究開発に着手した。これらの課題を含む研究開発課題について、適切なPDCAサイクルのもとで研究開発施策を効果的・効率的に推進するため、「情報通信技術の研究開発の評価に関する会合」を開催^{※1}し、研究開発フェーズ毎における研究開発評価^{※2}を着実に実施した。 ※1:平成28年度7回、平成29年度7回、平成30年度9回実施 ※2:事前評価、採択評価、継続(中間)評価、終了評価、及び追跡評価等</p> <p>・測定指標3 研究開発課題の設定時から終了時まで、研究開発の効果的・効率的な推進を図るため、外部専門家等による評価を踏まえ、評価結果を適切にフィードバックしながら平成28年度は145件、平成29年度は152件、平成30年度は176件の研究開発課題を実施し、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けた研究開発課題を適切且つ着実に実施した。</p> <p>・測定指標4 平成29年度に実施した外部専門家等による追跡評価において、「超高速光エッジノード技術の研究開発」(平成23年度終了)については、「研究開発終了後も継続的に成果発表会、フォーラム活動、報道発表等を通じた研究成果の発表や特許取得を行うことで、成果の普及活動に努めており、その結果として数々の著名な賞を受賞していることは、極めて高いレベルの研究開発を実施してきた証として高く評価できる。また、超大容量・長距離ネットワークへの事業化を達成するとともに、成果を発展させた次世代技術の開発における基盤を構築した。」とされている。こうした研究成果を広く普及するための活動により、平成28年度、平成29年度は目標である90%を大きく上回る成果を上げている。また、平成30年度においても、一部、災害による影響があったものの、目標である90%を上回る成果が達成できていることから我が国の国際競争力の強化及び今後とも重要な産業であるICT分野を力強く成長させ、市場の創出に寄与したことが認められる。</p> <p>・測定指標5 標準化提案の検討における規格の策定支援については、我が国の国際競争力の強化が期待できる標準化分野において、関連する国際標準化機関における標準化動向や今後の検討見込み、関係各国の標準化活動状況、関連する情報通信技術の最新の開発動向に関する調査を実施してきた。本調査成果を活用し、ITU-TやIEEE、W3Cなどの国際標準化機関への標準化提案の支援を平成28年度から平成30年度にかけて合計30件実施(平成28年度6件、平成29年度6件、平成30年度18件)し、目標を達成したことから着実な国際標準化の推進に向けた取組効果が認められる。</p>	
<p>評価結果</p>	<p><測定指標1及び4> 当該指標の目標値の設定に当たっては、本政策で行う研究開発が、民間のみでは取り組むことが困難なハイリスクな研究開発課題について、諸外国に先んじて取り組み、我が国の国際競争力の強化を目指すものであることから、「科学技術イノベーション総合戦略」(平成29年6月2日閣議決定)において「未来を見据えて、失敗を恐れず、高いハードルに果敢に挑戦する研究開発に取り組むことが重要」とあるように、一定程度の失敗がやむを得ないものであることを踏まえて、90%と定められている。また、「統合イノベーション戦略」(平成30年6月15日)においても「失敗を前向きに捉え、原因を分析・評価し、次のステップの資産として生かしていくように考え方を根本的に転換していく必要がある。」とあるように、失敗の原因をしっかりと分析・評価することで次の取組に生かすことが重要であることから、今後も引き続きこれらの考え方を踏まえて目標値を設定することとする。なお、研究開発の実施に当たっては、日頃から研究開発評価等のマネジメントを通じ、高い実績値を得られるように取り組んでいるところである。</p> <p><測定指標2> 当該指標については、適切なPDCAサイクルのもとで研究開発を実施するために、「国の研究開発に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)に基づき、総務省で実施している「情報通信技術の研究開発の評価に関する会合」において研究開発評価(事前評価、採択評価、継続評価(中間評価)、終了評価、追跡評価)を効率的かつ着実に実施しているかどうかを評価することが適切であると考えられる。これまでは、その測定指標として「適切なPDCAサイクルのもとで研究開発施策を実施するための研究開発評価の着実な実施」を定めていたが、より明確な測定指標とするために、「適切なPDCAサイクルのもとで研究開発を実施するために必要な研究開発評価を実施した割合」を指標として改めて設定することとする。また、基準値及び目標値については、着実な実施を示す必要があることから実施率100%として設定した。</p> <p><測定指標3> 当該指標については、政策評価に馴染む定量的な指標設定が困難なため、次期事前分析表の測定指標から削除することとする。なお、測定指標2をより明確にすることにより測定指標1及び2において本指標の目標が補完できるものとする。</p> <p><測定指標5> 我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術の確立・普及を推進するためには、戦略的に標準化活動を推進し、国際標準の策定に貢献する必要がある。このような現状を踏まえ、今後も引き続き、情報通信技術の標準化の推進状況を定量的に把握するため、標準化提案のための規格の策定支援を行い、標準化提案に寄与した件数を指標として設定することとする。</p>	

(平成32年度予算概算要求に向けた考え方)	
I 予算の拡大・拡充	
平成32年度予算概算要求への主な反映内容	・情報通信分野の研究開発における調査研究については、効率的・効果的に研究開発を推進する体制を整備するため、調査費について予算の増額要求を行う。 ・ICTイノベーション創出チャレンジプログラムについては、令和2年度要求に向けて、より効果的・効率的な実施方法を検討する。
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—

学識経験を有する者の知見等の活用	<p><研究開発の推進></p> <p>○情報通信技術の研究開発の評価に関する会合 本会合及びその下に設けられた評価検討会において、総務省で実施する課題指定型の個々の研究開発事業の目標達成状況等の評価を行っており、その結果を参考としている。</p> <p>○戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)におけるプログラムディレクター(PD)、プログラムオフィサー(PO)、研究開発評価委員会等 競争的資金制度として、PDが事業全体を統括し、POが各年度における研究開発の取組テーマ等を決め、研究開発評価委員会において、当該事業により実施される個々の研究開発の提案内容の評価を実施している。 また、研究開発評価委員会にて行われた評価が妥当であるかどうかをPD及びPOが判断し、採択課題を決定している。</p> <p>○日本医療研究開発推進機構(AMED)におけるプログラムスーパーバイザー(PS)、プログラムオフィサー(PO)、課題評価委員会 医療・介護・健康データ活用基盤高度化事業においては、PS及びPOが各研究開発テーマの進捗管理等の事業運営を行い、外部有識者及びPS、POにより構成される課題評価委員会において、評価を実施している。</p> <p><標準化の推進></p> <p>○情報通信審議会 「IoT/ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方」第3次中間答申(平成29年1月27日)を踏まえ、標準化政策を推進している。</p> <p>○TTCイノベーション推進委員会 同委員会において、各種標準化機関における標準化テーマ及び提案者等の公募・採択を実施し、適切な標準化活動支援を実施している。</p>
------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT重点技術の研究開発プログラムに関するホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictR-D/index.html) ・戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)に関するホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/scope/index.html) ・ICTイノベーション創出チャレンジプログラムに関するホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictR-D/ichallenge/index.html) ・国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成28年12月21日)(https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyu/index.html)
-------------------------------	---

担当部局課室名	国際戦略局 技術政策課 他3課室 総合通信基盤局 移動通信課 他1課室 情報流通行政局 情報流通高度化推進室 サイバーセキュリティ統括官室	作成責任者名	国際戦略局技術政策課長 松井 俊弘	政策評価実施時期	令和元年8月
---------	--	--------	-------------------	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。
 ※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のくっつき年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。
 ※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」:目標期間が終了していない。
 ※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		情報通信技術高度利活用の推進				
評価方式		⑨ 実績・事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	⑩
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	6,208,382	4,970,989	6,166,969	5,490,472	12,280,969
	補正予算	7,536,392	2,519,032	3,989,496		
	繰越し等	-5,491,348	4,992,212	-1,357,168		
	計	8,253,426	12,482,233	8,799,297		
		<0>	<0>	<0>		
執行額		7,432,397	11,378,233	8,200,915		

政策評価調書（個別票2）

政策名	情報通信技術高度利活用の推進					番号	⑩	(千円)	
	予 算 科 目						予 算 額		
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	元年度 当初予算額	2年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	情報通信技術高度利活用推進費	情報通信技術の利活用高度化に必要な経費	5,400,451	12,202,510	
	●	2	一般	総合通信局	情報通信技術高度利活用等推進費	情報通信技術の利活用高度化に必要な経費	34,814	49,925	
	●	3	東日本大震災復興特別会計	復興庁	生活基盤行政復興政策費	情報通信技術の利活用高度化に必要な経費	55,207	28,534	
	●	4							
	小計						5,490,472 <>の内数	12,280,969 <>の内数	
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計						<>の内数	<>の内数	
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	
	○	2					<	>	
	○	3					<	>	
	○	4					<	>	
	小計						<>の内数	<>の内数	
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	
	◇	2					<	>	
	◇	3					<	>	
	◇	4					<	>	
	小計						<>の内数	<>の内数	
合計						5,490,472 の内数	12,280,969 の内数		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			情報通信技術高度利活用の推進				番号	⑩	(千円)
事務事業名	概要	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	達成しようとする目標及び実績	
				元年度当初予算額	2年度概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント	
								概算要求への反映状況	
ブロックチェーン利活用推進事業	官民の幅広い分野におけるブロックチェーン技術の活用について検証を行い、運用面、ルール面及び技術面の課題を抽出。	●	1	96,158		△ 96,158	△ 96,158	目標：官民の幅広い分野におけるブロックチェーン技術の活用について検証を行い、運用面、ルール面及び技術面の課題を抽出する。 ・測定指標（目標値→実績値） 「実証したユースケース」（令和元年度：累計4件→平成30年度：3件） ・実証を踏まえ、抽出した課題の整理を実施。	
								ブロックチェーン技術の検証環境を構築し、ブロックチェーン技術を活用したシステムのメリット・デメリットや、個人情報やセキュリティ面に配慮した上でどのような情報を入力すべきか等の課題整理を実施。	
								目標年度である令和元年度の目標達成が見込まれるため、予算要求は行わない。	
合計				96,158		△ 96,158	△ 96,158		

主要な政策に係る評価書(平成30年度実施政策)

(総務省31-10)

政策 ^(※1) 名	政策10:情報通信技術高度利活用の推進			分野	情報通信(ICT政策)	
政策の概要	ICTによる生産性向上・国際競争力の強化、ICTによる地域の活性化、誰もが安心してICTを利用できる環境の整備、先進的の社会システムの構築を図り、ICTの高度利活用を推進することで、世界最高水準の情報通信技術利活用社会を実現する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:全ての国民一人ひとりが「真の豊かさ」を実感できる世界最高水準の情報通信技術利活用社会を実現すること。 [中間アウトカム]:我が国の経済再生や様々な社会課題(超高齢社会、地域経済の活性化、社会保障費の増大、大規模災害対策等)を解決するためには、あらゆる領域に活用される万能ツールであるICTの高度利活用の推進が不可欠である。このような現状を踏まえ、これまで整備してきたICT利活用のための基盤も活用しながら、ICTによる新たな産業・市場を創出すること、社会課題の解決を推進すること及びICT利活用のための環境整備を実施する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		28年度	29年度	30年度	31年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	6,208	4,971	6,167	5,490
		補正予算(b)	7,536	2,519	3,989	
		繰越し等(c)	△ 5,491	4,992	△ 1,357	
		合計(a+b+c)	8,253	12,482	8,799	
執行額		7,432	11,378	8,201		

(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	成長戦略	令和元年6月21日	成長戦略実行計画 成長戦略フォローアップ 令和元年度革新的事業活動に関する実行計画
	世界最先端IT国家創造宣言 官民データ活用推進基本計画	平成29年5月30日 (30年6月15日改訂) (令和元年6月14日改訂)	第1部 基本的考え方 第2部 II 施策集 別表

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)				
				28年度	29年度	30年度		
ICTによる生産性向上・国際競争力の強化、ICTによる地域の活性化、誰もが安心してICTを利用できる環境の整備、先進的社会的システムの構築を図ること	1	国内生産額に占めるICT産業の割合 ＜アウトカム指標＞	全産業中最大規模 (平成27年版情報通信白書) 【27年度】	全産業中最大規模を維持	全産業中最大規模を維持	全産業中最大規模を維持	全産業中最大規模を維持 【平成30年度】	イ
				全産業中最大規模 (平成28年度情報通信白書)	全産業中最大規模 (平成29年度情報通信白書)	全産業中最大規模 (平成30年度情報通信白書)		
IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資する参照モデルの構築数 ＜アウトプット指標＞	2	※IoT:Internet of Things(モノのインターネット)の略である。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語である。 【引用元】世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(平成29年5月30日閣議決定)	IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資する参照モデルの構築数:0 【平成27年度】	IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資する参照モデルの構築数:5	IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資する参照モデルの構築数:20	IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資する参照モデルの構築数:5	IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資する参照モデルの構築数:30 【平成30年度】	イ
				IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資する参照モデルの構築数:8	IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資する参照モデルの構築数:26	IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資する参照モデルの構築数:14		
IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資するデータ活用の促進等に必要なルール(法律、条例、ガイドライン、規格等)の明確化等の件数 ＜アウトカム指標＞	3	IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資するデータ活用の促進等に必要なルール(法律、条例、ガイドライン、規格等)の明確化等の件数	IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資するデータ活用の促進等に必要なルール(法律、条例、ガイドライン、規格等)の明確化等の件数:0 【平成27年度】	IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資するデータ活用の促進等に必要なルール(法律、条例、ガイドライン、規格等)の明確化等の件数:5	IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資するデータ活用の促進等に必要なルール(法律、条例、ガイドライン、規格等)の明確化等の件数:10	IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資するデータ活用の促進等に必要なルール(法律、条例、ガイドライン、規格等)の明確化等の件数:5	IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資するデータ活用の促進等に必要なルール(法律、条例、ガイドライン、規格等)の明確化等の件数:20 【令和2年度】	イ
				IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資するデータ活用の促進等に必要なルール(法律、条例、ガイドライン、規格等)の明確化等の件数:9件	IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資するデータ活用の促進等に必要なルール(法律、条例、ガイドライン、規格等)の明確化等の件数:39件	IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資するデータ活用の促進等に必要なルール(法律、条例、ガイドライン、規格等)の明確化等の件数:30件		

ICTによる 新たな産 業・市場 を創出す ること	衛星放送 での4K・ 8K実用 放送の チャンネル 数拡大に 向けた 技術的実 証及び試 験放送の 実施	4	4K・8K放送の実現(4K・8K 放送の実現メディア数) ＜アウトカム指標＞	4K放送の実現メディア数 3※ ※124/128度CS、CATV、IPTV等 8K放送の実現メディア数 0 【平成27年度】	・4K放送の実現メディア数 3 ・8K放送の実現メディア数 0	・4K放送の実現メディア数 3 ・8K放送の実現メディア数 0	・4K放送の実現メディア数 5 ・8K放送の実現メディア数 1	4K放送の実現メディア数 5* ※BS、110度CS、124/128度CS、 CATV、IPTV等	イ
				・4K放送の実現メディア数 3 ・8K放送の実現メディア数 0	・4K放送の実現メディア数 3 ・8K放送の実現メディア数 0	・4K放送の実現メディア数 5 ・8K放送の実現メディア数 1	8K放送の実現メディア数 1※ ※BS等 【平成30年度】		
	日本の魅 力を紹介 する放送 コンテン ツを制 作、発信 等する取 組を支援	5	放送コンテンツの海外展開の 促進(放送コンテンツ関連海 外売上高) ＜アウトカム指標＞	放送コンテンツ関連海外売上高 (288.5億円) 【平成27年度】	海外の効果的なメディア等において、 日本の魅力を発信する事業を実施。 ASEAN諸国を中心とする11か国・地 域における地上波等の効果的なメ ディアで、日本の魅力を継続的に発 信する事業を実施(36事業)。 英国の衛星放送局において、日本の 放送コンテンツ関連海外売上高 (393.5億円)	海外の効果的なメディアでの継続的 な放送を実施。 ASEAN諸国を中心とする9か国・地域 における地上波等の効果的なメ ディアで、日本の魅力を継続的に発 信する事業を実施(43事業)。 英国の衛星放送局において、日本の 魅力を発信する番組を放送。 放送コンテンツ関連海外売上高 (444.5億円)	海外の効果的なメディアでの継続的 な放送を実施。 ASEAN諸国を中心とする17か国・地 域における地上波等の効果的なメ ディアで、日本の魅力を継続的に発 信する事業を実施(45事業)。	放送コンテンツ関連海外売上高 (500億円) 【令和2年度】	—
国・地方 公共団 体・公益 事業者等 が保有す るデータ の利活用 促進	6	国・地方公共団体・公益事業 者等が保有するデータの利活 用を促進するためのモデル・ ガイドラインの確立 ＜アウトカム指標＞	データの利用ルール及び技術的事項 に関する検討や、オープンデータ化 のメリットの可視化に取り組むこと により、情報流通連携基盤等を活用し た技術仕様について、課題の整理等 を実施。 【平成27年度】	情報流通連携基盤等を活用したオー プンデータ・ビッグデータの利活用に 係る技術仕様を2件以上確立。 オープンデータの利活用に係る技術 仕様を1件確立。 ビッグデータの利活用に係る技術仕 様を2件確立。 オープンデータ利活用モデルを1件 確立。	技術仕様に沿ったデータ利活用モデ ルを2件以上確立。 ビッグデータの利活用に係る技術仕 様に沿ったデータ利活用モデルを2 件確立。		情報流通連携基盤等を活用したオー プンデータ・ビッグデータの利活用に 係る技術仕様を2件以上確立し、当 該技術仕様に沿ったデータ利活用モ デルを2件以上確立。 【平成29年度】	イ	
	7	地方公共団体におけるオー プンデータ取組率 ＜アウトカム指標＞	地方公共団体のオープンデータ取組 率:16(%) 【平成29年度】			地方公共団体のオープンデータ取組 率:30(%) 地方公共団体のオープンデータ取組 率:26(%)	地方公共団体のオープンデータ取組 率:100(%) 【令和2年度】	—	

		<p>ブロックチェーン技術の導入に向けた取組の実施</p> <p>(1)実証したユースケース ＜アウトプット指標＞</p> <p>(2)ブロックチェーン技術の導入に向けた運用面、ルール面及び技術面の課題整理</p> <p>(3)ユースケースにおける、従来型のデータベース技術を用いた業務と比較した業務に要するコスト削減率 ＜アウトカム指標＞</p>	<p>(1)2件 (2)実証を踏まえ、抽出した課題の整理を実施。 【平成30年度】</p>			<p>・実証したユースケース:2件 ・実証を踏まえ、抽出した課題の整理を実施。</p>		
	8					<p>・実証したユースケース:3件 ・実証結果を踏まえ、抽出した運用面・ルール面及び技術面の課題整理を実施。具体的には、ブロックチェーンによる実証環境を構築し、①様々な関係者が参加するメリットをいかに見出すか、②個人情報やセキュリティ面に配慮した上でどういった情報をブロックチェーンに書き込むべきか、といった課題の整理を実施。</p>	<p>(1)4件(累計) (3)削減率20% 【令和元年度】</p>	—
		<p>テレワークの普及啓発の実施</p> <p>(1)テレワーク導入企業の割合(常用雇用者100人以上の企業)</p> <p>(2)全労働者数に占める週1日以上終日在宅で就業する雇用型テレワーカー数の割合 ＜アウトカム指標＞</p>	<p>・255件のテレワーク導入に関するアドバイス等を実施。 ・専門家派遣の事例集を作成。 【平成27年度】</p> <p>(1)11.5% 【平成24年度】</p> <p>(2)7.7% 【平成28年度】</p> <p>※指標に該当するテレワーカー数の割合は、平成28年度より取得を開始。</p>	<p>・300以上の企業・団体等にテレワーク導入に関するアドバイス等を実施。 ・テレワークを広く普及させるため、先進事例等をHP等で積極的に紹介。</p>	<p>・300以上の企業・団体等にテレワーク導入に関するアドバイス等を実施。 ・テレワークを広く普及させるため、先進事例等をHP等で積極的に紹介。</p>	<p>・平成28年度から平成30年度の累積で1,000以上の企業・団体等にテレワーク導入に関するアドバイス等を実施。 ・テレワークを広く普及させるため、先進事例等をHP等で積極的に紹介。</p>	<p>(1)平成24年度比で3倍 (11.5%×3=34.5%)</p> <p>(2)平成28年度比で倍増 (7.7%×2=15.4%) 【令和2年度】</p>	—
	9		<p>・1,046社の企業・団体等にテレワーク導入に関するアドバイス等を実施。 ・テレワークを広く普及させるため、先進事例等をHP等で積極的に紹介。</p>	<p>・2,309社の企業・団体等にテレワーク導入に関するアドバイス等を実施。 ・テレワークを広く普及させるため、先進事例等をHP等で積極的に紹介。</p>	<p>・1,879社(平成28～30年度で累計5,234社)の企業・団体等にテレワーク導入に関するアドバイス等を実施。 ・テレワークを広く普及させるため、先進事例等をHP等で積極的に紹介。 ・(1)19.1%(2)10.8%となり、いずれも前年度に比して増加しており、普及啓発施策の効果が現れている。</p>			
		<p>自治体の業務システムにおける多様なクラウド活用を可能とする情報連携に係る技術仕様の策定 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>従来の自治体内に設置しているシステムとクラウド間や、クラウド間における自治体業務システムの情報連携に係る技術仕様策定のための実証事業を実施。 【平成27年度】</p>	<p>自治体業務システムとパブリッククラウドとの連携方策の検討・実施。</p>			<p>住民サービスの向上に資する多様なクラウド活用を可能とする情報連携に係る技術仕様の策定。 【平成28年度】</p>	イ
	10		<p>「多様なクラウド環境下における情報連携推進事業」により、自治体業務システムとパブリッククラウド間のシームレスかつセキュアな情報連携手法の検討、技術仕様案等の調査・検討に係る実証システムを構築し、技術検証を実施。</p>					

<p>適時適切な情報通信政策の立案・遂行のための調査分析</p>	<p>11</p> <p>・適時適切な情報通信政策の立案・遂行に資するためにマクロの視点から実施した調査結果を分析・活用した情報通信白書の公表、並びにICT産業の担い手である企業者と政策立案者との意見交換等をグローバルに実施する国際会議の開催及びIoTの推進及び社会実装に向けた課題の把握・整理・分析</p> <p>・国民の情報リテラシーの向上、情報通信政策の普及 ＜アウトカム指標＞</p>	<p>・適時適切な情報通信政策の立案・遂行に資するためにマクロの視点から実施した調査結果を分析・活用した情報通信白書の公表</p> <p>・IoT国際競争力指標の公表</p> <p>・ICT産業の担い手である企業者と政策立案者との意見交換等をグローバルに実施する国際会議の開催</p> <p>・IoTの推進及び社会実装に向けた課題の把握・整理・分析</p> <p>・国民の情報リテラシーの向上、情報通信政策の普及のため、「情報通信白書」のホームページアクセス数を150万アクセス程度又はそれ以上とする。</p> <p>・世界デジタルサミット来場者数を2,000人程度又はそれ以上とする。</p> <p>【平成27年度】</p>	<p>・適時適切な情報通信政策の立案・遂行に資するためにマクロの視点から実施した調査結果を分析・活用した情報通信白書の公表</p> <p>・IoT国際競争力指標の公表</p> <p>・ICT産業の担い手である企業者と政策立案者との意見交換等をグローバルに実施する国際会議の開催</p> <p>・IoT推進に当たって必要な官民連携の在り方に関するニーズ及び民間の動向把握</p> <p>＜アウトプット指標＞</p> <p>・国民の情報リテラシーの向上、情報通信政策の普及のため、「情報通信白書」のホームページアクセス数を150万アクセス程度又はそれ以上とする。</p> <p>・世界デジタルサミット来場者数を2,000人程度又はそれ以上とする。</p> <p>＜アウトカム指標＞</p>	<p>・適時適切な情報通信政策の立案・遂行に資するためにマクロの視点から実施した調査結果を分析・活用した情報通信白書の公表</p> <p>・IoT国際競争力指標の公表</p> <p>・ICT産業の担い手である企業者と政策立案者との意見交換等をグローバルに実施する国際会議の開催</p> <p>・総合的なICT戦略の立案に当たって必要なIoT・ビッグデータ・AI等の課題等の把握</p> <p>＜アウトプット指標＞</p> <p>・国民の情報リテラシーの向上、情報通信政策の普及のため、「情報通信白書」のホームページアクセス数を150万アクセス程度又はそれ以上とする。</p> <p>・世界デジタルサミット来場者数を2,000人程度又はそれ以上とする。</p> <p>＜アウトカム指標＞</p>	<p>・適時適切な情報通信政策の立案・遂行に資するためにマクロの視点から実施した調査結果を分析・活用した情報通信白書の公表</p> <p>・IoT国際競争力指標の公表</p> <p>・ICT産業の担い手である企業者と政策立案者との意見交換等をグローバルに実施する国際会議の開催</p> <p>・国内外のIoT推進団体の連携強化に当たって必要な現状の把握</p> <p>＜アウトプット指標＞</p> <p>・国民の情報リテラシーの向上、情報通信政策の普及のため、「情報通信白書」のホームページアクセス数を150万アクセス程度又はそれ以上とする。</p> <p>・世界デジタルサミット来場者数を2,000人程度又はそれ以上とする。</p> <p>＜アウトカム指標＞</p>	<p>・適時適切な情報通信政策の立案・遂行に資するためにマクロの視点から実施した調査結果を分析・活用した情報通信白書の公表</p> <p>・IoT国際競争力指標の公表</p> <p>・ICT産業の担い手である企業者と政策立案者との意見交換等をグローバルに実施する国際会議の開催</p> <p>・国内外のIoT推進団体の連携強化に当たって必要な現状の把握</p> <p>＜アウトプット指標＞</p> <p>・国民の情報リテラシーの向上、情報通信政策の普及のため、「情報通信白書」のホームページアクセス数を150万アクセス程度又はそれ以上とする。</p> <p>・世界デジタルサミット来場者数を2,000人程度又はそれ以上とする。</p> <p>＜アウトカム指標＞</p> <p>【平成30年度】</p>	<p>イ</p>
<p>医療分野におけるICT活用を推進すること</p>	<p>12</p> <p>医療・介護・健康分野におけるICTを活用したICTシステムに関する技術仕様等の策定、モデルの確立 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>・医療・介護情報や健康情報、生活情報等を総合的に連携させるプラットフォーム（デジタル基盤）のモデルを5件策定。</p> <p>・高品質で低廉な医療を実現するため、在宅医療・介護分野を含む医療機関等のクラウド等を活用した情報連携モデルを2件策定。</p> <p>・健康増進・予防に対するインセンティブの付与や効果的な保健事業の実施に向けた健診データ、レセプトデータ等のビッグデータ解析・連携モデルを2件策定。</p> <p>【平成27年度】</p>	<p>8K技術を活用した遠隔医療のモデルを構築。</p> <p>8K技術を活用した遠隔医療のモデルを構築した。</p> <p>モバイル端末等を活用した遠隔医療モデルを構築した。</p>	<p>クラウド型EHR高度化事業の推進により医療・介護連携等のモデルを構築。</p> <p>クラウド型EHR高度化事業の推進により医療・介護連携等のモデルを構築した。</p> <p>医療等分野における相互接続基盤モデル実証事業により、2020年度に本格稼働予定の「全国保健医療情報ネットワーク」の構築に向けたモデルを策定した。</p>	<p>医療・介護連携に必要なデータ標準化及びオンライン診療のモデルを構築。</p> <p>2地域において実証を実施し、医療・介護連携に必要なデータについて標準仕様案を作成した。また、上記の医療・介護連携モデルを含め、「全国的な保健医療情報ネットワーク」にかかる4つのサービスモデルを検証した。</p> <p>4地域において実証を実施し、安全かつ効果的なオンライン診療モデルを構築した。</p>	<p>8K技術を活用した遠隔医療のモデル及びモバイル端末等を活用した遠隔医療や医療・介護連携等のモデルを構築。</p> <p>医療・介護連携に必要なデータ標準化及びオンライン診療のモデルを構築。</p> <p>【平成30年度】</p>	<p>イ</p>

ICTを活用した街づくりの推進	13	ICTを活用した街づくりの普及展開等を実施 ＜アウトプット指標＞	これまでのICT街づくり実証プロジェクトにおいて得られた成果等の普及展開に向けて、「ICTまち・ひと・しごと創生推進事業」を18地域で実施し、平成27年度の目標値としていたICT街づくりの普及展開を実施。 【平成27年度】	これまでのICT街づくり実証プロジェクトにおいて得られた成果等の普及展開に向けて、「ICTまち・ひと・しごと創生推進事業」を少なくとも5～10地域程度で実施。 「ICTまち・ひと・しごと創生推進事業」を23地域で実施。	これまでのICT街づくり実証プロジェクトにおいて得られた成果の普及展開等を実施。 「ICTスマートシティ整備推進事業」を28地域で実施。	これまでのICT街づくり実証プロジェクトにおいて得られた成果の普及展開等を実施。 「ICTスマートシティ整備推進事業」を3地域で実施。	これまでのICT街づくり実証プロジェクトにおいて得られた成果の普及展開等を実施。 【令和2年度】	-
学校現場における教育クラウド・プラットフォームの導入を促進するため、必要な技術標準を確立し普及	14	いつでも、どこでも、端末やOSを選ばず、多様なデジタル教材を低コストで利用可能な「教育クラウド・プラットフォーム」の導入を促進するため、必要な技術標準を確立し普及活動の実施 ＜アウトプット指標＞	実証実験を通じ、教育クラウド・プラットフォームの技術標準の確立及びその普及等に向けた検討を実施。 【平成27年度】	平成29年3月末までに教育クラウド・プラットフォームの技術標準の確立及び「クラウド導入ガイドブック」を策定し、平成29年4月以降に総務省ホームページ等で公表。 平成29年6月に総務省ホームページで教育クラウド・プラットフォームの参考仕様及び「教育ICTガイドブック Ver.1」を公表。	/	/	平成29年3月末までに教育クラウド・プラットフォームの技術標準の確立及び「クラウド導入ガイドブック」を策定し、平成29年4月以降に総務省ホームページ等で公表。 【平成28年度】	イ
若年層に対し、プログラミング教育を普及すること	15	「プログラミング教育の効果的・効率的実施モデル」の確立及び普及に向けた取組状況 ＜アウトプット指標＞	プログラミング教育の現状と課題等に関し、プログラミング教育を行う民間事業者等に対する実施状況等のヒアリング等を実施。 【平成27年度】	プログラミング教育の入門的・標準的実施モデルについて実証・検討を行い、成果・課題等を整理し、文部科学省等と共有するとともに、広く公開。 全国11ブロックで各1件の実証プロジェクトを実施し、成果・課題等を整理。東京・広島での成果発表会や、文部科学省・総務省・経済産業省と教育界・産業界とで設立した「未来の学びコンソーシアム」のサイトや教育関係誌等で広く公開。さらに、第2次補正予算により、全国で19件の実証プロジェクトを追加選定。	障害のある子供や進度の速い子供に対するプログラミング教育の実施モデルについて実証・検討を行い、成果・課題等を整理し、文部科学省等と共有するとともに、前年度の内容とあわせてガイドラインとして取りまとめ、ポータルサイトや普及行事等で広く普及。 標準的な実施モデル(19件)、障害のある子供に対する実施モデル(10件)の実証を全国33都道府県(81校)で実施した他、全国11箇所で開催された成果発表会を開催。実証の成果・課題をとりまとめ、「未来の学びコンソーシアム」ポータルサイトを通じて、普及を図った。	/	地元の人材やクラウド上の教材等を活用した、「プログラミング教育の効果的・効率的実施モデル」を実証のうえ確立し、ガイドライン等に整理するとともに、文部科学省等と連携の上、広く普及する。 【平成29年度】	イ

地域ICTクラブの普及促進	16	地域で子供・学生、社会人、高齢者等がプログラミング等のICTを楽しく学び合い、新しい時代の絆を創るための仕組み(地域ICTクラブ)を構築 ＜アウトプット指標＞	課外でのプログラミング学習の実施モデルを実証し、その成果・課題をとりまとめ、HPで公表。 【平成29年度】			全国で地域特性を踏まえた地域ICTクラブの実証事業を実施し、成果・課題等を整理の上、HPで公表。 地域特性等に合わせた10モデルについて、全国23カ所の実証事業を実施、成果をHPで公開。成果・課題を整理して、地域ICTクラブガイドラン(初版)を策定中。(平成31年5月中に公開予定) 30年度実証事業において、23団体62クラブを設置した。	これまでの地域ICTクラブ実証プロジェクトにおいて得られた成果を「未来の学びコンソーシアム」と連携して普及を図る。 【令和元年度】	-
ICTによる地球温暖化対策に関する標準化の促進	17	(1)ICTによる地球温暖化対策に関するITU-T※(電気通信標準化部門)の今期研究会期(平成25年度～平成28年度)標準化活動における勧告等 (2)ITU-Tの今期研究会期(平成25年度～平成28年度)標準化活動における我が国側からの寄書提案数及び勧告又は勧告見込件数(平成28年9月30日追記(注)) ＜アウトプット指標＞ ※基準(値)は平成25年度の件数、目標(値)は平成25年度～平成28年度の合計件数 ※ITU(国際電気通信連合)の部門の一つで、通信分野の標準策定を担当	(1)ITU-Tに寄書提案を行うとともに、会合等において我が国の考え方を主張し、各国との調整等を行うことで、我が国の意見が勧告案に反映。 (2)寄書累計7件 ※「勧告又は勧告見込件数」は、28年度目標より目標を設定。 【平成25年度】	(1)勧告化に向けた標準化活動を実施。 (2)寄書累計25件以上 勧告又は勧告見込計2件以上 (1)勧告化に向けた標準化活動としてITUにおいて我が国の意見を勧告に反映。 (2)寄書累計38件、 平成28年度勧告数6件			(1)勧告化に向けた標準化活動を実施。 (2)寄書累計25件以上 勧告又は勧告見込計2件以上 【平成28年度】	イ

障害や年齢によるデジタル・ディバイドを解消するため、情報バリアフリー環境を整備	18	<p>障害者・高齢者向けのICTサービスの充実</p> <p>(1)総務省「地方自治情報管理概要」による地方公共団体のJISへの準拠率</p> <p>(2)「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発支援」事業で3年以上前に終了した案件の事業化率</p> <p><アウトカム指標></p>	<p>(1)障害者差別解消法の施行、ウェブアクセシビリティの規格(JIS)の改正等を踏まえて、公的機関のウェブアクセシビリティ向上に向けた取組の手順等を示す「みんなの公共サイト運用ガイドライン」及びウェブアクセシビリティのチェックツール「miChecker」を改定。</p> <p>準拠率:59.0%(旧規格時)</p> <p>(2)高齢者・障害者向けのICT機器・サービスの開発・提供を実施する民間企業等に助成を実施。</p> <p>3年経過事業がないため基準値なし</p> <p>(3)情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化等の推進、ガイドラインの策定、当ガイドラインに基づき作成した読み上げ対応電子書籍の検証・評価等を実施。</p> <p>【平成27年度】</p>	<p>(1)公的機関向けウェブアクセシビリティ講習会を開催し、公的機関のウェブアクセシビリティの取組を促進。</p> <p>(2)高齢者・障害者向けのICT機器・サービスの開発・提供を実施する民間企業等に助成を実施。</p> <p>(3)情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化の推進やガイドラインに基づき作成した読み上げ対応電子書籍のコスト低減に向けた検討等を実施。</p>	<p>(1)公的機関のホームページの実態調査を行い、その結果の公表等を行うことで、公的機関のウェブアクセシビリティの取組を更に促進。</p> <p>(2)高齢者・障害者向けのICT機器・サービスの開発・提供を行う民間企業等に助成を実施(新規案件も採択)。</p> <p>(3)情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化の推進や普及促進のための仕組み作り等の実施。</p>	<p>(1)公的機関のホームページにおけるウェブアクセシビリティの状況を踏まえ、ガイドライン等の改定について検討。</p> <p>(2)高齢者・障害者向け通信・放送サービスの一層の充実を図るため、高齢者・障害者向けのICT機器・サービスの開発・提供を行う民間企業等に助成を実施(新規案件も採択)。</p>	<p>(1)公的機関のホームページ等に関し、ウェブアクセシビリティの規格(JIS)対応促進を実施。</p> <p>(2)高齢者・障害者向け通信・放送サービスの一層の充実を図るため、高齢者・障害者向けのICT機器・サービスの開発・提供を行う民間企業等に助成を実施。</p> <p>(3)情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化の推進や普及促進のための仕組み作り等の実施。</p> <p>【平成30年度】</p>	イ
	19	<p>視聴覚障害者等のための放送視聴支援事業により開発された技術を恒常的に活用することを目指し、当該技術を試験的に利用する放送事業者数</p> <p><アウトカム指標></p>	<p>0者</p> <p>【平成29年度】</p>			<p>27者</p>	<p>27者</p> <p>【平成30年度】</p>	イ

ICT利活用により社会課題の解決を推進すること	利用者の利便性向上や行政事務の効率化のため、これらの提供を行うシステムの稼働を実施	20	<p>全省庁統一参加資格審査のためのシステム及び、電気通信行政情報システムの稼働率<アウトプット指標></p> <p>※稼働率=(サービス提供時間-障害停止時間)/サービス提供時間</p> <p>・全省庁統一参加資格審査のためのシステム 官側:100% 民側:99.78% ・電気通信行政情報システム 99.99% 【平成27年度】</p>	いずれも99.5%以上	いずれも99.5%以上	いずれも99.5%以上	いずれも99.5%以上 【平成30年度】	イ
	字幕放送、解説放送、手話番組等の普及促進	21	<p>対象の放送番組(※1)の放送時間に占める (1)字幕放送時間の割合 (2)解説放送(※2)時間の割合<アウトカム指標></p> <p>※1 7時から24時までの間に放送される番組のうち、(1)字幕放送については、技術的に字幕を付すことができない放送番組等を除く全ての放送番組 (2)解説放送については、権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組</p> <p>※2 視覚障害者が番組を理解できるように、画面の内容や場面の状況を説明する解説音声を追加するサービス</p> <p>(1) 95.7% (2) 7.3% 【平成26年度】</p>	<p>(1) 96.9% (2) 8.3%</p>	<p>(1) 100% (2) 10%</p>	<p>(1) 100% (2) 10% 【平成29年度】</p>	ロ	
		<p>(1) 99.0% (実績:1,060h/対象時間:1,070h) (2) 12.0% (実績:2,381h/対象時間:19,824h)</p>	<p>(1) 97.4% (実績:1,026h/対象時間:1,053h) (2) 14.9% (実績:2,960h/対象時間:19,866h)</p>					

ICT/IoT の普及に 資する実 態把握と 課題解決 に向けた 調査研究	22	ICT利活用の新たなニーズやその制度的・技術的課題等に関する調査研究の実施 ＜アウトプット指標＞	利用者の多様性に基づく新たなニーズへの対応、制度的・技術的課題の検証を実施 【平成29年度】	利用者の多様性に基づく新たなニーズや、制度的・技術的課題の検証結果を用いて、課題解決に向けたルール整備等を実施。 平成29年度においては、VR・ARについて、サービス動向等を整理するとともに、地域課題の解決等に向けた活用方策の検討を実施。	利用者の多様性に基づく新たなニーズや、制度的・技術的課題の検証結果を用いて、課題解決に向けたルール整備等を実施。 【平成29年度】	□
	23	競技会場におけるICTを活用した避難誘導の仕組みを構築し、普及展開を図る ＜アウトプット指標＞	競技会場におけるICTを活用した避難誘導の仕組みを構築し、普及展開を図る。 【平成30年度】	競技会場におけるICTを活用した避難誘導の仕組みを構築し、普及展開を図る。 ・実施した実証事業の件数：3件	競技会場におけるICTを活用した避難誘導の仕組みを構築し、普及展開を図る。 【平成30年度】	イ
学校現場 における データ利 活用等を 促進する ため、必 要な標準 仕様を策 定し普及	24	教職員が利用する「校務システム」と、児童生徒も利用する「授業・学習システム」間の、安全かつ効果的・効率的な情報連携等（スマートスクール・プラットフォーム）に係る標準仕様（1件） ＜アウトプット指標＞	実証実験を通じ、スマートスクールプラットフォームの標準仕様（1件）の確立及びその普及等に向けた検討を実施。 【平成29年度】	3月末までに平成29年度における実証実験及び標準仕様の策定に係る進捗状況についてとりまとめ、総務省ホームページ等において公表	3月末までに平成30年度における実証実験及び標準仕様の策定に係る進捗状況についてとりまとめ、総務省ホームページ等において公表	平成31年度中にスマートスクール・プラットフォームの標準仕様及びこれに関するガイドブックを策定し、平成32年4月以降に総務省ホームページ等で公表及び教育委員会への普及活動を実施。 【令和2年度】
				地域実証の成果を踏まえ、スマートスクール・プラットフォームの標準仕様の骨子及び次世代ICT環境の在り方に関するガイドラインの骨子を策定した。	地域実証の結果を踏まえ、平成30年度末にスマートスクール・プラットフォームの標準仕様の素案及び次世代ICT環境の在り方に関するガイドラインの素案等を策定した。	

地域IoT 実装総合 支援	25	地方公共団体において生活に身近な分野でのIoTを活用した取組を創出した数 ＜アウトプット指標＞	地方公共団体において生活に身近な分野でのIoTを活用した取組を創出した数 【平成30年度】			3月末までに「地域IoT計画策定・推進体制構築支援事業」により10程度の地方公共団体の地域IoT導入に向けた計画策定を支援。また、「地域IoT実装推進事業」により25程度の地域に地域IoTを実装。 「地域IoT計画策定・推進体制構築支援事業」により、7団体の計画策定を支援。また、「地域IoT実装推進事業」により、30団体に地域IoTを実装。	令和2年度末までに800の地方公共団体において、生活に身近な分野でのIoTを活用した取組を創出 【令和2年度】	-
高齢者世 代のイン ターネッ トの利用 を促進す ること	26	高齢者世代のインターネット利用率 (1) 60代のインターネット利用率 (2) 70代のインターネット利用率 ＜アウトカム指標＞	(1) 75.2% (2) 50.2% (平成26年通信利用動向調査) 【平成27年度】			(1) 80%以上 (2) 55%以上 (※いずれも28年度～30年度の3ヶ年平均) (1) 75.4% (2) 51.3%	(1) 80%以上 (2) 55%以上 (※いずれも平成28年度～平成30年度の3ヶ年平均) 【平成30年度】	□
電子署名 及び認証 業務に係 る技術の 評価に関 する調査 ・研究、 普及・啓 発	27	(1) 電子署名及び認証業務に係る技術的課題の分析の実施 (2) 電子署名に関する技術の最新情報を周知するセミナーの実施、及びその満足度 ＜アウトプット指標＞	(1) 電子署名及び認証業務に係る技術調査の適切な実施。 (2) 電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを実施。(1回) 【平成27年度】	(1) 電子署名及び認証業務に係る技術調査の適切な実施。 (2) 電子署名の普及啓発のために最新情報を周知する100～150人規模のセミナーを実施(1回)及び満足度の測定(5段階中平均4以上)。 (1) 電子署名及び認証業務に係る技術調査を実施。 (2) 電子署名の普及啓発のためのセミナーを1回実施。	(1) 電子署名及び認証業務に係る技術調査の適切な実施。 (2) 電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを実施。 (1) 電子署名及び認証業務に係る技術調査の適切な実施。 (2) トラストサービス(※)の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを2回実施。 ※電子署名やタイムスタンプ等	(1) 電子署名及び認証業務に係る技術調査の適切な実施。 (2) 電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを実施。 (1) 電子署名及び認証業務に関する法律における課題等の調査について、技術的な観点を含めて適切に実施。 (2) トラストサービス(※)の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを実施。 ※電子署名やタイムスタンプ等	(1) 電子署名及び認証業務に係る技術調査の適切な実施。 (2) 電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを実施。 【平成30年度】	イ

<p>スマートフォン上の個々のアプリにおける利用者情報の取扱いについてアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みを確立するため技術面、制度面及び運用面から検討を実施</p>	<p>28</p>	<p>スマートフォン上の個々のアプリにおける利用者情報の取扱いについてアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みを確立 <アウトプット指標></p>	<p>「申請型」に加え、アプリマーケットからアプリを抽出して解析を行う「非申請型」についても実証を行い、ラボリ解析(※)の自動化・効率化や検証結果の表示等について検討を実施。</p> <p>(※) 利用者情報の外部への送信の有無等を解析した後、アプリケーション提供者が公開しているプライバシーポリシーの記載内容との突合を行い整合性を検証。 【平成27年度】</p>	<p>個々のアプリについて、利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうかをアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みについて、その実施手法である「申請型」と「非申請型」に関し、技術面、制度面及び運用面から検討を行い、第三者検証の仕組みを確立し、実運用に向けた環境を整備。</p> <p>個々のアプリについて、利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうかをアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みについて、その実施手法である「申請型」と「非申請型」に関し、技術面、制度面及び運用面から検討を行い、第三者検証の仕組みを確立し、実運用に向けた環境を整備。</p>	<p>対角線</p>	<p>対角線</p>	<p>個々のアプリについて、利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうかをアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みについて、その実施手法である「申請型」と「非申請型」に関し、技術面、制度面及び運用面から検討を行い、第三者検証の仕組みを確立し、実運用に向けた環境を整備。 【平成28年度】</p>	<p>イ</p>
<p>訪日外国人の方の快適な滞在を実現するため、交通系ICカード、スマートフォンやデジタルサイネージ等を活用し、個人の属性に応じたサービスの提供を可能とする共通クラウド基盤の構築、多様な地域におけるサービス実証を実施</p>	<p>29</p>	<p>交通系ICカード、スマートフォン、デジタルサイネージ等と共通クラウド基盤を連携・活用し、個人の属性情報に応じた情報提供や各種サービス連携を実施 <アウトプット指標></p>	<p>・デジタルサイネージを活用した効果的・効率的な一斉情報配信の実現に向けた課題の整理及び検証を行い、デジタルサイネージの相互運用性確保に向けた標準仕様の策定、公表を実施。 ・今後、デジタルサイネージにより想定されるサービスとして、交通系ICカード、スマートフォン等と共通クラウド基盤を活用した個人の属性に応じた情報提供等の実現に向けた検討を実施。 【平成27年度】</p>	<p>平成28年夏以降、共通クラウドの構築、少なくとも3箇所以上の地域での実証実験を実施。</p> <p>平成28年冬以降、共通クラウドの構築、5地域での実証実験を実施。</p>	<p>平成28年度の成果を踏まえ、共通クラウド基盤を活用した、ホテルとタクシーの連携による行き先案内など、複合的サービス提供等のサービス提供分野の拡大。</p> <p>平成28年度の成果を踏まえ、共通クラウド基盤を活用した、ホテルとリムジンバスの連携による手ぶら観光や事業者間の連携等の複合的サービス提供等の実証を行った。</p>	<p>複数の地域において、平成30年度までに構築した共通クラウド基盤と連携・活用し、各種サービス連携を実施。</p> <p>複数の地域において、平成30年度までに構築した共通クラウド基盤と連携・活用し、各種サービス連携を実施。</p>	<p>複数の地域において、平成30年度までに構築した共通クラウド基盤と連携・活用し、各種サービス連携を実施。 【平成30年度】</p>	<p>イ</p>

<p>マイナンバーカード(公的個人認証サービス)利活用推進のための環境整備</p>	<p>30</p>	<p>マイナンバーカード(公的個人認証サービス)の官民における利活用推進のための取組の実施 <アウトプット指標></p>	<p>・実証事業を通じて、マイナンバーカード(公的個人認証サービス)の先行導入事例の検討を行うとともに、当該事例の実現に向け、技術課題の検証及びルール化すべき項目等実現すべき課題の整理を実施。 ・「個人番号カード・公的個人認証サービス利活用推進の在り方に関する懇談会」において、実証実験を通じて課題検討を行い、先行導入の実現に向けた目標を設定。 【平成27年度】</p>	<p>「個人番号カード・公的個人認証サービス等利活用推進の在り方に関する懇談会」における検討を踏まえ、公的個人認証サービスの利活用を促進するため、先行導入事例の実現に向けた技術面・運用面からの課題解決策の検討を実施。</p>	<p>「個人番号カード・公的個人認証サービス等利活用推進の在り方に関する懇談会」及び技術面からの検討結果を踏まえ、先行導入事例の実現に向け、主として制度面からの課題解決策の検討を実施。</p>	<p>「個人番号カード・公的個人認証サービス等利活用推進の在り方に関する懇談会」及びこれまでの技術面等からの検討結果を踏まえ、公的個人認証サービスを利活用するに当たっての必要なルール整備等の環境整備及び公的個人認証サービスの利活用事例の普及促進を実施。</p>	<p>「個人番号カード・公的個人認証サービス等利活用推進の在り方に関する懇談会」及びこれまでの技術面等からの検討結果を踏まえ、公的個人認証サービスを利活用するに当たっての必要なルール整備等の環境整備及び公的個人認証サービスの利活用事例の普及促進を実施 【平成30年度】</p>	<p>イ</p>
<p>地域防災等のためのG空間情報の利活用推進</p>	<p>31</p>	<p>地理空間情報や衛星測位を活用した防災システム等の普及啓発及び普及展開の実施 <アウトプット指標></p>	<p>地理空間情報や衛星測位を活用した防災システム等の構築に関する10の事業を採択し、全国10地域で実証を実施。 ・位置情報等の入力支援実証(5事業) ・メディアによる災害情報の視覚化等の実証(4事業) ・標準仕様策定に向けた実証(1事業) 実証し開発したシステム等は、自治体等で実用可能であることを確認。 【平成27年度】</p>	<p>G空間情報センターに接続するシステムの検証を実施。</p>	<p>G空間情報センターを介した防災システム(津波、土砂災害、地下街防災)等の紹介映像(ショーケース)の作成による普及啓発の実施。</p>	<p>地理空間情報を活用した防災システムの普及展開(導入支援、人材育成等)の実施。</p>	<p>G空間情報センターを介した防災システム(津波、土砂災害、地下街防災)等の紹介映像(ショーケース)の作成による普及啓発の実施及び地理空間情報を活用した防災システムの地方公共団体への普及展開の実施。 【令和2年度】</p>	<p>エ</p>

Lアラートにより、災害時に必要となる情報が住民に迅速かつ確実に届く環境を整備	32	Lアラートを運用している都道府県の割合 ＜アウトカム指標＞	74% (35都道府県) 【平成27年度】	87% (41都道府県)	96% (45都道府県)	100% (47都道府県)	100% (47都道府県) 【平成30年度】	□
				87% (41都道府県)	96% (45都道府県)	98% (46都道府県)		
IoT時代のネットワークを支える人材の育成	33	IoT時代のネットワークを運用・管理する人材の育成を実施し、技術者を輩出する。 ＜アウトカム目標＞	IoT時代のネットワークを運用・管理するスキルを認定された技術者等の人数：0人 【平成29年度】			IoT時代のネットワークを運用・管理するスキルを認定された技術者等の人数：60人	IoT時代のネットワークを運用・管理するスキルを認定された技術者等の人数：120人 【令和元年度】	-
						IoT時代のネットワークを運用・管理するスキルを認定された技術者等の人数：29人		
情報信託機能等を用いたデータ利活用の促進	34	情報信託機能等を用いてデータ利活用を行うに当たり必要なルールの整備 ＜アウトプット指標＞	情報信託機能等の認定基準を策定、当該基準の妥当性検証及び詳細化のための実証事業を実施。 【平成30年度】			情報信託機能等を活用したデータ利活用モデルケースを4件創出	情報信託機能等を活用した認定基準の妥当性検証及び詳細化を実施。情報信託機能等を活用したデータ利活用モデルケースを創出 【令和元年度】	-
						情報信託機能等を活用したデータ利活用モデルケースを6件創出		

目標達成度の測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	測定指標1～4、12、19及び21は達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えている。これら主要な測定指標のうち1～4、12、19及び21については目標を達成した。一部の測定指標については、目標期限未到来、目標未達があったもの、おおむね施策目標に対して目標達成することが出来たといえる。したがって、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p><施策目標>ICTによる新たな産業・市場を創出すること 本施策目標については、民間においても積極的な取組が行われるよう本政策が適切に実施されたことにより、国内生産額に占めるICT産業の割合が全産業中最大規模を維持されたほか、分野を超えたデータの流通・連携・利活用を効果的にするためのオープンデータ基盤の実現に向けた2次利用ルールや技術仕様の策定などの取組、また、日本コンテンツの海外における効果的な放送に向けた取組等を通じて、新たな産業・市場を創出するための環境整備を図り、ICTによる新たな産業・市場の創出に寄与した。一部の測定指標については、目標期限未到来、目標未達があったもの、おおむね目標達成することが出来たといえる。</p>	
	<p>・測定指標1については、情報通信技術 (ICT) は、あらゆる領域に活用される万能ツールとして、経済再生や社会的課題の解決に大きく貢献するものであり、民間においても積極的な取組が行われるよう、本政策が適切に実施されたこと等により国内生産額に占めるICT産業は、順調に推移しており、目標を達成することができた。</p> <p>・測定指標2、3については、IoTサービスの創出・展開に当たっては、克服すべき課題の解決に資する参照モデルの構築及び必要なルールの明確化等が重要であるところ、実証事業等を通じ、IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資する参照モデルを48件構築し、必要なルール (法律、条例、ガイドライン、規格等) の明確化等の取組を78件行ったため、目標達成することが出来た。</p> <p>・測定指標4については、4K放送、8K放送ともに、関係事業者・団体と連携・協力して周知広報等を行ったことにより、平成30年12月にBS、110度CSにおいて実用放送を開始することができたため、目標を達成。</p> <p>・測定指標5については、目標に向けて着実に進捗している。</p> <p>・測定指標6については、国・地方公共団体・公益事業者等が保有するデータの利活用促進に向けて、実証事業等を通じ、情報流通連携基盤等を活用したオープンデータ・ビッグデータの利活用に係る技術仕様を2件以上確立し、当該技術仕様に沿ったデータ活用モデルを2件以上確立しており、目標を達成することができた。</p> <p>・測定指標7については、オープンデータリデータ育成研修後のアンケートの結果、今後公開を予定しているという団体が大半を占めたものの、研修後すぐにオープンデータに取り組むことのできる団体が当初の想定より少なく、目標未達となった。</p> <p><ICT利活用により社会課題の解決を推進すること> 本施策目標については、「全国的な保健医療情報ネットワーク」にかかる4つのサービスモデルを検証・4地域において実証を実施し、安全かつ効果的なオンライン診療モデルを構築されたほか、字幕が付与されていない放送番組に対して、放送番組と連動してスマートフォンやタブレット上で字幕を表示させるために開発された技術が33者の放送事業者により試験的に利用されたこと、また、対象となる放送番組の放送時間に占める字幕放送時間の割合や解説放送時間の割合について、総務省の策定した「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」に即して、関係放送事業者が、平成29年度までの拡充計画を定め、当該計画に基づく番組制作体制の整備等自主的な取組を通じて、目標を達成したことなどにより、ICT利活用により社会課題の解決を推進した。一部の測定指標については、目標期限未到来、目標未達があったもの、おおむね目標達成することが出来たといえる。</p> <p>・測定指標10について、地方公共団体をフィールドとし実証システムの設計・構築を行い、具体的なユースケースを想定して検証を実施。多様なクラウド活用を可能とする情報連携に係る技術仕様を策定したことにより、目標を達成することができた。</p> <p>・測定指標11について、適時適切な情報通信政策の立案・遂行に資するためにマクロの視点から実施した調査結果を分析・活用した情報通信白書の公表、IoT国際競争力指標の公表、ICT産業の担い手である企業者と政策立案者との意見交換等をグローバルに実施する国際会議の開催、国内外のIoT推進団体の連携強化に当たって必要な現状の把握をすることができたため、目標を達成。</p> <p>・測定指標12について、医療・介護連携に必要なデータについて標準仕様案を作成した。また、上記の医療・介護連携モデルを含め、「全国的な保健医療情報ネットワーク」にかかる4つのサービスモデルを検証・4地域において実証を実施し、安全かつ効果的なオンライン診療モデルを構築した。</p> <p>・測定指標14について、平成29年3月末までに教育クラウド・プラットフォームの技術標準の確立及び「クラウド導入ガイドブック」を策定し、平成29年4月以降に総務省ホームページ等で公表し、目標を達成した。</p> <p>・測定指標15について、標準的な実施モデル・障害のある子供を対象とするモデル等の実施モデルを実証。実証の成果・課題を未来の学びコンソーシアムのポータルサイトに掲載し、普及展開を図った。</p> <p>・測定指標17について、ICTによる地球温暖化対策に関するITU-T (電気通信標準化部門) での標準化活動において、累計38件 (平成25年～28年) の寄書提出、6件 (平成28年度) の勧告化を行い、目標を達成することができた。</p> <p>・測定指標19について、字幕が付与されていない放送番組に対して、放送番組と連動してスマートフォンやタブレット上で字幕を表示させるために開発された技術が33者の放送事業者により試験的に利用され、目標を達成することができた。</p> <p>・測定指標21について、対象となる放送番組の放送時間に占める字幕放送時間の割合や解説放送時間の割合については、総務省の策定した「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」に即して、関係放送事業者が、平成29年度までの拡充計画を定め、当該計画に基づく番組制作体制の整備等自主的な取組により、おおむね目標を達成することができた。</p> <p>・測定指標22について、VR・ARを活用したサービス・コンテンツの市場の現状や競争力強化策を調査・検討し、今後解決すべき課題と解決の方向性を整理した。</p> <p>・測定指標23について、競技会場におけるICTを利活用した避難誘導の仕組みを構築することができた。本事業により実証された避難誘導の仕組みを東京オリンピック・パラリンピック大会の競技会場で活用されるよう関係機関に働きかけている。</p> <p>・測定指標26について、指標を達成しなかったが、当該期間におけるインターネット利用率は高齢者に限らず全体的に横ばい状態であり、頭打ち状態にあると推定している。しかしながら、高齢者世代において他世代に比較して低めであることは事実であり、今後は、高齢世代全体への働きかけではなく、高齢者一人一人がICTについて相談できるような仕組みを構築することにより、ICTリテラシー・インターネット利用率を向上させることに取り組んでいく。</p> <p>・測定指標27について、電子署名及び認証業務に関する法律上の課題に関して技術的観点から踏まえた調査を実施しているほか、電子署名をはじめとするトラストサービスに係る現状と課題の共有を目的としたワークショップを一回開催していることから、目標を達成することができた。</p> <p>・測定指標28について、第三者検証の仕組みの確立に向け、申請型モデルを構築し、申請受付から結果回答までの自動化が実現。これを踏まえ、「スマートフォン プライバシー インシニアティブⅢ」にこれまでの検討内容を取りまとめ・公表。</p> <p>・測定指標29について、平成30年度に関係事業者が本事業で構築した共通クラウド基盤と連携・活用して各種サービス連携を実施しており、目標は達成されたといえる。</p> <p>・測定指標30について、公的個人認証サービスの利活用事例の普及促進を実施するとともに、「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」等を踏まえ、行政や民間サービスにおけるマイナンバーカードの更なる利活用拡大に向けた検証を実施し、実運用に向けた環境構築を推進した。</p> <p>・測定指標32については、当初の年度目標に対し福岡県のLアラート運用開始が平成31年4月1日となったことから、未達となったもの。</p>	
評価結果		

次期目標等への反映の方向性	<p><施策目標>ICTによる新たな産業・市場を創出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1については、引き続き本施策を適切に実施し、国内生産額に占めるICT産業の市場規模が全産業中最大規模であることを維持する。 ・測定指標2、4及び6については、目標年度を迎えたことから、次期事前分析表の測定指標から削除する。 ・測定指標3については、施策目標との関係が見えづらく、施策目標の達成度合いを測るための指標に馴染むものではないと考えられるため、次期事前分析表の測定指標から削除し、今後は行政事業レビューシートにおいて、削除した指標に紐づく個別事業の進捗を測ることとする。 ・測定指標7及び8については、今後3年間の目標設定が困難であり、目標年度における目標達成が見込まれるため、次期事前分析表の測定指標から削除する。 <p><ICT利活用により社会課題の解決を推進すること></p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標32については、目標を概ね達成することができたため、次期の測定指標については未来投資戦略2018(平成20年6月15日閣議決定)を踏まえ、Lアラート高度化システムが整備された都道府県数を新たに目標として設定する。 ・測定指標10、11、14、15、17、19、21、22、23、26、27、28、29及び30については、目標年度を迎えたことから、次期事前分析表の測定指標から削除する。 ・測定指標12、13、18(1)及び20については、施策目標との関係が見えづらく、施策目標の達成度合いを測るための指標に馴染むものではないと考えられるため、次期事前分析表の測定指標から削除し、今後は行政事業レビューシートにおいて、削除した指標に紐づく個別事業の進捗を測ることとする。 ・測定指標16、24、25、31、33及び34については、今後3年間の目標設定が困難であり、目標年度における目標達成が見込まれるため、次期事前分析表の測定指標から削除する。 		
	(平成32年度予算概算要求に向けた考え方)		
	I 予算の拡大・拡充		
	平成32年度予算概算要求への主な反映内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTスマートシティ整備推進事業については、内閣府、経済産業省、国土交通省とともに設立した「スマートシティ官民連携プラットフォーム」の枠組みも活用して「データ利活用型スマートシティ」の構築を関係府省と一体となって推進することとしているため、予算の増額要求を行う。 ・ブロックチェーン利活用推進事業については、目標年度における目標達成が見込まれるため、予算要求を行わないこととする。 	
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—		

学識経験を有する者の知見等の活用	情報通信審議会において、新たなデータ流通環境を担うための基本的事項として、5G等によるSociety5.0の地域実装、グローバル競争のための基盤整備、安心・安全の確保、スマートな行政・暮らし、人づくり・働き方改革、防災・減災等についてのルール整備や予算プロジェクト等の取組について御議論いただき、今後の課題と取組の方向性の把握に活用した。
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・未来投資戦略 (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/) ・世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画 (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/decision.html)
-------------------------------	---

担当部局課室名	情報流通行政局 情報流通振興課 等	作成責任者名	情報流通行政局 情報流通振興課長 吉田 正彦	政策評価実施時期	令和元年8月
---------	-------------------	--------	------------------------	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

※5 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

↑
測定指標欄等に「新経済・財政再生 改革工程表」に関する記載をする場合は※5として表示させる

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

(千円)

政策名		放送分野における利用環境の整備				
評価方式		総合・実績・事業	政策目標の達成度合い	モニタリング実施（評価は未実施）	番号	⑪
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	3,591,993	4,609,764	3,955,755	8,389,214	4,743,851
	補正予算	0	1,499,728	1,676,184		
	繰越し等	159,888	-1,870,280	324,587		
	計	3,751,881	4,239,212	5,956,526		
		<0>	<0>	<0>		
執行額		3,696,644	4,072,158	5,557,663		

政策評価調書（個別票2）

政策名	放送分野における利用環境の整備					番号	⑩	(千円)		
	予 算 科 目					予 算 額				
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	元年度 当初予算額	2年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	情報通信技術利用環境整備費	情報通信技術の利活用環境整備に必要な経費	8,381,654	4,731,877		
	●	2	一般	総合通信局	情報通信技術高度利活用等推進費	情報通信技術の利活用環境整備に必要な経費	7,560	11,974		
	●	3								
	●	4								
	小計						8,389,214 <>の内数	4,743,851 <>の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計						<>の内数	<>の内数		
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計						<>の内数	<>の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計						<>の内数	<>の内数		
合計						8,389,214 の内数	4,743,851 の内数			

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成31年度実施政策)

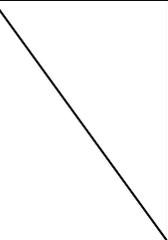
(総務省31-①)

政策 ^(※1) 名	政策11:放送分野における利用環境の整備		担当部局課室名	情報流通行政局 総務課 他5課室			作成責任者名	情報流通行政局 総務課長 湯本 博信	
政策の概要	メディアの多様化や、放送サービスの高度化等を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送政策に資する放送制度の在り方について検討・実施する。						分野【政策体系上の位置付け】	情報通信(ICT政策)	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	<p>[最終アウトカム]: 技術革新やそれに伴う環境変化が急速である放送分野において国民生活の利便性等の向上を図るとともに、我が国の対外情報発信力を強化する。</p> <p>[中間アウトカム]: 放送制度の必要な見直しを検討・実施するとともに、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることにより、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させ、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させるため、国として必要な国際放送の実施を日本放送協会(NHK)へ要請する。</p>						政策評価実施予定時期	令和3年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	年度ごとの目標(値)						測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) ^(※2)				
施策手段			平成26年度	令和2年度	30年度	31年度	32年度		
放送が基幹メディアとしての公共的役割を適切に果たしつつ国民視聴者の多様なニーズに応えるために必要な制度整備・運用等を図り、国民生活の利便性の向上等に寄与すること	放送制度の在り方等の検討、必要な制度整備・運用等による環境整備	① 施策目標を達成するための放送制度の在り方等についての検討・実施 <アウトプット指標>		社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。	社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。	社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。	—	—	放送分野は技術革新やそれを踏まえた環境変化が急速であるとともに、国民のニーズも多様化しているところ、これらに適時適切に対応していくことが求められている。このような現状を踏まえ、放送制度の在り方等の検討、必要な制度整備・運用等を実施することは、国民生活の利便性の向上等に寄与することから、指標として設定。 なお、基準値及び基準年度については、放送法及び電波法の一部を改正する法律(平成26年法律第96号)の附則の第12条「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新放送法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新放送法第百六条の三第一項に規定する経営基盤強化計画の認定に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」の規定に基づき設定。

<p>総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては地方公共団体等が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時においては地方公共団体等に対して貸し出すことにより、災害時における迅速な開設を図る。また、大規模災害時にテレビ放送が途絶しないよう、総合通信局等において可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練を行う。</p>	<p>臨時災害放送局の開設の円滑化を図るため、送信点調査や運用訓練等、運用研修・訓練を実施するとともに、可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練を行う。</p>	<p>2</p>	<p>臨時災害放送局等の開設の円滑化を図るための送信点調査や運用訓練等、運用研修・訓練の実施回数 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>大規模災害の発生時において地方公共団体等が迅速に臨時災害放送局(※)を開設できるよう、平時からの送信点調査や運用訓練等やテレビの中継局や共聴施設が被災した場合に備えて、可搬型予備送信設備等を配備し、総合通信局等において可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練の実施についての検討。</p> <p>※ 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的に地方公共団体を免許人として臨時に開設される超短波(FM)放送局。東日本大震災に際しては、28の市町において開設された。</p>	<p>平成 29年度</p>	<p>機器配備の総合通信局等(11局)において、少なくとも各年度2回の送信点調査や運用訓練等を実施。また、テレビの中継局や共聴施設が被災した場合に備えて可搬型予備送信設備等を配備し、総合通信局等において可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練を実施。</p>	<p>令和 5年度</p>	<p>送信点調査、運用訓練等及び運用研修・訓練の実施回数 16回以上 (臨災局:6局×2回) (可搬型:4局×1回)</p>	<p>送信点調査、運用訓練等及び運用研修・訓練の実施回数 26回以上 (臨災局:11局×2回) (可搬型:4局×1回)</p>	<p>送信点調査、運用訓練等及び運用研修・訓練の実施回数 26回以上 (臨災局:11局×2回) (可搬型:4局×1回)</p>	<p>東日本大震災に際しては、被害情報、避難情報等の提供手段として各地方公共団体が臨時災害放送局を開設し、被災者の生活安定等に大きく寄与したが、開設までに時間を要する地方公共団体もあったところ。そうした現状にあることを踏まえ、地方公共団体等が大規模災害時に避難情報等一刻を争う情報などの迅速な提供を行うためには、平時において事態を想定した訓練や効率的な運用を可能とする送信設備の設置場所等の選定が重要であることから、送信点調査及び運用訓練等の実施回数について指標として設定。</p> <p>また、熊本地震では、地上テレビ放送の中継局が被災した際、復旧までに時間を要したことから、本格復旧までの応急措置として、国が可搬型予備送信設備等を地方公共団体等に使用させることを可能とする体制を平成30年度から整備し、大規模災害時においてテレビの中継局や共聴施設が被災した場合に備えた運用研修・訓練の実施も目標(値)に追加した。</p> <p>【参考】臨時災害放送局の円滑な開設に向けた地方公共団体(※)における準備状況(機器の独自購入、開設マニュアルの作成、関係事業者との取り決めの締結等)</p> <p>平成30年度:14.6%(6総合通信局) 平成29年度:14.6%(6総合通信局) 平成28年度:11.7%(4総合通信局) 平成27年度:9.5%(九州を除く3総合通信局) 平成26年度:6.1%(4総合通信局)</p> <p>(※)平成28年度までは、機器を配備した北海道、信越、四国及び九州の4総合通信局管内の地方公共団体。平成29年度からは、上記に加え、北陸及び中国の2総合通信局管内の地方公共団体も含めた6総合通信局管内の地方公共団体。なお、平成31年度は、当該機器が未配備である5総合通信局等(東北、関東、東海、近畿及び沖縄)に配備。</p>
<p>我が国の対外情報発信力を強化するため、テレビ国際放送の充実を図ること</p>	<p>放送法第65条第1項の規定に基づきNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、同法第67条第1項の規定により実施に必要な費用を要請放送交付金として交付。</p>	<p>3</p>	<p>NHKに対しテレビ国際放送の実施を要請 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>放送法第65条第1項の規定に基づきNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、同法第67条第1項の規定により実施に必要な費用を要請放送交付金として交付。</p>	<p>平成 29年度</p>	<p>引き続きNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請。</p>	<p>令和 2年度</p>	<p>NHKに対しテレビ国際放送の実施を要請。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>海外視聴者を増やして外国人向けテレビ国際放送の充実を図るためには、NHKに対しテレビ国際放送の実施を要請することが重要であることから、指標として設定。</p> <p>【参考】NHKにおける各年度の受信環境整備状況</p> <p>平成30年度:約2.5億世帯 平成29年度:約2.4億世帯 平成28年度:約2.2億世帯 平成27年度:約2.1億世帯 平成26年度:約2億世帯 平成25年度:約1.9億世帯</p>
<p>NHKにおいて、きめ細やかな受信環境の整備を実施し、受信可能世帯数は約2.5億世帯に増加。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>									

被災情報や避難情報など、国民に対する迅速かつ適切な情報提供手段を確保すること	放送ネットワーク整備支援事業及び放送ネットワーク災害対策用設備等に係る課税標準の特例措置(固定資産税)による環境整備	4 自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 <アウトプット指標>	19%	平成25年度	100% (当該年度までに整備した件数/22局 (基準年度において整備対象となっている親局の移転・FM補完局等の整備局数))	平成30年度	100% (22局/22局)		<p>ラジオは災害時における有用性が強く認識されたが、同時に、低地・水辺に立地する中波(AM)送信所の防災対策の必要性が明らかになったことを踏まえ、「国土強靱化アクションプラン2014(平成26年6月3日国土強靱化推進本部決定)」では、平成30年度を目処として、自然災害の被害を受ける可能性が高く、災害発生時に放送の継続が困難となる可能性が高い送信所を保有しているラジオ放送事業者において、親局の移転・FM補完局の整備等の取組を進めてきた。</p> <p>当該取組により、被災情報や避難情報など、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保することが可能となることから、自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備を指標として設定。</p> <p>(参考値) 平成30年度 100% 平成29年度 86% 平成28年度 73% 平成27年度 55% 平成26年度 45% 平成25年度 19%</p> <p>(参考値)親局の移転・FM補完局等の整備局数 平成30年度 3局 平成29年度 3局 平成28年度 4局 平成27年度 2局 平成26年度 10局</p>
ケーブルテレビ網の光化を促進することにより、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保、及び4K・8Kの視聴環境の構築に寄与すること	放送ネットワーク整備支援事業により、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保、及び4K・8Kの視聴環境の構築を促進するためのケーブルテレビ網の光化の環境整備	5 ケーブルテレビの光化率 <アウトカム指標>	11%	平成28年度	50% (FTTH方式のケーブルテレビ加入世帯数/ケーブルテレビ加入世帯数)	令和4年度	令和4年度に50%を目指す。	※	<p>ケーブルテレビ網における災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保するとともに、4K・8Kの視聴環境を構築するに当たっては、当該網の光化の促進が必要であることから、ケーブルテレビの光化率(ケーブルテレビ加入世帯のうち、FTTH方式の加入世帯数割合)について指標として設定。</p> <p>なお、本指標は「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日)中「(4K・8Kを)2020年に全国の世帯約50%で視聴されることを目指す」とこととされているため、年度ごとの目標は設定していない。</p> <p>(参考値) 平成28年度 11% 平成27年度 10% 平成26年度 9.2%</p> <p>※平成30年度実績値については、令和元年度中に確定予定。</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)※3)			関連する 指標※4)	達成手段の概要等	平成31年度行政事業 レビュー事業番号
		29年度	30年度	31年度			
(1)	放送ネットワーク整備支援事業(平成26年度)	449百万円 (280百万円)	306百万円 (103百万円)	432百万円	4	<p>放送網の遮断の回避等といった防災上の観点から、以下の費用の一部を補助 ①放送局の予備送信所設備等、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備費用(地上基幹放送ネットワーク整備事業) ②ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備費用(地域ケーブルテレビネットワーク整備事業)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地するラジオ親局のエリアにおける世帯のうち、親局の移転・FM補完局等の整備によりカバーされる世帯数:27百万世帯(平成30年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業の完了件数:33件(平成30年度) ・自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局(22局)の移転・FM補完局等の整備率:100%(平成30年度) ・自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局(22局)の移転・FM補完局等の整備局数(累積):22局(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現する。</p>	101
(2)	放送政策に関する調査研究(平成19年度)	45百万円 (42百万円)	52百万円 (49百万円)	66百万円	1	<p>放送は、不特定多数の者に対し、同時に、安価に情報提供を行うことが可能であり、災害情報や民主主義の基盤に関する情報など、国民生活のうえで重要な社会的役割を果たしている。一方で、放送分野は、技術革新やそれを踏まえた環境変化が急速であるとともに、社会ニーズも多様化する中、従来からの社会的役割を果たすためには、国民のニーズを適切に把握しつつ、新サービスの可能性や新技術の課題などを踏まえ、柔軟かつ迅速に放送政策の立案を行う必要がある。このため、放送制度の整備や具体的な運用を検討し、時代に即した放送政策を実現するため、所要の調査・分析等を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した法令等の見直し等の件数:7件(平成31年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・放送政策に関する調査・分析等の項目:8項目(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 放送制度の整備や具体的な運用を検討し、時代に即した放送政策を実現するための所要の調査・分析等を行うことにより、この成果を活用して、国民視聴者の多様なニーズや、放送が基幹メディアとして果たすべき公共的な役割について検討した上で、必要な制度整備・運用等を行うことができることとなるため、国民生活の利便性の向上等に寄与する。</p>	102
(3)	国際放送の実施(昭和26年度)	3,544百万円 (3,544百万円)	3,544百万円 (3,544百万円)	3,594百万円	3	<p>放送法第65条第1項の規定に基づき、NHKに対して、必要な事項を指定して、国際放送の実施を要請する。実施に要する費用については、放送法第67条第1項の規定に基づき、国が負担する。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・(ラジオ国際放送)3言語(日本語、中国語、朝鮮語)の1日あたりの放送時間:25.7時間(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 放送法第65条第1項の規定に基づき、海外における受信環境の整備等を指定して、テレビ国際放送の実施を要請し、この要請に応じてNHKがテレビ国際放送を実施することにより、テレビ国際放送の受信環境整備等が一層推進されることとなり、テレビ国際放送の充実に寄与する。</p>	103
(4)	地域ICT強靱化事業(平成26年度)	10百万円 (9百万円)	30百万円 (28百万円)	15百万円	2	<p>総合通信局等に、臨時災害放送局用等の送信機等を配備し、平時においては地方公共団体が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時においては地方公共団体に対して貸し出す。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・臨時災害放送局等の円滑な開設に向けた地方公共団体における準備状況(機器の独自購入、開設マニュアルの作成、関係事業者との取り決めの締結、開設に向けた送信点調査の実施等):10.0%(平成35年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・送信点調査、運用訓練等(説明会等含む)の実施:66回(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 総合通信局等に配備した臨時災害放送局用等の機器を用いて、送信点調査、運用訓練及び説明会等を実施することにより、地方公共団体等における臨時災害放送局等に係る運用のノウハウの蓄積がなされるため、災害時における臨時災害放送局等の迅速な開設に寄与する。</p>	104

<p>(5)</p>	<p>ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業 (平成30年度)</p>	<p>-</p>	<p>0百万円 (0百万円)</p>	<p>5,809百万円</p>	<p>-</p>	<p>停電及び局所的豪雨災害等に弱いなど課題があるケーブルテレビ事業者のケーブルテレビ網の光化等の整備費用の一部を補助 (地方公共団体:補助率1/2 第三セクター:補助率1/3)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・整備済箇所数:30件(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・交付決定数:15件(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 停電及び局所的豪雨災害等に弱いなど課題があるケーブルテレビ事業者に対し、ケーブルテレビ網の光化等の整備費用の一部を補助することにより、ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化に資する。</p>	<p>105</p>
<p>(6)</p>	<p>放送ネットワーク等災害復旧事業(平成30年度)</p>	<p>-</p>	<p>1百万円 (0.1百万円)</p>	<p>163百万円</p>	<p>-</p>	<p>激甚災害に指定されている平成30年7月豪雨、台風20号及び台風21号によりケーブルテレビ施設及び地上デジタル放送共聴施設の被害を受けた市町村、市町村の連携主体又は第三セクターに対して、その復旧事業費を補助する。 (市町村及び市町村の連携主体:補助率1/2、第三セクター:補助率1/3)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・復旧事業が完了した件数:10件(平成31年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・復旧事業の補助金交付決定件数:9件(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 激甚災害によりケーブルテレビ施設及び地上デジタル放送共聴施設の被害を受けた市町村等に対して、その復旧事業費を補助することにより、被災地のケーブルテレビ施設及び地上デジタル放送共聴施設といった国民の生命・財産の確保に不可欠な情報の伝達手段の確保に寄与する。</p>	<p>106</p>
<p>(7)</p>	<p>放送コンテンツ製作取引における相談・紛争解決促進事業(平成31年度)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>31百万円</p>	<p>1</p>	<p>(1)番組製作会社及び放送事業者に対するアンケートにより、放送コンテンツの製作取引に関する実態調査を実施するとともに、クロス集計などの手法によって、契約実態や取引構造について定量的な分析を実施する。 (2)個別の取引に関する具体的な事実関係を把握することにより、アンケートを補完する観点から、番組製作会社及び放送事業者それぞれに対して、グループ・ヒアリング等を実施する。 (3)放送コンテンツの製作取引に関する個別具体的な問題について、番組製作会社が弁護士等の専門家に相談できる場を整備し、迅速かつ円滑な問題解決を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した取引ルールの整備の件数:1件(平成31年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・アンケートの有効回答数 ・グループ・ヒアリング等の開催回数 ・製作取引に関する個別具体的な問題について、番組製作会社が専門家に相談できるよう、整備した場の数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 放送コンテンツの製作取引に関する実態(商慣習、契約実態、取引構造等)を調査し、実態を踏まえた取引ルールの整備に資するとともに、製作取引に関する個別具体的な問題について、番組製作会社が専門家に相談できる場を整備することにより、放送コンテンツの製作環境の改善及びクリエイターの製作意欲の向上を図る。</p>	<p>新31-0013</p>
<p>(8)</p>	<p>4K・8K時代に対応したケーブルテレビ光化促進事業(平成29年度)</p>	<p>880百万円 (190百万円)</p>	<p>2,213百万円 (1,831百万円)</p>	<p>132百万円</p>	<p>5</p>	<p>4K・8K時代の本格化に対応し、4K・8Kの視聴できる環境を全国格差なく整備するため、過疎地域等の条件不利地域における4K・8Kの視聴に必要なケーブルテレビ網の光化等を支援する。 (地方公共団体:補助率1/2 第三セクター:補助率1/3)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・4K・8Kを視聴する世帯数の割合:50%(令和2年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 超高精細技術の利活用等による、より高精細・高機能な放送サービスや本格的な放送・通信の連携サービスの実現、医療・介護など幅広い分野での社会的課題の解決等の利便を全国格差なく享受可能とする。また、地域密着メディアであるケーブルテレビの4K・8K対応により、約36兆円の経済波及効果(2020年までの累計)を通じた地域経済の活性化や雇用の創出、4K・8Kならではのコンテンツ制作・海外展開等を通じた地域の情報発信力や国際競争力の強化を実現する。</p>	<p>-</p>
<p>(9)</p>	<p>放送法(昭和25年)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>1</p>	<p>放送法(昭和25年法律第132号)第1条において、次のとおり規定されている。 この法律は、次に掲げる原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。</p> <p>当該法律に基づき、国民生活の利便性等の向上を図ることを目的に、放送制度の必要な見直しを検討・実施。</p>	

(10)	放送ネットワーク災害対策用設備等に係る課税標準の特例措置 (固定資産税)(平成26年)	-	-	-	4	ラジオ放送事業者が災害対策のために取得した予備送信設備等(送信機、電源設備、アンテナ等)(償却資産に限る。)について、取得後3年度分、課税標準を3/4とする(※自然災害の可能性の高い場所にある送信所について、新たに一体的に整備する場合に限る。)							
政策の予算額・執行額		4,143百万円 (4,072百万円)	6,053百万円 (5,708百万円)	8,389百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうちなもの)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	-	-	-
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)											
-	-	-											

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		情報通信技術利用環境の整備				
評価方式		①総合・実績・事業	政策目標の達成度合い	モニタリング実施（評価は未実施）	番号	②
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	1,105,065	1,608,599	1,339,001	757,338	1,011,360
	補正予算	199,137	529,875	317,043		
	繰越し等	727,121	-110,305	83,163		
	計	2,031,323	2,028,169	1,739,207		
		<0>	<0>	<0>		
執行額		1,804,702	1,544,274	1,425,820		

政策評価調書（個別票2）

政策名	情報通信技術利用環境の整備					番号	⑫	(千円)			
	予 算 科 目					予 算 額					
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	元年度 当初予算額		2年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	情報通信技術利用環境整備費	情報通信技術の利用環境整備に必要な経費				699,339	984,933
	●	2	一般	総合通信局	情報通信技術高度利活用等推進費	情報通信技術の利用環境整備に必要な経費				9,749	11,997
	●	3	東日本大震災復興特別会計	復興庁	生活基盤行政復興政策費	情報通信技術の利用環境整備に必要な経費				48,250	14,430
	●	4									
	小計						757,338 <> の内数		1,011,360 <> の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1									
	◆	2									
	◆	3									
	◆	4									
	小計						<> の内数		<> の内数		
対応表において○となっているもの	○	1				< >				<	>
	○	2				< >				<	>
	○	3				< >				<	>
	○	4				< >				<	>
	小計						<> の内数		<> の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1				< >				<	>
	◇	2				< >				<	>
	◇	3				< >				<	>
	◇	4				< >				<	>
	小計						<> の内数		<> の内数		
合計						757,338 の内数		1,011,360 の内数			

<p>政策^(※1)名</p>	<p>政策12:情報通信技術利用環境の整備</p>	<p>担当部局課室名</p> <p>総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 他6課室 電波部 電波政策課 他4課室</p>	<p>作成責任者名</p> <p>総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課長 山崎 良志 電波部電波政策課長 布施田 英生</p>	<p>情報通信基盤局 電気通信事業部事業政策課長 山崎 良志 電波部電波政策課長 布施田 英生</p>
<p>政策の概要</p>	<p>電気通信事業分野における公正競争の促進、ブロードバンド環境の整備促進、電波利用環境の維持・改善により利用者利便の向上を図るとともに、電気通信サービスの安心・安全な利用環境の確保を実現することにより、世界最高水準の情報通信技術(ICT)インフラ環境の更なる普及・発展を実現する。</p>		<p>分野【政策体系上の位置付け】</p>	<p>情報通信(ICT政策)</p>
<p>基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】</p>	<p>[最終アウトカム]:世界最高水準のICTインフラ環境の更なる普及・発展 [中間アウトカム]:電気通信事業分野の一層の競争促進を図る取組を実施することによる料金低廉化・サービス多様化や、ブロードバンド基盤の整備促進等による利用者利便の向上、ブロードバンド基盤の整備促進等による誰もがICTの恩恵を享受できる環境の実現、電波利用環境の維持・改善による無線システムの高度化や新規導入のニーズへの対応、利用者からの苦情・相談への対応、情報通信ネットワークの安全・信頼性の向上等による電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現する。</p>		<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>令和3年8月</p>

<p>施策目標</p>		<p>測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)</p>		<p>基準(値)</p>		<p>目標(値)</p>		<p>年度ごとの目標(値)</p>			<p>測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>施策手段</p>				<p>基準年度</p>		<p>目標年度</p>		<p>年度ごとの実績(値)^(※2)</p>			
								<p>30年度</p>	<p>31年度</p>	<p>32年度</p>	
<p>電気通信事業分野の公正な競争環境の整備</p> <p>電気通信事業分野の競争促進、インターネット利用環境の整備促進等による利用者利便の向上</p>	<p>① 公正な競争促進に向けた取組の進捗<アウトプット指標></p>	<p>「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」に基づき、毎年度実施した分析・検証結果等を取りまとめ、「電気通信事業分野における市場検証年次レポート」を公表。</p> <p>電気通信事業の公正な競争を促進するため、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続ルール改善等のため、制度整備を実施。 ・利用者利益の向上のための検討を行い、通信料金の適正化やサービス改善に向けた課題を抽出 	<p>平成29年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信市場検証会議において、年次レポートを公表し電気通信事業の制度・運用の改善を図る。</p> <p>・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。</p> <p>・電気通信市場に関する動向の分析・検証を充実させ、電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化等を図るにあたり、「電気通信市場検証会議」を開催し、平成30年8月、「電気通信事業分野における市場検証(平成29年度)年次レポート」を策定・公表。</p> <p>・モバイル市場における事業者間の公正競争を更に促進し、多様なサービスが低廉な料金で利用できる環境を整備するための方策について検討を行うため、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」を開催(平成31年4月に中間報告書取りまとめ)。平成31年1月に「消費者保護ルールの検証に関するWG」と連携し、通信料金と端末代金の完全分離等を内容とする「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」を取りまとめ、当該提言を踏まえた「電気通信事業法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出(令和元年5月成立)。</p> <p>・固定通信の接続料に関し、調査研究の成果を踏まえ平成31年度以降の算定方法の見直しについて検討を行い、第一種指定電気通信設備接続料規則を改正(平成31年3月5日公布)。また、電気通信事業の公正な競争促進のため、「接続料の算定に関する研究会」において検討を行い、平成30年9月に第二次報告書を取りまとめ、同報告書を踏まえ、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則を改正(平成31年3月8日公布)</p>	<p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信市場検証会議において、年次レポートを公表し電気通信事業の制度・運用の改善を図る。</p> <p>・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。</p>	<p>電気通信事業分野は技術革新のスピードが速く、急速な市場の変化に柔軟かつ迅速に対応することが求められている現状を踏まえ、公正競争促進のため、電気通信市場の競争機能の有効性及び競争は阻害要因等についての検証及びサービスに対する利用者の利便性の状況についての検証を行い、サービスに対する利用者の利便性の状況について検証を行い、電気通信市場や利用者への影響の観点から重要となる課題を抽出し、競争環境の変化に応じた制度改正等につなげる事が重要であることから、公正な競争促進に向けた取組の進捗を指標として設定。</p>				

<p>情報システムのIPv6対応の促進</p>	<p>2</p>	<p>情報システムのIPv6対応に係る普及啓発活動の実施箇所数 <アウトプット指標></p>	<p>年7箇所</p>	<p>平成29年度</p>	<p>前年と同規模(年7箇所)</p>	<p>令和2年度</p>	<p>前年と同規模(年7箇所)</p>	<p>前年と同規模(年7箇所)</p>	<p>前年と同規模(年7箇所)</p>	<p>IPv6対応が加速している国際動向への対応及び多種多様なデバイス等が接続されるIoT社会の構築に向け、IPv6対応の重要性が高まっており、情報通信システムのIPv6対応に係る普及啓発活動が必要となっていることを踏まえて、同活動の実施箇所数を測定指標として設定。</p>
<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の着実な執行</p>	<p>3</p>	<p>特定電子メール法に基づく迷惑メール対策への取組の進捗 <アウトプット指標></p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>平成29年度</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>令和2年度</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについての収集・分析及び同法に基づく事業者への指導等を行うことは、電子メールの送受信上の支障を防止し、電気通信サービスである電子メールを安心・安全に利用できる環境の実現に資するため、指標として設定。</p> <p>【参考】</p> <p>(平成30年度値) 行政指導(警告メール) 約5,700通 報告徴収 4件 行政処分(措置命令) 0件</p> <p>(平成29年度値) 行政指導(警告メール) 約3,400通 報告徴収 6件 行政処分(措置命令) 2件</p> <p>(平成28年度値) 行政指導(警告メール) 約3,400通 報告徴収 7件 行政処分(措置命令) 0件</p> <p>(平成27年度値) 行政指導(警告メール) 約3,300通 報告徴収 21件 行政処分(措置命令) 7件</p> <p>(平成26年度値) 行政指導(警告メール) 約3,600通 報告徴収 36件 行政処分(措置命令) 7件</p>

<p>電気通信サービスの安心・安全な利用環境の実現</p>	<p>電気通信サービスの利用者の苦情・相談対応及びその内容の分析等を踏まえた電気通信サービスを安心・安全に利用する環境の整備</p>	<p>④ 電気通信サービス利用者の苦情・相談対応、相談内容等からの課題の抽出・分析、消費者利益確保のための政策の見直し・検討等の取組の進捗 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、電気通信サービスの契約現場への覆面調査等を実施し、事業者における利用者への説明義務の執行状況を確認した。その調査結果等を踏まえ、説明が不十分とされた事項について、必要な改善指導やガイドライン改定の制度整備を行うとともに、事業者の改善状況のフォローを実施。</p>	<p>平成29年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。</p> <p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容を抽出・分析した結果等について、「ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」で報告を行い、「評価・総括」を取りまとめた。本取りまとめ等を踏まえて、対象事業者等へ各種調査結果に関する改善指導や制度整備（「電気通信事業法施行規則」における初期契約解除制度の対象役割へのMVNO音声通話付サービスの追加等やそれに伴う「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の改正）を実施。</p> <p>・情報通信審議会答申「固定電話網の内滑り移行の在り方」を踏まえ、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信サービスを休廃止する際の利用者保護を図るための制度整備（「電気通信事業法」において、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信サービスの休廃止に当たり事業者が利用者に周知する内容に関する事前届出を義務付け）を実施。</p> <p>・平成27年の電気通信事業法改正により充実・強化された現行の消費者保護ルールについて、電気通信サービスの多様化・複雑化や消費者トラブルの現状を踏まえ、その施行状況及び効果を検証するとともに、今後の消費者保護ルールの在り方について検討を行うため、「消費者保護ルールの検証に関するWG」を開催（平成31年4月に中間報告とりまとめ）。平成31年1月に「モバイル市場の競争環境に関する研究会」と連携し、通信料金と端末代金の完全分離や販売代理店の届出制度の導入等を内容とする「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」を取りまとめ、当該提言を踏まえた「電気通信事業法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出（令和元年5月成立）。</p>	<p>電気通信サービスに係る苦情・相談件数が増加、高止まりの現状にあることを踏まえると、電気通信サービス利用者の苦情・相談対応、相談内容等からの課題の抽出・分析、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し・検討等の取組は、電気通信サービスの利用者が安心・安全に利用する環境の実現に重要であると考えられるため、指標として設定。</p> <p>【参考（各年度の相談受付件数）】</p> <p>平成30年度：10,466件 平成29年度：8,848件 平成28年度：9,093件 平成27年度：10,125件 平成26年度：6,952件 平成25年度：7,012件 平成24年度：6,811件 平成23年度：7,873件</p>
-------------------------------	--	--	---	---------------	--------------	---	--

情報通信ネットワークの安全・信頼性基準等の見直し	⑤	電気通信ネットワークの安全・信頼性向上のための制度見直し等の実施 ＜アウトプット指標＞	電気通信事故の原因、対応策等について分析・評価した結果や、有識者からの意見を踏まえ、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直し等を実施。	平成 29年度	電気通信事故の原因、対応策等について分析・評価した結果や、有識者からの意見を踏まえ、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直し等を実施。	令和 2年度	電気通信事故の分析・評価を電気通信事故検証会議等において実施し、分析等の結果、これまでに認識していない新たな原因が判明した場合は安全・信頼性基準への反映を実施(100%)。			電気通信事故が大規模化・長時間化・多様化が進んでいる現状にあることを踏まえて、事業者の自主的な取組による対策を基本としつつ、その取組を適切に確保する制度的枠組みを整備することは、電気通信ネットワークの安全・信頼性向上に資するため、指標として設定。 【参考】 (平成30年度) 重大事故: 4件 電気通信事故検証会議開催回数: 6回 (平成29年度) 重大事故: 4件 電気通信事故検証会議開催回数: 6回 (平成28年度) 重大事故: 5件 電気通信事故検証会議開催回数: 6回 (平成27年度) 重大事故: 8件 電気通信事故検証会議開催回数: 7回 (注)重大事故とは、以下の要件に該当する事故をいう。 ・電気通信役務の提供を停止又は品質を低下させた事故で、次の基準に該当するもの 一 緊急通報を取り扱う音声伝送役務: 継続時間1時間以上かつ影響利用者数3万以上のもの 二 緊急通報を取り扱わない音声伝送役務: 継続時間2時間以上かつ影響利用者数3万以上のもの又は継続時間1時間以上かつ影響利用者数10万以上のもの 三 電気通信事業報告規則第一条第二項第十七号に規定するLPWAサービス: 継続時間12時間以上かつ影響利用者数3万以上のもの又は継続時間2時間以上かつ影響利用者数100万以上のもの 四 利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネット関連サービス(一から三までに掲げる電気通信役務を除く): 継続時間24時間以上かつ影響利用者数10万以上のもの又は継続時間12時間以上かつ影響利用者数100万以上のもの 五 一から四までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務: 継続時間2時間以上かつ影響利用者数3万以上のもの又は継続時間1時間以上かつ影響利用者数100万以上 ・衛星、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の故障の場合は、その設備を利用する全ての通信の疎通が2時間以上不能であるもの
							平成30年度に発生したソフトウェアに起因する重大事故の原因・対応策等について分析・評価した結果や、有識者からの意見を踏まえ、情報通信ネットワーク等安全・信頼性基準等の見直しを検討中。	—	—	
電気通信機器の技術基準適合性の確保	6	市場調査を行う端末機器の台数 ＜アウトプット指標＞	40台	平成 29年度	40台以上	令和 2年度	40台以上	40台以上	40台以上	市場に流通する通信機器の中には、技術基準に適合しない機器が確認されており、当該機器による利用者への不測の被害が危惧されている。そのため、電気通信機器の技術基準への適合性を確保することに資するものとして、市場調査を行う端末機器の台数及び関係者間で情報交換するMRA国際研修会(我が国で開催される通信機器等の相互承認協定に関する研修会)の参加者数を指標として設定。 注: これまでMRA国際研修会の参加者数に係る平成32年度の目標値を240人としていたが、近年の電気通信・無線機器の社会経済への浸透、国際化の進展を受け、より高い目標として270人に変更した。
							40台	—	—	
	7	MRA国際研修会の参加者数 ＜アウトプット指標＞ (※MRA(Mutual Recognition Agreement): 相手国向けの機器の認証(機器が技術上の要件を満たしていることの検査・確認)を自国で実施することを可能とする二国間の協定)	240人	平成 29年度	270人	令和 2年度	240人	240人	270人	【参考】 (平成30年度値) ・市場調査機器台数: 40台 ・MRA国際研修会参加者数: 228人 (平成29年度値) ・市場調査機器台数: 40台 ・MRA国際研修会参加者数: 240人 (平成28年度値) ・市場調査機器台数: 39台 ・MRA国際研修会参加者数: 243人 (平成27年度値) ・市場調査機器台数: 42台 ・MRA国際研修会参加者数: 240人
							228人	—	—	

	地域データセンターの整備推進	8	地域データセンターの整備について事業者への周知・啓発活動の年間の実施回数 <アウトプット指標>	年4件	平成30年度	年4件	令和2年度	年4件	年4件	年4件	地域データセンターの整備の実現のためには、データセンターを運営・管理する事業者やデータセンター利用企業等に周知・啓発を行うことが必要であるという現状を踏まえて、指標として設定。		
無線システムの高度化や新規導入のニーズに適切に対応した情報通信基盤の利用環境の維持・改善	無線システムの高度化や電波利用ニーズに応えるための国際調整や国内の他システムとの周波数共用の検討等の実施による移動通信システム用の周波数帯域幅の確保	9	移動通信システム用の周波数帯域幅の拡大 <アウトカム指標>	約900MHz幅(携帯電話等) 約350MHz幅(無線LAN)	平成29年度	平成29年度までに確保した移動通信システム用の周波数帯域幅に加えて、新たに周波数帯域幅(約2500MHz幅)を確保	令和2年度	移動通信システム用の周波数帯域幅の拡大に向けた取組を実施することにより、平成29年度までに確保した周波数帯域幅に加えて、新たに周波数帯域幅(約2500MHz幅)を確保。		2018年2月、情報通信審議会より、「5GHz帯無線LANの周波数拡張等に係る技術的条件」について一部答申を受けた。これを踏まえ、2018年6月、周波数割当計画を変更して屋外で利用可能な100MHz幅(無線LANチャネルとして80MHz幅)を確保。また、2018年7月、同審議会より、「第5世代移動通信システム(5G)の技術的条件」について一部答申を受けた。これを踏まえ、2019年1月、周波数割当計画を変更して携帯電話用周波数として合計2200MHz幅を確保。引き続き、移動通信システム用の周波数の拡大に向けた検討を継続。	—	—	スマートフォン等の普及により、移動通信トラフィックは年々増加しており、移動通信用周波数は逼迫した状況にあるため、携帯電話、BWAや無線LAN等、移動通信システム用の周波数帯域幅の増加を図ることは、情報通信基盤の利用環境の維持・改善に寄与することから、「新サービス創出等」による経済成長、「利用者利便の増進」、「国際競争力の強化」の視点を総合的に判断等して、周波数帯域幅の拡大に向けた取組を指標として設定。 【参考】(周波数割当計画の態様による。) 携帯電話用約900MHz幅(平成29年度値) 無線LAN用約350MHz幅(平成29年度値) 携帯電話用約3100MHz幅(平成30年度値) 無線LAN用約450MHz幅(平成30年度値)
無線システムの高度化や電波利用ニーズに応えるための新たな電波利用システムの実現に必要な技術基準等の検討による制度整備を実施	新たな電波利用システムの実現に必要な技術基準等の策定 <アウトプット指標>	10	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。	平成29年度	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。	令和2年度	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。			ICT技術の進展等に伴う通信速度の高速化や高機能化等の電波利用ニーズに応えるため、新たな電波利用システムの実用化を図ることは、情報通信基盤の利用環境の維持・改善に寄与することから、実用化に必要な制度整備の実施を指標として設定。 【参考】 5件(平成29年度値)	
							第5世代移動通信システムの導入のための制度整備など5件	—	—				

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	平成31年度行政事業 レビュー事業番号
		29年度	30年度	31年度			
(1)	電気通信事業分野における事業環境の整備のための調査研究(昭和62年度)	138百万円 (130百万円)	159百万円 (143百万円)	211百万円	1	<p>電気通信事業分野における事業環境の整備に資するため、以下の調査を行う。</p> <p>(1) 電気通信事業における競争政策に関する調査研究 (2) 電気通信事業における料金算定等に関する調査研究 (3) 通信基盤及びインターネット環境の整備・維持に関する調査研究</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した法令等の見直し等の件数:8件(平成31年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・本調査研究による成果物を資料として活用した研究会、審議会、報告書等の件数:76件(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電気通信分野における競争政策及び料金算定並びに情報通信基盤整備・確保の在り方等に関する調査研究を実施することにより、ブロードバンド化の進展、サービスの多様化による市場環境の変化を捉え、市場の変化等に対応した新たな規制の在り方について検討を行い、電気通信サービスの健全な発達の促進等、事業環境を整備することができることとなるため、低廉かつ高速のブロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現することに寄与する。</p>	0107
(2)	電気通信事業分野における消費者利益確保のための事務経費(平成6年度)	330百万円 (301百万円)	343百万円 (311百万円)	423百万円	3.4	<p>電気通信分野における急速な技術革新に伴い電気通信サービスは一層高度化・多様化しているが、一方で依然増加傾向にある迷惑メール送信、サービス利用に伴うトラブルの多様化・複雑化等が課題となっている。こうした状況に的確に対応するため、的確かつタイムリーに電気通信の消費者利益に関する政策立案等を図り、電気通信サービス利用者の苦情・相談対応及び利用者保護に係る問題の抽出・分析、迷惑メール対策の実施、インターネット上の違法・有害情報への適切な対応の促進等、消費者等への電気通信サービスに関する情報提供、法令等の周知を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した法令等の見直し等の件数:3件(平成31年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・電気通信消費者相談センター等の苦情・相談件数:10,466件(平成30年度) ・特定電子メール等送信適正化業務委託の相談受付件数:3,088件(平成30年度) ・特定電子メール等送信適正化業務委託の情報受付件数:17,558,140件(平成30年度) ・特定電子メール等送信適正化業務委託のモニター受信機受付件数:687,882件(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 迷惑メール対策、電気通信サービス利用者からの苦情・相談への対応、インターネット上の違法・有害情報への対応に係る相談、電気通信事業分野の消費者利益確保に向けた調査等を実施することにより、利用者保護に係る問題の抽出・分析を行い、的確かつタイムリーに電気通信の消費者利益に関する政策立案等を図ることができることとなることから、電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現することに寄与する。</p>	0108
(3)	電気通信事業分野における安全・信頼性確保のための事務経費(平成12年度)	29百万円 (28百万円)	32百万円 (29百万円)	48百万円	5.6.7	<p>電気通信事業分野における安全・信頼性の向上を図るため、年々複雑化している情報通信ネットワークの高度化に対応した安全・信頼性対策の調査を実施するとともに、国内外の基準認証制度を把握し、市場に流通している端末機器の技術基準への適合性を確認する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果等を活用した、ガイドライン等の見直しの件数:1件(平成32年度) ・市場調査の結果、技術基準への不適合が明らかとなった端末機器の台数に対する対応を実施した台数の比率:100%(平成32年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・市場調査を行う端末機器の台数:40台(平成30年度) ・MRA国際研修会(我が国で開催される通信機器等の相互承認協定に関する研修会)の参加者数:228人(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 年々複雑化している情報通信ネットワークの高度化に対応した安全・信頼性対策の調査を実施するとともに、国内外の基準認証制度を把握し、市場に流通している端末機器の技術基準への適合性を確認することにより、大規模化・長時間化・多様化が進化する電気通信事故に対する事業者の取組を適切に確保する制度的枠組みの整備や電気通信機器の技術基準への適合性の確保を図ることができることから、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上の実現に寄与する。</p>	0109

<p>(4)</p>	<p>電気通信消費者権利の保障等推進経費(地方)(平成22年度)</p>	<p>10百万円 (8百万円)</p>	<p>10百万円 (8百万円)</p>	<p>10百万円</p>	<p>3.4</p>	<p>電気通信サービスの消費者利益の確保を図るため、各地域の実情に照らしながら行政、電気通信事業者及び消費生活センター等との連携を強化し、電気通信サービスの消費者問題や違法・有害情報等の不適正利用に迅速に対応するとともに、電気通信事業者等の自主的な取組の促進策等の検討材料とする。また、青少年等のリテラシー向上を図るため、各地域においてPTA(保護者・教職員)、自治体等の関係者間の連携体制を構築し、地域の実情に応じた周知啓発活動(e-ネットキャラバン等)を展開していく。これらの取組を通じ、地域における電気通信サービスの安心・安全な利用環境の整備を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・e-ネットキャラバン参加者数:40万人(平成31年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・e-ネットキャラバンの講座開催数:2,529回(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電気通信サービスの消費者問題や違法・有害情報等の不適正利用について、各地域の実情に照らしながら行政、電気通信事業者及び消費生活センター等との連携を強化し、また青少年等のリテラシーについて、各地域においてPTA(保護者・教職員)、自治体等の関係者間の連携体制を構築し、地域の実情に応じた周知啓発活動を展開していくことにより、消費者問題や違法・有害情報等の不適正利用に迅速に対応し、行政としての対策や電気通信事業者等の自主的な取組促進策等の検討材料とするとともに、青少年等のリテラシー向上が期待できることとなるため、電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現することに寄与する。</p>	<p>0110</p>
<p>(5)</p>	<p>情報通信基盤整備推進事業(平成28年度)</p>	<p>1,023百万円 (904百万円)</p>	<p>956百万円 (817百万円)</p>	<p>370百万円</p>	<p>-</p>	<p>地域の活性化を図っていく上で重要かつ必要不可欠な超高速ブロードバンド基盤の整備を推進するため、過疎地域・離島等の「条件不利地域」を有する地方公共団体が、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備を実施する場合、その事業費の一部(1/3。財政力指数が0.3未満の市町村は1/2、離島市町村は2/3)を補助する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・固定系超高速ブロードバンド基盤・ゼロ地方公共団体の数:25団体(平成32年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・情報通信基盤整備推進事業による整備世帯数:7,678世帯(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 過疎地域・離島等の「条件不利地域」を有する地方公共団体が、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備を実施する場合、その事業費の一部を補助することにより、民間事業者による整備が見込まれない条件不利地域における超高速ブロードバンドの整備が推進されることから、固定系超高速ブロードバンド基盤・ゼロ地方公共団体の減少に寄与する。</p>	<p>0111</p>
<p>(6)</p>	<p>位置情報等のプライバシー情報の利活用モデル実証事業(平成29年度)</p>	<p>59百万円 (55百万円)</p>	<p>58百万円 (55百万円)</p>	<p>-</p>	<p>4</p>	<p>通信事業者が取得するパーソナルデータは、位置情報に加え通信の秘密等に関わるプライバシー性の高いものが多く含まれることを踏まえて、当該データの流通に関して関連技術を含むモデルケースの実証を行い、通信事業者とそれを活用する事業者との間で安全に流通させるために必要となるルールとして、具体的には、事業者間で流通させる際の契約モデルの在り方及びB2B2Cモデルを前提とした利用者からの同意取得の在り方等について検証する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・B2B2Cモデルを利用した具体的な事例の数:3件(平成32年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・本調査研究による成果物を資料として活用した研究会、審議会、報告書等の件数:0件(平成30年度) ・実証報告書、ガイドライン等の件数:1件(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電気通信事業者が取り扱う位置情報等のパーソナルデータについて、通信の秘密、個人情報、プライバシーを適切に保護しつつ、その利活用を推進するため、データ処理・加工・保存における安全確保技術を実証することにより、その成果をガイドライン等において示すことで、事業者において適切な管理運用体制が構築されることが期待できることとなるため、電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現することに寄与する。</p>	<p>0112</p>
<p>(7)</p>	<p>国際VHF周波数変更対策のための損失補償(平成29年度)</p>	<p>80百万円 (21百万円)</p>	<p>52百万円 (10百万円)</p>	<p>18百万円</p>	<p>10</p>	<p>平成27年度のWRC(無線通信会議)においてITU-RのRR(無線通信規則)が改正され、国際VHFの一部の周波数をデジタルデータ通信に変更することとなった。このため、平成29年度から平成30年度にかけて海岸局95局、船舶局6,102局に対して電波法第71条第1項により周波数変更命令を行い、今まで運用していた周波数を国際VHFの他の周波数に移行させるとともに、そのうち工事が必要な無線局(海岸局95局、船舶局240局)については、電波法第71条第2項を適用して、平成29年度は100局、平成30年度は94局についてその工事費用を補償し、平成31年度中に残りの無線局について工事(損失)にかかる費用を補償する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・周波数変更命令対象無線局数:6,197局(平成31年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・損失補償を行った無線局数:100局(平成29年度)94局(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 国際VHFデジタルデータ通信システムの新たな周波数割当のため、現在、割り当てられている船舶港務通信等の周波数を他の国際VHF帯域に平成29年度から平成31年度の3か年にかけて周波数変更命令を行い、新たな海上通信システムの円滑な導入及び航行安全の通信体制の確保を図る。</p>	<p>0113</p>

(8)	情報通信基盤災害復旧事業費補助金(平成24年度)(復興庁からの移替え)	359百万円 (89百万円)	44百万円 (30百万円)	58百万円	-	<p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した地域の地方公共団体が実施する情報通信基盤(FTTH等のブロードバンドサービス施設、ケーブルテレビ等の有線放送施設及び公共施設間を結ぶ地域公共ネットワーク施設等)の復旧事業を支援することを目的として、特定被災地方公共団体又はその連携主体に対して、その復旧事業費の3分の1又は3分の2を補助する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・復旧事業が完了した件数:36件(平成32年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・復旧事業の補助金交付決定件数:3件(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 東日本大震災により被災した地域の地方公共団体が実施する情報通信基盤の復旧事業を支援することにより、被災地域の情報通信基盤の復旧を図ることとなるため、地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保を図ることに寄与する。</p>	復興庁 0029
(9)	電気通信事業法(昭和59年)	-	-	-	1.4,5,7	電気通信事業の公共性に鑑み、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進する。	
(10)	有線電気通信法(昭和28年)	-	-	-	5	有線電気通信設備の設置及び使用を規律し、有線電気通信に関する秩序を確立することによつて、公共の福祉の増進に寄与する。	
(11)	日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年)	-	-	-	1	<p>1 日本電信電話株式会社(以下「会社」という。)は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社とする。</p> <p>2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「地域会社」という。)は、地域電気通信事業を営むことを目的とする株式会社とする。</p>	
(12)	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年)	-	-	-	3	一時に多数の者に対してされる特定電子メールの送信等による電子メールの送受信上の支障を防止する必要性が生じていることにかんがみ、特定電子メールの送信の適正化のための措置等を定めることにより、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与する。	
(13)	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年)	-	-	-	4	携帯音声通信事業者による携帯音声通信役務の提供を内容とする契約の締結時等における本人確認に関する措置、通話可能端末設備等の譲渡等に関する措置等を定めることにより、携帯音声通信事業者による契約者の管理体制の整備の促進及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止を図る。	
(14)	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成13年)	-	-	-	6,7	相互承認協定の適確な実施を確保するため、国外適合性評価事業の実施に必要な事項を定めるほか、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)、電波法(昭和25年法律第131号)及び電気用品安全法(昭和36年法律第234号)の特例を定める等の措置を講じ、もって特定機器に係る製造、輸出入、販売その他の事業活動の円滑化に資する。	
(15)	電波法(昭和25年)	-	-	-	9	電波の公平且つ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進する。 当該法律に基づき、周波数割当て等を実施。	
(16)	地域データセンター整備促進税制(法人税、固定資産税)(平成30年度)	-	-	-	8	<p>電気通信事業者が対象設備(サーバー、ルーター又はスイッチ、電源装置を取得した場合における取得価額の15%の法人税の特別償却及び固定資産税の3年間の課税標準4分の3。</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 首都圏以外に整備して設置地域近傍からの利用を行う設備投資に対する法人税の特別償却・首都圏のデータセンターのバックアップを行うための設備投資に対する固定資産税減免を適用することにより、地域へのデータセンター整備が促進されることから、情報の円滑な流通に資する。</p>	

(17)	固定系電気通信事業者に係る事業所税の特例措置(事業所税)(平成22年度)	-	-	-	1	<p>固定系電気通信事業用に供する施設のうち、事務所、研究施設、研修施設以外の施設に係る事業所税を非課税とする。</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 固定系電気通信事業用に供する施設のうち、事務所、研究施設、研修施設以外の施設に係る事業所税を非課税にすることにより、当該事業の提供のための施設整備が促進されることから、低廉かつ高速のブロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現することに寄与する。</p>	
------	--------------------------------------	---	---	---	---	---	--

政策の予算額・執行額	2,028百万円 (1,544百万円)	1,739百万円 (1,426百万円)	757百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち 主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					第198国会 施政方針演説	平成31年1月28日	携帯電話の料金引下げに向け、公正な競争環境を整えます。
					世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画	令和元年6月14日	第1部 IV. 国民生活で便益を実感できるデータ活用 2 信頼性向上のためのデータ流通ルール整備 (5) プラットフォームサービスの在り方を巡る議論 V. 社会基盤の整備 1 5G を軸とした協業促進によるインフラ再構築 (3) 5G環境等の普及、光ファイバ網の整備
					観光ビジョン実現プログラム2019	令和元年6月14日	1. 外国人が真の意味で楽しめる仕様に変えるための環境整備 関連施策 ○災害用統一SSIDの周知・広報 ・災害用統一SSIDを利用した携帯キャリアWi-Fi及びエリアオーナーWi-Fiの 無料開放・利用手続き簡素化を促進するため、災害用統一SSIDに関する周 知等を行う。【継続】
					まち・ひと・しごと創生基本方針 2019	令和元年6月21日	V. 各分野の施策の推進 4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連 携する (2) Society5.0の実現に向けた技術の活用 地域IoTデータ等の地域内での流通・活用の基盤となる地域データセンター や地域IX・CDN等の地域分散型ネットワークの整備を支援する。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		電波利用料財源による電波監視等の実施					
評価方式		① 総合	実績・事業	政策目標の達成度合い	モニタリング実施（評価は未実施）	番号	⑬
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度概算要求額	
予算 の 状 況	当初予算	65,865,258	62,005,889	59,617,194	74,730,556	89,477,197	
	補正予算	-711,090	427,728	-194,563		/	
	繰越し等	-65,890	-5,694,724	-2,311,981			
	計	65,088,278	56,738,893	57,110,650			
		<0>	<0>	<0>			
執行額		61,831,632	48,971,758	50,452,270			

政策評価調書（個別票2）

政策名	電波利用料財源による電波監視等の実施					番号	⑬	(千円)		
	予 算 科 目					予 算 額				
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	元年度 当初予算額	2年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	電波利用料財源電波監視等実施費	電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費	56,300,599	66,258,792		
	●	2	一般	総務本省	電波利用料財源電波監視等実施費	電波利用料財源電波利用技術の研究開発等に必要な経費	14,921,051	19,842,180		
	●	3	一般	総合通信局	電波利用料財源電波監視等実施費	電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費	3,508,906	3,376,225		
	●	4								
	小計							74,730,556	89,477,197	
							<> の内数	<> の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計							<> の内数	<> の内数	
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計							<> の内数	<> の内数	
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計							<> の内数	<> の内数	
合計							74,730,556	89,477,197		
							の内数	の内数		

政策 ^(※1) 名	政策13:電波利用料財源による電波監視等の実施				担当部局課室名	総務通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室 他8課室			作成責任者名	総務通信基盤局 電波部 電波政策課企画室長 根本 朋生	
政策の概要	電波監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)を実施し、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」を実現する。				担当部局課室名	総務通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室 他8課室			分野【政策体系上の位置付け】	情報通信 (ICT政策)	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進する。 [中間アウトカム]:近年、有限希少な国民共有の資源である電波の更なる有効利用を図ることが益々重要となっていることを踏まえ、電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進し、電波の適正な利用を確保する。				担当部局課室名	総務通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室 他8課室			政策評価実施予定時期	令和2年8月	
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの実績(値) ^(※2)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
						基準年度	29年度	30年度		31年度	
電波監視の確実な実施	①	重要無線通信妨害への措置率 ＜アウトプット指標＞	100%	100% (重要無線通信妨害の申告のうち措置した件数／重要無線通信妨害の申告件数) ※措置とは、申告を受け、確認、検知調査、告発及び行政指導を行う一連の対応をいう。	令和元年度	100%	100%	100%	電波利用分野が拡大する中で、電波の適正利用や電波利用環境維持が必要であるという現状を踏まえ、電波の適正利用及び電波利用環境維持に向け、国民生活や社会活動の安心・安全に大きく関わる航空・海上無線、消防無線、携帯電話など重要無線通信への妨害に確実に対応することは電波監視業務において根幹であるため、重要無線通信妨害への措置率を指標として設定。 【参考】 重要無線通信妨害の申告件数:平成30年度 412件 平成29年度 522件 平成28年度 603件 重要無線通信妨害への措置率:平成30年度実績 100% 平成29年度実績 100% 平成28年度実績 100%		
総合無線局監理システムの安定的な運用	②	総合無線局監理システムの稼働率(計画停止を除く) ＜アウトカム指標＞	99.959%	無線局数の増加に影響されることなく99.9%以上確保 (各機能ごとの年間稼働時間率の平均)	令和元年度	無線局数の増加に影響されることなく99.9%以上確保 99.99% ((99.991+99.998+99.997)/3) 99.99% ((99.985+100.000+99.997)/3)			無線局数が年々増加する中、無線局の免許申請処理、周波数管理等の電波監理事務の迅速かつ効率的な実施を支援する全国規模の業務処理システムである総合無線局監理システムの予期せぬシステム停止は、無線局監理に重大な影響を及ぼすため、システム稼働率を指標として設定。 また、無線局の電子申請に関する周知・啓発を行うことにより、その利用拡大を図るため、電子申請率を併せて指標として設定。 【参考】 総合無線局監理システムの稼働率(計画停止を除く) 平成30年度実績 99.99% 平成29年度実績 99.99% 平成28年度実績 99.99%		
無線局の電子申請に関する周知・啓発活動を実施	3	無線局免許申請等及び無線局再免許申請等における電子申請率 ＜アウトカム指標＞	74.6%	個人:50%以上 法人:80%以上 (29年度～31年度の平均) (免許・再免許の電子申請件数／免許・再免許の申請件数)	令和元年度	個人:50%以上 法人:80%以上 (29年度～31年度の平均) 個人:52.2% 法人:87.6% (個人:48,782件 /93,445件、法人:98,960件/112,919件) 個人:54.7% 法人:87.9% (個人:47,515件 /86,900件、法人:75,830件/86,288件)			無線局免許申請等及び無線局再免許申請等における電子申請率 平成26年度～平成28年度の平均値 74.6%		
電波が人体等に与える影響を解明するための調査を実施	4	電波の人体等への影響に関する調査について、外部専門家による評価における、研究成果の評価点の平均点 ＜アウトプット指標＞	7.6 (最大10.0)	7.8以上 (最大10.0)	令和元年度	7.8以上	7.8以上	7.8以上	電波の利用形態の多様化が進む中、電波が人体等に与える影響を科学的に解明する必要があるという現状を踏まえ、研究の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。 【参考】 平成30年度実績 7.6 平成29年度実績 7.3 平成28年度実績 7.6		

不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体への影響調査、標準電波の発射、周知啓発等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図ること	高精度な周波数の提供	5	標準周波数の精度(周波数標準値に対する偏差) ＜アウトプット指標＞	1.0×10^{-13} (10兆分の1)以内	平成28年度	1.0×10^{-12} (1兆分の1)以内	令和元年度	1.0×10^{-12} (1兆分の1)以内 1.0×10^{-13} (10兆分の1)以内	1.0×10^{-12} (1兆分の1)以内 1.0×10^{-13} (10兆分の1)以内	1.0×10^{-12} (1兆分の1)以内 —	良好な電波利用環境の整備・維持を図ることを目的として、平成11年郵政省告示第382号に規定されている標準周波数の精度を指標として設定。 【参考】 平成30年度実績 10兆分の1以内 平成29年度実績 10兆分の1以内 平成28年度実績 10兆分の1以内 ※標準周波数とは無線局が発射する電波の基準となる正確な周波数である。
	電波の安全性に関する理解向上のための説明会等の周知活動を実施	6	電波の能率的な利用や安全性に関する全国各地での説明会の開催回数 ＜アウトプット指標＞	各地方局で1回以上かつ全国で20回開催	平成28年度	各地方局で1回以上かつ全国で30回以上開催	令和元年度	各地方局で1回以上かつ全国で30回以上	各地方局で1回以上かつ全国で30回以上	各地方局で1回以上かつ全国で30回以上	電波の公平かつ能率的な利用の確保や電波による健康への影響について国民の関心が高まっているという現状を踏まえ、電波の公平かつ能率的な利用の確保や電波の安全性に関する国民のリテラシー向上を図るため、説明会の開催回数を指標として設定。 【参考】 平成30年度実績 各地方局で1回以上かつ全国で48回 平成29年度実績 各地方局で1回以上かつ全国で42回 平成28年度実績 各地方局で1回以上かつ全国で20回
	電波の適正利用に関する理解向上のための周知活動を実施	7	電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動の実施件数 ＜アウトプット指標＞	4,471件	平成28年度	5,000件以上	令和元年度	4,500件以上 4,786件	5,000件以上 4,947件	5,000件以上 —	電波の公平かつ能率的な利用の確保について国民の関心が高まっているという現状を踏まえ、電波の公平かつ能率的な利用の確保を図るため、周知啓発活動の実施件数を指標として設定。 平成30年度実績 4,947件 平成29年度実績 4,786件 平成28年度実績 4,471件
	IoTユーザの基本知識の要件(スキルセット)の策定や講習会等の実施	8	IoT機器に係る電波の適正利用について理解したという回答の割合 ＜アウトカム指標＞	—	平成28年度	80% (講習会等のアンケートにおいて「IoT機器に係る電波の適正利用について知解した」と回答した受講者/講習会等のアンケートに回答した受講者)	令和元年度	60% 84% (608人/725人)	60% 85% (2057人/2415人)	80% —	今後、多様な分野・業種において膨大な数のIoT機器の利活用が見込まれる中で、多様なユーザ企業等の電波利用に係るリテラシー向上を図ることが不可欠であることから、ユーザ企業等を対象とした講習会等を実施するものであり、参加者にはIoTに必ずしも詳しくないユーザ企業等も含まれることから、受講者へのアンケートにおいてIoT機器に係る電波の適正利用について理解したという回答を6割とすることを目標として設定。 なお、本件は、新規施策であり、基準値に相当する数値が存在しないため、基準値については、便宜的に「—」と記載。 注：平成29年度事前分析表においては目標値を60%にしていたが、平成29年度及び平成30年度の実績を鑑み、80%に変更した。
医療・救護活動等に携わる人材への研修・訓練等による周知啓発の実施	9	医療・救護活動に係る電波の適正利用について理解したという回答の割合 ＜アウトカム指標＞	—	平成28年度	60% (研修・訓練等のアンケートにおいて「医療・救護活動に係る電波の適正利用について理解した」と回答した受講者/研修・訓練等のアンケートに回答した受講者)	令和元年度	60% 76% (211人/278人)	60% 83% (197人/238人)	60% —	東日本大震災時に医療機関が自ら保有していた非常用通信手段を問題なく利用することができた割合が3割程度だったことなどを踏まえ、災害医療・救護活動における電波の適正利用に不可欠な知見・技術を有する人材の育成が図られているかを評価・把握するため、研修・訓練等受講者へのアンケートにおいて研修・訓練等参加者の理解度を指標として設定。 なお、本件は、新規施策であり、基準値に相当する数値が存在しないため、基準値については、便宜的に「—」と記載。	

無線LANの情報セキュリティに関する周知・啓発等の実施	10	総務省の無線LANセキュリティに関する周知啓発サイトへの年間アクセス数 ＜アウトカム指標＞	14,140回	平成28年度	15,000回以上	令和元年度	14,500回以上	14,750回以上	15,000回以上	無線LANの安全な利用及び設置に関する国民の関心が高まっているという現状を踏まえ、国民のリテラシーを高めることにより、無線LANの適正な利用を確保するため、総務省の無線LANセキュリティに関する周知啓発サイトへの年間アクセス数を指標として設定。
							20,558回	36,748回	—	
電波資源拡大のための研究開発を実施	⑪	電波資源拡大のための研究開発における、外部専門家による評価点数の平均 ＜アウトプット指標＞	課題設定型: 4.1(最大5.0) 課題提案型: 21.1(最大30.0)	平成28年度	課題設定型: 3.5以上 (最大5.0) 課題提案型: 21.0以上 (最大30.0)	令和元年度	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 21.0以上	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 21.0以上	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 21.0以上	<p>通信量増大に伴う周波数需要の拡大に対応するため、電波を有効に利用する技術について研究開発を行うとともに、その技術の早期導入を図る必要がある。このような現状を踏まえ、当該研究開発等の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。</p> <p>【参考】 平成30年度実績 課題設定型※ 課題提案型 20.2 平成29年度実績 課題設定型3.7 課題提案型 21.1 平成28年度実績 課題設定型4.1 課題提案型 21.1</p> <p>※令和元年度における評価会（外部専門家による評価点数が確定する会合）の開催時期の都合上、平成30年度実績は来年度の評価書作成時に記載。</p>
							課題設定型: 3.7 課題提案型: 21.1	課題設定型: ※ 課題提案型: 20.2	—	
周波数逼迫対策技術試験事務を実施	12	周波数逼迫対策技術試験事務における、外部専門家による評価点数の平均 ＜アウトプット指標＞	課題設定型: 4.0(最大5.0)	平成28年度	課題設定型: 3.5以上 (最大5.0)	令和元年度	課題設定型: 3.5以上	課題設定型: 3.5以上	課題設定型: 3.5以上	<p>通信量増大に伴う周波数需要の拡大に対応するため、既に開発されている周波数を効率的に利用する技術等の検証を行うと共に、その技術の早期導入を図る必要がある。このような現状を踏まえ、当該技術の試験・検証等の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。</p> <p>【参考】 平成30年度実績 課題設定型※ 平成29年度実績 課題設定型3.9 平成28年度実績 課題設定型4.0</p> <p>※令和元年度における評価会（外部専門家による評価点数が確定する会合）の開催時期の都合上、平成30年度実績は来年度の評価書作成時に記載。</p>
							課題設定型: 3.9	※	—	

高度な周波数共有を実現するための研究開発及び調査検討の実施	13	外部専門家による評価点数の平均 ＜アウトプット指標＞	外部専門家による評価点数の平均4.0(最大5.0)	平成28年度	3.5以上 (最大5.0)	令和元年度	-	-	3.5以上 (最大5.0)	2020年以降のIoTや5G等の普及に向けて、新たな電波利用ニーズに対応した周波数を確保するため、稠密な周波数共有を可能とするシステムの早期導入を図る必要がある。このような状況から、本事業において実施する研究開発等の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。 なお、基準値については、電波利用料を用いた研究開発、調査検討を実施している、電波資源拡大のための研究開発及び周波数逼迫対策技術試験事務の実績を参照。
							-	-	-	※本指標の施策手段は平成31年度新規事業であり、予算額の規模も大きく、施策目標の「電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進すること」を達成する上で重要な施策手段であると見込まれるため、今年度より測定指標に追加。
電波を有効利用する技術についての国際標準化するための連絡調整事務を実施	14	国際標準化連絡調整事務における、外部専門家による評価点数の平均 ＜アウトプット指標＞	4.2(最大5.0)	平成28年度	3.5以上 (最大5.0)	令和元年度	3.5以上	3.5以上	3.5以上	我が国の周波数ひっ迫事情を反映した周波数利用効率の高い無線技術について、その国際標準化を積極的・戦略的に進め、国際的に調和の取れた技術として技術基準を策定できるように、国際標準化機関との連絡調整事務等を実施する必要がある。このような現状を踏まえ、当該技術の国際標準化の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。
							4.2	※	-	【参考】 平成30年度実績 ※ 平成29年度実績 4.2 平成28年度実績 4.2 ※令和元年度における評価会（外部専門家による評価点数が確定する会合）の開催時期の都合上、平成30年度実績は来年度の評価書作成時に記載。
電波有効利用技術の研究開発、周波数移行・再編の促進、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進すること	15	周波数の国際協調利用促進のための事業実施状況等における、外部専門家による評価点数の平均 ＜アウトプット指標＞	-	平成28年度	3.5以上 (最大5.0)	令和元年度	3.5以上	3.5以上	3.5以上	我が国の周波数ひっ迫事情を反映した周波数利用効率の高い無線技術について、複数の国際標準が併存し、技術の導入にあたって国際標準間での競争が生じるケース等においては、国際的な優位性を確保することが重要であり、当該無線技術等の国際的な普及促進を図り国際的な周波数の協調利用を図り、我が国の電波の能率的な利用の確保が担保する必要がある。このような現状を踏まえ、事業の実施に関する進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。 本件は新規施策であり、基準値に相当する数値が存在しないため、基準値については、便宜的に「-」と記載。
							3.9	4.2	-	【参考】 平成30年度実績 4.2 平成29年度 新規事業(平成29年度実績 3.9)

携帯電話の利用環境の整備を支援	16	携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口(整備要望がない地域の人口を除く。) ＜アウトカム指標＞	1.4万人	平成28年度	1万人未満	令和元年度	1万人未満			携帯電話が国民に広く普及している中、地理的条件や事業採算上の問題等により携帯電話を利用することが困難な地域が存在しており、特に居住地域における携帯電話の利用が求められていることから、携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口(整備要望がない地域の人口を除く。)を指標として設定した。 【参考】 平成30年度実績 1.1万人 平成29年度実績 1.3万人 平成28年度実績 1.4万人
							1.3万人	1.1万人	—	
ラジオの難聴解消のため、FM中継局を整備	17	FM補完中継局の整備によりFM補完放送の聴取が可能となると推計される世帯数に占める、FM補完放送の聴取が可能となった世帯数の割合 ＜アウトカム指標＞	80.5%	平成28年度	100% (当該年度までにFM補完放送の聴取が可能となる世帯数/39百万世帯(基準年度においてFM補完放送の聴取が可能となる世帯数))	令和元年度	87.8%	100%	100%	国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、必要最小の空中線電力の中継局整備によりラジオの難聴を解消し、電波の適正な利用を確保する必要がある。このような現状を踏まえ、平成26年度から5年程度を目途として、AM放送局(親局)等において生じている難聴(都市型難聴、地理的・地形的難聴、外国波混信による難聴)を解消するためのFM中継局の整備を進めてきたが、国土強靱化基本計画に基づき、引き続き、AM放送局(中継局)等において生じている難聴を解消するためのFM中継局の整備を進めていくこととした。 全てのAM放送局(親局)に係る難聴対策としてのFM中継局を整備したことにより、FM補完放送の聴取が可能となる世帯数を39百万世帯と推計しており、FM補完放送の聴取が可能となった世帯数の割合を指標として設定。 【参考】 平成30年度実績 100% 平成29年度実績 92.3% 平成28年度実績 80.5%
							92.3% (36百万世帯/39百万世帯)	100% (39百万世帯/39百万世帯)	—	
4K・8K普及促進等のため、衛星放送受信環境の整備を支援	18	中間周波数の漏洩対策機器の出荷台数 ＜アウトカム指標＞	—	平成28年度	300万台	令和元年度	—	100万台	300万台	放送衛星により送信された電波は、アンテナで中間周波数帯に変換・増幅され、伝送されているが、漏えい対策機器を用いなければ、中間周波数帯の電波が漏えいし、他の無線システムへの干渉を与える可能性があることから、漏えいの少ない対策済み機器の出荷台数を指標として設定。 なお、本件は、新規施策であり、基準値に相当する数値が存在しないため、基準値については、便宜的に「—」と記載。また、本件は平成30年度より実施の施策であるため、平成29年度の目標(値)及び実績(値)については、便宜的に「—」と記載。
							—	259万台	—	
防災等に資するWi-Fi環境の整備を推進	19	防災拠点等におけるWi-Fi環境整備済箇所数 ＜アウトカム指標＞	約1.4万箇所	平成28年度	約3万箇所	令和元年度	約2万箇所	約2.5万箇所	約3万箇所	日本再興戦略2016において、平成28年中にWi-Fi環境の整備計画を作成することとされており、これを受け平成28年12月に「防災等に資するWi-Fi環境の整備計画」を策定・公表し、新たに平成31年度までの目標として、防災拠点等約3万箇所におけるWi-Fi環境の整備を設定したことから、指標として設定。
							約2.1万箇所	約2.4万箇所	—	
高度無線ネットワークを支える光ファイバ網の整備を推進	20	光ファイバ未整備世帯の減少 ＜アウトカム指標＞	約114万世帯	平成28年度	約66万世帯	令和元年度	—	—	約66万世帯	本事業は、特定周波数への逼迫を回避することにより、電波の有効かつ公平な利用を確保することを目的として、効率的な無線通信を利用することが困難な地域において、当該無線通信の用に供する無線局の開設に必要な光ファイバの整備を支援するものである。光ファイバの整備に関しては、令和元年6月25日に策定された「ICTインフラ地域展開マスタープラン」において2023年度末までに未整備世帯数を約18万世帯に減少させることが目標とされたことから、指標として設定。 なお、本件は平成31年度より実施の施策であるため、平成29年度及び30年度の目標(値)及び実績(値)については、便宜的に「—」と記載。 ※本指標の施策手段は平成31年度新規事業であり、予算額の規模も大きく、施策目標の「電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進すること」を達成する上で重要な施策手段であると見込まれるため、今年度より測定指標に追加。
							—	—	—	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)※3			関連する 指標※4	達成手段の概要等	平成31年度行政事業 レビュー事業番号
		29年度	30年度	31年度			
(1)	電波の監視等に必要経費(平成5年度)	9,262百万円 (8,181百万円)	8,172百万円 (7,411百万円)	10,199百万円	1	<p>航空・海上無線、携帯電話、消防無線など重要無線通信への妨害を防止するため、電波の発射源を探索するための電波監視施設を整備するとともに、不法無線局の取締りを行う。 また、重要無線通信妨害等の無線通信妨害を未然に防止するための電波利用環境保護のための周知・啓発活動を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・重要無線通信妨害の措置率:100%(平成31年度) ・重要無線通信妨害事案を免許人申告受付から3日以内に解決した割合:85%(平成31年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・遠隔方位測定設備の稼働時間:167万時間(平成30年度) ・無線通信の混信・妨害申告件数(重要無線通信妨害申告件数を含む):1,813件(平成30年度) ・不法無線局への措置件数:1,344件(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 航空・海上無線、携帯電話、消防無線など重要無線通信への妨害を防止するため、電波の発射源を探索するための電波監視施設の整備、不法無線局の取締り等を行うことは、国民生活や社会活動の安心・安全に大きく関わる重要無線通信への妨害を防止することになり、良好な電波環境の整備・維持を図ることに寄与する。</p>	0116
(2)	総合無線局監視システムの構築と運用(平成5年度)	7,023百万円 (6,458百万円)	9,399百万円 (9,252百万円)	7,449百万円	2.3	<p>平成5年度から3年を1期として、段階的に総合無線局監視システムを構築・更改するとともに、同システムの安定した運用により、年々増加する無線局の免許処理等(年間約30～60万件)を迅速かつ効率的に実施。 また、国民(電波の利用者)に対しては、同システムを通じて、無線局免許申請等に有効な各種関連情報を提供。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・年間のシステム稼働率:99%以上(平成30年度) ・年間の電波利用HPへのアクセス件数:17百万件以上(平成30年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・総合無線局監視システムによる無線局免許申請等処理件数(年間)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 総合無線局監視システムの安定した運用と定期的なシステム更改により、年々増加する無線局の免許申請等(年間約30～60万件)の無線局の許認可に係る業務を迅速かつ効率的に実施するとともに、電波利用料徴収に係る業務、無線局検査に係る業務、周波数管理に係る業務、伝搬障害防止区域指定、技術計算、無線局統計等の一連の処理とあわせて、無線局免許申請等に有効な各種関連情報を総務省電波利用ホームページを介して提供し、もって国民(電波の利用者)の利便性の向上及び良好な電波環境の整備・維持を図ることに寄与する。</p>	0117
(3)	総合無線局監視システムの制度改正等対応(平成5年度)	1,991百万円 (1,748百万円)	1,111百万円 (1,110百万円)	4,384百万円	2.3	<p>総合無線局監視システムの活用により、年々増加する無線局の免許処理等(年間約30～60万件)を迅速かつ効率的に実施。また、国民(電波の利用者)に対しては、同システムを通じて、無線局免許申請等に有効な各種関連情報を提供している。 本事業は、無線局監視事務に係る制度改正等に伴うシステム改修等を行うものである。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 個人からの申請における無線局の免許/再免許等の電子申請率:個人50%以上(平成29年度～平成31年度平均)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・開発したプログラム等の不具合発生件数(重度な不具合):4件(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 総合無線局監視システムについて電波法の制度改正等にあわせた改修を行うことにより、制度改正に対応した手続き等を電子的に処理を行う環境を整備し、電子申請の促進、関連業務の効率化などを図り、もって国民(電波の利用者)の利便性の向上及び良好な電波環境の整備・維持に寄与する。</p>	0118

<p>(4)</p>	<p>電波の安全性に関する調査及び評価技術(平成9年度)</p>	<p>1,357百万円 (1,315百万円)</p>	<p>959百万円 (891百万円)</p>	<p>1,494百万円</p>	<p>4</p> <p>世界保健機関(WHO)は、電波が健康に及ぼす影響に対する公衆の高い関心に応えるため、各国の参加を得て国際的な研究プロジェクトを1996年(平成8年)に発足させ、リスク評価の公表に向けた検討が進められている。 本施策は、電波防護指針の妥当性の検証及び電波の医療機器への影響を防止するための指針の策定など、これまで多方面に渡って寄与しているが、今後はこのような国際的な状況も踏まえ、安心・安全な電波利用環境を確保するため、(1)電波が人体に与える影響に関する研究、(2)電波が医療機器に与える影響の調査、(3)電波の安全性に関する諸外国との連携・調査・情報交換を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した、電波防護指針等の見直しや妥当性の確認等の件数及び有益と思われる情報の公開数:3件(平成32年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・電波が人体等に与える影響についての学会や国際機関等における論文掲載数及び発表数:104件(平成30年度) ・外部専門家による評価において、当初の見込み通りかそれを上回る研究成果があったと判定された課題の割合:89%(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電波による人体への影響等に関する調査研究を実施し、その調査結果を踏まえて人体防護に関する指針(電波防護指針)等の見直しや妥当性確認等を行うことにより、指針等を妥当なものとし、同指針を守ること等を通じて安全・安心に電波を利用することができるようになるため、良好な電波利用環境の整備・維持を図ることに寄与する。</p>	<p>0119</p>
<p>(5)</p>	<p>無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備事業)(平成17年度)</p>	<p>2,776百万円 (1,784百万円)</p>	<p>1,637百万円 (856百万円)</p>	<p>5,904百万円</p>	<p>16</p> <p>地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において、地方公共団体が携帯電話等の基地局施設(鉄塔、無線設備等)、伝送路施設(光ファイバ等)を整備する場合や、無線通信事業者等が基地局の開設に必要な伝送路施設や高度化施設(LTE以降の無線設備等)を整備する場合に、当該基地局施設や伝送路の整備費用等に対して、国がその整備費用の一部を補助するもの。 (補助率:エリア化世帯数が100世帯以上 1/2、エリア化世帯数が100世帯未満 2/3 等)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口解消数:1.6万人(平成35年度) ・本事業により整備された海底光ファイバを用いて提供される、無線通信事業者への携帯電話基地局向け広域イーサネットサービスの利用者数:15事業者(平成31年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業が完了した件数(基地局):46件(平成30年度) ・補助事業が完了した件数(伝送路運用):3件(平成30年度) ・補助事業が完了した件数(伝送路設置)(海底光ファイバ):0件(平成30年度) ・補助事業が完了した件数(高度化施設):30件(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 携帯電話等エリア整備事業により地理的に条件不利な地域において携帯電話等を利用可能とし、LTE以降のシステムの普及を促進することは、電波の利用に関する不均衡を緩和することとなるため、電波の適正かつ能率的な利用を推進することに寄与する。</p>	<p>0120</p>
<p>(6)</p>	<p>無線システム普及支援事業(地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援)(平成20年度)</p>	<p>1,349百万円 (1,068百万円)</p>	<p>447百万円 (267百万円)</p>	<p>3,819百万円</p>	<p>-</p> <p>地上デジタル放送への完全移行は円滑に完了。引き続き、地上デジタル放送への完全移行後の課題に対応するため、必要な環境整備・支援策を実施。具体的には ①新たな難視聴恒久対策等の相談など、引き続き、デジタル化に関する問合せに対応する地デジコールセンター体制の整備 ②デジタル難視聴世帯に対する対策の実施等、地デジ受信のための支援策の継続実施 ③低所得世帯へのチューナー等支援等を実施した。 (補助率:①10/10、②1/2、2/3、10/10、③10/10)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・デジタル混信による要難視聴解消地区数:53地区(平成29年度) ・福島原発避難指示区域の要受信対策世帯数(当該年度における対策残数):0世帯(平成32年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・デジタル混信対策事業の採択件数:1件(平成29年度) ・福島原発避難区域における受信対策事業の採択件数:1件(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 外国波等による電波の影響を受ける世帯に対する受信障害対策や、福島県の避難区域解除等により帰還する世帯等が地上デジタル放送視聴環境を整備するための支援等を実施することにより、国民にとって災害情報を含め生活等に必要な情報を入手する手段である地上テレビ放送を視聴するための手段を確保することとなるため、電波の適正かつ能率的な利用を推進することに寄与する。</p>	<p>0121</p>

<p>(7)</p>	<p>電波遮へい対策事業(トンネル等)(平成11年度)</p>	<p>3,575百万円 (2,740百万円)</p>	<p>7,118百万円 (4,322百万円)</p>	<p>10,279百万円</p>	<p>16</p>	<p>鉄道トンネル等の電波が遮へいされる場所や医療施設等の公共施設内において、移動通信用中継施設(無線設備、光ケーブル等)の整備を行う一般社団法人等に対して、国がその設置費用の一部を補助するもの(補助率:道路トンネル1/2、鉄道トンネル・医療施設1/3等)。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路トンネル:500m以上の高速道路トンネルにおける整備率:100%(平成32年度) ・直轄国道トンネル:500m以上の直轄国道トンネルにおける整備率:95%(平成32年度) ・鉄道トンネル:新幹線路線の対策区間長(成果実績、達成度は累計):1,105km(平成32年度) ・基幹災害拠点病院(国または公的医療機関が開設した病院に限る)における累計整備率:25%(平成30年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業が完了した件数(トンネル):35件(平成30年度) ・補助事業が完了した件数(医療施設):4件(平成30年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>鉄道トンネル等の電波が遮へいされる場所や医療施設等の公共施設内において携帯電話等を利用可能とすることは、トンネル等においても非常時等における通信手段が確保されることとなるため、電波の適正かつ能率的な利用を推進することに寄与する。</p>	<p>0122</p>
<p>(8)</p>	<p>周波数の使用等に関するリテラシーの向上(平成21年度)</p>	<p>241百万円 (212百万円)</p>	<p>265百万円 (200百万円)</p>	<p>280百万円</p>	<p>6.7</p>	<p>(1)電波が人体や医療機器等に与える影響について、これまでの各種調査によって得られた知見等を、説明会の開催、説明資料等の作成等により、さまざまなニーズに応じた情報提供を行うとともに、国民からの問合わせ等に対応する。</p> <p>(2)民間ボランティア(電波適正利用推進員)に、地域社会に密着した立場を生かした電波利用に関する情報提供活動及び相談・助言業務を委託することにより、地域社会の草の根から、電波の公平かつ能率的な利用を確保する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省の相談窓口への相談件数:758件(平成32年度) ・電波の安全性に関する説明会参加者アンケートにおいて、電波の安全性への不安が減少した又は不安ではないと回答した割合:90%(平成32年度) ・電波の安全性に関する電話調査結果において、電波を不安に感じないという回答の割合:80%(平成32年度) ・電波の適正利用について理解したという回答の割合:70%(平成32年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波の安全性に関する説明会の開催回数:48回(平成30年度) ・電波の安全性に関する説明会の参加人数:2,975人(平成30年度) ・電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動の実施件数:4,947件(平成30年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>(1)電波の安全性に関する説明会の開催、説明資料等の作成や国民からの問合わせに対応するための相談窓口設置等、電波の安全性に関する周知・啓発活動を実施することにより、電波の人体等への影響に関する国民の理解が高まり、安全・安心な電波利用環境の確保に資するため、良好な電波利用環境の整備・維持を図ることに寄与する。</p> <p>(2)民間ボランティア(電波適正利用推進員)に電波の適正利用に関する周知啓発活動及び相談・助言業務を委託することにより、地域社会に密着した立場を生かした活動等が可能となることで、より効率的・効果的に電波の適正利用に関する国民の理解が高まり、電波の公平かつ能率的な利用が確保されるため、良好な電波利用環境の整備・維持を図ることに寄与する。</p>	<p>0123</p>
<p>(9)</p>	<p>電波資源拡大のための研究開発(平成17年度)</p>	<p>10,947百万円 (10,733百万円)</p>	<p>10,903百万円 (10,826百万円)</p>	<p>10,038百万円</p>	<p>11</p>	<p>周波数のひっ迫状況を緩和するため、民間の研究機関等に対して、周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね5年以内に開発すべき技術の研究開発を委託する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部専門家による終了評価の平均点:3.5点(平成30年度) ・外部専門家による終了評価の平均点:21.0点(平成30年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発等の実施件数:64件(平成30年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術、高い周波数への移行を促進する技術について、研究開発を実施することにより、周波数のひっ迫状況を緩和し、新たな周波数需要に的確に対応することができることとなるため、電波の有効利用を促進し、電波の適正かつ能率的な利用に寄与する。</p>	<p>0124</p>

<p>(10)</p>	<p>周波数逼迫対策技術試験事務(平成8年度)</p>	<p>6,179百万円 (5,608百万円)</p>	<p>6,205百万円 (5,777百万円)</p>	<p>7,715百万円</p>	<p>12</p>	<p>周波数のひっ迫による混信・輻輳を解消・軽減するため、既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を利用可能とするための無線設備の技術基準(電波の質、通信品質、制御方式等)を策定するために、民間企業等に対して試験やその結果の分析等を請け負わせる。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・外部専門家による終了評価の平均点:3.5点(平成30年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・技術試験事務の実施件数:31件(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 周波数のひっ迫による混信・輻輳を解消・軽減するため、既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を利用可能とするための無線設備の技術基準(電波の質、通信品質、制御方式等)を策定するための技術試験事務を実施することにより、電波の有効利用を促進し、電波の適正かつ能率的な利用に寄与する。</p>	<p>0125</p>
<p>(11)</p>	<p>無線技術等の国際標準化のための国際機関等との連絡調整事務(平成21年度)</p>	<p>1,248.9百万円 (1,123百万円)</p>	<p>1,243百万円 (1,107百万円)</p>	<p>1,579百万円</p>	<p>14</p>	<p>周波数のひっ迫による混信・輻輳を解消・軽減するため、既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を利用可能とするための無線設備の技術基準(電波の質、通信品質、制御方式等)を策定するために、民間企業等に対して、国際機関等との調整を請け負わせる。また、国際機関での事務手続等に必要な分担金、拠出金等を負担する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・外部専門家による継続評価及び終了評価の平均点:3.5点(平成32年度) ・勧告策定、周波数特定等の標準化が実施された件数:4件(平成32年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・連絡調整事務の実施件数:6件(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 周波数のひっ迫による混信・輻輳を解消・軽減するため、既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を利用可能とするための無線設備の技術基準(電波の質、通信品質、制御方式等)を策定するための国際標準化連絡調整事務を実施することにより、電波の有効利用を促進し、電波の適正かつ能率的な利用に寄与する。</p>	<p>0126</p>
<p>(12)</p>	<p>周波数の国際協調利用促進事業(平成29年度)</p>	<p>542百万円 (508百万円)</p>	<p>1,132百万円 (1,106百万円)</p>	<p>913百万円</p>	<p>15</p>	<p>我が国の周波数事情に合う周波数利用率の高い技術について、国際的な優位性を持って国際標準として策定されるようにするため、国内外における技術動向等の調査、海外における実証実験、官民ミッションの派遣、技術のユーザーレベルでの人的交流を行い、当該技術の国際的な普及を促進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・外部専門家による評価の平均点:3.5点(平成30年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・調査研究等の実施件数20件(平成32年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 我が国の周波数事情に合う周波数利用率の高い技術について、国内外における技術動向等の調査、海外における実証実験、官民ミッションの派遣、技術のユーザーレベルでの人的交流を行い、当該技術の国際的な普及を推進し、国際的な周波数の協調利用を図ることにより、我が国の電波の有効利用を促進し、電波の適正かつ能率的な利用に寄与する。</p>	<p>0127</p>

<p>(13)</p>	<p>標準電波による無線局への高精度周波数の提供(平成11年度)</p>	<p>561百万円 (530百万円)</p>	<p>571百万円 (557百万円)</p>	<p>839百万円</p>	<p>5</p>	<p>総務省設置法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の規定に基づき、周波数標準値の設定、標準電波の発射及び標準時の通報に関する事務の実施に当たり、標準電波による無線局への高精度周波数の提供を行う。 具体的には、国立研究開発法人情報通信研究機構において周波数標準を設定し、「おたかどや山標準電波送信所(福島県)」及び「はがね山標準電波(佐賀県/福岡県)」から高精度な周波数を長波帯の標準電波として発射する。 【成果指標(アウトカム)】 ・周波数安定度: 1.0×10^{-12}(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・おたかどや山送信所 発射時間率: 2局体制により標準電波送信所の安定した運用を確実に実施し、長波帯標準電波の発射による高精度な周波数等を提供する。: 99%(平成30年度) ・はがね山送信所 発射時間率: 2局体制により標準電波送信所の安定した運用を確実に実施し、長波帯標準電波の発射による高精度な周波数等を提供する。: 98.2%(平成30年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 標準電波を発射し、高精度周波数の提供を行うことにより、無線局の安定的な運用を可能とすることで、良好な電波利用環境の整備・維持に寄与する。</p>	<p>0128</p>
<p>(14)</p>	<p>無線システム普及支援事業(民放ラジオ聴解消支援事業)(平成26年度)</p>	<p>1,464百万円 (1,418百万円)</p>	<p>2,024百万円 (1,544百万円)</p>	<p>2,185百万円</p>	<p>17</p>	<p>ラジオ放送において生じている難聴を解消するための必要最小限の空中線電力による中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助する。また、「ワイドFM」の認知向上に向け、各種媒体等を活用し、広報活動を実施する。 補助対象: 難聴対策としてのラジオ中継局整備 事業主体: 民間ラジオ放送事業者、地方自治体等 補助率: ①地理的・地形的難聴、外国波混信 2/3、②都市型難聴 1/2 【成果指標(アウトカム)】 ・FM補完放送の聴取が可能となった世帯数: 39百万世帯(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・活動実績: ラジオ放送において生じている難聴を解消するための中継局整備の支援局数(補助事業が完了した件数): 42局(平成30年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 ラジオ放送の難聴について、これを解消するための中継局整備を行う放送事業者等に対して、その整備費用の一部を支援することにより、ラジオの難聴解消を推進することは、災害時等における情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が推進されることとなるため、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用の推進に寄与する。</p>	<p>0129</p>
<p>(15)</p>	<p>IoT機器等の電波利用システムの適正利用のためのICT人材育成(平成29年度)</p>	<p>249百万円 (216百万円)</p>	<p>267百万円 (245百万円)</p>	<p>326百万円</p>	<p>8,9,10</p>	<p>(1) 今後、多様な分野・業種において膨大な数のIoT機器の利活用が見込まれる中で、多様なユーザーや若者・スタートアップの電波利用に係るリテラシー向上を図ることが不可欠であることから、ユーザー等を対象とした地域毎の講習会や体験型セミナー、若者・スタートアップを対象としたハッカソン等の取組を推進し、IoT時代に必要な人材を育成。 (2) 災害時に国民の生命・身体を守る医療・救護活動において、衛星通信等の電波利用システムの普及に伴い、今後の周波数需要の急増が見込まれるため、非常用通信システムの適正な利用に関する講習会等の周知啓発事業を推進し、電波の適正利用に不可欠な知見・技術を有する人材を育成。 (3) スマートフォンの急速な普及等により利用が拡大している無線LANの情報セキュリティを確保するため、無線LAN設置者及び無線LAN利用者に対し、無線LANを設置・利用する上での情報セキュリティ対策についてセミナー等により周知啓発することで、無線LANの利用に関するリテラシーを向上させ、安全・安心な無線LAN利用環境を確保する。 【成果指標(アウトカム)】 ・IoT機器に係る電波の適正利用について理解したという回答の割合: 60%(平成30年度) ・医療・救護活動に係る電波の適正利用について理解したという回答の割合: 60%(平成30年度) ・総務省の無線LANセキュリティに関する周知啓発サイトへの年間アクセス数: 14,750件(平成30年度) ・無線LANの脅威への対策の実施を行っているという回答の割合: 45%(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・IoTリテラシー向上のための講習会等への参加人数: 2,415人(平成30年度) ・非常用通信システムの適正な利用に関する講習会等への参加人数: 238人(平成30年度) ・無線LANの安全な利用及び設置に関する説明会等への参加人数: 3,837人(平成30年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電波利用システムは、今後、多様な分野・業種において膨大な数のIoT機器への利活用が見込まれるとともに、医療・救護活動等の非常用通信手段としての普及が進められており、これまで以上に様々な人々が電波を利用することとなる。また、スマートフォンの急速な普及による移動体通信の増大を背景に、無線LANアクセスポイントも普及している。そのため、これらのシステムにおいて電波の能率的な利用を確保する必要があることから、IoT機器のユーザー等のリテラシーを向上させるための講習・訓練や周知啓発活動等を実施し、IoT時代に求められるICT人材育成に資することを目的とする。</p>	<p>130</p>

<p>(16)</p>	<p>衛星放送用受信環境整備事業(平成29年度)</p>	<p>1,213百万円 (1,194百万円)</p>	<p>40百万円 (37百万円)</p>	<p>2,203百万円</p>	<p>18</p>	<p>2018年12月から開始された新4K8K衛星放送(左旋円偏波を利用)では、その一部の受信設備から中間周波数(2.2~3.2GHz)の電波が漏洩し、同一周波数帯で既にサービスを実施している他の無線システムへ影響を及ぼすことが懸念されている。視聴者において対応テレビへの切り替えが加速するこの機会を捉え、影響を与えるおそれがある受信設備の改修に係る補助金の交付や中間周波数漏洩対策の必要性の周知啓発、受信設備の高度化検討等を通じて適切な受信環境を整備し、電波の能率的な利用を確保する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・対策済機器の出荷台数:900万台(平成33年度) ・漏洩対策完了世帯数:120,000世帯(平成33年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・調査研究の課題数:1件(平成30年度) ・調査世帯数:1,197世帯(平成29年度) ・イベント等への出展件数:13件(平成30年度) ・講習会等の実施件数:191カ所(平成30年度) ・助成金の交付世帯数:-世帯(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送(4K・8K実用衛星放送)の開始に伴い、一部の衛星基幹放送の受信設備においては、旧式の設備や不適切な施工により、電波が漏洩しやすいものが存在しており、4K・8K実用衛星放送の開始及びそれ以降のアンテナの取り替えにより電波の漏洩が発生するおそれがあるため、4K・8Kに対応した受信環境整備に向けた支援を行う。</p>	<p>131</p>
<p>(17)</p>	<p>公衆無線LAN環境整備支援事業(平成29年度)</p>	<p>2,968百万円 (702百万円)</p>	<p>1,644百万円 (1,318百万円)</p>	<p>1,191百万円</p>	<p>19</p>	<p>防災の観点から、防災拠点(避難所・避難場所、官公署)及び、被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的拠点(博物館、文化財、自然公園等)における公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その費用の一部を補助する。</p> <p>【補助率】 1/2 財政力指数が0.8以下又は条件不利地域の都道府県、市町村、第三セクター 2/3 財政力指数が0.4以下かつ条件不利地域の市町村</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備済箇所数:30,000箇所(平成31年度) ・防災拠点等におけるWi-Fi環境の新規整備箇所数:6,000箇所(平成31年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・公衆無線LAN環境整備支援事業による新規整備箇所数:1,211箇所(平成30年度) ・情報交流会・補助金説明会の開催:7回(平成30年度) ・事例集の作成:13団体(平成30年度) ・当年度発生した災害時におけるWi-Fiの活用状況に関する調査研究の実施:1件(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備を行うことは、災害時に、携帯電話等が輻輳のために利用できない場合であっても、必要な情報伝達手段を確保することとなるため、電波の適正かつ能率的な利用の推進に寄与する。</p>	<p>132</p>
<p>(18)</p>	<p>異システム間の周波数共用技術の高度化(平成31年度)</p>	<p>-百万円 (-百万円)</p>	<p>-百万円 (-百万円)</p>	<p>2,495百万円</p>	<p>13</p>	<p>2020年以降のIoTや5G等の普及に向けて、新たな電波利用ニーズに対応した周波数を確保するためには、異なる無線システム間の周波数共用など、電波有効利用を一層推進することが重要である。このため、5Gの追加割当てが想定される周波数等を対象に、既存無線システムとの稠密な周波数共用を可能とするデータベース等を活用した自律的(ダイナミック)な周波数共用・干渉回避技術の開発等を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・外部専門家による終了評価の平均点:3.5点(平成32年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・周波数共用システムの適用周波数帯の検証数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 自律的(ダイナミック)な周波数共用・干渉回避技術を開発することで、既存無線システムとの稠密な周波数共用が可能となるため、電波の適正かつ能率的な利用の推進に寄与する。</p>	<p>新31-0014</p>

(19)	公共安全LTEの実現に向けた調査検討(平成31年度)	-百万円 (-百万円)	-百万円 (-百万円)	310百万円	-	<p>電波の有効利用方策の一つとなる、関係府省等が共同で利用できる「公共安全LTE」(PS-LTE)の実現に向け、迅速な通信エリアの補完・拡大に資する技術の検討を実施するとともに、公共安全LTEサービスを提供するために具備すべき機能や満たすべき仕様を策定するため、公共安全LTE模擬環境を構築し必要な技術及び動作の検証を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・外部専門家による終了評価の平均点:3.5点(平成32年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・技術的課題検証数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 公共安全機関が共同で利用する公共安全LTEは周波数の有効利用に資するものであり、その実現に向け必要な技術検証を行う本取組は、電波の適正かつ能率的な利用の推進に寄与するものである。</p>	新31-0015
(20)	電波伝搬の観測・分析等の推進(平成31年度)	-百万円 (-百万円)	-百万円 (-百万円)	1,498百万円	-	<p>総務省設置法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の規定に基づき、電波伝搬の観測・分析し伝搬異常の把握や予測を行い、宇宙天気関連業務の継続的かつ適切な運用、及び高度化を行う。具体的には、国立研究開発法人情報通信研究機構において、以下を実施。</p> <p>1. 宇宙天気予報業務(休日を含め24時間有人運用) 2. 電波の伝わり方についての観測技術等の高度化(①グローバルな電波の伝わり方の観測技術等の確立、②ローカルな電波の伝わり方の観測技術等の確立、③電波の伝わり方に係る情報伝送処理基盤等の維持管理・運用)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・適時に予報等を送信:98%(平成34年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・土日・祝日を含めて、1日1回以上必要な予報等の送信を行った日数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 通信・放送システム等の安定的な運用を確保するため、電波の伝搬状況を間断なく観測・分析し、伝搬異常の把握や予測等を行うための取組を推進する。</p>	新31-0016
(21)	無線システム普及支援事業(高度無線環境整備推進事業)(平成31年度)	-百万円 (-百万円)	-百万円 (-百万円)	5,247百万円	20	<p>地理的に条件不利な地域において、電気通信事業者等が高速・大容量無線局の前提となる伝送路施設(光ファイバ)やそれに伴う局舎内設備を整備する場合に、国がそれらの整備費用の一部を補助する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・光ファイバ未整備世帯数:18万世帯(平成35年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・高度無線環境整備推進事業による整備世帯数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 高度無線環境整備推進事業により、条件不利地域における5G等の高速・大容量無線局の前提となる光ファイバを整備し、wifi等の多様な高速・大容量無線局の活用を促進することは、特定周波数への逼迫を回避することとなるため、電波の適正かつ能率的な利用を確保することに寄与する。</p>	新31-0017
(22)	無線システム普及支援事業(地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業)(平成31年度)	-百万円 (-百万円)	-百万円 (-百万円)	302百万円	-	<p>大規模災害時における中継局等からの放送継続のため、テレビやラジオの中継局等の耐震性強化のための費用の一部を補助。 事業主体:地上基幹放送事業者等、自治体等 補助対象:①停電対策、②予備設備の整備 補助率 ア:地上基幹放送事業者等 1/3 イ:自治体等 1/2</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・本事業により対策された中継局等の「重大事故」の発生件数(自然災害に起因するものであって、本事業による対策で防止可能な重大事故の発生に限る):0件(平成33年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業の実施局数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 テレビやラジオの中継局等の耐震性強化のための整備を行う放送事業者等に対して、その整備費用の一部を支援することにより、大規模な自然災害時においても現用の中継局等からの放送を継続させることが可能となるため、電波の適正かつ能率的な利用の推進に資する。</p>	新31-0018

<p>(23)</p>	<p>IoTの安心・安全かつ適正な利用環境の構築(平成31年度)</p>	<p>-百万円 (-百万円)</p>	<p>-百万円 (-百万円)</p>	<p>1,459百万円</p>	<p>-</p>	<p>① 国内のインターネットに接続されたIoT機器を調査しサイバー攻撃に悪用されうる脆弱なIoT機器の利用者に注意喚起を行うプロジェクト「NOTICE」を実施する。 ② 我が国の次世代の通信を担う基盤である5G(第5世代移動通信システム)について、サプライチェーンリスク対策を含め、各構成要素におけるセキュリティを、総合的かつ継続的に担保する仕組みを整備する。 ③ 地域におけるセキュリティ対策強化のため、(ア)地域のIoTシステムのセキュリティ要件等のガイドライン化、(イ)地域のIoTセキュリティ人材を育成するための取組、及び(ウ)公衆無線LANのセキュリティ対策に関する周知啓発等を実施する。 ④ IoTサービスの適正な運用、整備等のため、多様な電波伝搬状況における電波の適正な利用に係るガイドライン等の策定を実施する。 ⑤ IoT機器の急増も背景にIPv4アドレスの枯渇が見込まれる中、IPv6化の推進の必要があり、大学・地方公共団体等の情報システムのIPv6化を促進するための調査・実証を通じてガイドライン等を作成し、IPv6導入のボトルネック解消に向けた環境整備を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NOTICEサポートセンターホームページへの年間アクセス数:24,000件(平成35年度) ・公衆無線LANの脅威への対策の実施を行っているという回答の割合:50%(平成35年度) ・策定する5Gネットワークのセキュリティに関するガイドラインの掲載ページへの年間アクセス数:3,000件(平成35年度) ・我が国からのIPv6によるアクセス割合:45%(平成35年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NOTICEへの参加インターネットプロバイダ数 ・公衆無線LANのセキュリティ対策に係る周知啓発コンテンツの利用者数 ・策定する5Gネットワークのセキュリティに関するガイドラインの説明回数 ・情報システムのIPv6化標準仕様書等認知率(全高等教育機関、地方公共団体のうち、情報システム担当者に本事業の成果である標準仕様書等が認知された割合) ・IPv6導入促進のための講習会開催回数(令和2年度より実施予定) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>電波を使用するIoT機器が急増し多様化するとともに、それらに対するサイバー攻撃の脅威が増大していることから、IoTに係る様々なセキュリティ対策の強化やIoTの適正な利用環境の構築に向けたリテラシーの向上を図ることで、電波の適正な利用を確保する。</p>	<p>新31-0019</p>
<p>(24)</p>	<p>5G導入に向けた電波の利用状況調査(平成31年度)</p>	<p>-百万円 (-百万円)</p>	<p>-百万円 (-百万円)</p>	<p>1,587百万円</p>	<p>-</p>	<p>第5世代移動通信システム(5G)等と既存無線システムとの高度な周波数共用可能性等に資するための調査として、既存無線システムの詳細な利用実態等について無線局の免許人に対し書面にて調査を実施・とりまとめに要する支援作業について外部に請け負わせるとともに、既存無線システムの時間的な電波の発射状況及び空間的な電波の到来状況等の調査のため、時間的な電波の発射状況調査を行うための受信設備の置局場所の選定(地権者等との調整等を含む)等並びに無線局ごとの空間的な電波の到来状況を測定するためのポイント選定及び選定したポイントにおける実測等を外部に請け負わせるもの。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査実施電波利用システム数 <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>第5世代移動通信システム(5G)等の新たな無線システムと既存無線システムとの時間的・空間的に高度な周波数共用の可能性の検討等のため、既存無線システムの詳細な利用実態等を調査、評価することにより、電波の有効利用を促進し、電波の適正かつ能率的な利用に寄与する。</p>	<p>新31-0020</p>
<p>(26)</p>	<p>電波法(昭和25年度)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>1~20</p>	<p>電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進する。 当該法律に基づき、電波監視等電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進することにより、電波の適正な利用を確保する。</p> <p>【参考】</p> <p>平成30年度電波の利用状況調査は、「3.4GHz超」の周波数帯を9つの周波数区分ごとに調査及び評価を実施。各周波数区分とも全体として適切に利用されている、5Gの需要増等への対応のため既存無線システムとのダイナミックな周波数共用の可能性のある周波数帯の検討を推進することが望ましい等が評価、公表されている。</p>	<p></p>

政策の予算額・執行額	56,739百万円 (48,972百万円)	57,111百万円 (50,452百万円)	74,731百万円	政策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					世界最先端デジタル 国家創造宣言・官民 データ活用推進基本 計画	令和元年6月 14日	<ul style="list-style-type: none"> ・既存システムとのダイナミックな周波数共用を可能とするシステムの構築(P55) ・5Gのサービスを支える基地局や光ファイバなどの情報通信インフラの整備(P55) ・5Gの高度化等の研究開発を強化(P55)
					成長戦略フォロー アップ	令和元年6月 21日	<ul style="list-style-type: none"> ・新幹線トンネルにおける携帯電話の通じない区間について、2020年までの解消を目指すとともに、在来線については、2022年度までに輸送量の90%以上を占める路線区間のトンネルについて携帯電話を利用できる環境の整備を促進(P8) ・Society5.0の実現に向けて、セキュリティの確保に留意しつつ、通信事業者等による5G基地局や光ファイバーなどの情報通信インフラの全国的な整備に必要な支援を実施(P8) ・既存システムとのダイナミックな周波数共用を可能とするシステムの構築(P8) ・工場内の無線通信を最適化する技術等、工場内の無線通信を高信頼化する技術等を確立するとともに、各技術の国際標準化を実現(P9)

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		ICT分野における国際戦略の推進				
評価方式		①総合実績・事業	政策目標の達成度合い	モニタリング実施（評価は未実施）	番号	⑭
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	2,232,018	1,732,961	1,833,173	1,507,736	3,168,890
	補正予算	498,839	499,998	1,199,952		
	繰越し等	499,862	-497,817	-684,458		
	計	3,230,719	1,735,142	2,348,667		
		<0>	<0>	<0>		
執行額		3,055,821	1,665,845	2,105,130		

政策評価調書（個別票2）

政策名	ICT分野における国際戦略の推進					番号	⑭	(千円)		
	予 算 科 目					予 算 額				
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	元年度 当初予算額	2年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	情報通信国際戦略推進費	情報通信技術の国際戦略に必要な経費	1,507,736	3,168,890		
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計							1,507,736 <>の内数	3,168,890 <>の内数	
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計							<>の内数	<>の内数	
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計							<>の内数	<>の内数	
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計							<>の内数	<>の内数	
合計							1,507,736 の内数	3,168,890 の内数		

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成31年度実施政策)

(総務省31-⑭)

政策(※1)名	政策14:ICT分野における国際戦略の推進				担当部局課室名	国際戦略局 国際政策課他5課室			作成責任者名	国際戦略局 国際政策課長 牛山 智弘	
政策の概要	政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて円滑な情報流通等国際的な政策協調に貢献するとともに、トップセールスによる官民ミッション団の派遣、国内外におけるセミナーの実施、要人の招へい等を通じて我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献する。								分野【政策体系上の位置付け】	情報通信 (ICT政策)	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:ICT分野における我が国の国際競争力強化や諸外国との協力関係の構築・強化及び政策協調を通じた、我が国の経済成長の促進及び国際社会への貢献 [中間アウトカム]:二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて円滑な情報流通等国際的な政策協調に貢献するとともに、国内外におけるセミナーの実施、官民ミッション団の派遣、要人の招へい、モデルシステムの構築等を通じて我が国ICT企業の海外展開を支援し、ICTによる各国の課題解決を図る。								政策評価実施予定時期	平成33年8月	
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
				基準年度	目標年度	30年度	31年度	32年度			
二国間・多国間における協議を通じた、諸外国との協力関係の構築・強化及び政策的協調		①	二国間での定期協議、政策協議への参画及び意見交換の実施回数 <アウトプット指標>	政策協議等:28回 (27年度~29年度の平均)	平成29年度	政策協議等:28回程度	令和2年度	年度毎に政策協議等:28回程度			円滑な情報流通等のための国際的な政策協調や我が国ICT企業の海外展開のための環境整備を図ることは、我が国のICT分野における国際競争力強化やプレゼンス向上を図る上で重要である。二国間の協議や国際機関等の会議への参画・意見交換を実施することにより、諸外国との協力関係の構築・強化及び政策的協調を図ることが可能となり、その結果、円滑な情報流通や我が国ICT企業の海外展開のための環境整備に資することとなるため、指標として設定。
		②	国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施回数 <アウトプット指標>	国際会議:23回 (27年度~29年度の平均)	平成29年度	国際会議:23回程度	令和2年度	年度毎に国際会議:23回程度			
二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開に貢献すること	我が国ICTシステムを活用した課題解決手法の紹介等を通じて、各国との協力関係の構築・強化	3	ICT分野に関する協力強化について合意した各国との案件数 <アウトプット指標>	26件 (政務レベル13件) (27年度~29年度の平均)	平成29年度	26件程度 (政務レベル13件程度)	令和2年度	年度毎に26件程度 (うち政務レベル13件程度)			我が国ICTシステムに係るノウハウや知見の諸外国への移転は、我が国のICT分野における国際競争力強化やICT企業の海外展開を推進する上で重要である。 ICT分野における協力強化等を目的とした、各国との二国間協定や覚書の締結等により、我が国ICTシステムを活用した課題解決手法を紹介し、先方に導入を促すこと等は、ICT分野における諸外国、とりわけインフラ需要の増加が続く各国との協力関係を構築・強化し、我が国ICT企業の海外展開のための環境整備に資することとなるため、指標として設定。 【参考】 平成29年度:37件(政務レベル14件) 平成28年度:23件(政務レベル16件) 平成27年度:19件(政務レベル10件)

	<p>リスクマネー供給による、海外における電気通信事業、放送事業又は郵便事業等への民間資金の誘発(プロジェクトへの参加を促進)</p>	④	<p>株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の支援案件に参加する日本企業数(出資企業+受注関連企業) ＜アウトカム指標＞</p>	<p>平均2社/件以上</p>	<p>平成28年度</p>	<p>平均2社/件以上</p>	<p>令和2年度</p>	<p>平均2社/件以上</p>	<p>平均2社/件以上</p>	<p>平均2社/件以上</p>	<p>これまで日本企業が行ってきた製品やインフラの売り切りでは価格競争で中国・韓国の企業に対抗できない現状を踏まえて、相手国内のインフラ整備のみならず、併せてその運営及び維持管理、ICTサービスや放送コンテンツの提供等をパッケージで展開することを促進する観点から、平成27年11月25日に、海外で電気通信事業、放送事業又は郵便事業等を行う者に対して、リスクマネーの供給と専門家派遣等の支援を行う官民ファンド「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT)」を設立。JICTの業務が開始され、具体的な目標設定が可能となったため、新たに測定指標を設定。JICTの支援は、JICTが供給するリスクマネーを「呼び水」として民間資金を誘発(プロジェクトへの参加を促進)することを狙いとするものであることから、その政策効果を測定する指標として、「JICTの支援案件に参加する日本企業数(出資企業+受注関連企業)」を設定。なお、目標値は「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に基づき、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会」において同機構の成果目標とされているものとした。</p>
<p>諸外国への我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献すること</p>	<p>我が国の質の高いICTインフラの技術的優位性・信頼性についての理解の促進</p>	⑤	<p>国内外におけるセミナー・シンポジウム等の開催、官民ミッション団派遣等の実施回数 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>セミナー等:30回 ミッション団:5回 (27年度～29年度の平均)</p>	<p>平成29年度</p>	<p>セミナー等:30回程度 ミッション団:5回程度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>年度毎にセミナー等:30回程度 年度毎にミッション団:5回程度</p>			<p>新興国を中心とした世界のインフラ需要は膨大であり、急速な都市化と経済成長により、今後も更なる市場の拡大が見込まれている。このため、我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、世界のインフラ需要を積極的に取り込むことにより、我が国の力強い経済成長につなげていくことが喫緊の課題となっている。こうした現状を踏まえ、国内外におけるセミナー・シンポジウム等の開催、官民ミッション団派遣等の実施により、その実施国に対して官民一体となって我が国が強みを有する質の高いICTインフラの技術的優位性・信頼性について理解の促進を図り、我が国ICT企業の国際展開・案件受注の支援や各国の課題解決への貢献に資するため、指標として設定。</p> <p>【参考】 平成29年度:セミナー30回、ミッション団12回 平成28年度:セミナー42回、ミッション団1回 平成27年度:セミナー18回、ミッション団3回</p>
		6	<p>ICT海外展開の推進に向けたモデルシステム構築等に係る調査研究等の実施 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>10回程度 (27年度～29年度の平均)</p>	<p>平成29年度</p>	<p>10回程度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>年度毎に10回程度</p>			<p>インフラシステムの海外展開・案件受注のためには、相手国の実情を十分に踏まえ、様々な課題を複合的に解決できるソリューション提案を行い、我が国提案のコンセプトや技術的優位性・信頼性について理解を深めることが重要となる。このため、案件の構想段階から参画するための実証事業やモデルシステムの構築・運営等の充実・強化が課題となっている。こうした状況を踏まえて、モデルシステムの構築・運営により、各国の政府・事業者等に対して我が国が強みを有する質の高いICTインフラの技術的優位性・信頼性について理解の促進を図り、我が国ICT企業の国際展開・案件受注の支援や各国の課題解決への貢献に資するため、指標として設定。</p> <p>【参考】 平成29年度:9回 平成28年度:6回 平成27年度:15回</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	平成31年度行政事業 レビュー事業番号
		29年度	30年度	31年度			
(1)	国際会議への対応(平成17年度)	184百万円 (144百万円)	239百万円 (183百万円)	240百万円	1.2.3	<p>情報通信分野における各種国際会議への出席</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際経済紛争の未然防止と政策面での連携強化を図るための2国間協議 ・情報通信分野の国際連携強化のための多国間会議等 ・国際機関が開催する情報通信分野のための国際会議 <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策協議等を通じて実現した相手国との協力覚書等の締結等の件数:6件(平成31年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二国間での定期協議、政策協議、国際機関等における会議への参加及び意見交換の実施状況:87回(平成30年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>高級実務者レベルによる二国間会合の開催や各種国際会議等への出席を通じて、情報通信分野における国際的な課題解決、連携強化を図ることにより、我が国の方針に沿った国際的なルール作りが実現されることとなるため、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開に寄与する。</p>	0133
(2)	国際電気通信連合(ITU)分担金・拠出金(昭和24年度)	625百万円 (625百万円)	633百万円 (633百万円)	391百万円	1.2	<p>国際電気通信連合(ITU)は、電気通信に関する国連の専門機関であり、国際的な周波数の分配、電気通信の標準化、開発途上国に対する技術援助等を主要な目的としている。分担金は、国際電気通信連合憲章第二十八条に基づく構成国の義務として、連合の経費を負担するもの。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ITUの職員数(専門職以上)に占める日本人職員数の割合:9%(平成31年度) ・ITUの幹部職員数(D1以上)に占める日本人幹部職員数の割合:9%(平成31年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ITUが開催する国際会議等の数:377回(平成30年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>ITU構成国の義務として分担金を負担し、また、拠出金によりITUの活動を支援することにより、ITUに対する直接的な影響力の確保、我が国の政策の反映など、ITUにおける我が国のプレゼンスを向上させることとなるため、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開に寄与する。</p>	0134
(3)	経済協力開発機構(OECD)への拠出(平成13年度)	69百万円 (69百万円)	70百万円 (70百万円)	74百万円	1.2	<p>OECDの「デジタル経済政策委員会(CDEP)」は、インターネットの爆発的普及に伴うオンライン上のセキュリティ、消費者保護等の新たな課題やICT活用推進、それに伴う新たな競争政策上の課題等に取り組むことが求められている。</p> <p>我が国もOECD加盟国として、国際的に調和が取れ、我が国国民の利益に資する政策提案が行われるよう、これらの課題に対する検討作業にこれまで以上に貢献するため、財政上の支援を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル経済政策委員会関連の職員数(専門職以上)に占める日本人職員比率:4%(平成31年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本拠出金の拠出先であるデジタル経済政策委員会における、我が国からの議長・副議長の人数:4人(平成30年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>OECDのデジタル経済政策委員会(CDEP)への拠出を通じて、同委員会における取組として我が国の政策を反映したプロジェクト等を推進することにより、ICT分野における我が国の知見に対する国際的なニーズ及び企業を含めた我が国のプレゼンスの向上が図られることとなるため、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開への貢献に寄与する。</p>	0135

(4)	アジア・太平洋電気通信共同体 (APT) 分担金・拠出金(昭和54年度)	148百万円 (148百万円)	151百万円 (151百万円)	145百万円	<p>アジア・太平洋電気通信共同体 (APT) は、アジア・太平洋地域におけるICT分野の国際機関であり、地域のICTインフラ及びサービスの均衡した発展を目的として、標準化や無線通信の政策的調整及びICT分野の人材育成等を行っている。分担金はAPT憲章に基づく加盟国の義務として、拠出金は地域のICT分野に関する人材育成やデジタル・ディバイド解消の取組等を支援するために拠出するものである。</p> <p>【成果指標 (アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・APT職員数 (D1以上) に占める日本人職員数の割合: 30.4%(平成31年度) ・APT職員数 (専門職以上) に占める日本人幹部数の割合: 30.4%(平成31年度) <p>【活動指標 (アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・APTが主催する会議等の数: 20回(平成30年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>APT憲章に基づく加盟国の義務として分担金を負担し、また、技術の標準化や無線通信の政策的調整及びICT分野の人材育成等、APTの活動を拠出金によって支援することにより、ICT分野の人材育成やデジタルディバイド (情報格差) 解消等の取組を通じてアジア・太平洋地域において我が国の政策の反映や技術紹介が可能となり、ICT分野における我が国の知見に対する国際的なニーズ及び企業を含めた我が国のプレゼンスの向上が図られることとなるため、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開への貢献に寄与する。</p>	0136
(5)	ICT発展に向けた日ASEAN共同調査・研究事業(平成21年度)	11百万円 (11百万円)	11百万円 (11百万円)	11百万円	<p>ASEANの情報通信技術基金に資金を拠出し、ASEANにおけるICTの発展に資する調査研究、ワークショップ、セミナー等を実施する。</p> <p>【成果指標 (アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を通じてASEAN各国に紹介された日本の情報通信技術・知見の数: 6件(平成31年度) <p>【活動指標 (アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各年度の実施プロジェクトの件数: 2件(平成30年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>ASEANにおけるICTの発展に資するワークショップやセミナー等を実施することにより、ASEANのニーズを踏まえた日本の情報通信技術・知見の紹介や、日ASEAN間の協力枠組み構築、政策合意形成の機会となることから、我が国ICT企業の海外展開に貢献するとともに、ASEAN各国の課題解決への貢献に寄与する。</p>	0137
(6)	国際情報収集・分析、戦略的な国際情報発信等の実施(平成11年度)	89百万円 (79百万円)	89百万円 (85百万円)	90百万円	<p>(1) 我が国の最先端の技術等を世界に発信することは、国際競争力確保の点からも重要であるため、英文ニュースレター等による情報発信を行う。</p> <p>(2) 諸外国の情報通信に関する政策・規制、市場動向等を収集することは、今後の情報通信分野の政策を企画・立案、海外市場への国際展開を検討する上で必須なため、諸外国の情報通信分野における基礎的な情報、政策動向、サービスニーズ等の最新状況等グローバルな課題に関する情報の収集・分析および調査を行う。</p> <p>(3) 情報通信分野の国際経済紛争を未然に防ぐため、国際協定の適用・解釈等について国際法に詳しい専門家からアドバイスを受け、また国際経済紛争・交渉が想定される国の政策・規制動向の調査・分析を行う。</p> <p>【成果指標 (アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究の成果物を活用した政策の立案・遂行等: 4件(平成31年度) <p>【活動指標 (アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国への情報発信、調査研究の実施件数: 9件(平成30年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>海外における情報通信分野概況等の情報収集・分析、途上国における国際協力の在り方に関する調査研究の実施、我が国情報通信政策等の諸外国への発信を通じ、国際的な政策動向・市場動向を踏まえた制度設計に必要な情報を整理することにより、情報通信分野の政策の企画・立案、国際競争力の強化及び国際経済紛争防止のための検討・対処が可能となり、諸外国への我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献することが期待できる。</p>	0138

7)	ICT国際競争力強化パッケージ支援事業(平成27年度)	608百万円 (590百万円)	1,187百万円 (986百万円)	1,529百万円	5.6 ICTインフラプロジェクトを相手国のニーズに応じて「パッケージ」で提案し、成功事例の他国への横展開や新規分野の開拓、重点国への戦略的支援を推進しつつ、案件受注に向けて展開ステージ(案件発掘、案件提案、案件形成+戦略的対外広報)の移行を促進する。 【成果指標(アウトカム)】 ・規制・展開可能性調査、実証事業、官民ミッション派遣、セミナー実施年度から3年以内における事業化や日本企業の受注等件数:5件(平成35年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・官民ミッション派遣・セミナー等実施件数:26件(平成30年度) ・実証実験、規制・展開可能性調査実施件数:37件(平成30年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 官民ミッション、セミナー・シンポジウム、モデルシステムの構築・運営(実証事業)等を実施することにより、我が国ICT企業が海外展開する際に、より一層の事業化・受注等が促進されることとなるため、諸外国への我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献することに寄与する。	0139
8)	G20貿易・デジタル経済大臣会合開催経費	-	-	179百万円	- G20サミット(金融・世界経済に関する首脳会合)に先立ち、茨城県つくば市において開催が予定されているG20貿易・デジタル経済大臣会合の円滑な実施を実現するため、G20貿易・デジタル経済大臣会合を効率的かつ効果的に運営するため必要業務を外部委託する。 【成果指標(アウトカム)】 ・各国の合意文書の数:1件(平成31年度) ・本会合に先立ち取り組む作業部会、マルチステークホルダー会議のほか、地方自治体が主催する関連イベント等の件数:3件(平成31年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 G20デジタル経済大臣会合における成果文書の取りまとめ及び関係国とのバイ会談での協議を行うことにより、情報通信分野における国際的な課題解決、連携強化を図ることにより、我が国の方針に沿った国際的なルール作りが実現されることとなり、今後の国際社会における政策協調に積極的に貢献することが可能となり、ひいては我が国におけるICT分野のプレゼンス貢献に寄与するもの。	新31-0021
9)	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法(平成27年度)	-	-	-	4 我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行う枠組み(支援機構の設立、業務の範囲等)を定める。	
10)	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構への出資(財政投融资)等(平成27年度)	産投出資: 22,450百万円 (3,150百万円) 政府保証: 22,600百万円 (0百万円)	産投出資: 7,200百万円 (7,200百万円) 政府保証: 24,000百万円 (0百万円)	産投出資: 26,700百万円 政府保証: 8,500百万円	4 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が、海外において通信・放送・郵便事業を行う者等を支援するために必要となる産投出資金及び政府保証枠を確保する。	

政策の予算額・執行額	1,735百万円 (1,666百万円)	2,349百万円 (2,105百万円)	1,508百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					インフラシステム輸出戦略	平成25年5月17日 (平成26年6月3日改訂) (平成27年6月2日改訂) (平成28年5月23日改訂) (平成29年5月29日改訂) (平成30年6月7日改訂) (令和元年6月3日改訂)	第2章 具体的施策 1. 官民一体となった競争力強化 2. 受注獲得に向けた戦略的取組 (1)海外インフラ案件の経営等への参画・継続的関与の推進 (2)第三国連携等を通じた競争力の補完 (3)ソフトインフラ 3. 質の高いインフラの推進 4. 幅広いインフラ分野への取組 (1)IoT、AIなど高度な分野への展開
					成長戦略フォローアップ	令和元年6月21日	I. Society 5.0の実現 10. 海外の成長市場の取り込み (1)KPIの主な進捗状況 (2)新たに講ずべき具体的施策 i) Society 5.0の国際展開とSDGs達成 ii) 日本企業の国際展開支援
					経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年6月21日	第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり 4. グローバル経済社会との連携 (4)持続可能な開発目標(SDGs)を中心とした環境・地球規模課題への貢献 ①質の高いインフラ投資

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

(千円)

政策名		郵政行政の推進				
評価方式		①総合実績・事業	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	①5
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	485,940	428,926	453,200	536,081	823,255
	補正予算	-10,814	-1,676	-26,524		
	繰越し等	0	0	0		
	計	475,126	427,250	426,676		
		<0>	<0>	<0>		
執行額		456,559	420,910	421,070		

政策評価調書（個別票2）

政策名	郵政行政の推進					番号	⑮	(千円)		
	予 算 科 目					予 算 額				
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	元年度 当初予算額	2年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	郵政行政推進費	郵政行政の推進に必要な経費	536,081	823,255		
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計							536,081	823,255	
							<>の内数	<>の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計								<>の内数	
							<>の内数	<>の内数		
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計								<>の内数	
							<>の内数	<>の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計								<>の内数	
							<>の内数	<>の内数		
合計							536,081	823,255		
							の内数	の内数		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			郵政行政の推進				番号	⑮	(千円)
事務事業名	概要	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	達成しようとする目標及び実績		
			元年度当初予算額	2年度概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント		
							概算要求への反映状況		
郵政行政における適正な監督	日本郵政グループ等及び信書便事業者について、郵政民営化法等に基づき、必要な監督及び検査等を実施し、適正な業務運営を確保するとともに、郵政三事業におけるユニバーサルサービスの確保と競争環境整備等について調査・分析することにより、郵政民営化を推進する経営主体に対する適正な監督を実現するもの。	●	1	50,167	63,941	13,774	12,512	郵便事業のユニバーサルサービスの在り方に関する検討の着実な実施及び事業者及び利用者への信書制度及び信書便制度の周知活動の実施	
								郵便サービスのあり方について、利用者ニーズの変化への対応と適切で安定的なサービスの提供に向け、情報通信審議会郵政政策部会郵便局活性化委員会において議論が行われており、同委員会においては、平成31年3月8日にこれまでの議論の整理として論点整理案をとりまとめ、公表した。	
								また、信書便制度については、信書便制度説明会の開催等による信書制度及び信書便制度の周知活動を推進したことで健全な競争環境が整備され、信書便事業への新規参入事業者数が増加するとともに信書便事業市場の拡大も図られた。よって、高いセキュリティが求められる信書便の提供等利用者のニーズに対応した多くの事業者による多様なサービスの提供が促進され、信書便事業の利用者利便の向上が図られたため、施策目標を達成することができた。	
							郵便サービスのあり方については、平成31年度においても引き続き情報通信審議会において議論が行われており、その検討結果に応じて、対応するとともに、郵政事業のユニバーサルサービスの安定的な供給の検討に資する調査等の実施に必要な予算を増額要求することとしている。		
							また、信書便制度の周知活動についても、政策評価の結果を通して、周知活動の効果が認められることから、現状の周知活動を維持するための費用負担に必要な予算を増額要求することとしている。		

事務事業名	概要	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	達成しようとする目標及び実績
				元年度当初予算額	2年度概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント
								概算要求への反映状況
郵政行政に係る国際政策の推進に必要な情報収集	諸外国の郵政事業の情報収集・調査、関連する国際会議等への出席等を行うことにより、郵政行政に係る国際関係事務を円滑に推進し、国民の利益確保の観点からの的確な政策立案に資することを目的とするもの。	●	1	106,837	86,986	△ 19,851	<p>政策評価結果の反映による見直し額(削減額)</p> <p>二国間・多国間政策協議等への参画回数 (目標値：5回以上 → 平成30年度実績値：16回)</p> <p>日本型郵便インフラシステムの海外展開に関する協力案件が実施されている国数 (目標値：4か国以上 → 平成30年度実績値：5か国)</p> <p>万国郵便連合（UPU）の重要議案における我が国方針の達成率 (目標値：80%以上 → 平成30年度実績値：100%)</p> <p>海外出張等を行うことは、以下のように3つの施策目標の達成に寄与する。 ①各国と政策協議等を実施することにより、我が国が各国の制度等に関する情報を入手できるとともに、我が国の制度等に関する情報が各国に共有されるため、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善に寄与する。 ②新興国・途上国に日本型郵便インフラシステムの海外展開に関する協力案件が実施されることにより、我が国の優れた業務ノウハウや関連技術が提供されるため、相手国の郵便業務の改善に寄与する。 ③UPUの各種会合に参加し議論に寄与することは、UPUへの積極的な貢献を通じた我が国の地位及び発言力の向上につながるため、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させることに寄与する。</p> <p>出張案件及び調査案件の絞り込み等を通じ、経費の効率化を図ったもの。</p>	
合計				157,004	150,927	△ 6,077	12,512	

主要な政策に係る評価書(平成30年度実施政策)

(総務省31-15)

政策 ^(※1) 名	政策15:郵政行政の推進				分野	郵政行政
政策の概要	<p>郵政民営化法等に基づき、民営化の成果を国民が実感できる事業展開の促進及び郵政事業のユニバーサルサービスの確保を図るため、日本郵政グループ各社に対する必要な監督を行う。信書便事業については、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づき、信書便事業者に対する必要な監督を行うとともに、信書制度及び信書便制度の周知・広報活動を推進することにより、信書便市場の活性化や、利用者利便の向上を図る。</p> <p>さらに、各国との政策協議や万国郵便連合(UPU)への積極的貢献等を通じて、国際郵便に係る業務・制度の改善や日本型郵便インフラシステムの海外展開を促進する。</p>					
基本目標 【達成すべき目標】	<p>[最終アウトカム]: 郵政事業のユニバーサルサービスが安定的に供給され、国民が郵政民営化の成果を一層実感できるような社会を実現する。加えて、国際的な郵便制度・業務の改善等にも貢献する。</p> <p>[中間アウトカム]: 日本郵政グループ三社の株式上場等によって、日本郵政グループによるユニバーサルサービスの安定的な提供、企業価値や利用者利便の向上等が重要な課題となっているため、日本郵政グループに対して適切に監督を行うことで、郵政民営化を着実に推進する。国際分野においては、郵便事業を取り巻くグローバルな環境の変化を踏まえ、国際的な郵便制度・業務の改善等に資するため、多国間・二国間協議等を通じ、新たな制度環境整備への取組や日本型郵便インフラシステムの海外展開等、積極的な対応を推進する。</p>					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		28年度	29年度	30年度	31年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	486	429	453	536
		補正予算(b)	△ 11	△ 2	△ 27	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	475	427	427	
執行額		457	421	421		

(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	<p>第196回国会(常会)における総務大臣所信表明</p> <p>第198回国会(常会)における総務大臣所信表明</p>	<p>(衆議院総務委員会) 第196回国会:平成30年1月22日 第198回国会:平成31年2月14日</p> <p>(参議院総務委員会) 第196回国会:平成30年3月6日 第198回国会:平成31年3月7日</p>	<p>【第196回国会】 郵政事業については、国民生活の安心、安全の拠点として、引き続き、ユニバーサルサービスを確保するとともに、民営化の成果を一層実感できるよう、利用者の目線に立った新たな事業展開や郵便局の利便性向上を促進します。</p> <p>【第198回国会】 郵便局は、郵政事業のユニバーサルサービス提供の拠点です。そのネットワークの維持を支援する交付金・拠出金制度を、本年四月から実施します。また、利用者利便を向上させるゆうちょ銀行の限度額の見直しについて、速やかに制度を整備します。</p>

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)(※2)				
				28年度	29年度	30年度		
郵政民営化法等に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営を確保することにより、企業価値や利用者利便の向上を図るとともに、郵政事業のユニバーサルサービスを確保すること	①	郵政民営化の 着実な推進を実施 <アウトプット指標>	日本郵政、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の株式上場(平成27年11月) 郵政民営化法(平成17年法律第97号)等に基づく監督 「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」(平成27年9月情報通信審議会答申) 「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見」(平成27年12月) 【平成27年度】	日本郵政グループの事業展開の促進を実施 ・平成28年4月1日、郵政民営化法施行令を改正し、ゆうちょ銀行の限度額を1千万円から1千3百万円に、かんぽ生命保険の限度額(加入後4年経過した契約について限度額に算入しない額)を3百万円から1千万円にそれぞれ引き上げた。 ・日本郵政及び日本郵便について事業計画の認可等を行い、日本郵政グループの事業促進を実施した。	日本郵政グループの事業展開の促進を実施 ・ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険について新規業務の認可を行った。 ・日本郵政及び日本郵便について事業計画の認可等を行い、日本郵政グループの事業促進を実施した。	日本郵政グループの事業展開の促進を実施 ・「少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策」について、情報通信審議会郵政行政部会郵便局活性化委員会において議論を行い、平成30年7月、「郵便局に期待される役割」、「郵便局の利便性向上策の方向性」、「郵便局の利便性向上策を実現するために必要な方策」について答申を受け、必要な取組を進めた。 ・平成31年3月、ゆうちょ銀行の限度額を通常貯金と定期性貯金で別個に1,300万円ずつに引き上げることを内容とする郵政民営化法施行令の改正を行った。(施行日:平成31年4月1日) ・かんぽ生命については、平成30年12月に利用者の利便性の向上及び収益の確保による経営の安定化を図るため、「先進医療特約」及び「引受基準緩和型」の商品について認可した。 ・日本郵政及び日本郵便について事業計画の認可等を行い、日本郵政グループの事業促進を実施した。	日本郵政グループの事業展開の促進を実施 【平成30年度】	イ

				郵便局ネットワーク水準の維持 (郵便局数:約24,000局)	郵便局ネットワーク水準の維持 (郵便局数:約24,000局)	郵便局ネットワーク水準の維持 (郵便局数:約24,000局)			
			郵便局ネットワーク水準の維持 (郵便局数:約24,000局) 【平成27年度】	平成28年度 郵便局数 24,421局	平成29年度 郵便局数 24,395局	平成30年度 郵便局数 24,367局 ・平成30年6月、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金制度を創設する「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律」(改正法)が議員立法により成立し、平成31年2月25日に交付金・拠出金の額等を情報通信行政・郵政行政審議会に対して諮問の上、認可した。	郵便局ネットワーク水準の維持 (郵便局数:約24,000局) 【平成30年度】	イ	
	2	郵政事業のユニバーサルサービスの確保のための取組を実施 〈アウトカム指標〉	「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」(H27.9.28情報通信審議会答申) 【平成27年度】	郵便事業のユニバーサルサービスの在り方に関する検討の着実な実施 ・平成27年9月28日情報通信審議会答申等を踏まえ、平成28年7月より「郵便のユニバーサルサービスに係る課題等に関する検討会」、また、当該検討会の下で「現状と課題等に関するワーキンググループ」及び「コストの算定手法等に関するワーキンググループ」を開催し、我が国の郵便のユニバーサルサービスを維持していくための中長期的な諸課題についての検討・整理等を行っている。 ・平成29年3月31日、郵便法施行規則を改正し、郵便事業の収支状況の報告等に係る規定、郵便法の認可・届出の手續等の要件を緩和する規定を整備した。	郵便事業のユニバーサルサービスの在り方に関する検討の着実な実施 ・平成28年度に引き続き「郵便のユニバーサルサービスに係る課題等に関する検討会」を開催し、平成29年6月に、郵便サービスや郵便局ネットワークの維持・活用などに関する現状や課題等について「これまでの議論の整理」として取りまとめ、公表した。	郵便事業のユニバーサルサービスの在り方に関する検討の着実な実施 郵便サービスのあり方について、利用者ニーズの変化への対応と適切で安定的なサービスの提供に向け、情報通信審議会郵政政策部会郵便局活性化委員会において議論が行われており、同委員会においては、平成31年3月8日にこれまでの議論の整理として論点整理案を取りまとめ、公表した。	郵便事業のユニバーサルサービスの在り方に関する検討の着実な実施 【平成30年度】	イ	
信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、サービスの多様化等を通じた市場の活性化や利用者利便の向上が実現すること	信書便制度の周知活動の推進	3	事業者及び利用者への信書制度及び信書便制度の周知活動の実施回数 〈アウトカム指標〉	信書便制度説明会の開催数 16回 【平成27年度】	信書便制度説明会の開催数 15回	信書便制度説明会の開催数 18回	信書便制度説明会の開催数 17回	事業者及び利用者への信書制度及び信書便制度の周知活動の実施(信書便制度説明会の開催数15回以上) 【平成30年度】	イ
		④	信書便市場の売上高の増加率が事業者の増加率を上回ること 〈アウトカム指標〉	平成26年度の信書便市場の売上高の対前年度増加率(1.11倍)が平成26年度末事業者数の対前年度末増加率(1.06倍)を上回った。 【平成27年度】	信書便市場の売上高の増加率が事業者数の増加率を上回ること。 平成28年度の信書便市場の売上高の対前年度増加率(1.15倍)が平成28年度末事業者数の対前年度末増加率(1.06倍)を上回った。	信書便市場の売上高の増加率が事業者数の増加率を上回ること。 平成29年度の信書便市場の売上高の対前年度増加率(1.07倍)が平成29年度末事業者数の対前年度末増加率(1.03倍)を上回った。	信書便市場の売上高の増加率が事業者数の増加率を上回ること。 集計中(9月公表予定)	信書便市場の売上高の増加率が事業者数の増加率を上回ること。 【平成30年度】	-

各国と政策協議等を実施し、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善を図ること	諸外国と郵政分野における協力関係を築き、定期的な政策協議を実施すること	⑤	二国間・多国間政策協議等への参画回数 ＜アウトプット指標＞	5回 【平成26年度】	5回以上	5回以上	5回以上	5回以上 【平成30年度】	イ
				11回	11回	9回	16回		
新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの海外展開を実現し、相手国の郵便業務の改善を図ること	新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの需要を把握し、相手国との協議・調整を行うこと	⑥	日本型郵便インフラシステムの海外展開に関する協力案件が実施されている国数 ＜アウトプット指標＞	4か国 【平成27年度】	4か国以上	4か国以上	4か国以上	4か国以上 【平成30年度】	イ
				4か国	4か国	4か国	5か国		
万国郵便連合（UPU）に積極的に貢献して我が国の地位及び発言力を高めることにより、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させること	UPU関連会合への積極的な参画及びUPUへの人材派遣を行うこと	7	UPU活動への人的貢献（職員のパイプライン） ＜アウトプット指標＞	2名 【平成27年度】	2名以上	2名以上	2名以上	2名以上 【平成30年度】	イ
				2名	2名	2名	2名		
万国郵便連合（UPU）に積極的に貢献して我が国の地位及び発言力を高めることにより、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させること	UPU関連会合への積極的な参画及びUPUへの人材派遣を行うこと	⑧	重要議案における我が国方針の達成率（※） ＜アウトプット指標＞ ※（採択数）÷（重要議案数）÷80%（成果目標）＝達成率	94% 【平成27年度】	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上 【平成30年度】	イ
				110% （22（採択数）／25（重要議案数）／80%（成果目標））	125% （7（採択数）／7（重要議案数）／80%（成果目標））	100% （29（採択数）／36（重要議案数）／80%（成果目標））			

<p>目標達成度合いの測定結果 (※4)</p>	<p>(各行政機関共通区分)</p>	<p>目標達成</p>
	<p>(判断根拠)</p>	<p>主要な測定指標1、4、5、6、8を含む全ての測定指標で目標を達成していることから、「目標達成」と判断した。</p>
<p>政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)</p>	<p><施策目標>郵政民営化法等に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営を確保することにより、企業価値や利用者利便の向上を図るとともに、郵政事業のユニバーサルサービスを確保すること 当該施策目標については、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の事業計画認可に当たって、収益力の多角化・強化、経営の効率化、内部統制の強化やユニバーサルサービスの確実な提供を継続的に要請する等、郵政民営化法等に基づき日本郵政グループ各社に対して必要な監督を行うことで、郵政民営化を着実に進めるためのステップである日本郵政グループ3社の株式売却が進捗したと同時に、郵便局ネットワーク水準や郵便サービス水準の維持等についても各年度の目標値を上回る実績であったことから、利用者利便の向上が図られたと考えられ、施策目標を達成することができた。また、郵便局の利便性を図る観点から、平成30年2月に情報通信審議会に「郵便局の利便性向上策」について諮問し、同年7月の答申において、郵便局ネットワークを生かした地方自治体の行政サービスの補完や配達ネットワークを生かした高齢者見守り等の暮らしの安心・安全のサポートなどの利便性向上の方向性について提言を受け、さらに現在、郵便サービスのあり方について検討を行っている。</p>	
	<p>・測定指標1については、平成27年11月の日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の株式上場後、郵政民営化法の規定に基づき段階的に株式売却を進めていること、郵政民営化委員会の所見を踏まえ、ゆうちょ銀行の限度額の引き上げを内容とする郵政民営化法施行令の改正を行ったこと、「郵便局の利便性向上策」について提言を受け、郵便局が核となって、地方自治体等のニーズの高い郵便局利便性向上の取組を、ICTを活用しながら、実証事業として実施するための取組を進めていることから、目標を達成することができた。 ・測定指標2における郵便局ネットワーク水準や郵便サービス水準の維持等については、各年度の目標値を上回る実績であったことから、目標を達成することができた。</p>	
	<p><施策目標>信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、サービスの多様化等を通じた市場の活性化や利用者利便の向上が実現すること 当該施策目標については、信書便制度説明会の開催等による信書制度及び信書便制度の周知活動を推進したことで健全な競争環境が整備され、信書便事業への新規参入事業者数が増加するとともに信書便事業市場の拡大も図られた。よって、高いセキュリティが求められる信書便の提供等利用者のニーズに対応した多くの事業者による多様なサービスの提供が促進され、信書便事業の利用者利便の向上が図られたため、施策目標を達成することができた。</p>	
	<p>・測定指標3については、信書制度及び信書便制度の周知活動の推進により、平成30年度の信書制度説明会の開催数は17回と目標の15回以上を上回ることができた。 ・測定指標4については、信書制度及び信書便制度の周知活動を推進したことにより、平成29年度の信書便事業市場の売上高の対前年度増加率(1.07倍)が平成29年度末事業者数の対前年度増加率(1.03倍)を上回ることができた。</p>	
	<p><施策目標>各国との政策協議等を実施し、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善を図ること 当該施策目標については、電子商取引の拡大に伴う郵便の役割の増大への対応に関して各国と協議を実施するなど、グローバルレベルでの郵便業務の改善に寄与することができたため、目標を達成することができた。</p>	
<p>・測定指標5に関しては、令和2年度開催の万国郵便大会議(UPU大会議)を控え、平成30年度に、数多く開催されたUPUの地域会合等に積極的に参加した結果、相手国の郵便業務の改善につながり、目標を上回って達成することができた。</p>		
<p><施策目標>新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの海外展開を実現し相手国の郵便業務の改善を図ること 当該施策目標については、ODAプロジェクトによる専門家派遣や、日本企業によるコンサルティング契約締結及び区分機・関連機材の受注を支援すること等により、郵便協力を進めている相手国の郵便業務の改善に寄与することができたため、目標を達成することができた。</p>		
<p>・測定指標6に関しては、総務省が日本企業等と協力しつつ郵便事業の近代化・高度化に取り組む国々に積極的に働きかけた結果、ミャンマー、ベトナム、ロシア、タイに加え、インドが新たに協力案件の実施国に加わり、目標を上回って達成することができた。</p>		
<p><施策目標>万国郵便連合(UPU)に積極的に貢献して我が国の地位及び発言力を高めることにより、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させること 当該施策目標については、我が国の拠出金やノウハウの提供により、災害対策に関するプロジェクトが実施され、郵便分野における災害対策に関する知識を有する人材を育成することに等により、災害時における被害を最小限にするための取組を行っている。また、日本がUPU加盟国に働き掛けを行い続けた結果、UPUの将来の郵便戦略の策定において、郵便ネットワークを新ビジネス創出や社会的課題解決に活用する方向性を盛り込むこととなった。これらのことにより、国内外の利用者の利便性の向上に寄与することができたため、目標を達成することができた。</p>		
<p>・測定指標7に関しては、UPU事務局への総務省出向者2名を維持することができ、引き続き目標を達成することができた。災害対策については、総務省出向者が中心となって、災害危機管理に関する指針のとりまとめや国別の具体的な災害危機管理プロジェクトを実施することにより、郵便分野における災害対策の強化に貢献することができた。 ・測定指標8に関しては、UPUの将来の郵便戦略の策定、UPU文書の法的安定性の確保等の重要議案で我が国方針を反映させることに成功し、引き続き目標を上回って達成することができた。</p>		

○郵政民営化法等に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営を確保することにより、企業価値や利用者利便の向上を図るとともに、郵政事業のユニバーサルサービスを確保すること
 これまでの取組を引き続き進めていくことに加えて、今後は、日本郵政グループ各社の企業価値の向上と同時に、郵便局における利用者利便の向上に取り組むとともに交付金・拠出金制度も活用しながら郵政事業のユニバーサルサービスの確保を図っていく。

・測定指標1については、平成27年11月の上場後の株式売却の進捗状況を踏まえ、引き続き、郵政民営化法にのっとり、郵政民営化の着実な推進を支援していくこととする。
 ・測定指標2については、郵便サービスの将来にわたる安定的な確保に向け、情報通信審議会において郵便サービスのあり方について検討を行っており、この検討の結果を踏まえる必要はあるものの、より客観的な指標とするため、「郵便差出箱の本数」、「送達日数達成率」を指標として追加する。

○信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、サービスの多様化等を通じた市場の活性化や利用者利便の向上が実現すること
 これまでの取組を引き続き進めていくことに加えて、今後は、制度改革に伴う規制の合理化(特定信書便役務の範囲拡大及び特定信書便役務に係る信書便約款の認可手続きの簡素化)に関する周知活動等も行うことにより、サービスの多様化を通じた市場の活性化や利用者利便の向上に更に取り組む。

・測定指標3及び測定指標4については、これまでの取組により新規参入の活性化には一定の成果があったところであるが、平成27年12月に法改正により特定信書便役務の範囲が拡大され、これは新規参入事業者のみではなく既存の事業者も対象となるため、今後は、信書便市場に参入した事業者(新規参入事業者及び既存の事業者)による活動実績を把握する観点から、測定指標を「信書便市場の売上高の増加率が事業者の増加率を上回ること」に変更し、目標・実績と合わせた。

○各国との政策協議等を実施し、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善を図ること
 必要な政策協議を引き続き継続するとともに、今後は、我が国や相手国の郵便制度・業務の改善に向けて、一層取り組んでまいりたい。次期施策目標については、「各国と政策協議等を実施し、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善を図ること」を設定することとする。

・測定指標5については、目標を上回って達成したものの、平成28年度はUPU大会議、平成30年度はUPU臨時大会議が開催されたこともあり、通常は開催されない準備会合等が数多く開催された等の特殊要因があったため、従来の目標(5回以上)を上回る目標(6回以上)を設定し、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善を図るため一層の政策協議の実施を図ることとする。

○新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの海外展開を実現し相手国の郵便業務の改善を図ること
 インフラシステムの海外展開は、我が国の成長戦略においても重要であると位置づけられている(「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)、「インフラシステム輸出戦略(令和元年度改訂版)」(令和元年6月5日経協インフラ戦略会議決定)等)ことを踏まえ、引き続き同目標を設定し、日本型郵便インフラシステムの海外展開を一層推進してまいりたい。

・測定指標6については、目標を上回って達成したことを踏まえ、平成30年度の実績値を基に目標(5か国以上)を設定する。

○万国郵便連合(UPU)に積極的に貢献して我が国の地位及び発言力を高めることにより、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させること
 災害対策等の取組みや、UPU文書の法的安定性の確保に向けた取組みを引き続き行っていくことを踏まえ、次期施策目標については、UPUへの貢献をより幅広く評価できるよう、引き続き、「万国郵便連合(UPU)に積極的に貢献して我が国の地位及び発言力を高めることにより、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させること」とする。

・測定指標7については、目標を達成したものの、UPU事務局における人事の状況及びUPUにおける我が国の地位及び発言力を確保していく必要性等を踏まえ、昨年度と同じく2名以上の総務省出向者を派遣することとし、引き続きUPUに人的な貢献を行うこととする。
 ・測定指標8については、目標を上回って達成したものの、一般に国際会議では我が国にとって重要であっても加盟国間で大きく利害が対立する議案が審議される可能性があることを踏まえ、昨年度と同じ水準の目標(80%以上)を設定することとし、引き続きUPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させることとする。なお、80%については、UPUの場においても先進国と途上国の利害が激しく対立する問題が扱われることを踏まえて設定しているもの(例えば、UPU臨時大会議が開催された2018年度における我が国方針の達成率は81%)。

・上述のとおり、各施策目標の達成を通じて基本目標が達成されたと考えられる。今後は、昨今の少子高齢化、人口減少、ICTの進展等、郵政事業を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、日本郵政グループに対して引き続き適切に監督を行うことで郵政民営化を着実に推進すると同時に、交付金・拠出金制度を活用しながら将来にわたる郵政事業のユニバーサルサービスの確保に取り組む。信書便事業分野においては、平成27年の法改正も踏まえて制度の周知を行うことで、市場の活性化や利用者利便の向上を図る。国際分野においては、郵便事業を取り巻くグローバルな環境の変化を踏まえ、国際的な郵便制度・業務の改善等に資するため、多国間・二国間協議等を通じ、新たな制度環境整備への取組や日本型郵便インフラシステムの海外展開等、積極的な対応を推進する。

(平成32年度予算概算要求に向けた考え方)

I 予算の拡大・拡充

次期目標等への反映の方向性

	平成32年度予算概算要求への主な反映内容	UPUの将来の郵便戦略の策定において、郵便ネットワークを新ビジネス創出や社会的課題解決に活用する方向性を盛り込むことに伴い、2010年以降、災害に強く環境に優しい郵便局ネットワークを世界に普及させるため、任意拠出金を提供し、UPUの災害プロジェクト等を積極的に推進してきたが、これら既存の取組支援の使途を郵便ネットワークの社会的、経済的活用等への取組にも拡大することとしている。 また、郵便サービスのあり方については、平成31年度においても引き続き情報通信審議会において議論が行われており、その検討結果に応じて、対応するとともに、郵政事業のユニバーサルサービスの安定的な供給の検討に資する調査等の実施に必要な予算を要求する。
	税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	-

学識経験を有する者の知見等の活用	○平成31年3月及び令和元年7月に、株式会社政策情報システム研究所の北大路信郷代表取締役所長、埼玉大学教育学部の重川純子教授、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生、明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科の西出順郎教授及び鎌倉女子大学学術研究所の山本清教授から政策の分析や測定指標、評価結果の記述についてご意見をいただき、評価書等に反映させた。
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	○「少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策」(平成30年7月情報通信審議会答申) ○「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」(平成30年12月郵政民営化委員会) ○「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定) ○「インフラシステム輸出戦略(令和元年度改訂版)」(令和元年6月5日経協インフラ戦略会議決定)
-------------------------------	---

担当部局課室名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課他6課室	作成責任者名	情報流通行政局郵政行政部企画課長 藤田 清太郎	政策評価実施時期	令和元年8月
---------	--------------------------	--------	-------------------------	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄の「年度」は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」: 目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		一般戦災死没者追悼等の事業の推進				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	モニタリング実施（評価は未実施）	番号	⑩
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	527,612	565,113	562,190	587,259	599,603
	補正予算					
	繰越し等					
	計	527,612	565,113	562,190		
		<0>	<0>	<0>		
執行額		476,129	502,992	510,562		

政策評価調書（個別票2）

政策名	一般戦災死没者追悼等の事業の推進					番号	⑯	(千円)
	予 算 科 目					予 算 額		
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	元年度 当初予算額	2年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	一般戦災死没者追悼等事業経費	一般戦災死没者の追悼等に必要経費	587,259	599,603
	●	2						
	●	3						
	●	4						
	小計						587,259 <>の内数	599,603 <>の内数
対応表において◆となっているもの	◆	1						
	◆	2						
	◆	3						
	◆	4						
	小計						<>の内数	<>の内数
対応表において○となっているもの	○	1					<>	<>
	○	2					<>	<>
	○	3					<>	<>
	○	4					<>	<>
	小計						<>の内数	<>の内数
対応表において◇となっているもの	◇	1					<>	<>
	◇	2					<>	<>
	◇	3					<>	<>
	◇	4					<>	<>
	小計						<>の内数	<>の内数
合計						587,259 の内数	599,603 の内数	

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成31年度実施政策)

(総務省31-⑬)

政策 ^(※1) 名	政策16:一般戦災死没者追悼等の事業の推進		担当部局課室名	大臣官房総務課管理室	作成責任者名	大臣官房総務課管理室長 荒木 健司				
政策の概要	一般戦災死没者に対して追悼の意を表す事務等を実施すること				分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全				
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:先の大戦に係る特定の課題に対する適切な対応がなされること [中間アウトカム]:一般戦災死没者への追悼の意を表すほか、兵士、戦後強制抑留者及び海外からの引揚者の労苦(以下、「関係者の労苦」)についての幅広い世代の理解をより一層深める等の対応が適切になされること				政策評価実施予定時期	令和2年8月				
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)		目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度		年度ごとの実績(値) ^(※2)				
				29年度	30年度	31年度				
一般戦災死没者の慰霊事業等が適切に行われること	一般戦災死没者の慰霊事業等、先の大戦に係る事業を確実に実施すること	① 一般戦災死没者の慰霊事業等、先の大戦に係る事業への対応 ＜アウトプット指標＞	100% (4事業/4事業)	平成28年度	100% (4事業/4事業)	令和元年度	100% (4事業/4事業)	100% (4事業/4事業)	100% (4事業/4事業)	当室の所掌事務である次の事業を確実に実施することにより、一般戦災死没者に対して追悼の意を表すことを始めとする先の大戦に係る課題に対応することにつながることから、指標として設定。 ・一般戦災死没者の慰霊事業(全国戦没者追悼式に参列する一般戦災死没者遺族代表の旅費支給) 【参考:過去の一般戦災死没者遺族代表の国費参列者数】 平成26年度:195名 平成27年度:208名 平成28年度:183名 ※上記国費参列者数は、都道府県等の推薦によるもの ・引揚者等特別交付金の支給 【参考:過去の都道府県への交付額】 平成26年度:4百万円 平成27年度:0.2百万円 平成28年度:0.03百万円 ※平成27年度より精算払い ・旧日本赤十字社救護看護婦等への慰労給付金の支給等 【参考:過去の支給額】 平成26年度:156百万円 平成27年度:137百万円 平成28年度:118百万円 ・埋没不発弾等を対象とした不発弾等処理交付金の交付 【参考:過去の交付額】 平成26年度:1百万円 平成27年度:0.6百万円 平成28年度:3百万円
旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した関係者の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくこと及び当該労苦について幅広い世代の人々の理解を深める機会を提供すること	平和祈念展示資料館の所蔵資料の適切な保存・管理、情報提供	② 画像を含む所蔵資料に係る情報の一般公開 ＜アウトプット指標＞	所蔵資料の総合目録の完成	平成28年度	画像を含む所蔵資料に係る情報の一般公開	令和元年度	基本方針、具体的な公開方法等の検討	関連システムの設計・開発、改修	一般公開	所蔵資料を後の世代に確実に引き継ぐために、画像としてデータ化することにより、災害等のリスクにも備えることができ、さらにその画像を含む所蔵資料に係る情報をインターネットで一般公開することは、幅広い世代の人々の理解を深める機会を提供することにもなるため、指標として設定。 なお、28年度に完成した所蔵資料の総合目録は、文字情報のみであり、これを公開するだけでは利活用しにくいと、今後3年間で、画像を含む情報を整備した上で、一般に公開することを新たな指標としたところである(具体的な公開方法等については、有識者で構成される検討委員会にて検討)。 ※年度目標は有識者からの意見、予算措置状況等により変更があり得る。
	平和祈念展示資料館における資料等の展示	③ 平和祈念展示資料館の来館者数 ＜アウトプット指標＞	52,107名	平成28年度	50,000名以上	令和元年度	42,000名以上	50,000名以上	50,000名以上	平和祈念展示資料館への来館は、関係者の労苦について理解を深める機会を提供することにつながることから、近年の来館者数を踏まえ、指標として設定。 ※29年度は、新宿住友ビル改修工事に伴う休館期間(2ヶ月間予定)を考慮して目標値を設定 【参考:過去の来館者数】 平成26年度:44,147名 平成27年度:51,265名 平成28年度:52,107名
							46,377名	51,426名	—	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	平成31年度行政事業 レビュー事業番号
		29年度	30年度	31年度			
(1)	引揚者特別交付金支給事務費 (昭和42年度)	3百万円 (0百万円)	1百万円 (0百万円)	1百万円	1	<p>引揚者特別交付金の認定事務費等(引揚者特別交付金関係書類の維持管理費を含む)を都道府県に交付。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 (代替目標) 効率的な事務実施を図り、都道府県の負担を軽減するための事務費請求に関する書類の削減(平成27年度以降4種類→2種類) (代替指標) 都道府県の提出書類の種類:2種類(平成30年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 引揚者特別交付金の認定事務費等(引揚者特別交付金関係書類の維持管理費を含む)の交付件数:0件(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 引揚者特別交付金の認定事務費等を都道府県に交付することにより(法定受託事務)、都道府県を通じ、引揚者及びその遺族等に特別交付金を支給することで、一般戦災死没者の慰霊事業等が適切に行われることに寄与する。</p>	0143
(2)	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律 (昭和42年)	—	—	—	1	<p>引揚者及びその遺族並びに引揚前死亡者の遺族に対する特別交付金の支給に関し必要な事項を規定する。</p>	
(3)	旧日本赤十字社救護看護婦処遇等経費 (昭和54年度)	154百万円 (145百万円)	148百万円 (140百万円)	135百万円	1	<p>①先の大戦において、戦地・事変地に派遣され、救護看護婦等として勤務された方々に対し、勤務期間に応じて慰労給付金(3年以上の戦地勤務期間があって、恩給と同様の加算年を加えて12年以上に達する本人が対象)の支給を行う 【成果指標(アウトカム)】 (①代替目標)過去の支給件数の自然減を踏まえた適正な慰労給付金の計上(予算額-給付金確定額\geq0) (①代替指標)予算額-給付金確定額:6百万円(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 ①慰労給付金の支給件数:359件(平成30年度)</p> <p>②戦後強制抑留者に対する慰籍の念を示す事業(慰霊祭、展示会、抑留体験の労苦を語り継ぐ集いの開催事業、シベリア慰霊訪問事業、その他戦後強制抑留者に対する慰籍の念を示す事業)を全国規模で確実に実施できる者の支援を行う 【成果指標(アウトカム)】 (②代替目標)慰籍事業(慰霊祭、展示会、抑留体験の労苦を語り継ぐ集い、シベリア慰霊訪問)の着実な実施 (②代替指標)慰籍事業(慰霊祭、展示会、抑留体験の労苦を語り継ぐ集い、シベリア慰霊訪問)数:4事業(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 ②慰籍事業(慰霊祭、展示会、抑留体験の労苦を語り継ぐ集い、シベリア慰霊訪問)の開催回数:29回(平成30年度)</p> <p>③兵庫県姫路市に所在する太平洋戦全国戦災都市空爆死没者慰霊塔を通じた一般戦災死没者追悼事業を行う者の支援を行う 【成果指標(アウトカム)】 (③代替目標)一般戦災死没者追悼事業(追悼平和祈念式典、慰霊塔の広報啓発)の着実な実施 (③代替指標)一般戦災死没者追悼事業(追悼平和祈念式典、慰霊塔の広報啓発)数:2回(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 ③一般戦災死没者追悼事業(追悼平和祈念式典、慰霊塔の広報啓発)のうち、実施された事業数:2事業(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 ①慰労給付金支給事務を行う日本赤十字社に補助金を交付することにより、日本赤十字社を通じ、先の大戦において、戦地・事変地に派遣され、救護看護婦等として勤務された方々に対し慰労給付金を支給、②戦後強制抑留者に係る慰籍事業を全国規模で実施、③姫路慰霊塔を通じた一般戦災死没者追悼事業を充実することで、一般戦災死没者の慰霊事業等が適切に行われることに寄与する。</p>	0144

(4)	不発弾等処理交付金 (昭和48年度)	46百万円 (2.4百万円)	37百万円 (0.1百万円)	37百万円	1	<p>埋没不発弾等を処理するための探査発掘を実施する地方公共団体の財政負担を軽減するため、当該経費の2分の1を交付(沖縄県に係るものについては内閣府が所管)。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 (代替目標)必要な不発弾等処理交付金の計上(予算額-交付金確定額\geq0) (代替指標)予算額-交付金確定額:37百万円(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 交付金交付件数:0件(平成30年度) 交付金に関する問合せ件数:1件(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 埋没不発弾等の探査発掘を実施する地方公共団体を対象に、当該経費の2分の1の交付金を交付することにより(沖縄県に係るものについては内閣府が所管)、地方公共団体の財政負担を軽減し、その処理を促進することで、埋没不発弾等による災害を未然に防止し、一般戦災死者の慰霊事業等が適切に行われることに寄与する。</p>	0145					
(5)	一般戦災死者の慰霊事業経費 (昭和52年度)	6百万円 (5.7百万円)	6百万円 (5.6百万円)	6百万円	1	<p>政府主催の全国戦没者追悼式等への一般戦災死者遺族代表の参列旅費の支給。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 (代替目標)全国戦没者追悼式に参列する一般戦災死者の遺族代表の推薦を全国の都道府県に依頼する。 ・(代替指標)依頼都道府県数:47都道府県(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 全国戦没者追悼式等への一般戦災死者遺族代表参列者数:182人(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 政府主催の全国戦没者追悼式等への一般戦災死者遺族代表参列旅費の支給等により、一般戦災死者の慰霊事業の一助を担うことで、一般戦災死者に対して追悼の意を表すことに寄与する。</p>	0146					
(6)	平和祈念展示等経費 (平成22年度)	356百万円 (349百万円)	370百万円 (365百万円)	408百万円	2.3	<p>旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から引き継いだ資料の整理、保管及び活用を行うため、平和祈念展示資料館の運営等を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 (代替目標)平和祈念展示資料館の来館者数を5万人とすること(平成31年度)。 (代替指標)平和祈念展示資料館の来館者数:50,000人(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 平和祈念展示資料館の来館者数:51,426人(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から引き継いだ兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくとともに、民間委託により平和祈念展示資料館を運営し、所蔵資料を効果的に展示等することで、当該労苦について国民の理解を深めることに寄与する。</p>	0147					
政策の予算額・執行額		565百万円 (503百万円)	562百万円 (511百万円)	587百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうちなもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	—	—	—
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)										
—	—	—										

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		恩給行政の推進				
評価方式		総合 <u>実績</u> 事業	政策目標の達成度合い	モニタリング実施（評価は未実施）	番号	⑰
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	325,748,603	280,399,634	238,157,435	199,060,142	168,089,214
	補正予算	-61,128	-54,316	-79,881		
	繰越し等					
	計	325,687,475	280,345,318	238,077,554		
		<0>	<0>	<0>		
執行額		319,069,559	272,157,792	229,848,642		

政策評価調書（個別票2）

政策名	恩給行政の推進					番号	⑩	(千円)		
	予 算 科 目					予 算 額				
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	元年度 当初予算額	2年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	恩給費	文官等に対する恩給支給に必要な経費	6,572,972	5,783,468		
	●	2	一般	総務本省	恩給費	旧軍人遺族等に対する恩給支給に必要な経費	191,424,410	161,362,232		
	●	3	一般	総務本省	恩給費	恩給支給事務に必要な経費	1,062,760	943,514		
	●	4								
	小計						199,060,142 <>の内数	168,089,214 <>の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計						<>の内数	<>の内数		
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計						<>の内数	<>の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計						<>の内数	<>の内数		
合計						199,060,142 の内数	168,089,214 の内数			

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成31年度実施政策)

(総務省31-⑰)

政策 ^(※1) 名	政策17: 恩給行政の推進				担当部局課室名	政策統括官(恩給担当)付 恩給企画管理官室他1室	作成責任者名	政策統括官(恩給担当) 付 恩給企画管理官 遠山 哲也	
政策の概要	恩給請求の適切・迅速な処理、恩給相談対応の充実等を通じ、高齢化した受給者等に対するサービスの向上を図る。						分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]: 高齢化が進んでいる恩給受給者とその御家族が、安心して生活していただける社会を実現 [中間アウトカム]: 恩給受給者の平均年齢は90歳を超えており、その御家族も含め高齢化が進んでいる現状を踏まえ、国家のために命を賭して尽くされた旧軍人等とその遺族の方々の生活を支えるとともに、安心して恩給を受給していただくため、受給者等に対して、より一層の行政サービスの向上を図る。						政策評価実施予定時期	令和3年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	年度ごとの目標(値)			年度ごとの実績(値) ^(※2)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度	30年度	31年度	32年度		
恩給受給者等に対するサービスの向上を図ること	① 年平均の未処理案件比率 (月末における未処理件数/月間案件数)の年平均) <アウトプット指標>	21.7% (平成27年度～29年度の平均値)	平成29年度	平成29年度～31年度の平均値以下	令和2年度	21.7%以下	平成28年度～30年度の平均値以下	平成29年度～31年度の平均値以下	受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、安心して恩給を受給していただくためには、恩給請求の処理状況を的確に把握することが重要である。毎月末における処理実績等の報告を基に恩給請求未処理案件の進行管理を行うため、測定指標として設定した(過去3年間の実績(基準値を下回る場合には、基準値を用いる)の平均値を基準として目標値を設定)。 なお、恩給請求の処理状況については部内会議で毎月把握し、必要に応じて改善を図ることとする。 <過去3年間の実績値> 平成28年度:21%、平成29年度:19%、平成30年度:22%
				令和2年度	22%	-	-		
	② 恩給相談電話混雑率 (不対応件数/着信件数) <アウトプット指標>	13.6% (平成27年度～29年度の平均値)	平成29年度	平成29年度～31年度の平均値以下	令和2年度	13.6%以下	平成28年度～30年度の平均値以下	平成29年度～31年度の平均値以下	
				令和2年度	10.3%	-	-		
	③ 恩給相談対応職員研修実施回数 <アウトプット指標>	4回	平成29年度	平成29年度値以上	令和2年度	4回以上	4回以上	4回以上	
				令和2年度	4回	-	-		
恩給相談に対する説明対応に係る苦情発生件数 <アウトプット指標>	-	平成29年度	0件	令和2年度	0件	0件	0件		
			令和2年度	0件	-	-			
達成手段 (開始年度)	予算額(執行額) ^(※3)			関連する指標 ^(※4)	達成手段の概要等			平成31年度行政事業レビュー事業番号	
	29年度	30年度	31年度						
(1)	恩給支給事業(昭和元年度以前)	280,345百万円 (272,158百万円)	238,078百万円 (229,849百万円)	199,060百万円	1～3	恩給等を受ける権利の裁定、恩給等の受給権調査及び恩給等についての不服申立てに関する事務のほか、恩給等の支給事務等。 【成果指標(アウトカム)】 ・年平均の未処理案件比率((月末における未処理件数/月間案件数)の年平均):20.6%以下(平成31年度) ・恩給相談電話混雑率(不対応件数/着信件数):12.4%以下(平成31年度) 【活動指標(アウトプット)】 支給対象: 恩給受給者数:303千人(平成30年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 恩給を適切に支給し、恩給請求の適切・迅速な処理、恩給相談対応の充実等を行うことにより、恩給受給者とその御家族の生活を支えるとともに、安心して恩給を受給していただくこととなるため、恩給受給者等に対する行政サービスの向上に寄与する。			0148
(2)	恩給法(大正12年)	-	-	-	1～3	恩給の受給対象者、種類、諸手続等について規定するもの。			
政策の予算額・執行額		280,345百万円 (272,158百万円)	238,078百万円 (229,849百万円)	199,060百万円	政策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	
					-	-	-	-	

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		公的統計の体系的な整備・提供				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	モニタリング実施（評価は未実施）	番号	⑩
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	37,173,342	29,744,883	35,673,374	37,908,473	107,316,886
	補正予算	401,327	1,535,659	836,473		
	繰越し等	87,358	-1,346,815	663,195		
	計	37,662,027	29,933,727	37,173,042		
		<0>	<0>	<0>		
執行額	36,881,952	29,328,453	36,294,002			

政策評価調書（個別票2）

政策名	公的統計の体系的な整備・提供					番号	⑩	(千円)		
	予 算 科 目					予 算 額				
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	元年度 当初予算額	2年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	総務本省	統計調査費	統計調査等の実施に必要な経費	29,375,882	98,585,184		
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計						29,375,882 <>の内数	98,585,184 <>の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1	一般	総務本省	独立行政法人統計センター運営費	独立行政法人統計センター運営費交付金に必要な経費	8,532,591	8,731,702		
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計						8,532,591 <>の内数	8,731,702 <>の内数		
対応表において○となっているもの	○	1					<	>		
	○	2					<	>		
	○	3					<	>		
	○	4					<	>		
	小計						<>の内数	<>の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>		
	◇	2					<	>		
	◇	3					<	>		
	◇	4					<	>		
	小計						<>の内数	<>の内数		
合計						37,908,473 の内数	107,316,886 の内数			

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成31年度実施政策)

(総務省31-18)

<p>政策^(※1)名</p>	<p>政策18: 公的統計の体系的な整備・提供</p>			<p>担当部局課室名</p> <p>統計局総務課 他9課室 政策統括官(統計基準担当)付 統計企画管理官室 他5室</p>	<p>作成責任者名</p> <p>統計局総務課長 岩佐 哲也 政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官 山田 幸夫</p>	<p>統計局総務課長 岩佐 哲也 政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官 山田 幸夫</p>		
<p>政策の概要</p>	<p>・平成30年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。)に掲げられた施策を着実に推進・実現することにより、ICT化の進展も勘案しつつ公的統計を体系的かつ効率的に整備し、統計の有用性の向上を図る。 ・統計制度の企画・立案、基準の設定、統計調査の審査・調整及び社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計の作成を行う。 ・統計ユーザーの利便向上に対応する統計情報の的確な提供を実施する。</p>				<p>分野【政策体系上の位置付け】</p> <p>国民生活と安心・安全</p>	<p>国民生活と安心・安全</p>		
<p>基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】</p>	<p>[最終アウトカム]: 公的統計が整備され、それにより精度の高い統計情報を用いて国民・企業等が様々な意思決定を行うことができ、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上が実現する [中間アウトカム]: 基本計画に掲げられた諸施策が実現するとともに、統計需要や調査環境の変化に対応した統計調査が行われることで、「社会の情報基盤」である公的統計が体系的かつ効率的に整備される</p>				<p>政策評価実施予定時期</p> <p>令和2年8月</p>			
<p>施策目標</p>	<p>測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)</p>	<p>基準(値)</p>	<p>目標(値)</p>	<p>年度ごとの目標(値)</p> <p>年度ごとの実績(値)^(※2)</p>				<p>測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>施策手段</p> <p>基本計画に掲げられた諸施策を着実に実施するため、各府省を構成員とする会議等において各施策に関する検討・情報共有を行う。また、各府省に対して諸施策の進捗状況について毎年度報告を求めるなど、政府部内の進捗管理を実施</p>	<p>第Ⅱ期基本計画に基づく諸施策の推進状況</p> <p>①</p>	<p>基準年度</p> <p>平成25年度</p> <p>62% (121事項 / 第Ⅰ期基本計画別表全196事項)</p>	<p>目標年度</p> <p>平成30年度</p> <p>65%以上 (70事項以上 / 第Ⅱ期基本計画別表全107事項)</p>	<p>28年度</p> <p>40%以上</p> <p>65% (69事項 / 全107事項)</p>	<p>29年度</p> <p>51%以上</p> <p>67% (72事項 / 全107事項)</p>	<p>30年度</p>	<p>31年度</p>	<p>基本計画は、統計法(平成19年法律第53号)第4条に基づき、「公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る」ことを目的として政府が定める計画であり、総務大臣が基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めることとされている。平成21年3月13日には、平成21年度から25年度を計画期間とする第Ⅰ期基本計画が、また、平成26年3月25日には、第Ⅰ期基本計画を変更する形で、平成26年度から30年度を計画期間とする第Ⅱ期基本計画が閣議決定され、現在は、第Ⅱ期基本計画に基づく公的統計の整備が進められているところ。</p> <p>基本計画では、5年間に講ずべき具体的な措置・方策が別表に一覧で整理されていることから、同計画の目的である「公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進」の進捗状況は、具体的な措置・方策の実施率(実施済である事項の割合)で評価することが適切。なお、別表とは第Ⅱ期基本計画(http://www.soumu.go.jp/main_content/000283567.pdf)の31頁以降で示されている表を指す。</p> <p>目標は、第Ⅱ期基本計画の3年目(28年度)、4年目(29年度)、5年目(30年度)の実施率が、それぞれ、第Ⅰ期基本計画の3年目(23年度)、4年目(24年度)、5年目(25年度)の実績値を超えることとした。</p> <p>※ 第Ⅱ期基本計画の1年目、2年目に当たる平成26年度及び27年度は、基本計画の進捗状況を、具体的な措置・方策の着手率で評価しており、指標が異なることから、27年度を基準とすることはできない。</p> <p>なお、第Ⅱ期基本計画の進捗状況は、第Ⅰ期基本計画と同様、別表記載事項を「実施済」、「継続実施」、「実施困難」等に分類して評価される予定。これらのうち、「継続実施」は、一定の取組は実施されたが、引き続き取組を継続すべきと判断されたものであり、この「継続実施」と評価された事項については、必要に応じて次期基本計画に盛り込む対応を取ることが想定される。</p> <p>※ 第Ⅰ期基本計画最終年度(25年度)の実績では、全体の30%を「継続実施」と評価。</p> <p>【参考(実績数値)】 平成23年度: 40% 平成24年度: 51% 平成25年度: 62%</p> <p>「統計改革の基本方針」(平成28年12月21日経済財政諮問会議決定)において、『基本計画を平成29年中に見直し、新たな統計整備方針を確立すること』とされたことを受け、平成30年度を始期とする第Ⅲ期基本計画を平成30年3月6日に閣議決定したことにより、本指標は平成29年度実績をもって評価することとし、平成30年度の取組については新たに指標を設けて評価することとする。</p>

国民経済の健全な発展や国民生活の向上に寄与するため、基本計画に掲げられた諸施策の実現に取り組むこと	第Ⅲ期基本計画に基づく諸施策の推進状況	第Ⅲ期基本計画の別表に掲げられた具体的な取組の実施率 <アウトプット指標>	0% (第Ⅲ期基本計画別表全184事項中0事項)	平成29年度	100% (184事項/第Ⅲ期基本計画別表全184事項)	令和4年度	—	—	57%以上 (106事項以上/第Ⅲ期基本計画別表全184事項)	71%以上 (132事項以上/第Ⅲ期基本計画別表全184事項)	「統計改革の基本方針」(平成28年12月21日経済財政諮問会議決定)において、『基本計画を平成29年中に見直し、新たな統計整備方針を確立すること』とされたことを受け、平成30年度を始期とする第Ⅲ期基本計画を平成30年3月6日に閣議決定したことにより、基本計画では、5年間に講ずべき具体的な措置・方策が別表に一覧で整理されていることから、同計画の目的である「公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進」の進捗状況は、具体的な措置・方策の実施率(実施済、継続実施である事項の割合)で評価することが適切。 なお、30年度の目標値については、基本計画別表のうち、30年度末までに実施(検討)する事項(実施(達成)時期が30年度以降であるが前倒して実施する事項を含む)の全事項に対する割合。	
		統計調査の精度向上等に向けた諸課題について、統計調査の審査・調整を通じ、各府省における着実な取組を推進	基幹統計調査について、統計委員会等からの答申において「今後の課題」を付されているものうち、当該年度に調査計画の変更申請が行われたものにおいて「今後の課題」に対する措置を講じている割合 <アウトプット指標>	100% (16件/全16件)	平成27年度	100%	令和元年度	100%	100%	100%	100%	経済財政諮問会議において経済統計の改善の必要性が述べられるなど、統計調査の精度向上等は、政府として重要な課題であり、積極的に取り組む必要がある。統計委員会からの答申においては、実態の的確な把握といった統計調査の精度向上等に関して取り組むべき事項が「今後の課題」として示されており、これらに着実に対応することは、統計調査を改善し、必要とされる統計が円滑かつ効率的に作成されることにつながるため、指標として設定(検討時期が到来していない事例は除く)。 【参考(実績数値)】 平成25年度:87.5%(21件/全24件) 平成26年度:100%(11件/全11件) 平成27年度:100%(16件/全16件) 平成28年度:100%(16件/全16件) 平成29年度:100%(11件/全11件)
		統計調査の確実な実施及び統計精度の確保を目的として、質の高い統計調査員を確保する	2 当該年度に任用された統計調査員に占める登録調査員の割合 <アウトプット指標>	57.2% (22年度～26年度の平均)	平成26年度	58%以上 (27年度～31年度の平均)	令和元年度	58%以上 (24年度～28年度の平均)	58%以上 (25年度～29年度の平均)	58%以上 (26年度～30年度の平均)	58%以上 (27年度～31年度の平均)	統計調査は、統計調査員の活動に支えられている。特に大規模調査においてはその存在が非常に重要であり、統計調査員の安定的な確保が求められる。統計調査員確保対策事業は、統計調査員の任用を希望する者をあらかじめ登録(登録された者を「登録調査員」という。)し、当該登録調査員に対し調査に必要な実務的な知識を付与することで、主に大規模調査(国勢調査を除く。)における統計調査員の円滑な確保を目的として実施されている。このため本事業の量的な測定指標として、当該事業に参画している都道府県及び市町村(東京都の特別区を含む。)において任用された統計調査員に占める登録調査員の割合を指標として設定。大規模周期調査がおおよそ5年周期で行われており、周期調査の規模によって値にばらつきが出ることから、過去5年間(22～26年度)の実績値の平均を基準値とし、それを超えることを目標とし、目標値を設定した。 【参考(実績数値)】 算出方法:登録調査員からの任命数(人)/対象市区町村内における統計調査員の任命数(人) 平成22年度:15.5%(110,109人/709,380人) 平成23年度:75.1%(62,318人/82,926人) 平成24年度:82.1%(62,275人/75,848人) 平成25年度:65.1%(82,661人/126,908人) 平成26年度:48.0%(114,837人/239,392人) 平成27年度:14.3%(94,182人/657,263人) 平成28年度:69.4%(62,874/90,509人) 平成29年度:81.0%(63,711/78,675人) 平成30年度:※ ※平成30年度実績値については精査中のため、来年度の評価書作成時に記載。

<p>国際統計の発展及び我が国の公的統計の整備に資するため、国際統計活動への積極的参画及び国際協力を行う</p>	<p>3</p>	<p>国内機関との協力及び調整を踏まえた上で、①国際会議での対応、②国際比較に必要なデータの提供等の国際協力を行うほか、③「国際統計に関する関係府省等連絡会議」等を通じての統計分野における国際的な議論の動向に関する情報共有を実施</p> <p>①国際会議での対応、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を行うとともに、③「国際統計に関する関係府省等連絡会議」等を通じての統計分野における国際的な議論の動向に関する情報共有を実施</p> <p>国内機関との協力及び調整を踏まえた上で、①国際会議での対応、②国際比較に必要なデータの提供等の国際協力を行うほか、③「国際統計に関する関係府省等連絡会議」等を通じての統計分野における国際的な議論の動向に関する情報共有を実施</p> <p>〈アウトプット指標〉</p>	<p>平成27年度</p>	<p>①各種国際会議及び専門家会合に予算等の制約の範囲内で最大限(少なくとも年間10回程度)参加するほか、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を実施し、③国際動向を国内に適切に反映させるため「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を年複数回開催して各府省と対面での情報提供等を実施し、次年度以降の取組に向けた課題抽出を実施</p>	<p>令和元年度</p> <p>①各種国際会議及び専門家会合に10回参加。参加に当たっては、国内機関との調整の上、対処方針に基づいて日本から発言を行い、国際的なルール策定に参画した。また、ジェンダー統計について、各府省と連携し国際専門家グループへの登録といった取組を行い、平成29年3月の国連統計委員会においてジェンダー統計に関する国際会議(30年11月開催予定)の招致を表明し、29年10月の国際専門家グループ会合において正式に承認された。②国際協力の一環として、各国際機関等への国際比較可能なデータの提供をはじめとする照会案件に約260件対応したほか、国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)が開発途上国の統計部局職員(625名)への統計研修等を実施するに当たり、日本国政府の協力機関として、現物及び現金寄与並びに役務の提供(職員派遣)による協力を行った。③「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を2回開催した。国連今年度は、我が国におけるSDGsの推進状況を的確に把握するため、国内機関(各府省等)と連携し、国連が定めたSDG指標と我が国の公的統計との対応表の整備に着手した。次年度以降は、我が国から国連へのSDG指標に関するデータの報告に向けた体制を構築していく。</p>	<p>①各種国際会議及び専門家会合に予算等の制約の範囲内で最大限(少なくとも年間10回程度)参加するほか、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を実施し、③国際動向を国内に適切に反映させるため「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を年複数回開催して各府省と対面での情報提供等を実施し、次年度以降の取組に向けた課題抽出に加え、前年度に抽出した課題に対する取組状況を把握</p> <p>①各種国際会議及び専門家会合に10回参加。参加に当たっては、国内機関との調整の上、対処方針に基づいて日本から発言を行い、国際的なルール策定に参画した。また、平成30(2018)年11月、ジェンダー統計の作成及び活用に関する能力の向上や知識の共有を目的として、国連統計部が隔年で開催する「ジェンダー統計グローバルフォーラム」の第7回会合を、東アジア地域では初めて日本(東京)で開催した。②国際協力の一環として、各国際機関等への国際比較可能なデータの提供をはじめとする照会案件に約200件対応し、国際的な統計活動に貢献したほか、国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)が開発途上国の統計部局職員(1,625名)への統計研修等を実施するに当たり、日本国政府の協力機関として、現物及び現金寄与並びに役務の提供(職員派遣)による協力を行った。さらに、国連との調整の結果、国連経済社会局統計部への総務省職員派遣制度を設立し、国連への協力体制を人的リソースという形で実現することができた。③「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を2回開催(各回ともに、12府省等出席)し、前年度から検討しているSDG指標に対する日本の対応可能性を引き続き拡大していくよう努める必要があるという課題を共有した。今年度においては、6月のSDGs推進本部幹事会において、我が国におけるSDG指標の整備に係る推進体制を決定した。さらに、SDG指標のデータ提供に向け、本決定に基づき、担当府省庁等の整理協議を行った。</p>	<p>①各種国際会議及び専門家会合に予算等の制約の範囲内で最大限(少なくとも年間10回程度)参加するほか、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を実施し、③国際動向を国内に適切に反映させるため「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を年複数回開催して各府省と対面での情報提供等を実施し、次年度以降の取組に向けた課題抽出に加え、前年度に抽出した課題に対する取組状況を把握</p> <p>①各種国際会議及び専門家会合に11回参加。参加に当たっては、国内機関との調整の上、対処方針に基づいて日本から発言を行い、国際的なルール策定に参画した。また、平成30(2018)年11月、ジェンダー統計の作成及び活用に関する能力の向上や知識の共有を目的として、国連統計部が隔年で開催する「ジェンダー統計グローバルフォーラム」の第7回会合を、東アジア地域では初めて日本(東京)で開催した。②国際協力の一環として、各国際機関等への国際比較可能なデータの提供をはじめとする照会案件に約200件対応し、国際的な統計活動に貢献したほか、国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)が開発途上国の統計部局職員(1,625名)への統計研修等を実施するに当たり、日本国政府の協力機関として、現物及び現金寄与並びに役務の提供(職員派遣)による協力を行った。さらに、国連経済社会局統計部への職員派遣を省内公募し、職員を1名派遣し、国連への協力を職員派遣という形で更に拡大した。③「国際統計に関する関係府省等連絡会議」(平成30年12月に同連絡会議に替えて「国際統計に関するワーキンググループ」を設置)を2回開催し、引き続きSDG指標に対する日本の対応可能性を引き続き拡大していくよう努める必要があるという課題を共有した。今年度においては、6月のSDGs推進本部幹事会において、主に指標の算出を担当する府省の確定が行われ、更に12月のSDGs推進本部幹事会において、指標に関連する政策を所管する部局による指標の作成方法等の確認・確定手順が決定された。</p>	<p>①各種国際会議及び専門家会合に予算等の制約の範囲内で最大限(少なくとも年間10回程度)参加するほか、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を実施し、③国際動向を国内に適切に反映させるため「国際統計に関するワーキンググループ」を年複数回開催して各府省と対面での情報提供等を実施し、次年度以降の取組に向けた課題抽出に加え、前年度に抽出した課題に対する取組状況を把握</p>	<p>平成28年3月にSDGs(持続可能な開発目標)を測定する国際指標が国連統計委員会で合意され、その機関間専門家グループ(IAEG-SDGs)において関連諸課題が検討されている。このため、こうした国際的な統計基準・ルールや指標に関する国際会議等における検討への積極的な参画を行うことにより、我が国の国際的なプレゼンスを高めるとともに、統計作成に必要な諸外国の人材育成等を通じて、積極的に国際貢献を推進し、先進国としての責務を果たす必要がある。</p> <p>このような状況に対応するためには、国内機関との協力及び調整に引き続き留意しながら、①国際会議等への積極的な参画を行うとともに、②国際比較に必要なデータの提供等の国際協力の実施を行うほか、③「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を開催し情報共有を図ってきたところ、今後は同会議の更なる活用方法の検討も行いながら、国際的な議論の動向を把握し、国内の統計行政により適時適切に反映させる措置を講じることが重要であるため、①～③を測定指標として設定する。</p> <p>【参考】 国際会議(専門家会合を含む。)への参加回数実績 平成24年度 15回 平成25年度 11回 平成26年度 13回 平成27年度 10回 平成28年度 10回 平成29年度 10回 平成30年度 11回</p>
--	----------	--	---------------	---	---	--	---	---	---

<p>オープンデータの利活用の促進及び日本の企業活動のため、ウェブ上で誰でも参加可能なMOOC講座等の学習基盤を整備することにより、「データサイエンス」力の高い人材の育成を図ること</p>	<p>データ分析を担う人材を育成するため、MOOC講座等の学習基盤を整備</p>	<p>④ データサイエンス・オンライン講座の受講者数 <アウトプット指標></p>	<p>受講者数: 23,800人</p>	<p>平成27年度</p>	<p>受講者数: 23,900人以上</p>	<p>令和元年度</p>	<p>受講者数: 25,200人以上</p>	<p>受講者数: 25,200人以上</p>	<p>受講者数: 25,200人以上</p>	<p>受講者数: 23,900人以上 ※</p>	<p>「情報通信白書(平成26年版)」において、データ分析を担う人材の不足が指摘されている現状を踏まえて、データ分析を担う人材育成につながる指標として設定。 27年度の実績(入門編(春新規開講15,400人、秋再開講8,400人)及び28年度以降の予想される受講者数を踏まえ、目標値を設定。 28年度及び29年度に開講する実践編講座等は入門編(春新規開講)ほどの受講者数が見込まれないことから、それぞれ前年の入門編(再開講)の実績を用いて目標値を設定した。また、30年度は再開講のみを予定していることから、直近の入門編(再開講)の実績を用いることとした。 平成31年度目標値「受講者数: 23,900人以上」 ※当該施策については、平成30年度に施策目標等の見直しを実施。統計リテラシーを有する者の増加と統計調査に対する協力意識の醸成につながる指標として、基準年前年までの実績と令和元年度の各講座の開講予定数を基に、各講座ごとに受講者数の目標値を設定した。 ※データサイエンス・オンライン講座とは、データに基づいて課題を解決する能力の高い人材育成を目標として、MOOCの手法を用いて実施する講座。 ※MOOCとは、Massive Open Online Courses の略。インターネット上で誰でも無料で参加可能な、大規模でオープンな講義のこと。</p>
<p>社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に遅滞なく提供すること</p>	<p>国勢の基本となる統計の確実な作成・提供</p>	<p>⑤ 統計局所管統計について、経済・社会の環境変化に対応した調査を確実に実施し、各年度中に公表が予定されている統計データを遅滞なく公表したデータの割合 <アウトプット指標></p>	<p>99%</p>	<p>平成27年度</p>	<p>100%</p>	<p>令和元年度</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>公的統計は「社会の情報基盤」として、今日の行政運営や企業の意思決定などに必要不可欠なものであるため、社会経済情勢の変化に対応した有用で信頼される統計を作成し、それを適時的確に提供することが重要である。最後の工程たる公表を予定どおりに行うことが、確実な統計の作成及び提供に必須であるため、指標として設定(目標値: 同程度)。</p>
<p>大規模調査におけるオンライン調査の活用促進</p>	<p>大規模調査におけるオンライン調査の活用促進</p>	<p>6 平成28年経済センサス-活動調査のオンライン調査利用割合 <アウトプット指標></p>	<p>約0.5% (約400万件中約2万件)</p>	<p>平成23年度</p>	<p>10%以上 (約400万件中約40万件以上)</p>	<p>平成28年度</p>	<p>10%以上 (約400万件中約40万件以上)</p>	<p>22%</p>	<p>22%</p>	<p>22%</p>	<p>オンライン調査については、報告者負担の軽減や利便性の向上、正確な統計作成など多くのメリットがあることを踏まえ、基幹統計調査や大規模統計調査がその充実に優先的に取り組むとされているところである。よって、我が国の全産業分野における全ての事業所・企業を対象とする「経済センサス-活動調査」においては、その推進に積極的に取り組むこととし、目標を以下のとおり設定。 前回調査(平成24年2月実施)の結果: 調査対象企業全体の約0.5% (前回調査においてはオンライン調査可能企業が一部に限定) 試験調査※の実績(約9%)を参考にし、前回調査の実績を大きく上回る10%を目標値に設定。 ※試験調査とは、本調査(実際の調査)を実施する前に、記入負担や事務負担等を試験的に検証するものであり、調査対象・調査範囲ともに限定的であることに留意。</p>

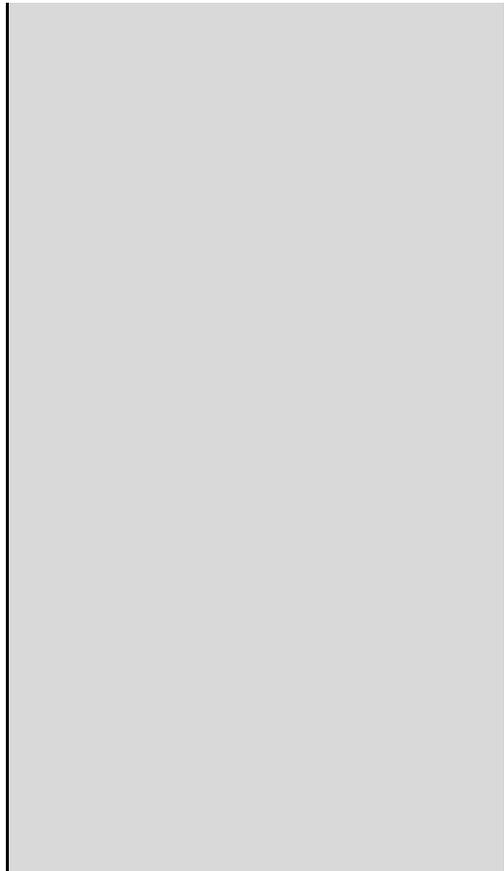
統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図ること	統計情報の適時的・的確な提供	7	統計局所管統計について主要5紙(朝日、読売、毎日、日経、産経)に掲載された記事数(基準年度を含む直近5か年の平均) <アウトプット指標>	830件 (23年度~27年度の平均)	平成 27年度	830件以上	令和 元年度	830件以上	830件以上	830件以上	830件以上	統計調査の実施の広報や結果の公表に当たり、報道機関に分かりやすく正確にその内容が掲載されることにより、調査に関する国民の理解を深めることが期待できることから指標として設定(複数年に一度実施する大規模周期調査の周期を勘案し、過去5年の実績の平均(約830件)を基準として、目標値を設定(同程度))。実績値は目標年度を含む直近5か年の平均とする。 【参考(実績件数)】 平成30年度:647件 平成29年度:656件 平成28年度:938件 平成27年度:1,002件 平成26年度:980件 平成25年度:864件 平成24年度:786件 平成23年度:512件
								914件	888件	845件	—	
	統計情報の適時的・的確な提供	8	統計局所管統計について各府省の年次報告書(白書)に掲載された件数(基準年度を含む直近5か年の平均) <アウトプット指標>	507件 (23年度~27年度の平均)	平成 27年度	510件以上	令和 元年度	510件以上	510件以上	510件以上	510件以上	各府省の年次報告書(白書)は、各種施策の現状や経済社会の実態等について国民に広く周知するものである。 統計が白書に掲載されることは、行政施策の企画・立案・評価や企業の意思決定など、幅広い統計の利活用促進につながるため、指標として設定。(大規模周期調査の周期を勘案し、過去5年の実績の平均(約510件)を基準として、目標値を設定(同程度))。実績値は目標年度を含む直近5か年の平均とする。 【参考(実績件数)】 平成30年度:450件 平成29年度:506件 平成28年度:408件 平成27年度:615件 平成26年度:470件 平成25年度:669件 平成24年度:409件 平成23年度:369件
								514件	534件	490件	—	
	統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図ること	API機能を利用できる統計調査を増やし、e-Statから提供する統計表の充実を図ること	⑨	「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表へのアクセス件数 <アウトプット指標>	5,382万件	平成 27年度	7,434万件以上	平成 30年度	5,848万件以上	6,820万件以上	統計利用者からの要望等を踏まえ、統計利用者の利便性の向上やコンテンツの充実を図ることにより、統計情報の利用の促進が見込まれることから指標として設定。 目標値は、アクセス件数についてのこれまでの実績から想定される今後の推移に加え、今後API機能の提供を順次拡大していくことで見込まれる件数増加を勘案して設定。 ※API(Application Programming Interface)機能:手作業によることなく、プログラムが自動で統計データを取得できるようになる機能	
									6,740万件	6,049万件 (従前はエラー処理によって実質的に提供できなかった場合についても、件数に包含していたが、平成29年度に実施したシステム更改によって、正常処理の場合のみ、件数として把握するよう改善したため減少した)		
—									—	6,663万件以上		7,517万件以上
6,049万件									平成 29年度	7,517万件以上		令和 元年度

統計局ホームページのリニューアルを実施し、利用者の利便性向上を図る	⑩	統計局ホームページのアクセス件数 ＜アウトプット指標＞	4,177万件	平成 26年度	5,000万件以上	令和 元年度	4,540万件以上	4,720万件以上	4,900万件以上	5,000万件以上	ホームページは国民にとって統計数値を得る身近な手段であることから、幅広い統計の活用促進につながるため、ホームページのアクセス件数を指標として設定。 目標値は、アクセス件数についてのこれまでの実績から想定される今後の推移を勘案して設定。 平成30年度の実績は、統計に関する諸問題が生じた9月(約1,125万件)にアクセス数が集中するなどの要因から、目標値を大きく超えた結果となった。令和元年度の目標値は、これらの要因を除いた数値で勘案し設定。
							4,045万件	3,907万件	6,681万件	—	
公共データの民間開放(オープンデータ)の推進のため、オープンデータの最高ランク形式であるLOD形式で提供するデータを充実させる	11	LOD(Linked Open Data)のアクセス件数 ＜アウトプット指標＞	17,200件	平成 28年度	409,500件以上	令和 元年度	17,200件以上	225,000件以上	315,000件以上	409,500件以上	『世界最先端IT国家創造宣言(平成27年6月30日閣議決定)』において、公共データの民間開放(オープンデータ)の推進が掲げられており、オープンデータの最高ランクの形式であるLOD形式(※)のデータの充実を図ることで、統計情報の利用の促進が見込まれることから指標として設定。 ※ LOD(Linked open data)：メタデータ(データを表す情報)を国際標準に準拠した形式で整備し、容易なデータ検索及び関係するインターネット上の他のデータとの相互リンクを可能とするデータ 注：28年度事前分析表においては、29年度、30年度の目標値をそれぞれ、34,400件、51,600件にしていたが、当初の目標以上に増加が見込まれるため、それぞれ225,000件、315,000件に変更した。 平成28、29年度は、アクセス件数のばらつきが各月ごとに生じていたが、平成30年度は各月とも一定のアクセス件数があったため、平成30年度の実績値(468,938件)となったが、まだ十分な期間、実績が蓄積されておらず今後の変動については不透明なことから、令和元年度の目標値は、平成30年度の目標値変更後(225,000件、315,000件、…)の考え方に基づき、設定。
							151,566件	199,923件	468,938件	—	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	平成31年度行政事業 レビュー事業番号
		29年度	30年度	31年度			
(1)	統計調査の実施等事業(経常調査等) (昭和21年度)	6,610百万円 (6,292百万円)	7,395百万円 (6,935百万円)	6,847百万円	5,7,8,10	<ul style="list-style-type: none"> 国民の就業・不就業を明らかにする労働力調査、家計の実態を明らかにする家計調査、物価動向を明らかにする小売物価統計調査(消費者物価指数)や、個人企業経済調査、科学技術研究調査、家計消費状況調査、サービス産業動向調査及び各試験調査の実施及び結果の公表等の事業を実施。 国が必要とする統計調査の費用は、地方公共団体が負担する義務を負わない(地方財政法第10条の4)ことから、全額を国庫で負担。 <p>【成果指標(アウトカム)】 各年度に定めた公表スケジュールの達成率:100%(平成31年度) 【活動指標(アウトプット)】 経常的な調査の実施数:8調査(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 国民の就業・不就業を明らかにする労働力調査、家計の実態を明らかにする家計調査、物価動向を明らかにする小売物価統計調査(消費者物価指数)等の実施及び結果の公表等の事業を確実に実施することにより、国勢の基本に関する統計が整備され、社会経済情勢を把握するための統計作成という施策目標に寄与する。</p>	0149
(2)	統計調査の実施等事業(周期調査) (大正9年度)	3,687百万円 (3,645百万円)	9,728百万円 (9,450百万円)	11,417百万円	5,6,7,8	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度においては、我が国における住戸に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況、その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得るための、住宅・土地統計調査を実施。 国が必要とする統計調査の費用は、地方公共団体が負担する義務を負わない(地方財政法第10条の4)ことから、全額を国庫で負担。 <p>【成果指標(アウトカム)】 各年度に定めた公表スケジュールの達成率:100%(平成31年度) 【活動指標(アウトプット)】 統計調査の実施数:1調査(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする国勢調査を実施することにより、国勢の基本に関する統計が整備され、社会経済情勢を把握するための統計作成という施策目標に寄与する。</p>	0150
(3)	統計体系整備事業 (昭和22年度)	10,076百万円 (9,844百万円)	10,057百万円 (9,909百万円)	9,962百万円	1~3	<ul style="list-style-type: none"> 統計体系の整備のため、主に以下の事業を実施。 基本計画の推進による公的統計の体系的整備 国の統計調査業務に従事する都道府県職員(統計専任職員)の給与等の負担 統計調査員の確保対策、統計業務に従事する地方公共団体職員等への統計研修の実施 産業連関表の作成 国連等が実施する購買力平価算出への対応 <p>【成果指標(アウトカム)】 ・オーダーメイド集計又は匿名データの提供の申出を受けた件数:75件(平成31年度) ・事業所・企業を対象とする調査に関する重複是正措置の実施率:100%(平成31年度) ・事業所・企業を対象とする調査に関する履歴登録措置の実施率:100%(平成31年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・第Ⅲ期基本計画(平成30年度~34年度)の別表に掲げられた具体的な取組の実施率:56.5%(平成30年度) ・基本計画の推進のためのワーキンググループ等会議の開催回数:16回(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 統計体系整備事業を実施することにより、第Ⅲ期基本計画に掲げた諸施策(調査体制の機能維持・国と地方公共団体の連携、統計職員等の人材育成・確保、経済関連統計の整備、国際機関への情報提供の推進等)の実現に寄与している。</p>	0151
(4)	国連アジア太平洋統計研修所運営事業 (昭和45年度)	309百万円 (306百万円)	319百万円 (315百万円)	322百万円	3	<ul style="list-style-type: none"> SIAPは、国際連合で唯一の統計研修の専門機関であり、昭和45(1970)年の設立以来、145か国・地域の約1万9,682人の政府統計職員に対し、研修を実施してきている。SIAPの事業運営は、国際連合アジア太平洋経済社会委員会(以下「ESCAP」という。)加盟国・準加盟国からの分担金による現金寄与、講師派遣等の現物寄与、国際機関からの資金提供などにより行われており、上記の目的を達成するため、我が国もSIAPの招請国政府として、現金寄与(国連アジア統計研修援助計画分担金の拠出)及び現物寄与(施設、コンピュータ等の提供)を実施している。 <p>【成果指標(アウトカム)】 ESCAP域内各国における国民経済計算(SNA)の新しい国際基準(我が国も策定に関与)の採用国・地域数:58ESCAP域内国(地域)数:58地域(平成32年度) 【活動指標(アウトプット)】 SIAPにおける各研修コースは、主にESCAP域内各国からの現金寄与や現物寄与、国際機関からの支援により実施されているものであるが、定量的な活動指標として、SIAP全体における研修生数の実績を記載。:1,625人(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 SIAPの招請国政府として、現金寄与及び現物寄与を実施することにより、開発途上国の統計に関する人材育成への貢献、我が国の国際的なプレゼンスの向上、先進国としての責務を果たすことといった第Ⅲ期基本計画に掲げた諸施策の実現に寄与する。</p>	0152

<p>(5)</p>	<p>統計調査等業務の最適化事業 (平成18年)</p>	<p>1,581百万円 (1,569百万円)</p>	<p>2,135百万円 (2,111百万円)</p>	<p>1,700百万円</p>	<p>4.9.11</p>	<p>従来、各府省等が個々に開発・運用していた統計関係システムを一元化した「政府統計共同利用システム」を構築、運用することで、①各府省等が実施した統計調査結果等のワンストップサービスによる国民等への提供、②セキュリティ対策が十分確保されたオンライン調査システムの国民等への提供、③事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報の各府省への提供など、ITを活用した業務・システム改革を実現するとともに、併せて統計調査等業務の共通化・標準化を図る。さらに、同システムの1機能である政府統計の総合窓口(e-Stat)からAPI機能や小地域に特化した統計GIS機能(JSTAT MAP)を提供するとともに、データベース化した統計データの拡充やオープンデータの最高ランクであるLOD(Linked open data)でのデータ提供など、統計におけるオープンデータの高度化を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 *e-Statの統計表へのアクセス件数(※API機能(プログラム等によって、統計データを取得可能な機能)による利用件数を含む。):8,352万件(平成33年度) *e-Statから利用可能な統計表及びデータベース化している統計表数:110万件(平成33年度) 【活動指標(アウトプット)】 *e-statの統計表提供数:77万表(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 統計調査等業務の最適化事業を実施することにより、政府統計のポータルサイト「e-Stat」から統計データを一元的に提供することを実現したことに加え、e-Statから提供する統計表や統計データの形式、機能の充実させるなど便利で使いやすい統計情報を提供することで、統計利用者の利便性の向上に寄与する。</p>	<p>0153</p>
<p>(6)</p>	<p>統計法 (平成19年)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>1~11</p>	<p>公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに鑑み、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する。</p>	

	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	公的統計の整備に関する基本的な計画(第Ⅱ期)	平成26年3月25日	※全般的に関係
	公的統計の整備に関する基本的な計画(第Ⅲ期)	平成30年3月6日	※全般的に関係
	経済財政運営と改革の基本方針2014	平成26年6月24日	第3章 経済再生と財政健全化の好循環 3. 公的部門改革の推進 (1) 行政のIT化と業務改革、行政改革、公務員改革 ① 行政のIT化と業務改革 IT総合戦略本部の下、「世界最先端IT国家」の実現に向け、内閣情報通信政策監(政府CIO)を中心に、工程表を取りまとめ、政府情報システムの徹底した運用コスト削減や、国・地方を通じたクラウド化の推進など情報インフラの合理化・再構築、オープンデータの推進等の取組を進める。
	経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	第1章 現下の日本経済の課題と基本的方向性 1. 日本経済の現状と課題 [2] 今後の課題 (1) 経済再生に向けた取組 ② 潜在的な成長力の強化 国内外の新たな市場を開拓し、潜在的な需要を獲得するため、健康産業、観光、農林水産業、エネルギー等の成長産業化、ロボットや人工知能、ビッグデータやオープンデータの活用等の取組の加速や、経済連携の強化等を通じたグローバル化への積極的な対応等に取り組んでいく。
	経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (7) 経済統計の改善 経済財政運営に当たっては、不断の統計の改善が必要である。総務省は、統計委員会が取りまとめた取組方針に基づき、関係府省庁の協力を得て、統計の精度向上に取り組む。景気判断をより正確に行う観点から、行政記録情報やビッグデータ等の活用を拡大する。さらに、GDP統計をはじめとした各種統計の改善に向け、経済財政諮問会議において、統計委員会と連携しつつ、以下の課題を含む政府の取組方針を年内に取りまとめる。 ① 経済社会構造の変化を横断的に正確に反映する仕組み ② 類似統計間の統計手法、結果等についての比較分析と、統計改善に向けたフィードバックの仕組み ③ 利用者視点に立った府省庁横断的な地域区分の統一の推進などの統計比較可能性の強化 ④ 行政記録情報やビッグデータなどの新たなデータ源についての効率的な利活用の推進



経済財政運営と改革の基本方針2017	平成29年6月9日	<p>【本文】 第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 5. 安全で安心な暮らしと経済社会の基盤確保 (6) 統計改革の推進 「統計改革推進会議最終取りまとめ」等に基づき、証拠に基づく政策立案(EBPM)と統計の改革を車の両輪として、一体的に推進する。 また、GDP統計を軸とした経済統計の改善、ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進、報告者負担の軽減と統計行政体制の見直し・業務効率化、基盤強化などの取組を推進する。その際、中長期にわたる改革の取組を確実に実施するため、必要となるリソースを計画的に確保するとともに、効率化の徹底等により官民の統計コストを3年間で2割削減する。</p>
経済財政運営と改革の基本方針2018	平成30年6月15日	<p>【本文】 第3章 「経済・財政一体改革」の推進 5. 歳出改革等に向けた取組の加速・拡大(見える化) また、必要となる人員等のリソースの計画的確保等を含め統計改革を推進し、政府統計の一体性と信頼性の向上等統計の改善を進めるとともに、地方公共団体を含め、社会全体としての統計リテラシーを高める。 (技術革新を活用した業務イノベーション) 統計の作成・報告・利用の負担を2割削減するなど、統計分野の業務の効率化の取組を徹底する。</p>
経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年6月21日	<p>【本文】 第3章 経済再生と財政健全化の好循環 2. 経済・財政一体改革の推進等 (1) 次世代型行政サービスを通じた効率と質の高い行財政改革 ③ EBPMをはじめとする行政改革の推進 (i) データの積極的活用に向けた公的統計の整備とEBPMの推進 政府統計について、統計委員会の点検・検証等に基づき、事案の再発防止にとどまらない抜本改善を行うとともに、国民に信頼される統計行政の推進に必要なリソースを計画的に確保する。 個別統計の分析審査及びPDCAサイクルを機能させるための点検・検証体制の早急な整備、総務省・統計委員会のチェックの重点化・強化、地方における審査・調査員管理体制の強化や業務の実情に応じた効率化、統計部門の人材育成を行う。また、これまでの統計の作成・報告・利用の負担の2割削減の取組を踏まえつつ、業務、働き方、サービスの改革を一層進め、統計データの利便改善、品質の見える化、オンライン化促進やシステム適正化やビッグデータの活用の本格研究、国の統計業務の「共同化」に取り組む。公的統計を所管する各府省庁及び総務省において、税務情報や不動産登記情報などの行政記録情報等の統計への二次的な活用の促進を検討する。 統計改革推進会議に、今後の事業を受けた総合対策の検討体制と、政策部門と連携した不断の統計改革実施体制を構築する。</p>

				<p>【本文(オープンデータ及びデータサイエンス)】 E.世界最高水準のIT社会の実現 4. 世界最高水準のIT社会の実現 ⑦オープンデータの利活用</p> <p>オープンデータの利活用による新産業・新サービスの創出に向け、民間団体と連携し、本年度からビジネスや課題解決のユースケース集である「オープンデータ100」の収集・配信を開始する。また、来年度を目標に、地方自治体等の公共機関や民間企業に対し、オープンデータの公開・分析・利活用に係る手段・ノウハウ等を伝達する「オープンデータ伝道師」の任命と派遣活動等を支援する仕組みを構築するとともに、ウェブ上で誰でも参加可能なMOOC講義(Massive Open Online Courses:大規模公開オンライン講座)「データサイエンス・オンライン講座」の拡充など、データサイエンス力の高い人材育成を推進する。</p> <p>加えて、公的統計データにおけるオープンデータの先進化を図るため、本年度は、提供する統計データの形式、提供方法の検討及び課題の把握・整理を目的とするLOD(Linked Open Data)等についてのオープンデータのモデル事業並びに大学関係者等、研究分野の利用者とのデータ利用方法についての具体的検討を行い、モデル事業の成果及び検討結果を踏まえ、来年度よりLOD等のデータ提供の実施や手引書の策定等を行う。</p> <p>【工程表(オープンデータ)】 4. 世界最高水準のIT社会の実現 中短期工程表「世界最高水準のIT社会の実現②」 公共データの民間開放及び革新的電子行政サービスの構築 【2013年度～2015年度初め】 ・公的統計データにおけるオープンデータの高度化(API機能・統計GIS機能のサービス提供)(2014年10月) 【2015年度～】 ・API機能及び統計GIS機能の改善及び対象データの拡充 ・オープンデータのモデル事業の実施 【2016年度～】 ・LOD等のデータ提供の実施、手引書の策定</p> <p>【工程表(データサイエンス)】 4. 世界最高水準のIT社会の実現 中短期工程表「世界最高水準のIT社会の実現⑦」 産業競争力の源泉となるIT人材の育成確保 【2013年度～2015年度初め】 ・「データサイエンス・オンライン講座」の開設(2014年12月) 【2015年度】 ・オープンデータ利活用人材育成のための学習機会の充実に向けた検討 【2016年度～】 ・データサイエンスに関する学習機会の更なる充実</p>
		日本再興戦略	平成26年6月24日改訂(平成27年6月30日改訂)	
		日本再興戦略2016	平成28年6月2日	<p>【本文】 第2 具体的施策 I 新たな有望成長市場の創出、ローカルアベノミクスの深化等 1. 第4次産業革命の実現 (2)新たに高ずべき具体的施策 ii)第4次産業革命を支える環境整備 ⑥サイバーセキュリティの確保とIT利活用の徹底等 ウ)政府・地方自治体のオープンデータの推進</p> <p>課題解決のためのオープンデータの実現に向けて、「オープンデータ2.0」(平成28年5月20日IT総合戦略本部決定)に基づき、日本の産業競争力強化と国民生活における利便性向上に配慮しつつ取組を進める。今後、本年夏を目標に、2020年までの集中取組期間において、一億総活躍社会の実現等の強化分野における具体的な目標の設定を行う。その際、機械判読に適した形式のデータや外国語コンテンツの充実等を図る。</p> <p>【工程表】 I 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等 中期工程表「1. 第4次産業革命の実現④」 第4次産業革命を支える環境整備⑨ 【2013年度～2015年度】 公的統計データにおけるオープンデータの高度化(API機能・統計GIS機能のサービス提供)(2014年10月) 【2016年度】 ・API機能及び統計GIS機能の改善及び対象データの拡充 ・LOD等のデータ提供手引書の策定 【2016年度秋～】 ・API機能及び統計GIS機能の改善及び対象データの拡充(同上) ・LOD等のデータ提供の実施</p>

				<p>未来投資戦略2017 -Society5.0の実現に向けた改革-</p>	<p>平成29年6月9日</p>	<p>【本文】 第2 具体的施策 II Society 5.0 に向けた横割課題 A. 価値の源泉の創出 1. データ利活用基盤の構築 (2)新たに講ずべき具体的施策 i) 公共データのオープン化の推進 ・(中略)官民データ活用推進戦略会議で設定した官民データ活用に向けた重点分野を中心に、新サービス創出や社会課題の解決等につながる形でデータのオープン化を推進する。 2. 規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進 (2)新たに講ずべき具体的施策 i) 政府横断での行政手続コスト削減の徹底 ・「行政手続部会取りまとめ」に沿って、各省庁は事業者目線で2020年3月までに事業者の行政手続コストの20%以上の削減を目指す。(中略)「調査・統計に対する協力」については、統計改革の基本方針等を踏まえて対応する。各省庁は本年6月末までに基本計画を策定し、可能な事項は速やかに着手する。来年3月までに規制改革推進会議行政手続部会の見解及び基本計画策定後の取組状況を踏まえ、基本計画を改定する。なお、進捗状況については、規制改革推進会議行政手続部会がフォローアップを行う。</p> <p>【中短期工程表】 「データ利活用基盤の構築」 2017年度以降 ・API機能及び統計GIS機能の改善並びに対象データの拡充・統計データの利用環境の充実 ・LODデータの拡充 「規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進」① 2017年度～2019年度 ・「行政手続部会取りまとめ」に沿って、各省庁は事業者目線で2020年3月までに事業者の行政手続コストを20%以上削減する。(中略)「調査・統計に対する協力」については、統計改革の基本方針等を踏まえて対応。 ・進捗状況については、行政手続部会がフォローアップ。</p>
				<p>女性活躍加速のための重点方針2017</p>	<p>平成29年6月6日</p>	<p>【本文】 I あらゆる分野における女性の活躍 3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成 (12) 国際的な取組の推進 ⑤第7回ジェンダー統計グローバルフォーラムの開催による、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計(ジェンダー統計)の国際的な発展への貢献 各国・国際機関における取組を普及・共有することを目的として、国連が開催国との共催で隔年開催する国際フォーラム「第7回ジェンダー統計グローバルフォーラム」の平成30年度における我が国での開催に向けて、必要な準備を進める。</p>
				<p>女性活躍加速のための重点方針2018</p>	<p>平成30年6月12日</p>	<p>II あらゆる分野における女性の活躍 3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成 (9) 国際的な協調及び貢献に向けた取組 ⑤第7回ジェンダー統計グローバルフォーラムの開催 各国・国際機関における取組を普及・共有することを目的として、国連が開催国との共催で隔年開催する国際フォーラム「第7回ジェンダー統計グローバルフォーラム」の我が国での開催に向けて、必要な準備を進め、フォーラムの実施を通じて、国際的なジェンダー統計の発展に貢献する。</p>

<p>政策の予算額・執行額</p>	<p>22,262百万円 (21,657百万円)</p>	<p>29,597百万円 (28,718百万円)</p>	<p>29,376百万円</p>	<p>政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>男女共同参画白書</p>	<p>平成30年6月15日</p>	<p>【本編】 II 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策</p> <p>第1部 平成29年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策</p> <p>第13章 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献</p> <p>第2節 男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮</p> <p>5 国際会議等における日本の貢献と取組の発信 総務省は、平成29年10月に開催された国連ジェンダー統計に関する機関間専門家グループ(AEGGS)年次会合において、ジェンダー統計のグローバルな発展に資するため、国連が開催国との共催で隔年開催する国際フォーラムである、ジェンダー統計グローバルフォーラムの第7回会合を、30年度に我が国(東京)へ招致することを表明し、同グループの2018(平成30)年活動計画として正式に承認された。また、フォーラムの企画について、共催者の国連統計部との調整を進めた。</p> <p>第2部 平成30年度に講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策</p> <p>第1章 男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進</p> <p>第2節 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進</p> <p>(7) 男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計(ジェンダー統計)の充実等</p> <p>「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月閣議決定)においては、第4次基本計画等でジェンダー統計の充実の観点から性別データの把握等に努めることが求められていることを踏まえ、可能な限り性別ごとのデータを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析に資する統計の作成・提供を推進するとされている。</p> <p>第13章 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献</p> <p>第2節 男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮</p> <p>さらに、ジェンダー統計のグローバルな発展に資するため、国連が開催国との共催で隔年開催する国際フォーラムである「ジェンダー統計グローバルフォーラム」の第7回会合を東京で開催する。</p>
						<p>令和元年6月14日</p>	<p>【本編】 II 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策</p> <p>第1部 平成30年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策</p> <p>第1章 男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進</p> <p>第2節 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進</p> <p>(7) 男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計(ジェンダー統計)の充実等</p> <p>「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月閣議決定)においては、第4次基本計画等でジェンダー統計の充実の観点から性別データの把握等に努めることが求められていることを踏まえ、可能な限り性別ごとのデータを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析に資する統計の作成・提供を推進するとされている。</p> <p>第13章 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献</p> <p>第2節 男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮</p> <p>5 国際会議等における日本の貢献と取組の発信 総務省は、平成30(2018)年11月、ジェンダー統計の作成及び活用に関する能力の向上や知識の共有を目的として、国連統計部が隔年で各国と共催する「ジェンダー統計グローバルフォーラム」の第7回会合を、東アジア地域では初めて日本(東京)で開催した。73の国及び国際機関等から統計専門家、統計のユーザーや研究者等、約170人が参加し、経済、労働、気候変動、人権等の9つのテーマについて、日本を含む32の国及び国際機関等が、ジェンダー統計の作成、活用、分析に関する取組について、延べ46件の発表を実施した。</p>

				<p>世界最先端IT国家創造宣言</p>	<p>平成25年6月14日(平成26年6月24日改定)(平成27年6月30日改定)</p>	<p>【本文(オープンデータ)】 III. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 1. IT利活用の深化により未来に向けて成長する社会 (3) 公共データの民間開放(オープンデータ)の推進 各府省庁が公開するデータの構造等の標準化等については、既存のガイドラインの周知徹底等に取り組むこととし、関連して、各府省Webサイトにおいて、データの組み合わせや横断の利用を容易とする共通の語彙(ボキャブラリ)の基盤構築、各府省庁のWebサイトで提供するデータベースにおけるAPI機能の整備やAPIの総合カタログを提供する。</p> <p>【本文(データサイエンス)】 IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 1. 人材育成・教育 (2) 日本のIT社会をリードし、世界にも適用するIT人材の創出 このため、初等・中等教育段階でのプログラミング、情報セキュリティなどのIT教育を充実させ、高等教育段階では産業界と教育現場との連携の強化を推進し、継続性を持ってIT人材を育成していく環境の整備と提供に取り組むとともに、IoT、データサイエンスなど、世界最先端の技術や知識の習得を常に積極的に支援する学習環境を整備する。</p> <p>【工程表(オープンデータ)】 1. IT利活用の深化により未来に向けて成長する社会 (3) 公共データの民間開放(オープンデータ)の推進 ○オープンデータの公開の促進 【短期(2015年度～2016年度)】 ・ 統計におけるオープンデータの高度化を図る。2015年度に統計情報データベースのデータを拡充するとともに、オープンデータの先進化(LODでのデータ提供)のため、地方公共団体と連携したオープンデータモデル事業を実施する。オンライン調査システムに関し2015年度にスマートフォン等への対応に着手する。 【中期(2017年度～2018年度)】 ・ 引き続き、統計におけるオープンデータの高度化を図る。また、オンライン調査システムに関し、スマートフォン等に対応できるようにする。 【長期(2019年度～2021年度)】 ・ 引き続き、統計におけるオープンデータの高度化を図る。</p> <p>【工程表(データサイエンス)】 5. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 (1) 人材育成・教育 ②日本のIT社会をリードし、世界にも適用するIT人材の創出 【短期(2015年度)】 ○創造的人材の発掘・成長を支える環境の整備 ・ データサイエンス普及のため、社会人向けのデータサイエンスに関する学習サイトを開設し、ウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義(「データサイエンス・オンライン講座」)を立ち上げる。 【中期(2016年度～2018年度)】 ・ データサイエンスの更なる普及のため、社会人向けのデータサイエンスに関する学習サイト及びウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義(「データサイエンス・オンライン講座」)等について、コンテンツの充実を図る。 【長期(2019年度～2021年度)】 ・ データサイエンスを定着させるため、社会人向けのデータサイエンスに関する学習サイト及びウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義(「データサイエンス・オンライン講座」)等に加えて、対面の講義も開催する等、取組の更なる充実を図る。</p>
--	--	--	--	----------------------	---	--

					<p>【工程表(データサイエンス)】 2. 安全・安心なデータ流通と利活用のための環境の整備 (2) データ流通の円滑化と利活用の促進(人材育成) ○創造的人材の発掘・成長を支える環境の整備 【平成28年度～平成30年度】 ・ データサイエンスの更なる普及のため、社会人向けのデータサイエンスに関する学習サイト及びウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義(「データサイエンス・オンライン講座」)等について、コンテンツの充実を図る。 【平成31年度～平成33年度】 ・ データサイエンスを定着させるため、社会人向けのデータサイエンスに関する学習サイト及びウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義(「データサイエンス・オンライン講座」)等に加えて、対面の講義も開催する等、取組の更なる充実を図る。</p> <p>【工程表(オープンデータ)】 2. 安全・安心なデータ流通と利活用のための環境の整備 (3) 課題解決のためのオープンデータの「実現」(オープンデータ2.0) ○オープンデータの公開の促進 【平成28年度～平成30年度】 ・ 統計におけるオープンデータの高度化を図る。平成28年度以降は、これまで基幹統計を中心に実施してきた統計情報データベースのデータ拡充を、対象を一般統計まで拡大して実施するとともに統計データの利用環境を充実させる。平成27年度に地方公共団体と連携して実施したオープンデータモデル事業の成果についての検討結果を踏まえ、平成28年度にLOD等でのデータ提供の充実させるとともに、統計分野における共通語彙の整備を行う。平成27年度に着手したオンライン調査システムのスマートフォン等への対応を平成28年度に完了する。また、オンライン調査システムで使用している電子調査票のファイル形式を、順次見直す。 【平成31年度～平成33年度】 ・ 引き続き、統計におけるオープンデータの高度化を図る。また、オンライン調査システムで使用している電子調査票のファイル形式を、順次見直す。</p>
		<p>世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画</p>	<p>平成29年5月30日</p>		<p>第1部 II 「官民データ利活用社会」のモデル構築に向けて II-3 「官民データ利活用社会」のモデル構築 II-3-(2) 官民データの利活用に向けた環境整備 一 国、地方公共団体等のオープンデータの促進 官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、国、地方公共団体等におけるオープンデータを推進する。 III 推進体制 III-2 他の推進本部等との連携 ・ ITに関する規制改革の推進及び行政手続コストの削減(規制改革推進会議の取組) 事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的な取組を推進するため、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」(平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会決定)に沿って、平成32年3月までに事業者の行政手続コストを20%削減する。</p> <p>第2部 II 施策集 II-1-(2) オープンデータの促進【基本法第11条第1項及び第2項関係】、データの円滑な流通の促進【基本法第11条第3項関係】 ② 重点分野のうち重点的に講ずべき施策 <電子行政分野> ・ 統計データのオープン化の推進・高度化 統計データについては、高度に利活用可能な形式での統計データ(元となるデータを含む。)の提供に対する要望。 - 平成29年度中に「政府統計の総合窓口(e-Stat)」で公表される統計データから機械判読に適したXML形式の逐次提供を開始。また、平成30年度中に、統計データに関する利用者ニーズを把握する仕組みの導入、匿名データ利用に係る目的制限緩和、調査票情報の提供に関する利用要件の緩和等の制度面・運用面の見直し、オンライン施設の設置数を拡大。 - これらにより、統計データの高度利用を促進し、「証拠」に基づく政策立案の実現とともに、新たなサービスの創出に寄与。 KPI(進捗): e-Statで公表される機械判読に適した形のデータ数 KPI(効果): e-Statでの統計表の利用件数、API機能による統計データの取得数、統計LODの利用件数</p>

				世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画	平成30年6月15日	<p>第2部 II 施策集 II-(2)オープンデータの促進【官民データ基本法第11条第1項及び第2項関係】</p> <p>○[No.2-9] 統計データのオープン化の推進・高度化 ・統計データの更なる利活用促進や社会の高度かつ多様な分析ニーズに対応していくためには、全ての政府統計が利便性の高い提供基盤を構築する必要がある。 ・全ての政府統計をデータの取得や分析処理の自動化が可能となる「高度利用型統計データ」に転換する。また、個人や企業等の情報保護を確保しつつ、調査票情報の二次的利用の条件緩和やオンサイト利用の拡大に向けて、引き続き制度面の見直しを実施し、利用者の要望に応じて様々な集計が可能となるよう調査票情報に係る提供基盤を整備。また、行政保有データ(統計関連)の棚卸結果や、民間ニーズ等も踏まえ、データの公開を推進。 ・これらにより、統計データの高度利用を一層促進し、証拠に基づく政策立案(EBPM)の実現とともに、新たなサービスの創出に寄与。 KPI(進捗): e-Statで公表される機械判読に適した形のデータ数、匿名データ及び調査票情報の提供数 KPI(効果): e-Statでの統計表の利用件数、API機能による統計データの取得数、統計LODの利用件数、オンサイト施設利用数</p>
				世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画	令和元年6月14日	<p>第2部 II 施策集 II-(2)オープンデータの促進【官民データ基本法第11条第1項及び第2項関係】</p> <p>○[No.2-11] 統計データのオープン化の推進・高度化 ・統計データの更なる利活用促進や社会の高度かつ多様な分析ニーズに対応していくためには、利便性の高い提供基盤を構築する必要がある。 ・政府統計の総合窓口である「e-Stat」に掲載される原則全ての統計データを、データの自動取得・更新・分析などの利用ができる高度利用型統計データに転換するとともに、主要なデータの時系列データを取得できるよう整備を推進。また、個人や企業等の情報保護を確保しつつ、調査票情報の二次的利用の推進、特にオンサイト利用の拡大に向けて、引き続き利用者の要望に応じて様々な集計が可能となるよう調査票情報に係る提供基盤を整備。また、行政保有データ(統計関連)の棚卸結果や、民間ニーズ等も踏まえ、データの公開を推進。 ・これらにより、統計データの高度利用を一層促進し、証拠に基づく政策立案(EBPM)の実現とともに、新たなサービスの創出に寄与。 KPI(進捗): e-Statで提供する統計情報データベースの登録データ数、匿名データ及び調査票情報の提供数 KPI(効果): e-Statでのデータベース利用件数、APIリクエスト件数、LODリクエスト件数及びオンサイト施設利用数</p>
				統計改革推進会議最終とりまとめ	平成29年5月19日	※全般的に関係

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

※5 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

注 本政策の評価については、総務省政策評価基本計画(平成29年総務省訓令第110号)を作成した29年度末時点では、令和元年度に実施することとされていたが、公的統計について、現在、統計委員会等において、それぞれ議論され検証が行われているところであり、政策の評価に当たっては、これらの検証結果等を踏まえることが不可欠であるため、評価年度を1年繰り下げ、令和2年度に実施することとした。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		消防防災体制の充実強化				
評価方式		総合・実績・事業	政策目標の達成度合い	モニタリング実施（評価は未実施）	番号	⑱
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	16,789,169	11,547,245	12,020,506	17,074,772	13,585,416
	補正予算	1,907,802	2,804,409	5,079,840		
	繰越し等	-1,087,999	3,130,649	-1,343,167		
	計	17,608,972	17,482,303	15,757,179		
		<0>	<0>	<0>		
執行額		15,126,665	14,567,358	14,534,638		

政策評価調書（個別票2）

政策名	消防防災体制の充実強化					番号	⑱	(千円)			
	予 算 科 目					予 算 額					
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	元年度 当初予算額		2年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	消防庁	消防防災体制等整備費	消防防災体制等の整備に必要な経費				13,917,212	12,170,732
	●	2	一般	消防庁	消防防災体制等整備費	消防防災体制等の整備に係る技術研究開発に必要な経費				486,599	627,277
	●	3	東日本大震災復興特別	復興庁	生活基盤行政復興政策費	消防防災体制等の整備に必要な経費				418,144	380,712
	●	4	東日本大震災復興特別	復興庁	生活基盤行政復興事業費	消防防災体制等の整備に必要な経費				2,252,817	406,695
	小計						17,074,772 <> の内数		13,585,416 <> の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1									
	◆	2									
	◆	3									
	◆	4									
	小計						<> の内数		<> の内数		
対応表において○となっているもの	○	1				< >				<	>
	○	2				< >				<	>
	○	3				< >				<	>
	○	4				< >				<	>
	小計						<> の内数		<> の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1				< >				<	>
	◇	2				< >				<	>
	◇	3				< >				<	>
	◇	4				< >				<	>
	小計						<> の内数		<> の内数		
合計						17,074,772 の内数		13,585,416 の内数			

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成31年度実施政策)

(総務省31-19)

政策(※1)名	政策19: 消防防災体制の充実強化		担当部局課室名	消防庁総務課 他13課室等			作成責任者名	消防庁総務課長 五味 裕一	
政策の概要	国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。						分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	【最終アウトカム】: 国民の身体、生命及び財産を火災から保護し、水・火災、地震等の災害を防除し、これらの災害の被害の軽減等を図る。 【中間アウトカム】: 消防団及び自主防災組織等を中心とした地域防災力の向上 常備消防を中心とした自治体の消防・防災及び危機管理機能の強化 緊急消防援助隊の登録隊数の増加を中心とした大規模災害時等の広域応援体制の充実						政策評価実施予定時期	令和2年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	年度ごとの目標(値)			年度ごとの実績(値) ^(※2)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度	29年度	30年度	31年度		
緊急消防援助隊の機能を強化すること	① 緊急消防援助隊の登録隊数 <アウトカム指標>	5,658隊 (平成29年4月1日現在)	平成28年度	6,000隊	平成30年度	5,800隊以上	6,000隊以上	—	大規模災害等が発生した場合に全国規模での消防応援を行う緊急消防援助隊の充実強化が必要であることを踏まえて、平成26年3月に策定した、消防組織法に基づく「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」において、平成30年度末までに6,000隊規模とされていることから、指標として設定。年度ごとの目標値は、各年における増隊数を平準化して設定。なお、全都道府県を対象にヒアリングを実施するなど、地元消防力の確保にも配慮し増隊を推進。 【参考】 5,301隊(平成28年4月1日現在) 4,984隊(平成27年4月1日現在)
						5,978隊 (平成30年4月1日現在)	6,258隊 (平成31年4月1日現在)	—	
消防防災体制の充実強化のため消防の広域化を推進	② 消防組織法に基づき広域化が実現した広域化対象市町村の組合せ数(ブロック数)(累計値) <アウトカム指標>	48ブロック (平成29年3月31日現在)	平成28年度	実現ブロック数(累計値)の増加	令和元年度	実現ブロック数(累計値)の増加			人口減少の進行により、人的・財政的な資源に限られる中で、消防は複雑化・多様化する災害に適切に対応するため、持続可能な消防体制を維持する必要がある。これを踏まえ、消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現し、消防体制の充実強化を図ることは消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。 【参考1】 40ブロック(平成28年3月31日現在) 35ブロック(平成27年3月31日現在) 【参考2】 消防本部数 728本部(平成31年3月31日現在) うち、管内人口10万未満の消防本部数 433本部(59%)
大規模地震時の消防水利確保のため、耐震性貯水槽の整備を推進	3 耐震性貯水槽の整備数(累計値) <アウトカム指標>	110,707基 (平成28年4月1日現在)	平成28年度	整備数(累計値)の増加	令和元年度	整備数(累計値)の増加			大規模地震発生時には、地震動による配水管の破損、水道施設の機能喪失等により消火栓の使用不能状態が想定され、消火活動に大きな支障を生ずることが予想される。こうした大規模災害から、住民生活の安心・安全を確保するため、消防防災施設の整備を促進することが重要であることから、指標として設定。 【参考】 107,810基(平成27年4月1日現在) 100,085基(平成26年4月1日現在)
常備消防力の強化などにより、地方公共団体における消防防災体制を充実強化すること	4 受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の重症以上傷病者搬送事案)の割合 <アウトカム指標>	2.7% (平成27年中)	平成28年度	事案の割合の減少(対前年度減)	令和元年度	事案の割合の減少(対前年度減)	事案の割合の減少(対前年度減)	事案の割合の減少(対前年度減)	救急搬送において、受入医療機関の選定困難事案が発生している状況を踏まえ、平成21年に厚生労働省と共同で都道府県に実施基準の策定と実施基準に関する協議会の設置の義務付け等を内容とする消防法改正を行った。この改正消防法による実施基準に基づく救急業務の実施等、救急救命体制の充実により、受入医療機関の選定困難事案(例として、受入照会回数4回以上の搬送事案)の割合の低下につながると考えられることから、指標として設定(消防庁では、各都道府県の取組状況や課題の把握、効果的な運用を図っている地域の取組事例等の把握・紹介などにより、上記実施基準のフォローアップに取り組むなど、選定困難事案の解消を図っている。) 【参考】 (平成26年中) 重症以上傷病者搬送事案 3.2% 産科・周産期傷病者搬送事案 3.8% 小児傷病者搬送事案 2.4% 救命救急センター等搬送事案 3.6% (平成25年中) 重症以上傷病者搬送事案 3.4% 産科・周産期傷病者搬送事案 4.3% 小児傷病者搬送事案 2.7% 救命救急センター等搬送事案 3.9%
救急救命体制の充実強化及び救命率の向上を推進	受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の産科・周産期傷病者搬送事案)の割合 <アウトカム指標>	3.7% (平成27年中)	平成28年度	事案の割合の減少(対前年度減)	令和元年度	2.3% (平成28年中)	2.2% (平成29年中)	—	
	受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の小児傷病者搬送事案)の割合 <アウトカム指標>	2.4% (平成27年中)	平成28年度	事案の割合の減少(対前年度減)	令和元年度	3.5% (平成28年中)	3.3% (平成29年中)	—	
	受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の救命救急センター搬送事案)の割合 <アウトカム指標>	3.3% (平成27年中)	平成28年度	事案の割合の減少(対前年度減)	令和元年度	2.0% (平成28年中)	1.7% (平成29年中)	—	
						2.6% (平成28年中)	2.5% (平成29年中)	—	

常備消防力の強化などにより、地方公共団体における消防防災体制を充実強化すること	救急救命体制の充実強化及び救命率の向上を推進	5	心肺機能停止傷病者への応急手当実施率(救急現場において住民により実施されたもの) ＜アウトカム指標＞	48.1% (平成27年中)	平成28年度	応急手当実施率の向上 (対前年度増)	令和元年度	応急手当実施率の向上 (対前年度増)	48.9% (平成28年中)	49.9% (平成29年中)	—	救急出動要請から救急隊が現場に到着するまでに要する時間は、平均8.6分(平成27年中)であり、この間に、現場に居合わせた人による応急手当が実施されることで大きな救命効果が期待される。救急業務の一環として、応急手当の普及啓発を図り、心肺機能停止傷病者への救急現場近くの住民による応急手当の実施により、救命率の向上が期待できることから指標として設定。 【参考】 47.2%(平成26年中) 44.9%(平成25年中)	
	海外被災地において効果的に捜索救助活動をするため、国際消防救助隊員に対する教育訓練を実施	6	国際消防救助隊の教育訓練参加隊員数 ＜アウトプット指標＞	年間213人	平成28年度	年間200人	令和元年度	年間200人	209人	年間200人	231人	—	国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助隊(JDR)の一員である国際消防救助隊(IRIT-JF)の訓練・研修等を推進し、能力強化を図ることは、迅速・効果的に国際救助要請に対応できる体制の整備につながることを踏まえて、全ての国際消防救助隊員(599人)が、3か年を1サイクル(平成29年度～平成31年度)とする訓練・研修等に参加することにより、高いレベルでの救助技術の均一化を図るための目標として設定。 【参考】 221人(平成27年度) 213人(平成26年度)
	防災拠点となる公共施設等の耐震化を推進	7	防災拠点となる公共施設等の耐震化率 ＜アウトカム指標＞	90.9% (平成28年3月31日現在)	平成28年度	耐震化率の増加 (対前年度増)	令和元年度	耐震化率の増加 (対前年度増)			—	公共施設は、多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たすものであり、防災拠点となる公共施設等の耐震化率の増加が、地域における総合的な防災力の強化につながることから、指標として設定。 【参考】 88.3%(平成27年3月31日現在) 85.4%(平成26年3月31日現在)	
消防団等地域防災力を強化すること	消防団員数 ＜アウトプット指標＞	⑧	856,278人 (平成28年4月1日現在)	平成28年度	団員数の増加 (対前年度増)	令和元年度	団員数の増加 (対前年度増)	850,331	843,667	—	消防団は地域における消防防災の中核として、火災時における消火活動をはじめ、多数の要員を必要とする地震等大規模災害時の対応など、幅広い分野で重要な役割を果たしており、地域防災の要である消防団員数の増加が地域における総合的な防災力の強化につながることから、指標として設定。 【参考】 (平成27年4月1日現在) 消防団員数 859,995人 女性消防団員数 22,747人 学生消防団員数 3,017人 (平成26年4月1日現在) 消防団員数 864,347人 女性消防団員数 21,684人 学生消防団員数 2,725人		
	女性消防団員数 ＜アウトプット指標＞		23,899人 (平成28年4月1日現在)	平成28年度	団員数の増加 (対前年度増)	令和元年度	団員数の増加 (対前年度増)	24,947	25,981	—			
	学生消防団員数 ＜アウトプット指標＞		3,255人 (平成28年4月1日現在)	平成28年度	団員数の増加 (対前年度増)	令和元年度	団員数の増加 (対前年度増)	3,995	4,562	—			
Jアラートや防災行政無線の整備により緊急情報の伝達体制を強化すること	災害時に住民へ防災情報を伝達し警戒を呼びかけるため防災行政無線の整備を実施	10	市町村防災行政無線(同報系)の整備率 ＜アウトプット指標＞	82.0% (平成28年3月31日現在)	平成28年度	整備率の増加 (対前年度増)	令和元年度	整備率の増加 (対前年度増)	83.8% (平成29年3月31日現在)	84.1% (平成30年3月31日現在)	—	市町村防災行政無線(同報系)は、市町村庁舎と地域住民とを結ぶ無線網である。災害時においては、一刻も早く住民に警戒等の防災情報を伝達し、警戒を呼びかけることが、住民の安全・安心を守る上で極めて重要であるが、まだ未整備の自治体も存在している。市町村防災行政無線(同報系)の整備率の向上は、災害時の住民への情報伝達体制を強化し、消防防災体制の充実強化につながるから、指標として設定。なお、市町村防災行政無線は、各自治体が整備することから、具体的な数値目標を立てられないため、方向性のみ示したものである。 【参考】 81.2%(平成27年3月31日現在) 80.1%(平成26年3月31日現在)	
							令和元年度	カバー率の増加 (対前年度増)	82.7%	83.2%	—		

消防庁の危機管理機能を効率化も図りつつ充実・確保すること	消防庁の危機管理機能を効率化も図りつつ充実・確保するためシステムのコスト削減	11	消防庁所管システムの運用・保守経費 ＜アウトカム指標＞	687,750千円	平成 25年度	3割以上の削減 (対基準年度)	令和 3年度	基準年度と比較して3割以上の減少 (令和3年度までの目標値)			情報システムの効率的な運用が求められている現状を踏まえて、消防防災業務を支援する業務・システムについて、それぞれのシステムの更新に際し、一元化等を通じ、運用・保守経費の低減・効率化を行うとともに、一元化に併せて必要なシステムに限定して機能強化・高度化を図ることが重要であることから指標として設定。 なお、「デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日eガバメント関係会議決定)」及び「総務省デジタル・ガバメント中長期計画(平成30年6月22日総務省行政情報化推進委員会決定)」において、主要測定指標(KPI)として「運用コストを平成25年度比で3割削減」とされたことを受け、これに合わせ目標値を設定。 【参考】 632,643千円(平成28年度) 581,662千円(平成27年度)
								630,133千円	641,192千円	—	
消防庁及び地方公共団体の災害対応能力向上のため訓練を実施	消防庁及び消防庁と地方公共団体が連携して実施した訓練の回数 ＜アウトカム指標＞	12	66回	平成 28年度	訓練の実施 (基準年度程度)	令和 元年度	訓練の実施 (基準年度程度)	訓練の実施 (基準年度程度)	訓練の実施 (基準年度程度)	消防庁の危機管理能力の向上を図るとともに、消防庁と地方公共団体の消防機関が連携した災害対応能力の向上を図る必要があることから、指標として設定。 【参考】 61回(平成27年度) 58回(平成26年度)	
							82回	80回	—		
火災予防対策を推進すること	住宅火災における被害軽減のため防火対策に関する啓発を実施	13	住宅火災件数 ＜アウトカム指標＞	12,097件 (平成27年中)	平成 28年度	件数の減少 (対前年度減)	令和 元年度	件数の減少 (対前年度減)	件数の減少 (対前年度減)	件数の減少 (対前年度減)	我が国の住宅防火対策は、平成19年に策定された「住宅防火対策のさらなる推進に関する具体的実践方策」に基づき継続的に進めているところであり、住宅防火対策の一層の推進により、住宅火災件数の減少が見込まれる。住宅火災による死者数を減らすためにも住宅火災件数を減少させることが必要であることから、住宅火災件数を指標として設定。 【参考】 住宅火災件数 12,922件、住宅火災死者数1,006人(平成26年中) 住宅火災件数 13,621件、住宅火災死者数 997人(平成25年中)
								11,354件 (平成28年中)	11,408件 (平成29年中)	—	
危険物事故対策を推進すること	国民の安全確保のため危険物事故対策を実施	14	危険物施設における事故(震度6以上の地震により発生したものを除く。)の件数(基準・目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数) ＜アウトカム指標＞	573件 (平成24年～平成28年の平均)	平成 28年度	件数の減少 (対前回比減)	令和 元年度	件数の減少 (対前回比減)	件数の減少 (対前回比減)	件数の減少 (対前回比減)	危険物施設における事故件数は、平成6年頃を境に増加傾向に転じ、平成19年をピークにその後横ばい状態で推移している現状を踏まえて、危険物施設における事故防止対策の推進により、危険物施設における事故件数の減少が見込まれ、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながるから、指標として設定。 【参考】 573件(平成24年～平成28年の平均) 576件(平成23年～平成27年の平均)
								572件 (平成25年～平成29年の平均)	581件 (平成26年～平成30年の平均)	—	
コンビナート災害対策等を推進すること	国民の安全確保のためコンビナート災害対策等を実施	15	石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所の事故(地震により発生したものを除く。)の件数(基準・目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数) ＜アウトカム指標＞	243件 (平成24年～平成28年の平均)	平成 28年度	件数の減少 (対前回比減)	令和 元年度	件数の減少 (対前回比減)	件数の減少 (対前回比減)	件数の減少 (対前回比減)	平成6年以降、事故件数は増加傾向にあり、近年は、250件前後で推移している現状にあることを踏まえて、石油コンビナート等特別防災区域における事故防止対策の推進は、その防災区域のみならず、周辺の事業所や周辺の住民の安心・安全の確保につながり、対策の結果として特別防災区域における事故件数の減少が見込まれ、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながるから、指標として設定。 【参考】 235件(平成23年～平成27年の平均) 235件(平成22年～平成26年の平均)
								243件 (平成25年～平成29年の平均)	260件 (平成26年～平成30年の平均)	—	
消防防災分野の科学技術に関する研究開発を行い、その成果を技術基準等の改正や政策等へ反映すること	技術基準等の改正や政策等への科学技術の反映のため研究開発を実施	16	研究開発事業の実施件数 ＜アウトカム指標＞	21件	平成 28年度	研究開発事業の実施 (基準年度程度)	令和 元年度	研究開発事業の実施 (基準年度程度)	研究開発事業の実施 (基準年度程度)	研究開発事業の実施 (基準年度程度)	消防防災活動や防火安全対策等を実施する上で生じた課題や東日本大震災、集中豪雨、台風等の災害において明らかになった課題を解決するため、災害の予防、被害の軽減、原因の究明等の消防防災分野の科学技術に関する研究開発を行い、その成果を技術基準等の改正や政策等へ反映するとともに、消防防災の現場等に活用されるよう成果の普及を行うことが重要であることから、指標として設定。 【参考】 18件(平成27年度)、20件(平成26年度)
								21件	18件	—	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)※3)			関連 する 指標 (※4)	達成手段の概要等	平成31年度行政事業 レビュー事業番号
		29年度	30年度	31年度			
(1)	緊急消防援助隊の機能強化 (平成16年度)	7,122百万円 (6,988百万円)	8,302百万円 (7,764百万円)	8,444百万円	1	<p>東日本大震災における緊急消防援助隊の活動を踏まえ、今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震等の国家的非常災害への対応力を高めるため、第四期基本計画(令和元年～5年度)に基づき部隊規模を6600隊に増隊することとし、緊急消防援助隊の充実強化を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・緊急消防援助隊登録隊数(5年ごとに基本計画を改定し、設定)(第4期計画(R1-5)):6,600隊(令和5年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・国の支援措置(補助金及び無償使用)による車両等整備数:340台(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 国庫補助事業等により緊急消防援助隊の活動に必要な車両・資機材等の整備を促進することにより、大規模災害時において充実した車両資機材や消防防災通信基盤を活用することで緊急消防援助隊が円滑に活動することが可能となるため、緊急消防援助隊の機能の強化に寄与する。</p>	0154
(2)	常備消防力の強化等地方公共団体における消防防災体制の充実強化 (昭和28年度)	1,551百万円 (1,492百万円)	1,873百万円 (1,709百万円)	3,614百万円	2～7	<p>消防防災体制の充実強化を図るため耐震性貯水槽等の整備への補助金交付、各種調査、検討、助言、研修及び普及啓発等を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・実施基準について運用改善を行った都道府県数:47都道府県(平成30年度) ・国際消防救助隊の教育訓練の参加隊員数 ・消防大学校における消防職員・消防団員の訓練参加人数 ・全国の消防吏員に占める女性消防吏員比率:5%(平成38年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・消防防災施設整備費補助金の交付件数:392件(平成30年度) ・消防の広域化に係るアドバイザーや職員の派遣による助言等の実施件数:5件(平成30年度) ・傷病者搬送等に関して都道府県が定める基準に係る実態調査及びフォローアップの実施回数:47回(平成30年度) ・国際消防救助隊の教育訓練の回数:4回(平成30年度) ・消防大学校における消防職員・消防団員の訓練回数:34回(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 平時において、耐震性貯水槽等の整備への補助金交付、各種調査、検討、助言、研修及び普及啓発等を行うことにより、災害発生時に国民の生命、身体及び財産を迅速かつ的確に災害から保護することが可能となるため、地方公共団体における消防防災体制の充実強化することに寄与する。</p>	0155
(3)	消防団等地域防災力の充実強化 (平成20年度)	1,327百万円 (1,111百万円)	1,859百万円 (1,589百万円)	4,849百万円	8・9	<p>入団促進キャンペーン等の各種広報、消防団員確保アドバイザーの派遣、女性消防団員活性化大会等の開催、災害伝承、少年消防クラブや自主防災組織の表彰、オフロードバイク・ドローン・小型動力ポンプを消防学校に無償で貸し付け教育訓練する事業、市町村等への救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車無償貸付等を実施するとともに、消防団の救助能力を向上させるための資機材整備のための補助を新たに実施すること等により、消防団員の災害対応能力の向上等を図り地域防災力の一層の強化を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・消防団員数:843,668人(平成31年度) ・女性消防団員数:25,982人(平成31年度) ・学生消防団員数:4,563人(平成31年度) ・自主防災組織の活動カバー率:83.3%(平成31年度) ・津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの策定市町村(海岸線を有する市町村等):664団体(平成31年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・無償貸付車両を用いた訓練の実施市町村数:571団体(平成30年度) ・消防団員等充実強化アドバイザーの派遣回数:28回(平成30年度) ・災害伝承10年プロジェクトの実施(語り部の派遣)回数:100回(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 入団促進キャンペーン等の各種広報、消防団員確保アドバイザーの派遣等を実施するとともに、各都道府県消防学校に消防団車両や資機材を無償で貸し付け訓練を実施すること等により、消防団員の災害対応能力の向上が図られ、地域防災力を一層強化することに寄与する。</p>	0156

<p>(4)</p>	<p>Jアラートによる緊急情報の伝達体制の強化 (平成21年度)</p>	<p>327百万円 (292百万円)</p>	<p>428百万円 (379百万円)</p>	<p>437百万円</p>	<p>10</p>	<p>弾道ミサイル情報、津波警報、緊急地震速報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を迅速に伝達するため、Jアラートの整備・管理・運用を行うとともに、住民に対する伝達手段の多重化を促進することにより、住民が国内のどこにいてもこれらの緊急情報を受け取ることを可能とする。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・試験時、住民への情報伝達を実施できた市町村数 ・Jアラートによる情報伝達手段を複数有している市町村数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 定期的な試験を実施することにより、実事案時の不具合発生を抑制し、住民への緊急情報の伝達漏れを防ぎ、また、Jアラートと連携する情報伝達手段の新たな多重化を進めることにより、住民の迅速かつ確実な避難の実施につながり、国民への緊急情報の伝達体制を強化することに寄与する。</p>	<p>0157</p>
<p>(5)</p>	<p>消防庁危機管理機能の充実・確保 (平成19年度)</p>	<p>1,319.7百万円 (1210百万円)</p>	<p>1,137百万円 (970百万円)</p>	<p>835百万円</p>	<p>11・12</p>	<p>消防防災・危機管理センター等に必要な機器等を整備・管理するほか、地方公共団体等と連携した災害対応訓練を行い、平時から実働能力の向上を図るとともに、消防防災業務に係るシステムについてシステム一元化等を通じた運用保守の効率化、機能強化・高度化、バックアップシステムの構築を行いシステムの強靱化を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・情報システムの運用経費の削減額の目標値に対する達成度:202百万円(令和3年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・一元化後のシステム数の維持(18システム):100%(平成30年度) ・消防庁及び消防庁と地方公共団体とが連携して実施した訓練の実施回数:85回(平成30年度) ・災害対応の実施回数:33回(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 消防防災・危機管理センター等に必要な機器等を整備・管理し、また、消防防災業務に係るシステムについてシステム一元化等を通じた運用保守の効率化、機能強化・高度化等を行うことにより、災害対応事務の効率化・確実化が推進されることとなるため、消防庁の危機管理機能の向上を図りつつ充実・確保することに寄与する。</p>	<p>0158</p>
<p>(6)</p>	<p>火災予防対策の推進 (平成20年度)</p>	<p>73百万円 (63百万円)</p>	<p>87百万円 (64百万円)</p>	<p>85百万円</p>	<p>13</p>	<p>住宅防火防災シンポジウムの開催等により住宅用火災警報器の設置対策を進め住宅防火安全度の向上を図るほか、違反是正支援アドバイザー(違反是正に関する知識・経験を有する消防職員等)を派遣するなど効果的かつ効果的な違反是正体制を充実強化し、防火対象物の消防法違反の是正を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・住宅火災件数 ・住宅火災死者数 ・住宅用火災警報器設置率 ・是正させた特定違反対象物数:153件(平成31年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・違反是正支援アドバイザー:48回(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 住宅用火災警報器の設置対策を進めるとともに、違反是正支援アドバイザーを派遣するなど効果的かつ効果的な違反是正体制を充実強化することにより、防火対象物の安全度の向上が図られ、火災予防対策を推進することに寄与する。</p>	<p>0159</p>
<p>(7)</p>	<p>危険物事故防止対策の推進 (平成20年度)</p>	<p>65百万円 (47百万円)</p>	<p>64百万円 (56百万円)</p>	<p>86百万円</p>	<p>14</p>	<p>危険物施設における事故情報等の把握、業種を超えた事故情報等の共有を図るとともに、危険物等事故防止対策実施要領等を踏まえた事故防止対策を推進し、危険物事故防止に関する国民への普及啓発及び消防機関への助言を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・危険物施設に係る事故件数:580件(令和元年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・危険物施設に係る検討会及び連絡会開催回数:21回(平成30年度) ・調査研究等の実施回件数:1回件(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 危険物施設に係る事故情報等の把握、業種を超えた事故情報等の共有を図るとともに、危険物事故防止に関する国民への普及啓発及び消防機関への助言を行うことにより、同種事故の発生の防止が図られ危険物事故対策を推進することに寄与する。</p>	<p>0160</p>
<p>(8)</p>	<p>コンビナート災害対策等の推進 (平成20年度)</p>	<p>21百万円 (15百万円)</p>	<p>17百万円 (12百万円)</p>	<p>17百万円</p>	<p>15</p>	<p>石油コンビナートの防災について、平時の予防、異常時の初動対応、事故の拡大防止や被害の軽減、復旧等の総合的な対策の推進を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所に係る事故件数:240件(平成31年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・石油コンビナートの防災に係る検討会開催回数:3回(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 検討会を開催すること等により、平時の予防、異常時の初動対応、事故の拡大防止や被害の軽減、復旧等の総合的な対策の推進が図られ、コンビナート災害対策を推進することに寄与する。</p>	<p>0161</p>

(9)	消防防災分野の研究開発に必要な経費 (平成23年度)	279百万円 (271百万円)	306百万円 (298百万円)	576百万円	16	<p>消防防災分野の研究開発を行い、研究成果による知見等を踏まえ、新たな技術を用いた設備や素材用の危険性の把握や安全対策について検討し、技術基準等の改正や施策等へ反映する。 また、研究成果による知見等を踏まえ、火災・危険物流出事故等に係る消防庁長官調査を実施するとともに、火災・危険物流出事故等に係る消防機関の原因調査への技術支援を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・当該年度の研究開発課題に対する研究開発評価の実施率 【活動指標(アウトプット)】 ・実施した研究開発事業:18件(平成30年度) ・消防庁長官調査の実施件数:4件(平成30年度) ・消防機関の原因調査への技術支援件数:150件(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 消防防災分野の研究開発を実施し、研究成果による知見を活用することにより、技術基準等の改正や政策等への反映を通じて、事業所の安全確保を始め、消防機関が行う災害の予防、被害の軽減、原因の究明等の業務の効率化に寄与する。</p>	0162
(10)	消防組織法(昭和22年) 消防法(昭和23年)	-	-	-	1~16	<p>火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資する。</p>	
(11)	戦略的イノベーション創造プログラム (内閣府からの移替え) (平成26年度)	16百万円 (15.2百万円)	39百万円 (39百万円)	0百万円	-	<p>「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」では、総合科学技術・イノベーション会議が関係府省の取組を俯瞰して、我が国産業における有望な市場創造、日本経済再生につなげるために推進すべき課題・取組を特定し、必要な経費を当該会議が定める方針の下に重点配分することとなっている。 消防庁としては、石油タンク周辺施設の効果的な液状化対策技術の研究開発を行う。</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」の枠組みの中で、石油タンク周辺施設の効果的な液状化対策技術の研究開発を行うことにより、「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」が目標とする橋梁・港湾・貯蔵施設等に利用できる総合的な液状化対策の指針の整備が進められるため、消防機関が行う災害の予防、被害の軽減、原因の究明等の業務の効率化に寄与する。</p>	内閣府0039
(12)	消防防災施設等の災害復旧に必要な経費 (復興庁からの移替え) (平成24年度)	5,345百万円 (2,896百万円)	1,679百万円 (1,331百万円)	2,987百万円	-	<p>東日本大震災により被害を受けた消防防災施設及び消防防災設備の復旧を実施するために必要となる経費の一部を被災地方公共団体に補助するもの。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・復旧の完了した被災消防庁舎数:87件 【活動指標(アウトプット)】 ・補助金交付件数:85件(平成30年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 東日本大震災により被害を受けた消防防災施設等の復旧について補助を実施することにより、消防防災体制が復旧することで、国民の生命、身体及び財産の保護等が図られ、国民の安心と安全の向上に寄与する。</p>	復興庁0031
(13)	福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域での消防活動等に要する経費(原子力災害避難指示区域消防活動費交付金) (復興庁からの移替え) (平成25年度)	91百万円 (91百万円)	202百万円 (169百万円)	403百万円	-	<p>東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定された避難指示区域における大規模林野火災等の災害に対応するため、避難指示区域の消防活動に伴い必要となる資機材の整備等に要する経費、福島県内消防本部の消防車両等及び福島県外のヘリコプターによる消防応援活動に要する経費、福島県内外の消防本部等の消防応援に係る訓練に要する経費を交付金により措置するもの。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・代替指標/本交付金で対象としている消防応援活動があった災害件数(少ないほうがよい) 【活動指標(アウトプット)】 ・交付金の件数:50件(平成30年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 避難指示区域に係る消防活動等について本交付金の交付を実施することにより、避難指示区域における消防防災体制を確保することで、国民の生命、身体及び財産の保護等が図られ、国民の安心と安全の向上に寄与する。</p>	復興庁0032
(14)	緊急消防援助隊の出動経費(緊急消防援助隊活動費負担金) (復興庁からの移替え) (平成25年度)	83百万円 (74百万円)	39百万円 (32百万円)	16百万円	-	<p>東日本大震災において、消防庁長官の指示に基づき出動し、福島県等の被災地に派遣され活動した緊急消防援助隊のヘリコプターに対し、放射能汚染により増加したエンジン内部の除染等の掛かり増し経費を国費で負担するもの。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・除染を全て完了したヘリコプターエンジン数(部分的除染を除く):42基(令和5年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・放射能汚染により除染等の掛かり増し経費が発生したヘリコプターエンジン数(整備予定エンジン):3基(平成30年度) ・放射能汚染により除染等の掛かり増し経費が発生したヘリコプターエンジン数(故障整備を見込んだ予備エンジン):0基(平成30年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 東日本大震災において、消防庁長官の指示により出動し、放射能汚染により増加したエンジン内部の除染等の掛かり増し経費について、国費で負担することにより、緊急消防援助隊制度の実効性を確保することで、国民の生命、身体及び財産の保護等が図られ、国民の安心と安全の向上に寄与する。</p>	復興庁0033

政策の予算額・執行額	17,526百万円 (14,567百万円)	15,757百万円 (14,535百万円)	17,075百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年6月21日	被災者の迅速な救命・救助や被害の最小化を図るため、ISUTなどのICTを活用した情報共有、域外からの緊急援助体制や広域化をはじめとした消防体制の強化を行うとともに、応援体制に加え、受援等災害対応の運用の基盤の確立を図る。国及び地方自治体の災害救助体制や消防団を中核とした地域防災力の充実強化、行政・NPO・ボランティア等の三者連携の強化及びコーディネート人材の育成、自主防災組織等の育成・教育訓練、防災拠点等となる学校等公共施設等の耐震化などの防災・避難所機能強化、新技術を活用した河川管理の高度化・避難の迅速化等により、地域の災害対応力の向上を図る。被災地の早急な復旧・復興に向けて、緊急災害対策派遣隊の体制・機能の拡充・強化、地方自治体職員の中長期派遣体制整備に取り組む。被災者の速やかな生活再建を図るため、被災者支援制度の充実や福祉との連携を検討する。南海トラフ地震に備えた計画的避難体制を確立するとともに、国民の正しい理解につなげる広報の充実を図る。 安全なまちづくりに向け、住宅・建築物の耐震化や地盤の強化、木造密集市街地の改善、無電柱化、民間投資の活用を進める。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修を促進するため、着実な支援の実施、不動産証券化手法の活用等に努める。災害派遣医療チームの強化された司令塔機能の活用等を進めるとともに、医療活動訓練等において医療モジュールの実証を推進する。「世界津波の日」を通じて、国内外において津波防災の重要性を普及啓発する。
					第198回国会総務大臣所信	平成31年2月14日	<p>昨年は、大阪北部地震、七月豪雨、台風第二十一号、北海道胆振東部地震など、大規模な災害が相次ぎました。こうした状況に鑑み、第二次補正予算において、七億円を特別交付税の総額に加算しました。災害からの復旧・復興に向け、被災地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、適切に対応します。</p> <p>また、南海トラフ地震、大規模風水害及び放射性物質、生物剤又は化学剤などによるテロ災害に対応するための緊急消防援助隊の強化、消防団の団員の入団促進や処遇の改善、さらに、災害時における、より効果的な活動を図るための救助用資機材の更なる配備などによる地域防災力の充実強化などを推進し、消防力を強化します。</p> <p>加えて、G20大阪サミットや東京オリンピック・パラリンピックなどの開催に向けた安心・安全対策や、聴覚・言語機能障害者が音声によらない一・九番通報を行うことができるシステムの全国展開、災害時の情報伝達手段の強化などを進めます。</p>

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。